

グローバル人材育成の推進に関する

政策評価書

平成29年7月

総務省



## 前 書 き

少子高齢化・人口減少により国内市場が縮小し、企業の海外進出が急速に進んでいる中、我が国企業のグローバル市場開拓に資する人材の確保が求められている。

このような中、第2期の「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材等の養成・確保を図り、成長分野の産業活性化や新産業の創出などを実現するとの方針が示された。

同計画では、グローバル人材の養成に向けて、①外国語教育の強化、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、③高校・大学等の国際化への支援、④国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化に取り組むこととされている。

一方、企業が海外展開を進める中でグローバル人材の確保が依然として大きな経営課題とされているなど、グローバル人材育成の進捗が懸念される状況となっている。

また、現在、平成30年度を開始年度とする次期教育振興基本計画の策定に向けた作業が進められているところである。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

なお、「グローバル人材」の育成という政策目標については、当省政策評価審議会の委員から、人材育成という観点を踏まえれば、現状における成果指標の達成状況の評価にとどまらず、例えば、グローバル人材育成の目的をより広い視点で捉えた上で、今後の国としての取組の在り方も検討していく必要があることなどから、多様な評価基準や中長期的な視点をもって、その育成状況等のフォローアップを行っていくことが重要であるとの指摘がなされている。



## 目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
5	調査対象機関等	2
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	2
第2	政策の概要	3
1	政策の背景	3
2	第2期教育振興基本計画	3
(1)	グローバル人材育成に関する施策及び関連事業	3
(2)	グローバル人材育成に関する成果指標	8
3	グローバル人材育成に関連する予算の推移	9
第3	政策効果の把握の結果	13
1	グローバル人材育成に関する施策の全体評価	13
2	グローバル人材の確保状況等に関する企業の意識調査	25
3	グローバル人材育成に関する個別の施策・事務事業の実施状況	70
(1)	日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進	70
ア	日本人大学生等の海外留学の促進	70
(ア)	日本人大学生等の海外留学の状況	70
(イ)	スーパーグローバル大学等事業採択大学における海外留学の状況	73
(ウ)	その他（「日本人学生留学状況調査」（JASSO）における日本人留学生の把握方法）	85
イ	外国人留学生の受入促進	88
(ア)	外国人留学生の状況	88
(イ)	スーパーグローバル大学等事業採択大学における外国人留学生の状況	91
(ウ)	その他（留学生交流事業による広報、情報提供等の状況）	99
(2)	大学における英語をはじめとする外国語教育の強化及び国際化のための取組への支援	104
ア	大学における英語をはじめとする外国語教育の強化	104
(ア)	成果指標の達成状況	104
(イ)	GGJ採択大学における英語をはじめとする外国語教育の強化の取組状況	107
イ	大学における国際化のための取組への支援	111

(ア) 成果指標の達成状況	111
(イ) G G J 採択大学における国際化のための取組状況	114
(3) 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化	116
ア 生徒の英語力の向上	116
(ア) 生徒の英語力の状況	116
(イ) 生徒の英語力の向上に関する取組状況	130
イ 英語教員の英語力の向上	147
(ア) 英語教員の英語力の状況	147
(イ) 英語教員の英語力の向上に関する取組状況	151
(4) 高校生等の留学生交流・国際交流及び高校の国際化の推進	157
ア 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進	157
(ア) 海外留学の状況	157
(イ) 海外留学の促進に関する取組状況	158
イ スーパーグローバルハイスクールの創設	160
第4 評価の結果及び勧告	162
1 評価の結果	162
2 勧告	168
関係資料	169
参考資料	173

## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき策定された「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）におけるグローバル人材育成の推進に資する関連施策等を評価の対象とした。

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務・外務・経済産業等担当）  
平成27年12月から29年7月まで

### 3 評価の観点

本政策評価は、「第2期教育振興基本計画」により取り組まれているグローバル人材育成の推進に資する関連施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

### 4 政策効果の把握の手法

#### (1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等からグローバル人材育成に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や関連施策・事業の効果を把握・分析した。

#### (2) 実地調査の実施

関係省、教育委員会、小学校、中学校、高等学校及び大学を対象に、グローバル人材育成の推進に関する取組状況、英語をはじめとする外国語教育の実施状況、日本人学生の海外留学促進や外国人留学生の受入促進に関する取組状況、大学等の国際化に関する取組状況等について実地調査を行い、事務事業の実施状況や効果等を把握・分析した。

#### (3) 意識調査の実施

海外事業に必要な人材の確保状況、新卒採用者のグローバル人材としての評価、企業が大学に求める取組など、企業における海外事業に必要な人材の確保の実情等を把握するため、「海外進出企業総覧会社別編2015年刊」（株式会社東洋経済新報社）に掲載された全ての海外進出企業（海外の現地法人に出資している日本側出資企業）4,932社を対象に意識調査を実施した。

表 意識調査の概要

調査方法	調査期間	対象者数	回答数	回答率
実地調査（任意抽出）	平成28年5～7月	68	68	100%
WEBによるオンライン調査	平成28年7月	4,864	912	18.8%
合 計		4,932	980	19.9%

## 5 調査対象機関等

### (1) 調査対象機関

文部科学省、外務省

### (2) 関連調査等対象機関

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、公立小学校、公立中学校、公立高等学校、国立・公立・私立大学（スーパーグローバル大学等事業採択大学）、海外進出企業

## 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成27年11月17日 政策評価計画
- ② 平成28年11月29日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyokashingikai\\_n/hyokashingikai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html))

## 7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 行政事業レビューシート（文部科学省、外務省）
- ② 学生支援に関する各種調査（独立行政法人日本学生支援機構）
- ③ 英語教育実施状況調査（文部科学省）
- ④ 学校基本調査（文部科学省）
- ⑤ 高等学校等における国際交流等の状況調査（文部科学省）
- ⑥ 海外進出企業CD-ROM2015年度版（株式会社東洋経済新報社）



## 第2 政策の概要

### 1 政策の背景

少子化・高齢化が進行し、生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中で我が国が持続可能な発展を遂げていくために、社会の構成員一人一人の能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくことなどが求められている。

このような中、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定。以下「第2期計画」という。）においては、社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である社会を生き抜く力を誰もが身に付けられるようにするとともに、特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材やグローバル社会において各分野を牽引できるような人材など、未来への飛躍を実現する人材を養成することとされている。

### 2 第2期教育振興基本計画

第2期計画においては、未来への飛躍を実現する人材を養成するため、①優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供、②大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の推進、③外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化の三つの基本施策が掲げられている。

このうち、③のグローバル人材育成に向けた取組の強化については、基本的考え方として、i)日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である、ii)英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組への支援、国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させるとされている。

#### (1) グローバル人材育成に関する施策及び関連事業

第2期計画では、グローバル人材育成に関する施策（主な取組）として、①英語をはじめとする外国語教育の強化、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、③高校・大学等の国際化のための取組への支援、④国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化が掲げられており、それぞれ関連する主な事業（平成27年度）は、図表1のとおり、全て文部科学省の事業である。

図表1 第2期計画におけるグローバル人材育成に関する施策及び主な関連事業  
(文部科学省)

施策	関連事業（平成27年度）	事業の概要
英語をはじめとする外国語教育の強化	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 (文部科学省)	<p>日本再興戦略等の提言を踏まえた下記の具体的な取組を通じて、小・中・高等学校における英語教育等の次期学習指導要領の改訂に向けて、初等中等教育段階における英語教育全体の強化を図る。</p> <p>① 英語教育強化地域拠点事業 小学校英語の早期化・教科化・教員の英語指導力向上の取組、中・高等学校における英語教育の内容の高度化などの先進的な取組を支援するとともに、今後の検討にいかす。</p> <p>② 外国語活動・外国語教育の教材整備等 平成23年度から全面実施された小学校「外国語活動」の円滑な実施において必要な教材整備と、次期学習指導要領改訂（2018年度先行実施、2020年度全面実施）も見据え、外国語活動教材の開発・整備を図る。</p> <p>③ 外部専門機関と連携した英語担当教員の指導力向上事業 事業開始の平成26年度以降、5年間程度をかけ、小学校中核教員、中・高等学校の英語担当教員の全員を対象とした研修を支援する。 併せて、中・高等学校の英語教育について、「英語教育改善プラン」策定・公表後のフォローアップを行う。</p> <p>④ 外部試験団体と連携した英語力調査事業 外部試験実施団体と連携し、生徒等の英語力を把握分析・検証するとともに、教員の指導改善にいかすためのフィージビリティ調査を実施する（平成26年度及び27年度は高校3年生、27年度及び28年度は中学3年生）。</p>
	国際バカロレアの推進 (文部科学省)	<p>世界で活躍できるグローバルリーダーや、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する上で有益なプログラムである国際バカロレアについて、国際バカロレア機構との協力の下、特に高校段階のプログラムである「ディプロマ・プログラム（DP）」の一部科目を日本語でも実施可能とする「日本語DP」の開発・導入等を行うとともに、その普及・拡大に向け、シンポジウム等により情報発信を行う。</p>

高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	<p>大学等の海外留学支援制度の拡充等 (文部科学省)</p>	<p>(大学等の海外留学支援制度) 海外に派遣される日本人学生及び我が国に受け入れる短期留学生に対して、独立行政法人日本学生支援機構を通じて奨学金を支給する。</p> <p>① 長期派遣 (1年以上) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、「修士」又は「博士」の学位取得を目指し、1年以上の期間留学する者</p> <p>② 短期派遣 (1年以内) 日本の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国(地域)の高等教育機関等に1年以内の期間留学する者</p> <p>③ 短期受入 (1年以内) 諸外国(地域)の高等教育機関に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の高等教育機関に1年以内の期間留学する者</p> <p>(注)平成27年度から名称変更:長期派遣→大学院学位取得型、短期派遣→協定派遣、短期受入→協定受入</p>
		<p>(日本人の海外留学促進事業)</p> <p>① 大学、企業等と連携した留学情報の収集及び提供を実施する。</p> <p>② 日本人学生、若手社会人及び外国人留学生が交流する機会を提供する。</p>
	<p>優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ (文部科学省)</p>	<p>(国費外国人留学生制度) 関係省庁と連携し、諸外国の優秀な人材を国費外国人留学生として受入れ、高度人材の養成を行い、我が国のグローバル化、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成、我が国の大学等の教育力・研究力の強化及び国際的知的貢献を図る。</p> <p>本事業では、国費外国人留学生に対し奨学金等を給付するとともに、授業料等は国立大学及び高等専門学校については不徴収、公私立学校については文部科学省又は大学負担としている。</p> <p>(住環境・就職支援等受入れ環境の充実)</p> <p>① 大学等における外国人留学生に対する住環境支援等の生活支援、日本人学生との交流支援、日本国内での就職支援等の優れた取組を支援することで、日本留学の魅力を高め、優秀な外国人留学生の日本留学を増加させる。</p> <p>② 事業成果や取組内容について、事業実施大学以外の大学等と共有し、優れた取組を全国に広める。</p>

		<p>(留学コーディネーター配置事業)</p> <p>① 重点地域ごとに日本留学の司令塔となる留学コーディネーターを配置する。</p> <p>② 在外公館や我が国の政府機関の海外事務所、各大学が設置する海外拠点との連携・協力をを行う。</p> <p>③ 現地の大学、高等学校等とのネットワークを構築する。</p>
	<p>社会総がかりで行う高校生留学促進事業 (文部科学省)</p>	<p>地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加を対象に、都道府県を通じて留学経費の支援を行う(対象となる留学は、原則2週間以上1年未満で、学校単位での応募)。</p> <p>併せて、海外留学への機運を高めさせる取組として、留学経験者や海外勤務者等を高等学校等へ派遣して体験講話する取組や留学フェア等を開催する都道府県に支援する。</p> <p>また、海外で日本語を専攻している外国人高校生を6週間程度招致して、日本の高等学校に体験入学させて交流する取組を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じて実施する。</p>
<p>高校・大学等の国際化のための取組への支援</p>	<p>スーパーグローバルハイスクール (文部科学省)</p>	<p>国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等をスーパーグローバルハイスクールに指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。</p>
	<p>スーパーグローバル大学等事業 (文部科学省)</p>	<p>本事業は、「スーパーグローバル大学創成支援」及び「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」で構成されている。</p> <p>① 「スーパーグローバル大学創成支援」 我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的として、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進め、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、重点支援を行う。</p> <p>② 「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」 経済社会の発展に資することを目的として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を徹底的に強化し推進する組織的な教育体制整備の支援を行う。</p>

	大学の世界展開力強化事業（文部科学省）	国ごとの高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援することにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進する。
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	大学の世界展開力強化事業（文部科学省）（再掲）	(同上)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 関連事業については、グローバル人材育成に関連する事業のうち、主なものを掲載した。

3 スーパーグローバル大学等事業は、施策「高校・大学等の国際化のための取組への支援」以外の施策「英語をはじめとする外国語教育の強化」、「高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進」及び「国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化」にも関連する。

また、第2期計画に基づく関連事業以外に、グローバル人材育成に資する関連事業として、図表2のとおり、生徒の英語力の向上に資するものとして「語学指導等を行う外国青年招致事業（外務省）」、「留学生30万人計画」（平成20年7月文部科学省ほか関係5省策定）に基づく外国人留学生数の増大に貢献することなどを事業目的としている「留学生交流事業（外務省）」をそれぞれ評価の対象とした。

**図表2 グローバル人材育成に資する関連事業（外務省）**

事業（平成27年度）	事業概要
語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）（外務省）	地方公共団体が、関係省（外務省、総務省、文部科学省）及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、外国語指導助手（小・中・高校等における語学指導等）、国際交流員（地方公共団体の国際交流担当部署における国際交流活動）及びスポーツ国際交流員（地方公共団体の関係部署等におけるスポーツを通じた国際交流活動）を招致する。 外務省は、在外公館を通じて、募集・広報、選考及び事前研修を実施するとともに、知日派、親日派であるJETAA（JETプログラムを終了した卒業生有志を中心に構成された親睦団体）による対日理解促進や草の根交流活動等に対し、支援を行う。
留学生交流事業（外務省）	① 諸外国国民に対する日本留学広報事業として、在外公館において、留学アドバイザーの配置、留学説明会の開催等を行う。 ② 優秀な国費外国人留学生の発掘のために、在外公館において、i) 国費留学生募集、ii) 選考作業、iii) 国費留学生の渡日前オリエンテーション・壮行会等を開催する。 ③ 帰国留学生支援として、在外公館において、i) 帰国留学生会組織化支援、ii) 帰国留学生会活動支援、iii) 留学

	<p>成果報告会開催を行う。</p> <p>④ ホームページ（「日本留学総合ガイド」）を作成・運営し、多言語により、国費留学制度をはじめとする日本留学に必要な情報、帰国留学生会に関する情報等を提供する。</p>
--	---

（注）当省の調査結果による。

## （2）グローバル人材育成に関する成果指標

第2期計画では、グローバル人材育成に関する成果指標として、①国際共通語としての英語力の向上、②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%、高等学校：75%）、③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加（平成32年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など）、④大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加、⑤大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加、⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加）が設定されており、グローバル人材育成に関する施策との関係については、図表3のとおりである。

図表3 第2期計画におけるグローバル人材育成に関する成果指標

施策	成果指標（関連KPI）
英語をはじめとする外国語教育の強化	<p>平成29年度</p> <p>（国際共通語としての英語力の向上）</p> <p>① 中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合：50%</p> <p>② 高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合：50%</p> <p>③ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）の設定大学数の増加</p> <p>④ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生の増加</p> <p>⑤ 大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加</p> <p>（英語教員に求められる英語力の目標）</p> <p>⑥ 英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC730点程度以上の英語教員の割合：中学校50%</p> <p>⑦ 英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC730点程度以上の英語教員の割合：高校75%</p>
高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の	<p>平成32年を目途</p> <p>（日本人海外留学生数を倍増）</p> <p>① 大学等6万人→12万人</p>

推進	② 高校3万人→6万人 ③ 外国人留学生数の増加（「留学生30万人計画」の実現）
高校・大学等の国際化のための取組への支援	平成29年度 ① 大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加 ② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加 ③ 4月以外で大学に入学した学生数の増加
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化	未設定

（注）第2期計画に基づき、当省が作成した。

### 3 グローバル人材育成に関連する予算の推移

前述の第2期計画で掲げられたグローバル人材育成に関する施策に関連する主な事業の予算額は、図表4のとおり推移しており、内数予算を除いた施策ごとの平成28年度予算額は、①英語をはじめとする外国語教育の強化が8.3億円、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進が350.6億円、③高校・大学等の国際化のための取組への支援が100.0億円となっている。

また、内数予算を除いた平成24年度以降の予算額全体の推移をみると、26年度の507.8億円をピークに予算額は減少しており、28年度は458.8億円となっている。

図表4 グローバル人材育成に関連する予算の推移（平成24年度～28年度）（文部科学省）  
（単位：億円）

施策	事業	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
英語をはじめとする外国語教育の強化	英語教育強化推進事業	-	1.8	-	-	-
	小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業	-	-	5.7	7.1	7.4
	国際バカロレア事業への拠出	-	0.6	0.7	0.8	0.9
	その他事業 （内数）（注5）	(15,575.5)	(14,878.9)	(15,331.9)	(15,295.6)	(15,285.6)
	合計	0	2.4	6.5	7.9	8.3

高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	高校生留学・交流の推進	-	1.9	-	-	-
	社会総がかりで行う高校生留学促進事業	-	-	2.9	2.9	1.9
	留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業	53.2	52.2	-	-	-
	大学等の海外留学支援制度	-	-	85.1	91.7	87.1
	日本人の海外留学促進事業	-	-	0.8	0.8	0.8
	留学コーディネーター配置事業	-	-	0.9	1.2	1.2
	住環境・就職支援等受入れ環境の充実	-	-	-	0.6	0.6
	外国人留学生奨学金制度の充実	260.3	257.1	242.4	232.9	233.0
	その他事業(注6)	28.9	26.7	26.7	26.2	25.8
	その他事業(内数)(注7)	(1.4)	(1.5)	(1.5)	(3.3)	(1.3)
合計	342.4	338.2	358.8	356.2	350.6	
高校・大学等の国際化のための取組への支援	グローバル人材育成推進事業	50.0	45.0	-	-	-
	スーパーグローバルハイスクール	-	-	8.1	10.5	10.5
	スーパーグローバル大学等事業	-	-	99.0	86.8	71.8
	大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業	26.1	23.5	0.2	-	-



	大学の世界展開 力強化事業	26.5	28.1	27.8	23.6	16.4
	その他事業 (注8)	2.1	1.7	7.5	7.5	1.3
	その他事業 (内数) (注9)	(5.6)	(11.7)	(27.7)	(28.6)	(31.7)
	合計	104.7	98.3	142.5	128.4	100.0
国際的な高等 教育の質保証 の体制や基盤 の強化	大学の世界展開 力強化事業 (再掲)	(26.5)	(28.1)	(27.8)	(23.6)	(16.4)
	合計	0	0	0	0	0
合計		447.2	438.8	507.8	492.5	458.8

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「－」は当該年度に事業が実施されていないことを示す。

3 予算額は、小数第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも一致しない。

4 ( ) 書きは内数予算であり、その予算の内数として、グローバル人材育成関連の事項が含まれているものの、予算額の内訳が特定できないため、全体の予算額を記載した。

5 「その他事業 (内数)」には、義務教育費国庫負担金、大学教育再生加速プログラム及び国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進を含む。

6 「その他事業」には、日本学生支援機構運営費交付金 (留学生事業分)、留学生宿舍の確保、渡日前入学の推進等、日本留学情報発信機能の充実、外国政府派遣留学生の予備教育への協力等、専修学校留学生就職アシスト事業、留学生の就職支援、フォローアップ等の実施、留学生政策の推進及び留学生交流拠点整備事業などを含む。

7 「その他事業 (内数)」には、青少年の国際交流の推進及び青少年国際交流体験推進事業費補助を含む。

8 「その他事業」には、ユネスコ事業への協力 (うち、「ESDグローバル・アクション・プログラム (GAP) 信託基金」及び「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」) 及びスポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラムの一部 (スポーツ・アカデミー形成支援事業) を含む。

9 「その他事業 (内数)」には、成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進のほか、日本/ユネスコパートナーシップ事業、大学教育再生加速プログラム及びグローバル人材の育成に向けたESDの推進を含む。

また、第2期計画に基づく関連事業以外にグローバル人材育成に資する事業として評価対象とした、外務省の「語学指導等を行う外国青年招致事業」及び「留学生交流事業」に係る予算額は、図表5のとおり推移しており、平成28年度予算額はそれぞれ1.3億円、0.9億円となっている。

図表5 グローバル人材育成に関連する予算の推移（平成24年度～28年度）（外務省）

（単位：億円）

事業	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
語学指導等を行う 外国青年招致事業 (注 2)	1.0	1.0	1.1	1.3	1.3
留学生交流事業	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9

(注) 1 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成26年度までは、「語学指導等外国青年招致事業」として実施されていた。

### 第3 政策効果の把握の結果

#### 1 グローバル人材育成に関する施策の全体評価

(要旨)

グローバル人材(注)の育成については、第2期計画において、4つの施策と13の成果指標(関連KPI)が設定されている((1)英語をはじめとする外国語教育の強化は7指標、(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進は3指標、(3)高校・大学等の国際化のための取組への支援は3指標、(4)国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化は指標なし)。

これら13の成果指標全体の達成状況をみると、目標の達成状況に係る評価が困難な1指標を除き、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが5指標、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、目標の達成が困難とみられるものが5指標となっている。

また、施策ごとの成果指標(目標値)の達成状況については、以下のとおりである。

(注) 「グローバル人材」とは、第2期計画において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、i)豊かな語学力・コミュニケーション能力、ii)主体性・積極性、iii)異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材とされている。

- ① 英語をはじめとする外国語教育の強化については、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが2指標(「大学卒業時の英語力の到達目標(例:TOEFL iBT80点)を満たす学生数」、「大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学」)、目標の達成が困難とみられるものが4指標(「中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合」、「高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合」、「英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の中学英語教員の割合」、「英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の高校英語教員の割合」)、目標の達成状況に係る評価が困難なものが1指標(「大学卒業時の英語力の到達目標(例:TOEFL iBT80点)の設定大学数)となっている。
- ② 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進については、目標の達成が困難とみられるものが1指標(「日本人海外留学者数(大学等)」)、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標(「日本人海外留学生数(高校)」、「外国人留学生数)となっている。
- ③ 高校・大学等の国際化のための取組への支援については、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが3指標(「大学における外国人教員等(国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率」、「大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)」、「4月以外で大学に入学した学生数)となっている。

## （「第2期教育振興基本計画」における成果指標の達成状況についての評価）

第2期計画では、グローバル人材育成に関する四つの施策（(1)英語をはじめとする外国語教育の強化、(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、(3)高校・大学等の国際化のための取組への支援、(4)国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化）について、13の成果指標（関連K P I）が設定されている（前述第2政策の概要参照）。

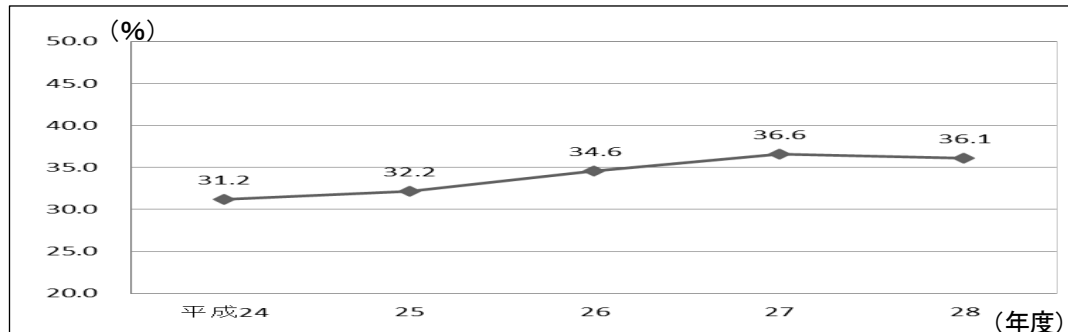
また、施策ごとに関連する成果指標をみると、(1)英語をはじめとする外国語教育の強化が7指標、(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進が3指標、(3)高校・大学等の国際化のための取組への支援が3指標となっており、それぞれ実績値の推移については、以下のとおりである。

### (1) 英語をはじめとする外国語教育の強化

#### ① 中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合

中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合は、図表1-(1)-①のとおり、平成28年度は36.1%となっており、24年度（31.2%）と比べて増加しているが伸びは緩やかであり、現在のペースのままでは目標値（29年度50%）の達成は困難な状況となっている。

図表1-(1)-① 中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合（平成24年度～28年度）

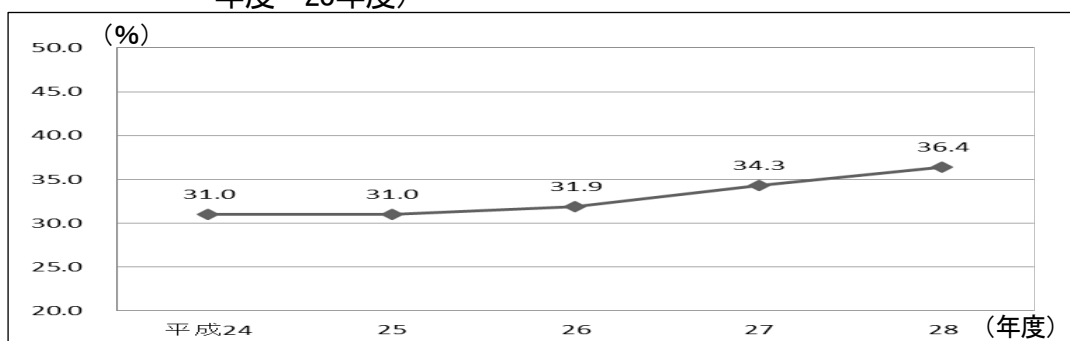


- (注) 1 平成24年度は「『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査」（文部科学省）、25年度から28年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。
- 2 中学校第3学年に所属している生徒のうち、英検3級以上を取得している生徒及び英検3級以上相当の英語力を有していると英語担当教員が判断する生徒の割合である。
- 3 平成24年度、26年度から28年度まではそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。

#### ② 高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合

高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合は、図表1-(1)-②のとおり、平成28年度は36.4%となっており、24年度（31.0%）と比べて増加しているが伸びは緩やかであり、現在のペースのままでは目標値（29年度50%）の達成は困難な状況となっている。

図表1-(1)-② 高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合（平成24年度～28年度）

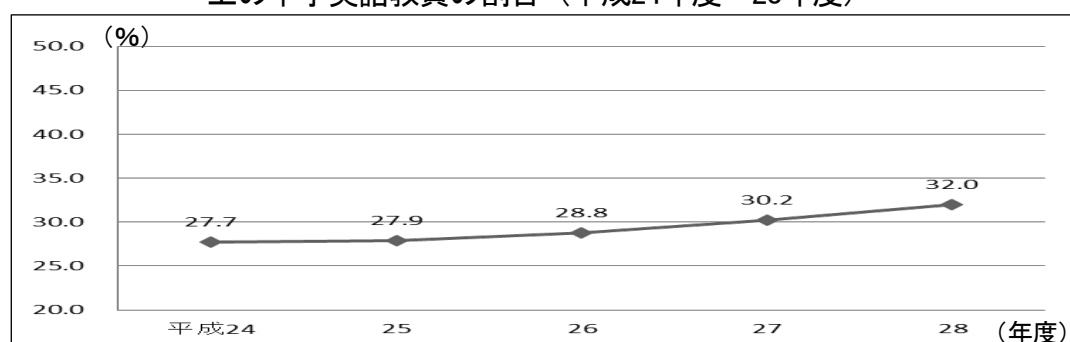


- (注) 1 平成24年度は『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査（文部科学省）、25年度から28年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。
- 2 高等学校第3学年に所属している生徒のうち、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有していると英語担当教員が判断する生徒の割合である。
- 3 平成24年度、26年度から28年度まではそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。

③ 英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の中学英語教員の割合

英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の中学英語教員の割合は、図表1-(1)-③のとおり、平成28年度は32.0%となっており、24年度（27.7%）と比べて増加しているが伸びは緩やかであり、現在のペースのままでは目標値（29年度50%）の達成は困難な状況となっている。

図表1-(1)-③ 英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の中学英語教員の割合（平成24年度～28年度）

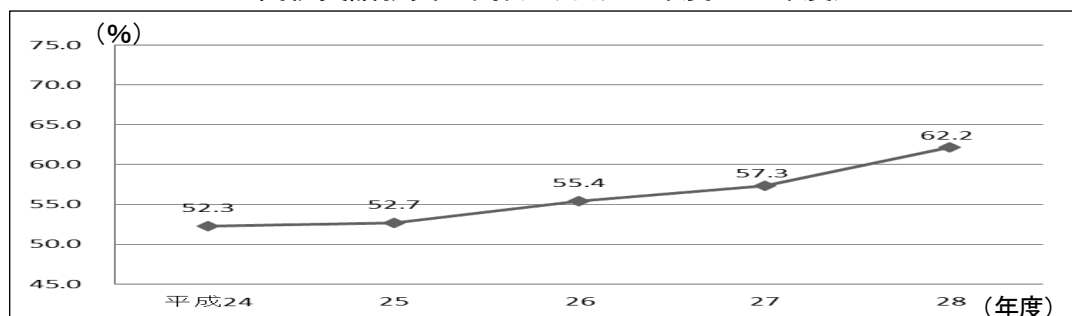


- (注) 1 平成24年度は『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査（文部科学省）、25年度から28年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。
- 2 英検準1級以上、TOEFL PBT550点以上、TOEFL CBT213点以上、TOEFL iBT80点以上又はTOEIC730点以上を取得している者の割合である。
- 3 平成24年度、26年度から28年度まではそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。

④ 英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の高校英語教員の割合

英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の高校英語教員の割合は、図表1-(1)-④のとおり、平成28年度は62.2%となっており、24年度(52.3%)と比べて増加しているが伸びは緩やかであり、現在のペースのままでは目標値(29年度75%)の達成は困難な状況となっている。

図表1-(1)-④ 英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の高校英語教員の割合(平成24年度～28年度)

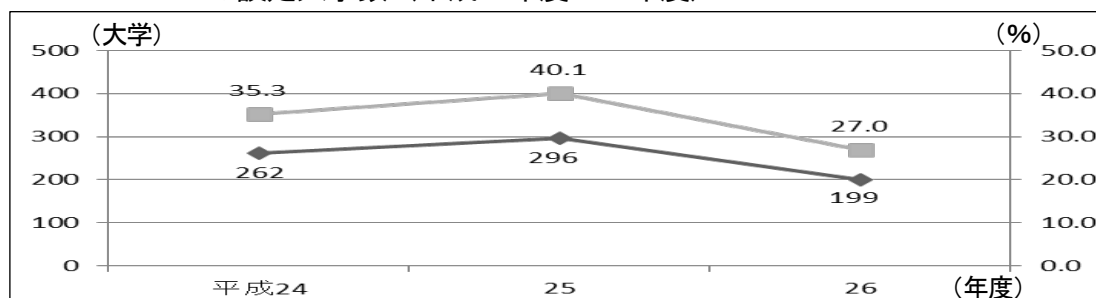


- (注) 1 平成24年度は『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査(文部科学省)、25年度から28年度までは「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。  
 2 英検準1級以上、TOEFL PBT550点以上、TOEFL CBT213点以上、TOEFL iBT80点以上又はTOEIC730点以上を取得している者の割合である。  
 3 平成24年度、26年度から28年度まではそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。

⑤ 大学卒業時の英語力の到達目標の設定大学数

大学卒業時の英語力の到達目標(例: TOEFL iBT80点)の設定大学数に関連する指標は、図表1-(1)-⑤のとおり、平成24年度の262大学から、25年度は296大学と増加しているが、26年度は199大学に減少している。この減少した理由について、文部科学省は、平成26年度において実績値に係る調査方法が変更されており、正確な実績が把握されていない可能性があるとしているため、達成状況に係る評価は困難である(後述3-(2)参照)。

図表1-(1)-⑤ 大学卒業時の英語力の到達目標(例: TOEFL iBT80点)の設定大学数(平成24年度～26年度)

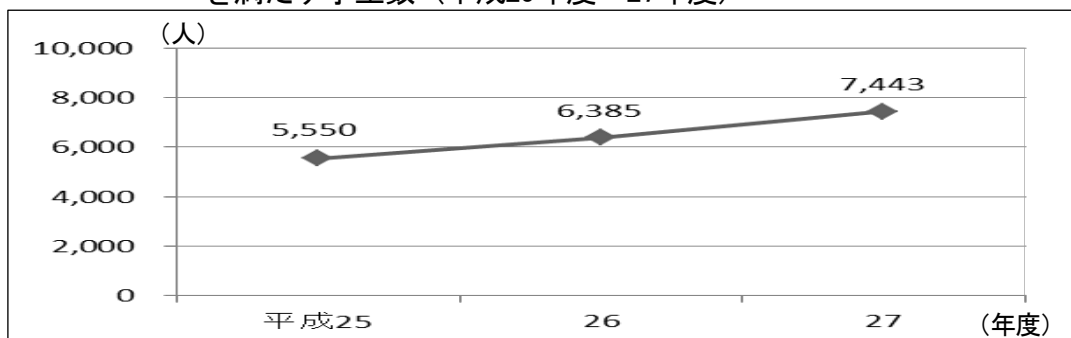


- (注) 「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

⑥ 大学卒業時の英語力の到達目標を満たす学生数

大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生数（経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学における実績）は、図表1-(1)-⑥のとおり、平成25年度は5,550人であったが、27年度は7,443人と増加しており、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

図表1-(1)-⑥ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生数（平成25年度～27年度）

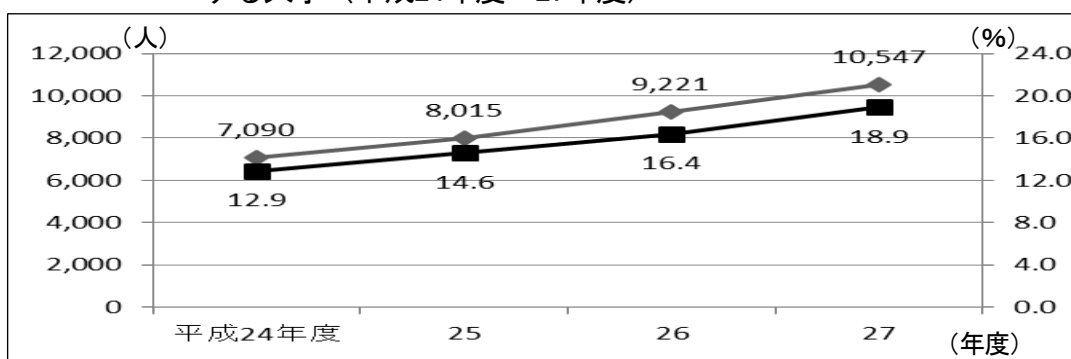


(注) 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

⑦ 大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学

大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の実績について、文部科学省は、当該目標を設定する大学の数ではなく、経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学における単位取得を伴う海外留学経験者数により把握している。当該実績は、図表1-(1)-⑦のとおり、平成24年度は7,090人（12.9%）であったが、27年度は1万547人（18.9%）と増加しており、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

図表1-(1)-⑦ 大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学（平成24年度～27年度）



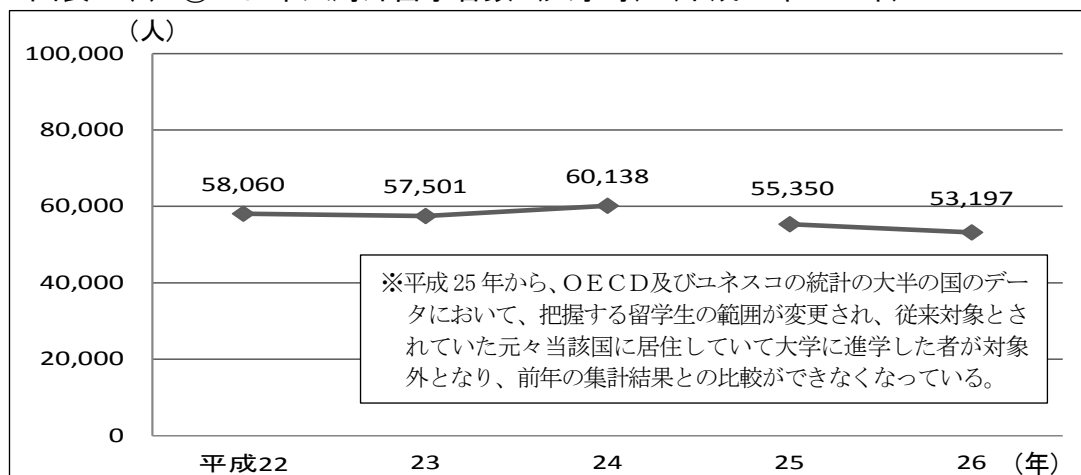
(注) 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

## (2) 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

### ① 日本人海外留学者数（大学等）

日本人海外留学者数（大学等）は、図表1-(2)-①のとおり、平成26年の日本人海外留学者数は5万3,197人となっており、第2期計画策定前の24年（6万138人）と比べて減少しており、目標値（32年を目途に12万人）の達成は困難な状況となっている。

図表1-(2)-① 日本人海外留学者数（大学等）（平成22年～26年）



(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

なお、各国の出典及び留学生の定義は次のとおりである。

#### ① OECD（経済協力開発機構）「図表でみる教育（Education at a Glance）」及びユネスコ統計局の統計

各国の高等教育機関に在籍する外国人留学生で、学位取得を目的とした留学をしている学生が対象であり、例えば、日本の大学等に在籍し交換留学等で短期留学する日本人海外留学生は含まない。

なお、平成24年までは、把握対象が「外国人学生」（受入国の国籍を持たない者）であったため、元々当該国に居住して大学に進学した者を含んでいたが、25年から、各国から提出されるデータの多くが、「外国人留学生」（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ者）となり、元々当該国に居住して大学に進学した者を含まない整理となった。

#### ② IIE（米国国際教育研究所）の「Open Doors」

アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍しているアメリカ市民（永住権を有する者を含む。）以外の者

#### ③ 中国大使館教育部の統計

学生ビザ（Xビザ（留学期間が180日以上））又は訪問ビザ（滞在180日未満）等で中国の大学に在学している外国人留学生

#### ④ 台湾教育部の統計

台湾の高等教育機関に在籍している外国人留学生（短期留学生を含む。）

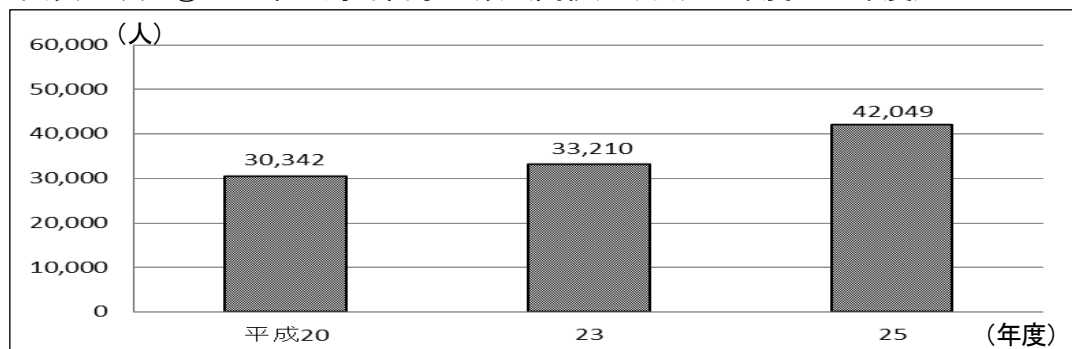
### ② 日本人海外留学生数（高校）

日本人海外留学生数（高校）は、図表1-(2)-②のとおり、平成25年度は4万2,049人となっており、第2期計画策定前の23年度（3万3,210人）と比べて一定程度増



加しているものの、目標値（6万人）の達成は32年を目途とされており、今後の推移を注視していく必要がある。

図表1-(2)-② 日本人海外留学生数（高校）（平成20年度～25年度）



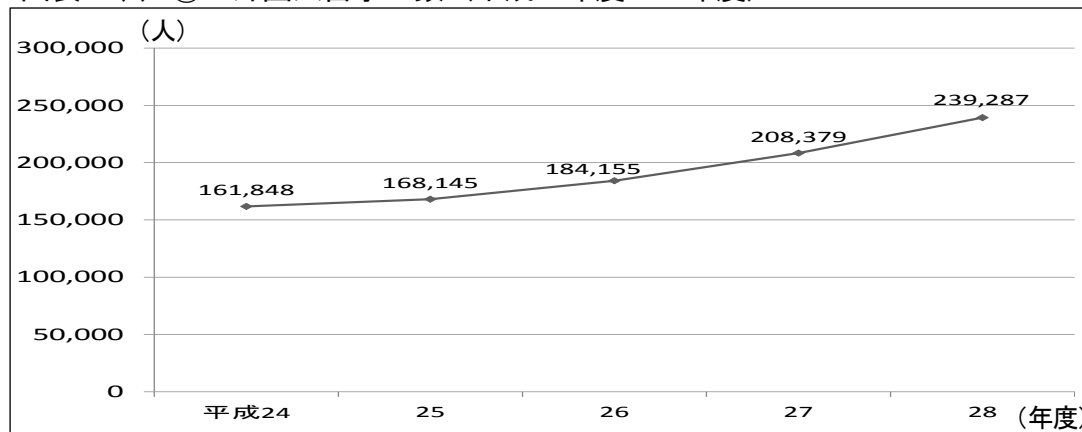
(注) 1 「高等学校等における国際交流等の状況調査」(文部科学省。隔年実施)に基づき、当省が作成した。平成22年度は東日本大震災の影響で調査を実施せず、翌23年度に実施した。

2 高校とは、高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。

### ③ 外国人留学生数

外国人留学生数は、図表1-(2)-③のとおり、平成28年度は23万9,287人となっており、24年度（16万1,848人）と比べて一定程度増加しているものの、その増加傾向と目標年次（32年に30万人）からみると、今後の推移を注視していく必要がある。

図表1-(2)-③ 外国人留学生数（平成24年度～28年度）



(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(独立行政法人日本学生支援機構)に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

3 高等教育機関のほか、日本語教育機関における外国人留学生数を含む。

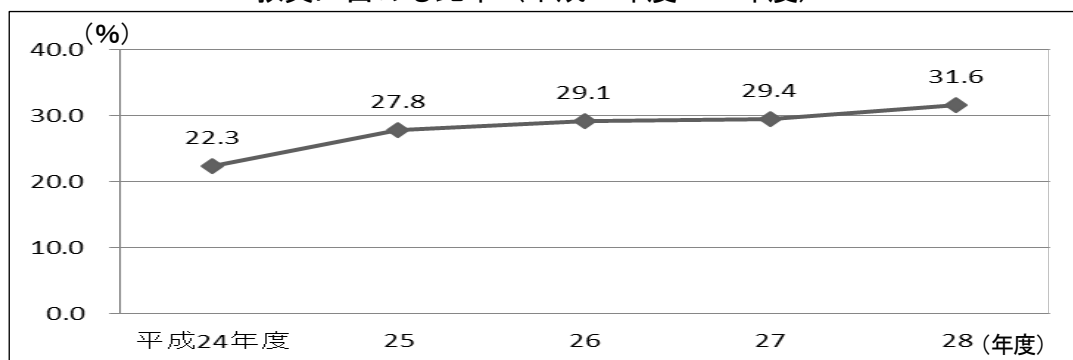
### (3) 高校・大学等の国際化のための取組への支援

#### ① 大学における外国人教員等の全教員に占める比率

大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教

育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率(経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学における実績)は、図表1-(3)-①-iのとおり、平成24年度は22.3%であったが、28年度は31.6%と増加しており、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

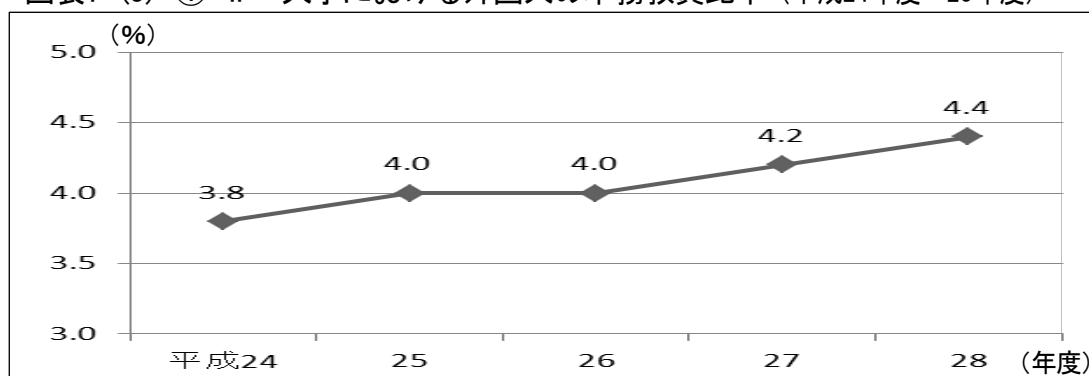
図表1-(3)-①-i 大学における外国人教員等(国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率(平成24年度~28年度)



(注) 1 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。  
2 各年度とも、5月1日現在の数である。

なお、経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学を含む大学全体の状況については、外国人の本務教員比率があり、これをみると、図表1-(3)-①-iiのとおり、平成24年度は3.8%であったが、28年度は4.4%と増加している。

図表1-(3)-①-ii 大学における外国人の本務教員比率(平成24年度~28年度)



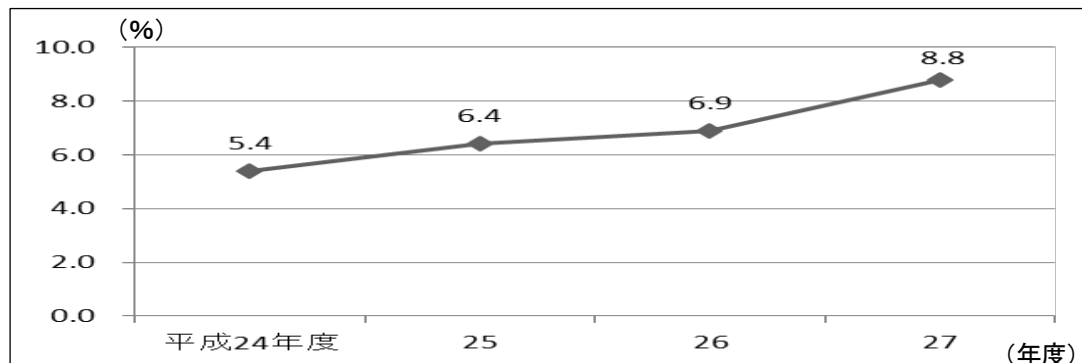
(注) 1 「学校基本統計」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。  
2 各年度とも、5月1日現在の数である。

## ② 大学における外国語による授業の実施率

大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)(経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学における実績)は、図表1-(3)-②-iのとおり、平成24年度は5.4%であったが、27年度は8.8%と増

加しており、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

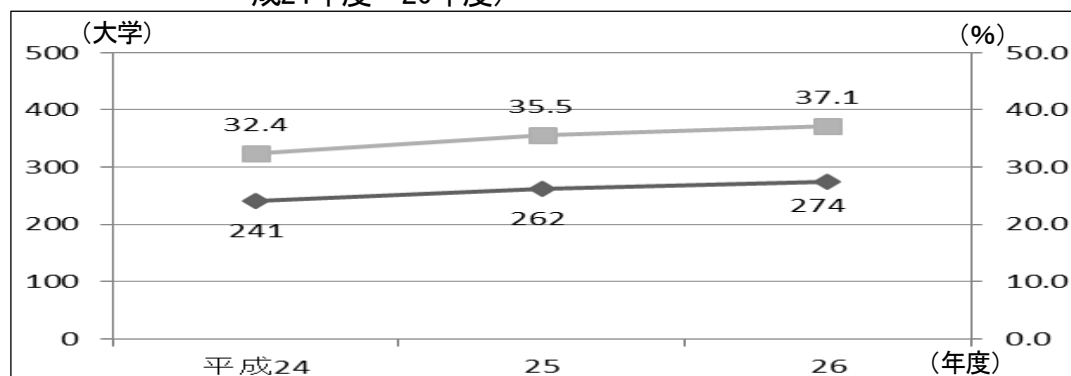
図表1-(3)-②-i 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）（平成24年度～27年度）



(注) 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

なお、経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学を含む大学全体の状況については、英語による授業を実施している大学（学部段階）の割合があり、これをみると、図表1-(3)-②-iiのとおり、平成24年度は32.4%（241大学）であったが、26年度は37.1%（274大学）と増加している。

図表1-(3)-②-ii 英語による授業を実施している大学（学部段階）の割合（平成24年度～26年度）

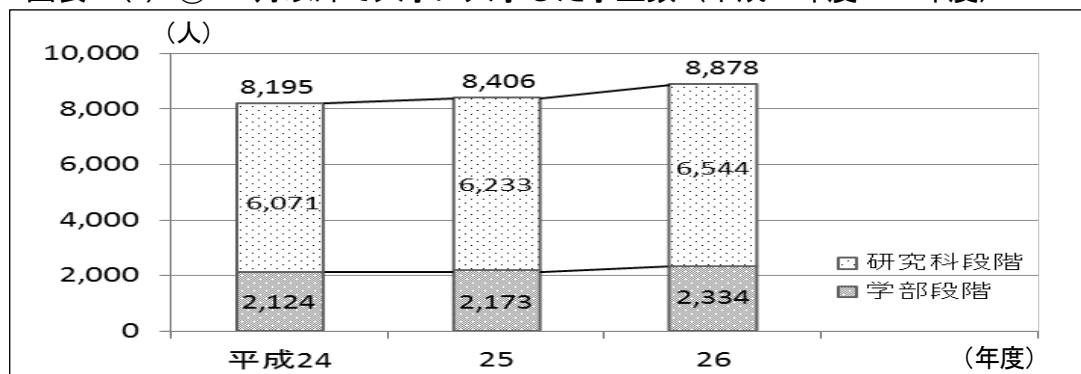


(注) 「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

### ③ 4月以外で大学に入学した学生数

4月以外で大学に入学した学生数は、図表1-(3)-③のとおり、平成24年度は8,195人であったが、26年度は8,878人と増加しており、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

図表1-(3)-③ 4月以外で大学に入学した学生数（平成24年度～26年度）



(注) 「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

これら13の成果指標全体の達成状況をみると、図表2のとおり、目標の達成状況に係る評価が困難な1指標を除き、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが5指標、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、目標の達成が困難とみられるものが5指標となっている。

また、施策ごとの成果指標(目標値)の達成状況をみると、(1)英語をはじめとする外国語教育の強化(7指標)では、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが2指標、目標の達成が困難とみられるものが4指標、目標の達成状況に係る評価が困難なものが1指標となっている。(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進(3指標)では、目標の達成が困難とみられるものが1指標、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標となっている。(3)高校・大学等の国際化のための取組への支援(3指標)では、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが3指標となっている。

図表2 第2期計画における成果指標(目標値)の達成状況

施策	成果指標	当初値 (平成24年度)	目標値 (29年度)	実績値	達成 状況
(1) 英語をはじめとする外国語教育の強化	① 中学卒業時の英検3級程度以上の生徒の割合	31.2%	50%	36.1% (28年度)	×
	② 高校卒業時の英検準2級～2級程度以上の生徒の割合	31.0%	50%	36.4% (28年度)	×
	③ 英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の中学英語教員の割合	27.7%	50%	32.0% (28年度)	×

	④ 英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上の高校英語教員の割合	52.3%	75%	62.2% (28年度)	×
	⑤ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）の設定大学数	262大学 (35.3%)	増加	199大学 (27.0%) (26年度)	—
	⑥ 大学卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を満たす学生数	5,550人 (注3)	増加	7,443人 (27年度)	○
	⑦ 大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学	7,090人 (12.9%)	増加	10,547人 (18.9%) (27年度)	○
(2) 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進	① 日本人海外留学者数（大学等）	60,138人	12万人 (注6)	53,197人 (26年)	×
	② 日本人海外留学生数（高校）	33,210人 (注4)	6万人 (注6)	42,049人 (25年度)	△
	③ 外国人留学生数	161,848人 (注5)	30万人 (注6)	239,287人 (注5) (28年度)	△
(3) 高校・大学等の国際化のための取組への支援	① 大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率	22.3%	増加	31.6% (28年度)	○
	(類似) 大学における外国人の本務教員比率	3.8%		4.4% (28年度)	
	② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）	5.4%	増加	8.8% (27年度)	○

	(類似) 英語による授業 を実施している大 学の割合 (学部段 階)	32.4% (241大学)		37.1% (274大 学) (26年度)	
	③ 4月以外で大 学に入学した学 生数	8,195人	増加	8,878人 (26年度)	○

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 第2期計画では、グローバル人材関係として、6つの成果指標 (①国際共通語としての英語力の向上、②英語教員に求められる英語力の目標を達成した英語教員の割合、③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加、④大学における外国人教員等の全教員に占める比率の増加、⑤大学における外国語による授業の実施率の増加、⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善) が設定されているが、当省では、その設定内容、フォローアップの状況等を踏まえ、13事項に分類して達成状況を評価した。
- 3 「(1)英語をはじめとする外国語教育の強化」の「⑥ 大学卒業時の英語力の到達目標 (例: TOEFL iBT80点) を満たす学生数」の当初値は、平成25年度の実績である。
- 4 「(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進」の「② 日本人海外留学生数 (高校)」の当初値は、平成23年度の実績である。
- 5 「(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進」の「③ 外国人留学生数」の当初値及び実績値には、高等教育機関のほか、日本語教育機関における外国人留学生数を含む。
- 6 「(2)高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進」の「① 日本人海外留学者数 (大学等)」、「② 日本人海外留学生数 (高校)」及び「③ 外国人留学生数」は、2020年 (平成32年) を目途に目標を達成することとされている。
- 7 「達成状況」欄の「○」は目標期間終了前の現段階で実績値は増加しており、目標の達成状況はおおむね順調であるもの、「△」は実績値は増加しているものの、目標年次からみて今後の推移を注視していく必要があるもの、「×」は実績値の増加が緩やか又は減少しており、目標の達成が困難とみられるもの、「-」は実績値に係る調査方法が変更されており、目標の達成状況に係る評価が困難なものを示す。

## 2 グローバル人材の確保状況等に関する企業の意識調査

### (要旨)

本政策評価では、第2期計画に基づき取り組まれている、グローバル人材育成に関する施策の効果を把握するため、グローバル人材の主要な需要者である海外進出企業4,932社（「海外進出企業総覧会社別編2015年刊」（株式会社東洋経済新報社）に掲載された全ての海外進出企業）を対象に、実際のグローバル人材の確保状況等に関する意識調査を実施した。

調査の有効回答数は980社（WEBによるオンライン調査912社、実地調査68社）となっており、調査結果の主な概要については、以下のとおりである。

#### (グローバル人材の確保状況)

- ① 海外事業に必要な人材については、約7割の企業（690社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答しており、海外事業に必要な人材は依然として不足している状況となっている。
- ② 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）については、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が638社（65.1%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が584社（59.6%）、「国内の外国人」が364社（37.1%）、「海外の外国人」が315社（32.1%）などとなっている。

#### (新卒採用者のグローバル人材としての評価)

- ③ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者については、約5割の企業（496社）がここ10年間で増加又はやや増加していると回答しているが、企業規模別（大企業677社、中小企業303社）（注）で見ると、大企業では、約6割の企業（406社）が増加又はやや増加していると回答しているのに対し、中小企業では、約3割の企業（90社）にとどまっている。
- ④ 「グローバル人材」の3要素別にみると、i）語学力・コミュニケーション能力については、約6割の企業（605社）が向上又はやや向上していると回答している一方、ii）異文化理解の精神については、約5割の企業（493社）、iii）主体性・積極性については、約3割の企業（319社）にとどまっております。相対的には、異文化理解の精神及び主体性・積極性について、より一層の向上が必要であることがうかがわれる。

なお、語学力・コミュニケーション能力については、大企業では約7割の企業（485社）が向上又はやや向上していると回答しているのに対し、中小企業では約4割の企業（120社）にとどまっている。

#### (大学に求める取組内容)

- ⑤ 企業が「グローバル人材」の育成のために大学に求める取組（複数回答）については、「海外留学の促進」が487社（49.7%）と最も多く、次いで、「異文化理解に関する授業の拡充」が471社（48.1%）、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が456社（46.5%）、「英語授業の拡充」が416社（42.4%）、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が356社（36.3%）など

となっており、海外留学や語学力に関するものに限らず、異文化理解やディベートに関するものなど多岐にわたっている。

- ⑥ 大学に各取組を求める理由として、i) 海外留学の促進については、異文化理解力や海外赴任にも耐え得る経験を積むには留学が最も適当である、ii) 異文化理解に関する授業については、現地の習慣、文化、価値観などを理解し、そこで活動できることが重要である、iii) ディベート等の対話型の授業については、企業が主体性や積極性を持つ人材を育てる上で重要であるなどの意見がみられた。

**(理想的な留学期間)**

- ⑦ 企業が大学に求める取組のうち最上位に挙げられている海外留学について、その理想的な留学期間に関する企業側の回答をみると、「1年以上」が462社(47.1%)と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が347社(35.4%)となっており、約8割の企業(809社)が6か月以上の長期間の留学期間が理想的であると回答している。

- ⑧ 1年以上の長期間の留学を求める理由としては、i) 語学力の習得のみならず、現地の国民性や異文化の理解、国際的な視野拡大を図るためには、最低でも1年の留学期間は必要である、ii) これまでの留学経験者の採用面接では、留学期間が長い者ほど、語学力はもちろんのこと、留学経験が業務に生かされていると感じる、iii) 1年以上の長期留学経験者は数週間の留学経験者と比べ、多様な価値観を受容するといった経験の幅に違いを感じるなどの意見がみられた。

(注) 本意識調査では、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における中小企業者の定義等を踏まえ、大企業は連結従業員数301人以上、中小企業は同300人以下の企業とした。

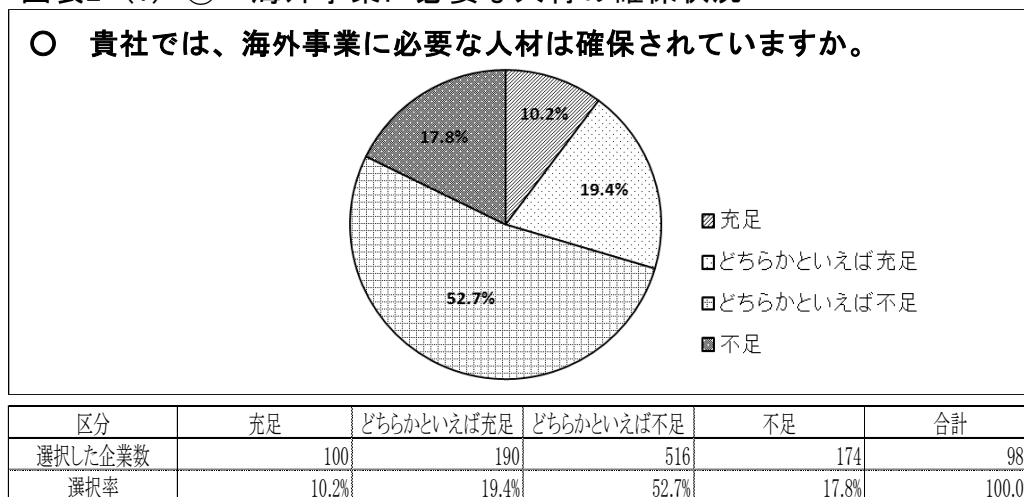


(1) 全体（980社）の集計結果

① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が174社（17.8%）、「どちらかといえば不足」が516社（52.7%）となっており、約7割の企業（690社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(1)-① 海外事業に必要な人材の確保状況



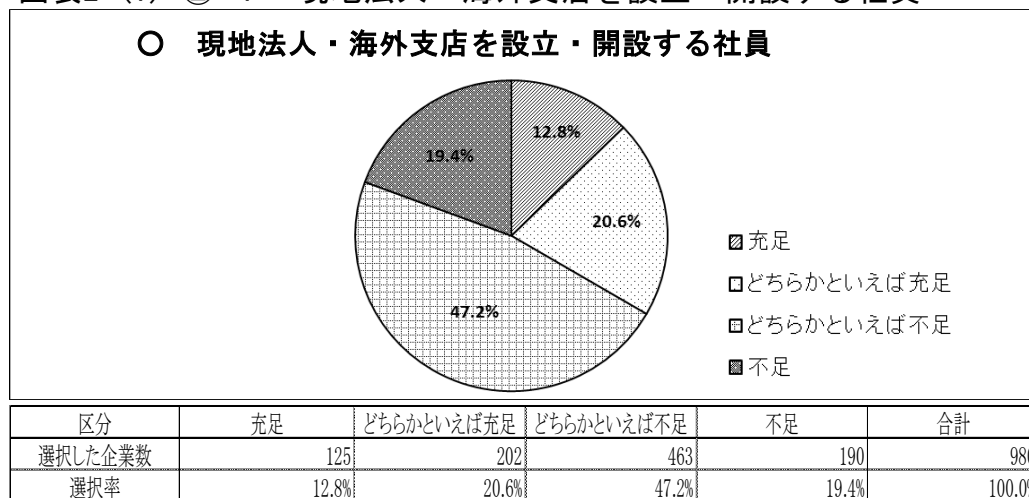
(注) 当省の調査結果による。

② 海外事業に必要な人材の確保状況（職層別）

i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が190社（19.4%）、「どちらかといえば不足」が463社（47.2%）となっており、約7割の企業（653社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(1)-②-i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

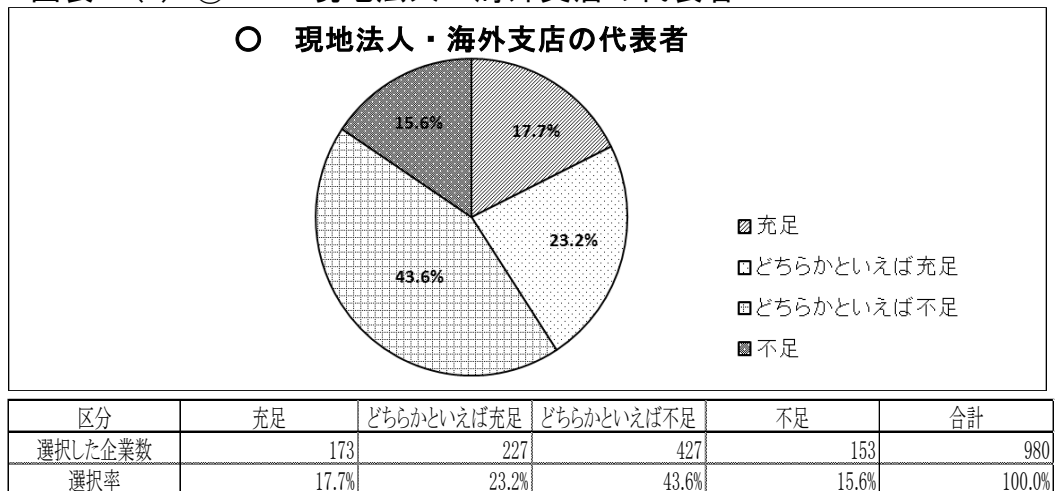


(注) 当省の調査結果による。

ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が153社(15.6%)、「どちらかといえば不足」が427社(43.6%)となっており、約6割の企業(580社)が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(1)-②-ii 現地法人・海外支店の代表者

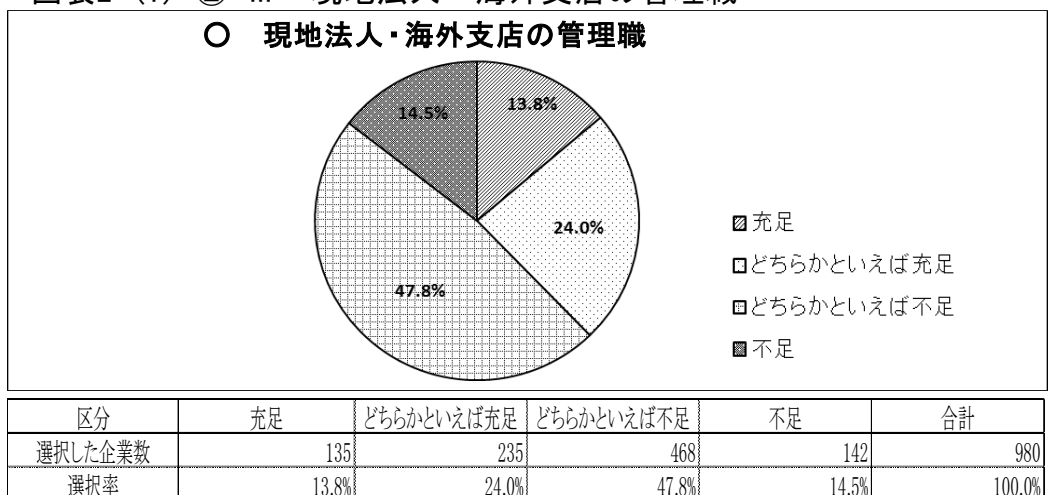


(注) 当省の調査結果による。

iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が142社(14.5%)、「どちらかといえば不足」が468社(47.8%)となっており、約6割の企業(610社)が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(1)-②-iii 現地法人・海外支店の管理職

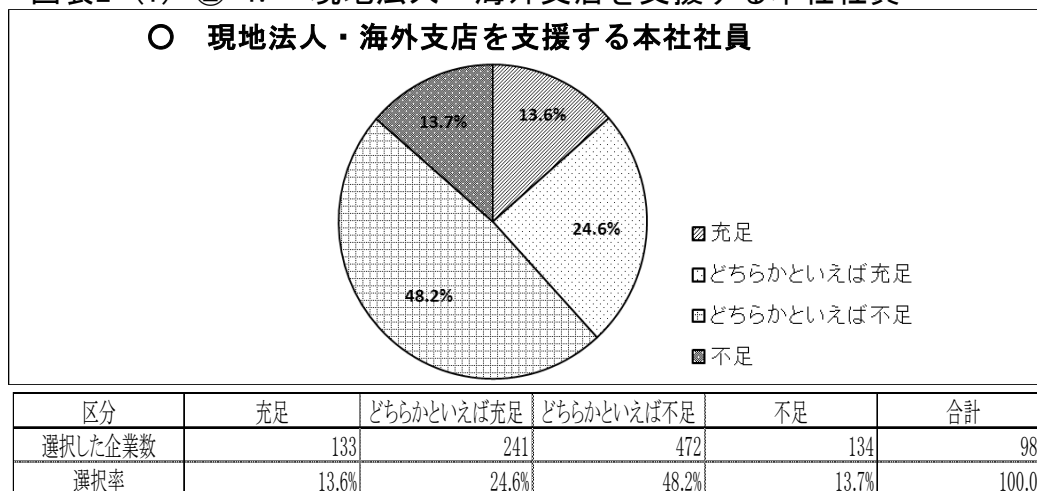


(注) 当省の調査結果による。

#### iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員については、「不足」が134社（13.7%）、「どちらかといえば不足」が472社（48.2%）となっており、約6割の企業（606社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(1)-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員

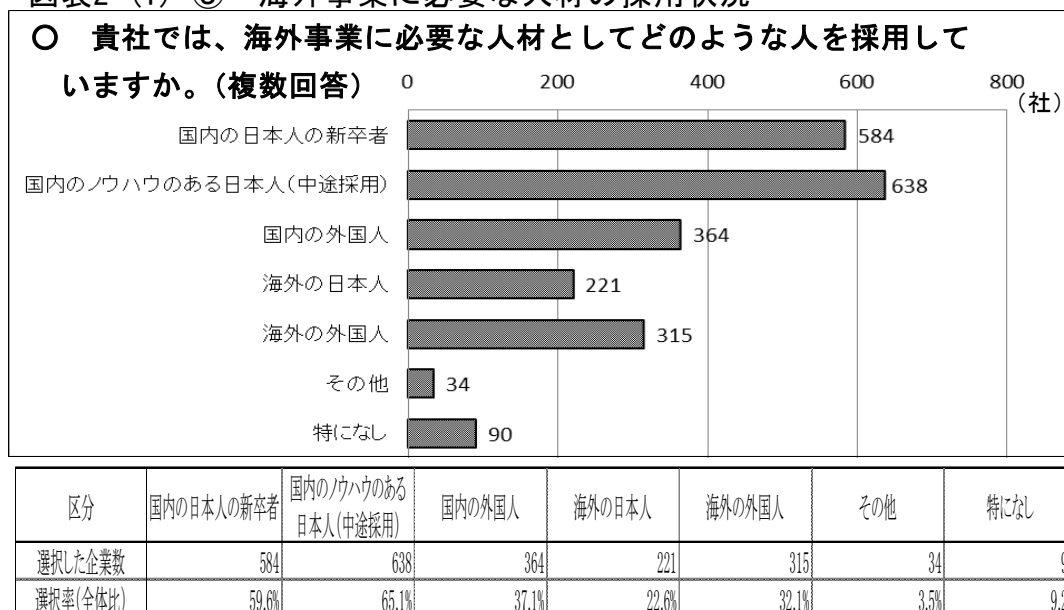


(注) 当省の調査結果による。

#### ③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が638社（65.1%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が584社（59.6%）、「国内の外国人」が364社（37.1%）、「海外の日本人」が315社（32.1%）などとなっている。

図表2-(1)-③ 海外事業に必要な人材の採用状況

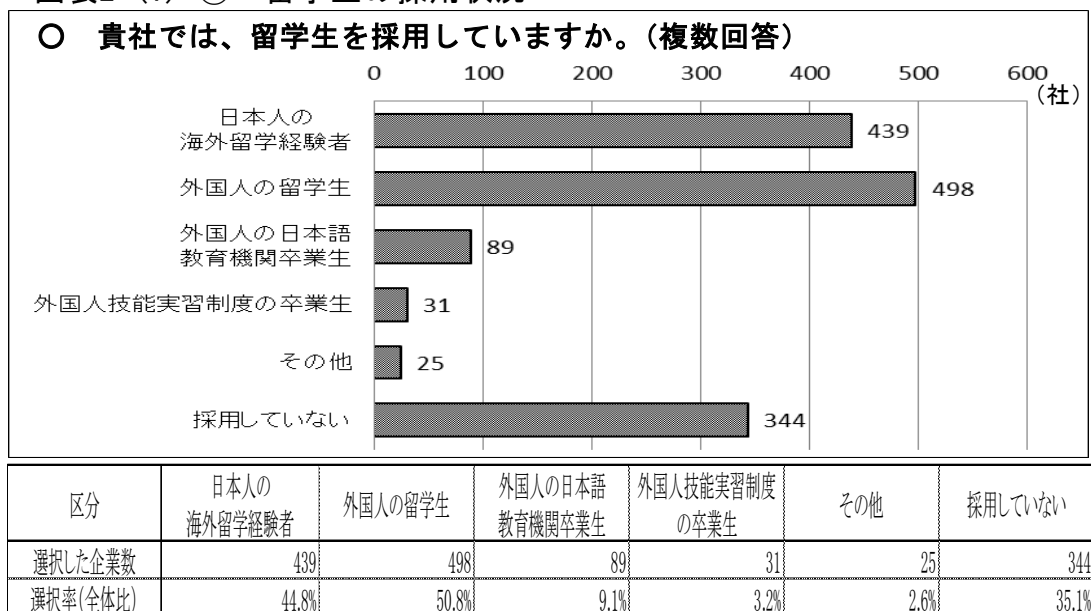


(注) 当省の調査結果による。

④ 留学生の採用状況（複数回答）

留学生の採用については、「外国人の留学生」が498社（50.8%）と最も多く、次いで、「日本人の海外留学経験者」が439社（44.8%）、「採用していない」が344社（35.1%）などとなっている。

図表2-(1)-④ 留学生の採用状況



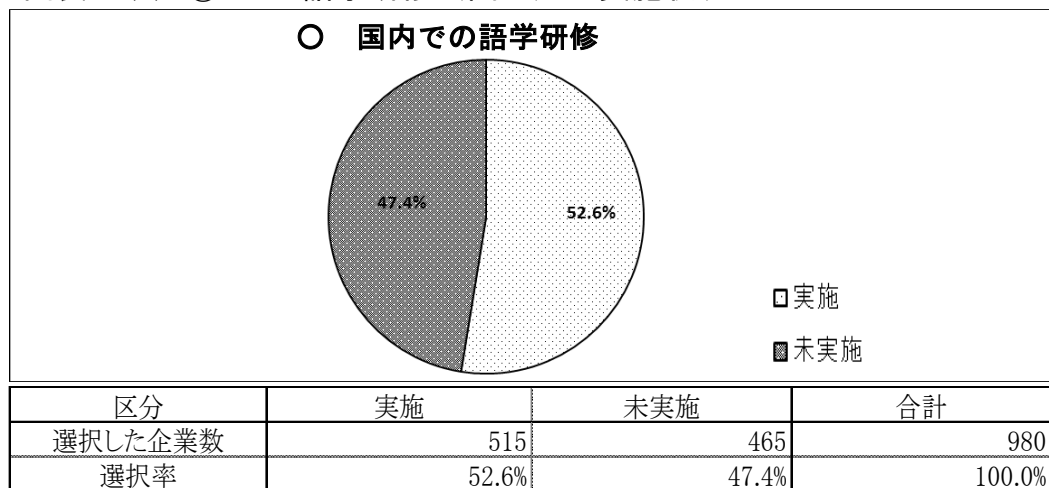
（注） 当省の調査結果による。

⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修（国内）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が515社（52.6%）、実施していない企業が465社（47.4%）となっている。

図表2-(1)-⑤-i 語学研修（国内）の実施状況

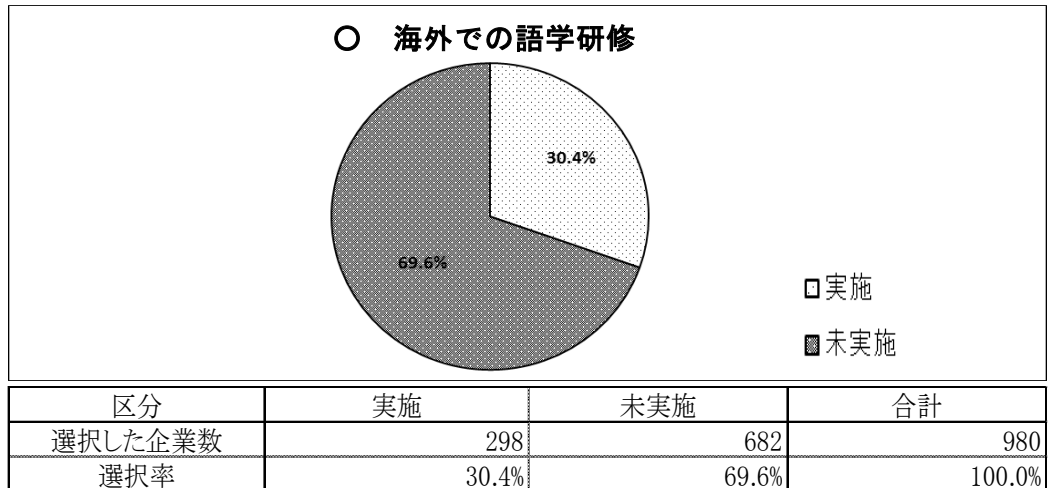


（注） 当省の調査結果による。

## ii) 語学研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が298社（30.4%）、実施していない企業が682社（69.6%）となっている。

図表2-(1)-⑤-ii 語学研修（海外）の実施状況

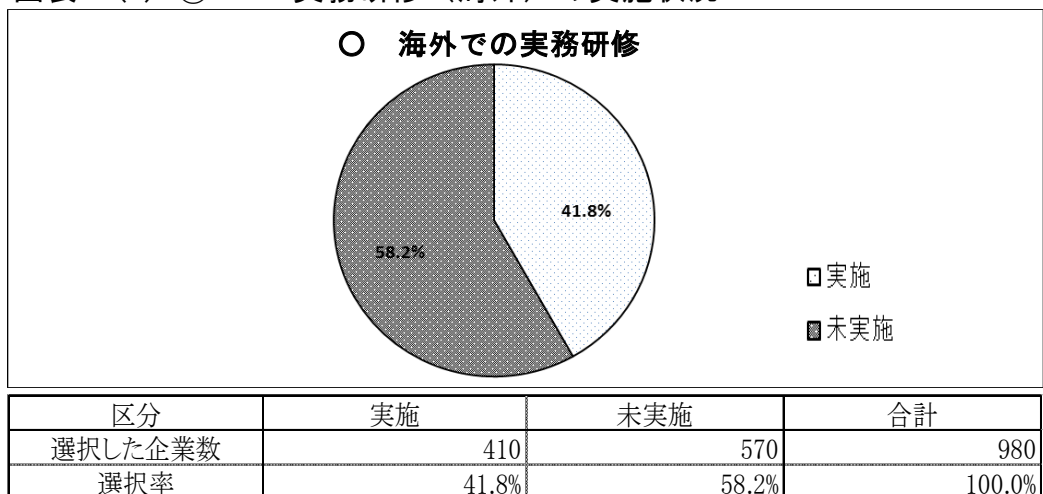


(注) 当省の調査結果による。

## iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が410社（41.8%）、実施していない企業が570社（58.2%）となっている。

図表2-(1)-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況

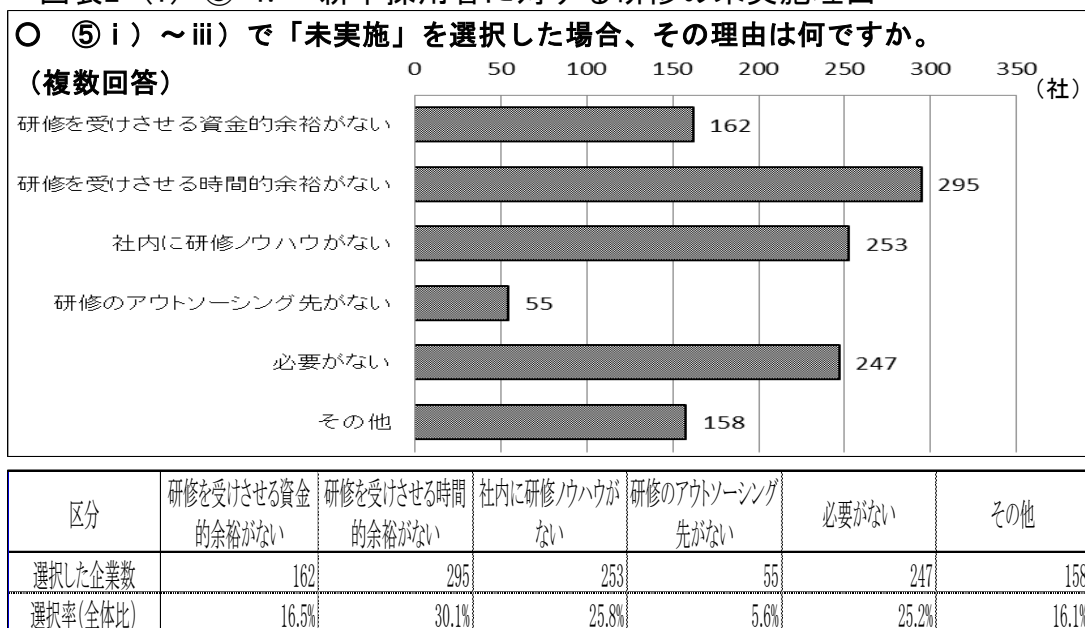


(注) 当省の調査結果による。

#### iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「研修を受けさせる時間的余裕がない」が295社（30.1%）と最も多く、次いで、「社内に研修ノウハウがない」が253社（25.8%）、「必要がない」が247社（25.2%）などとなっている。

図表2-(1)-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由

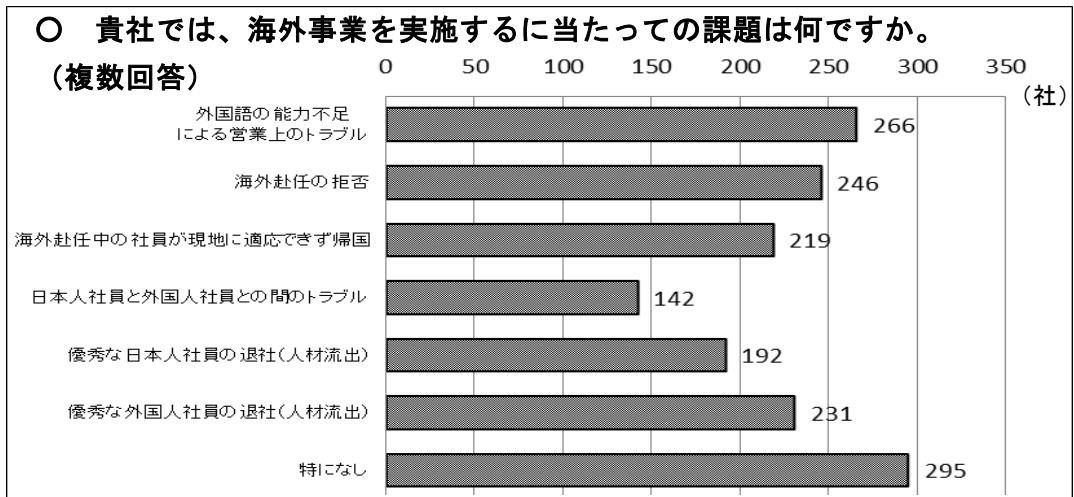


（注） 当省の調査結果による。

#### ⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題（複数回答）

海外事業を実施するに当たっての課題については、「特になし」が295社（30.1%）と最も多くなっているが、課題として挙げられたものは、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」が266社（27.1%）、「海外赴任の拒否」が246社（25.1%）、「優秀な外国人社員の退社（人材流出）」が231社（23.6%）、「海外赴任中の社員が現地に適応できず帰国」が219社（22.3%）などとなっている。

図表2-(1)-⑥-i 海外事業を実施するに当たっての課題



区分	外国語の能力不足による営業上のトラブル	海外赴任の拒否	海外赴任中の社員が現地に適応できず帰国	日本人社員と外国人社員との間のトラブル	優秀な日本社員の退社(人材流出)	優秀な外国人社員の退社(人材流出)	特になし
選択した企業数	266	246	219	142	192	231	295
選択率(全体比)	27.1%	25.1%	22.3%	14.5%	19.6%	23.6%	30.1%

(注) 当省の調査結果による。

また、海外事業における具体的なトラブルの発生状況（発生例）は、図表2-(1)-⑥-ii のとおりである。

図表2-(1)-⑥-ii 海外事業における具体的なトラブルの発生状況

- 【海外赴任の拒否】
- 本人の家庭の事情により、転居転勤を伴う異動が困難であったことによる海外赴任の拒否があった。
  - 日本人社員が、家庭の事情を理由に海外赴任を拒否した例があった。
  - 海外への異動内示が出た後に、海外赴任の拒否があったが、これは家族の健康上の理由で海外に赴任できないという明確な理由があったものである。
  - 家庭の事情でオランダ赴任を拒否した例があった。特に、親の介護が支障になるケースは深刻であり、在宅介護が基本となっていることも影響している。
  - 言語が話せないという理由での赴任の拒否があった。また、転勤先が中東などの場合は、治安上の不安から赴任の拒否があった。
  - 子供が小さいことや親の介護があるなどの理由から、海外赴任を拒否されたことがある。
  - 技術者に海外赴任してほしかったが、本人が入社以来、海外赴任することに思いもよらなかったとするケースや、家庭の事情により海外赴任がかなわないケースがあった。
  - 社員本人の失敗によるものではなく、当該社員の家庭の様々な事

情(子育て・介護など)で海外赴任ができなかった(継続できなかった)ケースがあった。

#### 【優秀な外国人社員の退社】

- 海外拠点に勤務する優秀な外国人社員が自分の能力に見合った処遇が得られないことから、ステップアップを目的に別の会社に転職する例がある。
- 海外拠点の仕事のやり方にやりがいを見いだせず、育成途上の現地採用外国人社員が退職した例がある。
- インドネシアの工場設立時に採用した外国人技能実習生が、帰国後、国民性や労働環境の違いから半数程度が退社した。
- 仕事が質的に合わないことや日本人とのコミュニケーションがうまくできないとの理由で、研究開発部門の外国人社員が退社した例がある。

#### 【海外赴任中の社員が現地に適応できず帰国】

- 製造系の社員は海外赴任を希望する者がほとんどおらず、本人の意に反しての赴任が多いため、本人や家族が海外生活になじめず帰国した例がある。
- タイ工場立ち上げの際、現地工場の労働者や現地幹部職員の定着難等に対応が十分できず、計画が遅れたこと等のプレッシャーから社員が病気になり帰国した。
- 生活環境(食事・温湿度)に馴染めず、出向期間内に帰国した例や、疾患により出向期間内に帰国した例がある。
- 現地社員とのコミュニケーションがうまく取れないことや、文化的なギャップにより現地に対応できないことから、精神的に不安定になった社員が帰国した例があった。
- 海外では個人の責任が重いため、仕事の重圧からメンタル面での支障や人間関係のトラブル、食生活など異文化での生活が合わない等の理由で帰国するケースがあった。
- 20代の若手社員及び管理職社員が、商慣習や語学上の問題ではなく、他社とのコミュニケーションがうまく取れなかったことから、現地に適応できず帰国した例があった。
- 海外赴任経験のある30代の社員がマネジメント業務を行うため、アフリカに赴任したが、これまでよりも責任が重くなったことなどが原因で、現地人とのマネジメントがうまくできなくなり、途中で日本に帰国した例があった。本社では、本人の体調が悪いと聞いたため、新たに、役職が上の後任者を派遣して、しばらくの間、2人でマネジメント対応をさせたが、最終的に30代の社員は体調を崩してしまった。
- 語学は卓越しているものの、業務内容(エンジニアリング営業)のレベルについていけず、帰国したスタッフがいる。
- 海外のナショナルスタッフとのコミュニケーションがうまくでき



ず、製造責任者として現地に適応できないために帰国した例がある。

- ヨーロッパの国に留学経験があった海外志向の強い日本人社員をフィリピンの駐在員事務所に派遣したが、現地人の勧めでバロット（ふ化直前のアヒルの卵）を食べさせられ、その結果、精神的に体調不良となり帰国した例があった。これはバロットを食べるという現地の習慣（文化的な価値観の違い）を受容できなかったことが原因となっている。
- 海外赴任をした家族が現地に適応できなかったため、社員本人がメンタル面の調子が悪くなり、帰国した例があった。
- 海外拠点の設立のため、家族帯同で赴任した社員が、仕事と家庭の両立ができずに、精神面での病気を発症し帰国した例がある。

#### 【優秀な日本人社員の退社】

- 海外赴任した社員又はその家族が現地を気に入り、本社を退職し、現地法人に再就職したことがあり、過去に数人そういうケースがあった。
- 海外赴任中の日本人社員が、スキルアップのため現地に残ることを希望し、現地の企業へ転職した。
- 海外駐在の日本人社員が現地に馴染めなかったため、帰国後、2年から3年以内に退社するケースや、海外駐在員候補で採用した人材がワーキング・ホリデー等留学目的で退社するケースが増えている。
- 海外（アジア地域）で働くことを希望していた社員が、人事上、ポストに空きがなく、なかなか海外赴任できず、会社としては将来的に可能性があると言っていたが、その社員は外国で起業するために退社した。
- 海外と日本の仕事のやり方にギャップ（現地法人や駐在員事務所では仕事の裁量の幅が大きいのに対し、日本では組織のピラミッド構造の中で色々な人に相談する必要がある等、仕事の裁量の幅が海外と比べ小さい等）があり、そのギャップに苦しみ、結果的に社員が退社した例があった。

#### 【日本人社員と外国人社員との間のトラブル】

- 主に文化の違いから人間関係のトラブルが生じることがある。
- 日本人と外国人の感覚・意識のずれや文化の違いが原因で、日本人社員が海外拠点の現地人からパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを指摘されるトラブルが発生した。
- 労働条件、慣習など、日本と外国との違いから生じるトラブルは日常的に発生している。

(注) 1 当省の調査結果による。

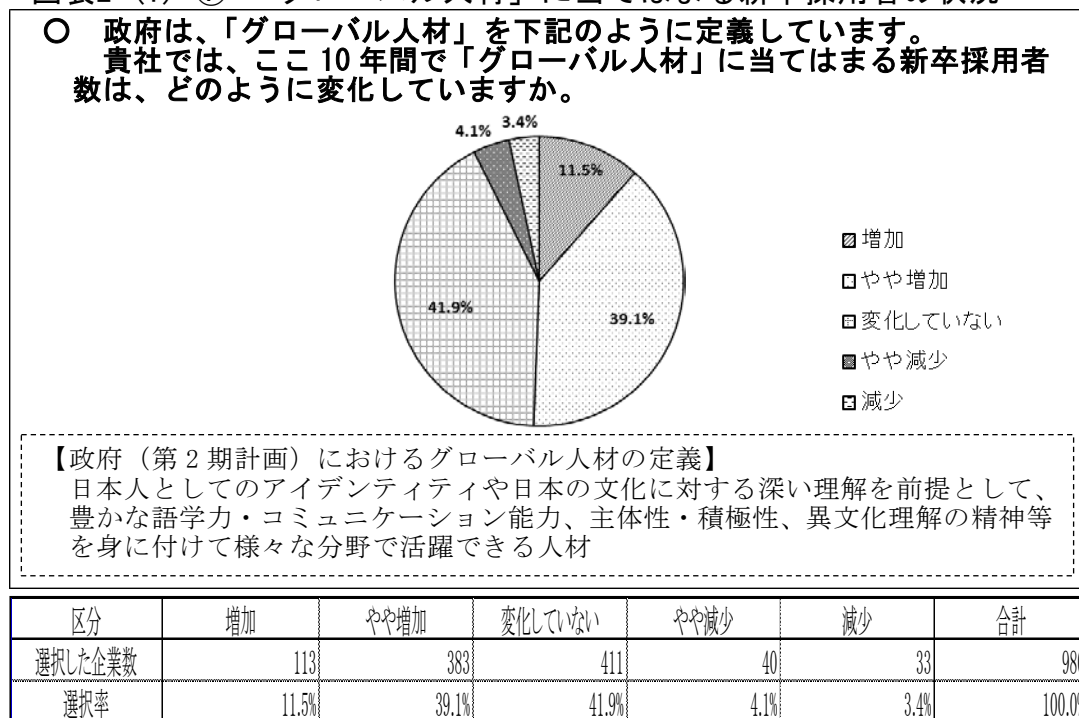
2 実地調査を実施した海外進出企業68社の調査結果である。

3 「外国語の能力不足による営業上のトラブル」については、企業秘密等の理由により、具体的なトラブルの内容に係る調査結果は得られなかった。

⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「増加」しているが113社(11.5%)、「やや増加」しているが383社(39.1%)となっており、約5割の企業(496社)が増加又はやや増加していると回答している。

図表2-(1)-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況



(注) 当省の調査結果による。

⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

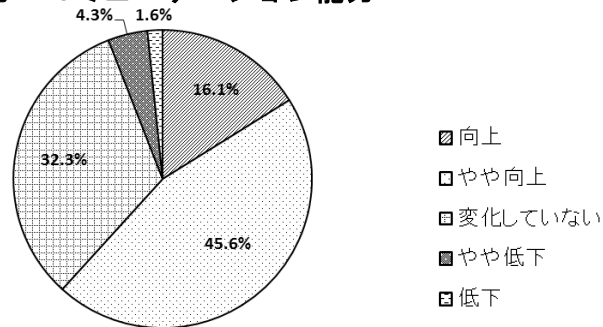
i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「向上」しているが158社(16.1%)、「やや向上」しているが447社(45.6%)となっており、約6割の企業(605社)が向上又はやや向上していると回答している。

図表2-(1)-⑧-i 語学力・コミュニケーション能力

○ 貴社では、ここ10年間で「グローバル人材」の3要素に照らし新卒採用者の能力は、どのように変化していますか。

i) 語学力・コミュニケーション能力



区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	158	447	317	42	16	980
選択率	16.1%	45.6%	32.3%	4.3%	1.6%	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

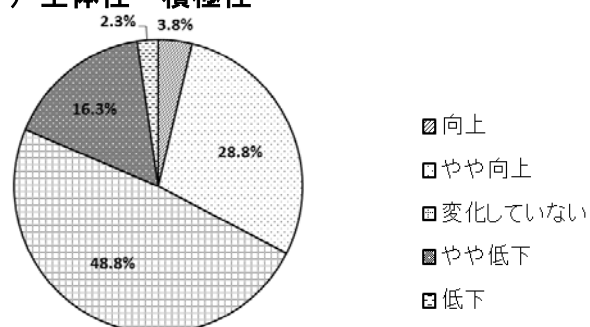
ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「低下」しているが23社(2.3%)、「やや低下」しているが160社(16.3%)、「変化していない」が478社(48.8%)となっており、約7割の企業(661社)が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表2-(1)-⑧-ii 主体性・積極性

○ 貴社では、ここ10年間で「グローバル人材」の3要素に照らし新卒採用者の能力は、どのように変化していますか。

ii) 主体性・積極性



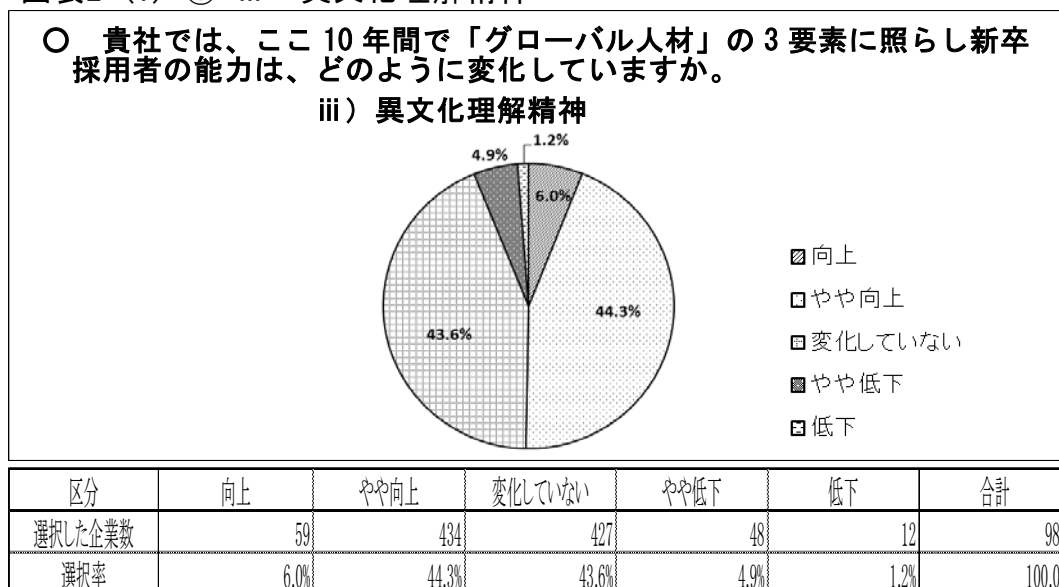
区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	37	282	478	160	23	980
選択率	3.8%	28.8%	48.8%	16.3%	2.3%	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

### iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「向上」しているが59社(6.0%)、「やや向上」しているが434社(44.3%)となっており、約5割の企業(493社)が向上又はやや向上していると回答している。

図表2-(1)-⑧-iii 異文化理解精神

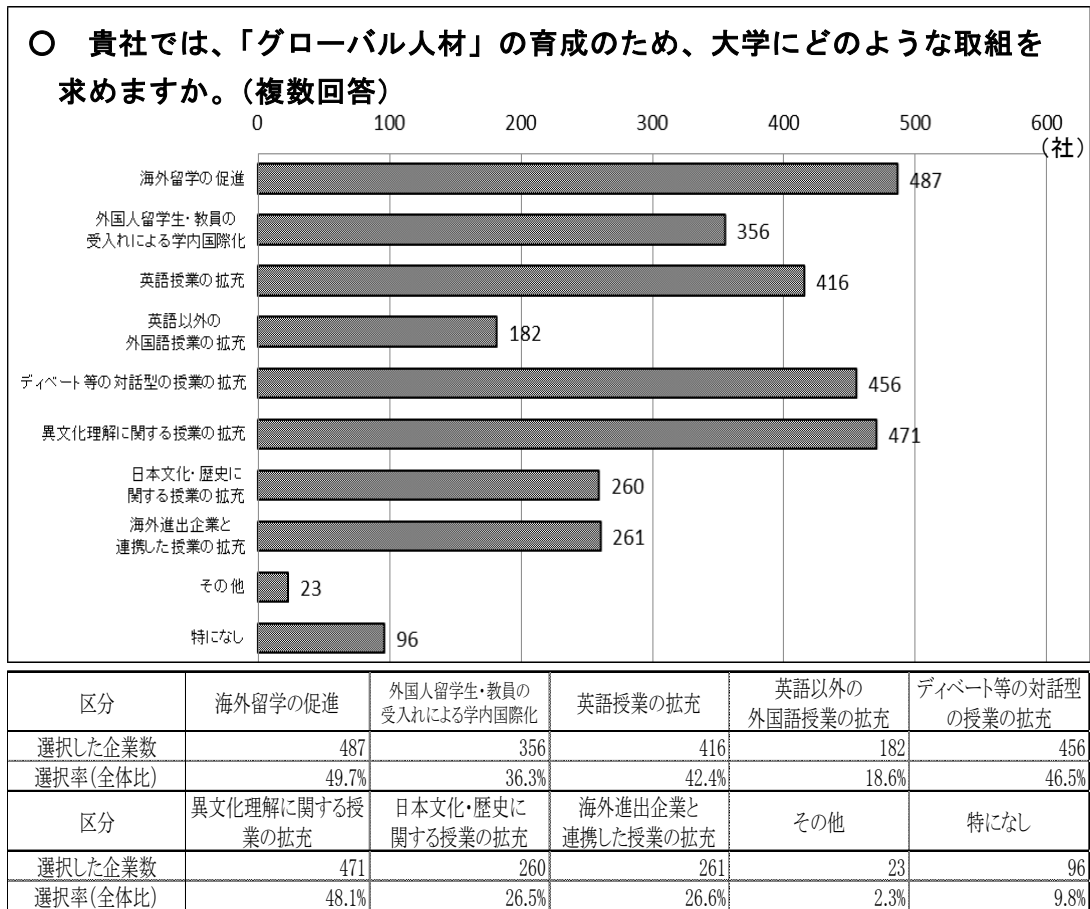


(注) 当省の調査結果による。

### ⑨ 大学に求める取組内容(複数回答)

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「海外留学の促進」が487社(49.7%)と最も多く、次いで、「異文化理解に関する授業の拡充」が471社(48.1%)、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が456社(46.5%)、「英語授業の拡充」が416社(42.4%)、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が356社(36.3%)などとなっている。

図表2-(1)-⑨-i 大学に求める取組内容



(注) 当省の調査結果による。

また、大学に求める取組が必要な具体的な理由については、図表2-(1)-⑨-ii のとおりである。

図表2-(1)-⑨-ii 取組が必要な具体的な理由

【海外留学の促進】

- 異文化理解力や海外赴任にも耐え得る経験を積むには、留学が最も適当である。
- 異文化に触れ、外国での生活に慣れるためには、やはり留学が一番である。
- 海外についての知識があることと海外に実際に行ってそこで生活することとは当然異なり、留学を経験することで、色々な困難を経験し、物怖じしなくなり、それから得られるものがある。また、海外留学は日本を知ることにも役立ち、海外で仕事をするに当たっては、日本の特徴を踏まえた上で、海外の顧客を相手にする必要がある。
- 現地に行かなければ、語学能力が不足していることや文化の違いなども実感できないため、海外留学は人材育成の有効な手段である。
- グローバル人材は、日本語が通じない環境の中で、自分の意思をは

っきりと主張しなければならぬ経験をしてきていることが必要である。

- 海外での生活に慣れることができ、実際に使える語学力も身に付けることができる。
- 海外への興味・関心を高め、入社後の海外志向を強化することができる。また、1年以上の長期留学の経験があれば、海外のことをある程度、感覚として身に付けられるので、海外のことを知らないためチャレンジしたくないということが避けられる。

#### 【異文化理解に関する授業の拡充】

- 現地の習慣、文化、価値観などを理解し、そこで活動できることが重要であり、海外の異文化に触れることが必要である。
- 海外赴任には外国人の特異性を理解する必要がある。大学では、教授よりも海外でビジネス経験のある人を講師に迎えて授業をした方が学生の異文化理解のための動機付けになると思われる。

#### 【ディベート等の対話型の授業の拡充】

- あらゆる場面において、ディベート力を向上させ、折衝相手に対して、論理立てた説明ができるようになることが重要である。社内でも、新規採用後1年目の研修において、ディベート大会を取り入れている。
- ディベート等の対話型授業については、企業が求める主体性や積極性を持つ人材を育てる上で重要である。
- 単に外国語が堪能な者ではなく、外国語を駆使して自分の意見を発信できる者が求められており、この発信力を身に付けるためにはディベート等が有効である。
- 日本人は、親切心もあるが、議論を避けて物事を決めることから、必要以上に業務を担ってしまう傾向がある。このことが、労働時間を増加させ、ワークライフバランスが崩れることにもつながっている。  
一方、アメリカのミドルクラス以上の大学では、ディベートとプレゼン形式の講義が主であり、熟議を重ねることによってお互いの信頼感が高まることもある。海外拠点において、議論や交渉をするにはプレゼンテーション力と発信力が必要であり、そのためには、日本の大学でも特にディベート等の対話型授業の拡充が必要である。
- 新卒採用者は、ディスカッションが苦手な者が多いことから、ディベート等の対話型授業の拡充に取り組んでほしい。
- 大学では対話の訓練が十分行われていないように見受けられ、また、新卒者の中には会話が得意でない者もいるため、対話型授業の拡充が重要である。
- 日本人は、ディベートに弱いので、強化する必要がある。また、講義を受動的に受けるだけでなく、主体的に取り組ませる仕組み作りが必要である。
- 海外では、物事の構成を考えて、論理的に議論することが求められる。

#### 【英語授業の拡充】

- TOEICで高得点を取っていることと、海外で実際に英語を使って話せるということは異なる。大学では海外で話すことができる英語能力を向上させる授業を行ってほしい。
- 英語の読む・書く能力のほか、聞く・話す能力について実践できる授業の拡充は絶対に必要である。
- 英語は話す能力を強化してほしい。ネイティブのように流暢に話せなくても、とにかく話すことが大事である。外国人にうまく伝わらないといったことを経験しておくこともよい。
- グローバルに活躍していくためには英語等の語学力が必要であるが、単に英会話ができるだけではなく、技術的な専門用語を理解できる人材でなければ、発注する際などに海外企業等とうまくコミュニケーションが図れない。技術的な専門用語を、辞書等を使用せずに理解してほしいので、特に、工学部の学生は語学を勉強してほしい。  
また、仕事を行う上では、契約を交わすこともあるので、会話だけでなく、契約書を理解できるリーディング能力も伸ばしてほしい。

#### 【外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化】

- 外国人留学生と交流する機会が増えることで、英語力の向上、異文化理解の促進が図られる。
- 学生自身が主体的に学ぼうとする意欲を高めることが必要である。外国人留学生は、語学のギャップを乗り越えて日本の大学を卒業しており、よく勉強している。そのような外国人留学生が学内にいることで日本人の学生に刺激となり、主体的に学ぼうとする意欲の向上につながると思われる。

#### 【海外進出企業と連携した授業の拡充】

- 海外企業と連携することで、学生に様々な現地の実態を経験してもらおう。経験することが人材育成の近道と考える。
- 学生の時から、海外ビジネスがどのようなものかをある程度学んで、感覚を養ってほしい。
- 産学官連携というと理系、技術系が中心で、文系ではマーケティングくらいであるが、もっとビジネスに関する取組があってもよい。更に言えば、海外でビジネス(モデル)を体験することも望ましい。
- 産学連携などを通じて、学生らしい自由な発想を持ちつつ、商売へとつなげられる考え方を培う場にしてほしい。具体的には、企業と共同で新たなビジネスモデルや商品を考えて提案してほしい。
- ビジネスの現場を知ってもらい、実践的なスキルを体感してもらうことが必要である。学生が学んでいることと企業でやっていることにはギャップがあるので、そのギャップを埋めるためにビジネスの現場を知ってもらう機会があった方がよい。
- 英語が話せることと仕事ができることは異なるので、学生には語学力以外に海外進出企業が必要としている能力を身に付けさせてほしい。

い。海外事業に必要な人材は、語学力がベースにあって、それに加えてマーケティングの能力など、語学力プラスアルファの能力がないといけない。海外の取引の習慣や企業のビジネスモデルなどを知っていれば入社後に役に立つと思うので、大学の講義に企業を呼んで企業の生の声を学生に聞いてもらうことが有効である。

- 海外勤務経験のある人材を講師として迎え、企業の実例を学生に学ばせることが重要である。

**【日本文化・歴史に関する授業の拡充】**

- 海外で仕事をするためには、相手を知る上でまず自分達のことをよく知っておく必要がある。日本の文化を勉強することで日本人特有の奥ゆかしさや礼儀正しさについて、なぜ日本人はそのような性質を持っているのかを理解でき、日本人が活躍できる又は失敗しやすいフィールドを認識し、ビジネスにも役に立つと考えられる。

**【英語以外の外国語授業の拡充】**

- 海外事業の展開先を考えると、中国語等の語学力も必要である。
- 現在の大学の語学その他教育内容が、欧米に偏り過ぎている。今の時代、我が社だけでなく、多くの企業が中国や東南アジアがグローバル展開の中心であり、取り分け中国が重要となっている。それにもかかわらず、大学で中国語をメインに学んだり、中国文化などを勉強したりすることに重点が置かれていないのは疑問である。
- 近年では中国、東南アジア、台湾等でのビジネスが多く、これらの国では英語が通じると考えがちだが、都市部ではなく地方の工場などに行くと、英語は通用しないため、現地語が必須となっている。
- 英語以外の外国語ができるとグローバル人材としての価値が高まり、ビジネスの可能性も広がると考えられる。英語以外の外国語は、その人が興味を持つ国の言語で構わない。

**【その他】**

- 語学力の向上より、積極性や主体性（自らテーマを設定して解決する力）、困難を克服する力を伸ばす教育に重点を置いてほしい。  
例えば、筑波大学では、これらの向上に役立つと思われるスティーブン・R・コヴィーが提唱する「7つの習慣」（①主体性を発揮する、②目的を持って始める、③重要事項を優先する、④Win-Winを考える、⑤理解してから理解される、⑥相乗効果を発揮する、⑦刃を砥ぐ）を講義に取り入れていると聞いており、グローバル人材の育成に活用できると思われる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実地調査を実施した海外進出企業68社の調査結果である。

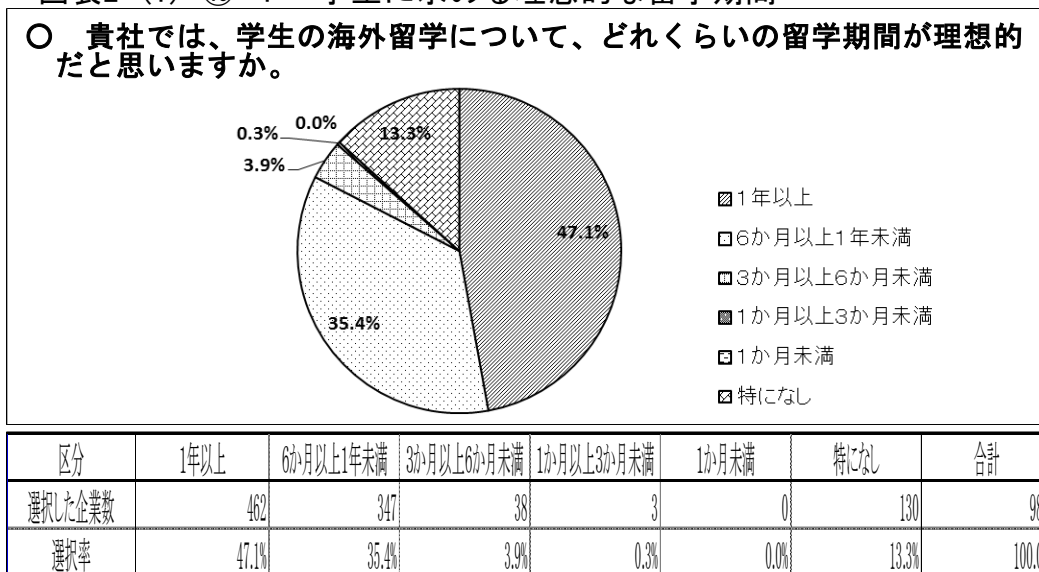
**⑩ 学生に求める理想的な留学期間**

学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が462社（47.1%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が347社（35.4%）となってお



り、約8割の企業（809社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。

図表2-(1)-⑩-i 学生に求める理想的な留学期間



(注) 当省の調査結果による。

また、学生に求める理想的な留学期間に関する具体的な理由については、図表2-(1)-⑩-ii のとおりである

図表2-(1)-⑩-ii 理想的な留学期間に関する具体的な理由

【1年以上】

- 海外での生活の適応力を考えると、1年以上の期間が必要である。
- その国の言葉、習慣等を理解するためには、最低1年の留学期間は必要である。
- 語学力を養ったり、海外の文化を理解したりするには1年間くらいの留学期間は必要である。
- その国の文化を理解するには最低1年の留学期間は必要である。
- 留学したというだけでは意味がなく、留学期間中にどのようなことを学び、留学経験がどのように生かしているかが重要である。これまでの留学経験者の採用面接では、留学期間が長い者ほど、語学力はもちろんのこと、留学経験が業務に生かされていると感じる。
- 人としての成長、ネットワークづくり、キャリア志向及びその形成を目的とすると、1年以上の留学期間が理想的である。
- 採用の応募者に短期留学を行った学生がみられるようになったが、語学の習熟や現地を知るには最低でも1年以上の留学期間が必要である。
- 語学力の習得のみならず、現地の国民性や異文化の理解、国際的な視野拡大を図るためには、最低でも1年の留学期間は必要である。

- 語学留学の場合、語学力と異文化理解力を向上させるため1年間は必要である。例えば、当社の新入社員の海外留学経験者の留学期間はほとんどが数週間であり、1年以上の長期留学経験者は毎年5人に満たないが、1年以上の長期留学経験者は数週間の留学経験者と比べ、多様な価値観を受容するといった経験の幅に違いを感じる。
  - 短期間の留学では語学力も身に付かず異文化理解も進まない。企業の海外赴任の期間は3年から5年が多く、3か月や6か月といった期間で戻ってくるケースはあまりない。そのため、採用の際のエントリーシートにおいて、3か月間語学留学してTOEICが400点から600点にアップしたと書かれていても、この程度の留学期間や語学力ではプラスの評価をすることは難しい。留学の内容の密度にもよるが、留学期間は短期より長期の方が望ましい。
  - 適度に会話ができ、その国の文化を理解するためには、1年程度の留学期間が必要である。
  - 語学力は最低限必要な能力であり、これに加えて、コミュニケーション能力や滞在国の成り立ち等の異文化理解にまで踏み込んだ勉強をする必要がある。これらのことを習得するためには、ある程度、長期間留学しなければならないと考える。また、学生が留学を理由に留年したとしても、その学生を積極性のある人材と捉え、採用には有利に働くものと考えており、長期の留学経験は学生の積極性を図る上でのバロメータとしている。
  - 語学力の成長、異文化理解、現地での専門性を取得しようとする場合、最低でも1年程度の留学期間を要すると考えられる。
  - 海外勤務の経験上、その国の文化や習慣等に慣れるまで最低1年の留学期間は必要である。なお、社員の採用に当たっては、単なる留学経験だけでなく、留学期間も重視している。
  - 専門用語を習得するなど、本当の意味で、外国語で会話ができる、語学力が身に付くようになるには、勉強を目的とした海外留学で、最低でも1年間の留学期間が必要である。1年間海外で生活すれば、様々な単語等に触れることができると思う。
- 【6か月以上1年未満】**
- 語学習得と異文化を理解するためには、6か月以上1年未満が最低限必要な期間と考える。
  - 短期留学では、ただお膳立てされた海外生活となり実経験にはなり得ない。一人で生活し、行動し、コミュニケーションを取る環境が整うには最低半年は必要である。
  - 留学経験者の社員へのヒアリングから判断すると、2か月から3か月程度の短期留学では異文化理解等は深まるが語学力向上に結び付かず、語学力向上のためには6か月以上の留学期間が必要と思われる。
  - 現地の言葉を習得するためには、最低でも6か月以上の留学期間が必要である。

- 留学において身に付けるべき主な能力は、語学力と異文化理解力であると考えられるが、この二つを身に付けるためには、最低でも半年、できれば1年以上の留学期間が必要である。
- 現地での生活に慣れた上で、そこから深く文化、習慣に触れ、実感する必要がある、それによって、異文化を受け入れる能力が身に付く。生活に慣れるには3か月程度は必要であり、その後現地の人の考え方を理解できるようになるには、更に3か月は必要である。
- 1か月未満の留学期間では、留学なのか、旅行なのかよく分からず、勉強にはならないのではないか。一方、6か月以上1年未満の留学期間であれば、海外の現地でボランティアや仕事に従事できて、人間としても成長できると思われる。
- 6か月以上1年未満の留学期間であれば、腰を落ち着けて色々なことを吸収できるし、また、現地生活で苦勞もして人間的に成長すると考えられる。  
一方、留学期間が6か月未満であれば旅行と変わらず、何も学ぶことができないし、逆に、1年以上外国の大学に在籍すると、日本人としての自尊心・アイデンティティを失ってしまうのではないか。
- 6か月未満の留学期間では、語学能力を向上させたり、異文化を理解することは難しいと考えており、語学や異文化理解にはやはり1年ぐらいの留学期間が必要である。
- 半年未満の留学経験であれば、海外に駐在するだけの耐性があるかどうかの見極めに直接的にはつながらない。
- 少なくとも6か月から1年間くらい生活しなければ、何かを身に付けることができない。異文化での経験を身に付けるには長期間の留学が必要である。
- 適度に会話ができ、その国の文化を理解するためには、少なくとも6か月から1年程度の留学期間が必要である。
- 短期間の留学では語学の勉強にとどまってしまう。6か月以上1年未満の長期間留学することで、語学の習得にプラスアルファのものを学ぶ必要がある。

**【3か月以上6か月未満】**

- 留学期間が1年以上であると、大学の単位等、学生にとってのデメリットも出てきてしまい、抵抗が生じてしまうのではないか。  
一方、3か月未満であると、終わりが見えているため、日々の生活をこなすことが目的になってしまい、留学先の文化や言語を吸収しようという意欲が上がらないのではないか。そのため、3か月以上6か月未満の留学期間が、最も知識等を習得できる期間であると考えられる。
- 留学で得られる重要な要素として異文化理解が挙げられるが、3か月以下の短期留学では、それを得られていないように思う。就職活動時に3か月以下の短期留学を行った学生と話をする機会があるが、やはり異文化理解という点においては、3か月以上の留学を行った者と

比較して、深みがない印象を持つことが多い。

【特になし】

- 留学の目的によって期間は変わると思うので、一概には何とも言えない。
- 留学中にどのような経験をして人間的に成長したのかが重要であって、留学期間の長短では判断できない。あまりにも短期の留学の中には、海外旅行と変わらないようなものもあると聞いているが、留学期間よりも、留学したことによりどのような経験をして何を得たか、それにより人間としてどう成長したのかが重要である。
- 留学期間は問わないが、海外でローカルレベルの生活を経験してほしい。期間ではなく、どのような体験をしたのかが重要である。
- 留学期間よりも海外でどのようなことを経験したかが重要で、異文化交流することが必要である。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実地調査を実施した海外進出企業68社の調査結果である。

⑪ グローバル人材の育成に係る意見・要望（自由意見）

その他のグローバル人材の育成に係る意見・要望については、図表2-(1)-⑪のとおりである。

図表2-(1)-⑪ グローバル人材の育成に係る意見・要望

【国に求める支援】

- 国として、留学帰国後のサポートや長期留学がデメリットにならないような支援を実施すべきである。
- 社員に対する語学研修を実施するため、行政には、語学研修を実施するための補助制度等を整備してほしい。
- 官民協働で取り組む海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」に協力しており、当該取組を含め、これまで様々な国の取組が行われてきた結果、着実にグローバル人材の育成は進んでいると実感している。このような官民協働による取組を途切れることなく継続していくことが重要である。
- 近年、多くの学生が留学を経験しているが、経済的事情もあり、全ての学生が留学できるわけではないので、外国人留学生の受入れを強化し、学内を国際化することで、全ての学生が外国語を学べるような環境を作るべきである。そのためには、外国人留学生を対象とした奨学金の強化や、外国人留学生がアルバイトできる場の確保等が有効である。
- 中小企業においては、海外勤務に必要な資質を備えた社員の採用が困難な状況にあるため、国は、義務教育段階における英語教育の充実や大学での留学の推進を図ってほしい。

### 【第2期計画の成果指標】

- 英語検定の能力を国の目標・指標とすることに疑問を感じる。海外での勤務経験から、英語検定により、外国人との電話でのやり取り、現地での商談等の会話力を身に付けられるのか疑問である。
- 中学・高校の英語教員がTOEIC730点を保有するという政府の目標は、教える側の英語力という意味からすると、もう少し高い方が良いのではないか。

### 【大学教育への要望】

- 昨今の海外におけるテロなどの報道により、海外に対してマイナスイメージを持つ学生が多いと感じている。したがって、学生の海外で働くことに対する抵抗を減らすため、大学では、海外にプラスイメージを持つことができるような取組を行ってほしい。
- 大学においては、学生が1年次若しくは2年次で留学できるような取組を行ってほしい。現状では、3年次での留学が多いが、帰国後すぐに就職活動が開始されるため、帰国した留学生が留学経験をいかして日本で何かを成し遂げる時間がない。そのため、就職活動時のアピールにおいても、深みのない印象を受けてしまう。
- 技術分野のグローバル人材にとって重要なのは、語学よりも専門的な知識であり、海外拠点から求められるのは最先端の日本の技術と日本のマネジメント力である。伝達する中身である専門的な知識があって初めて伝達ツールとして語学力が必要になる。大学には、専門知識の教育を第一に考え、外国語はその伝達ツールとして教えてほしい。成績優秀者だけでなく全ての学生がコミュニケーションレベルの英語力を身に付けることが望ましい。
- 大学においては、海外の現地企業でのインターンシップを積極的に行ってもらいたい。これにより、単なる語学研修ではなく、外国の文化や生活を理解することができ、海外勤務に対する理解が深まると思われる。
- 現在の日本の大学においては、外国人留学生が身近にいる環境となっているので、視野を広げる意味で、日本に留学している外国人とも積極的にコミュニケーションを図るよう学生を指導してほしい。

### 【留学制度の充実】

- 大学のカリキュラムの中で、1年間、海外留学できる単位システムを構築すべきである。
- 留学費用の助成、留学による単位取得、休学しないで留学できる仕組みなどを拡充してほしい。
- 大学では、留学した1年間で卒業に要する修学期間に認定するような取組を実施してほしい。また、文部科学省もこのような制度を推進してほしい。

### 【その他】

- 現在の経済情勢を考えると、BRICs（ブラジル、ロシア、イン

ド及び中国) 諸国をターゲットにして活躍できる人材の育成が重要である。特に、中国は裾野の広いマーケットであり、現地で活躍できる営業マンやマネジメントできる人材が必要になっている。

したがって、教育機関において、今後は英語だけでなく、中国語などBRICS諸国の語学教育にも力を入れるべきである。

- 自国を愛する気持ちが持てれば、他国の人々の気持ちも理解できるようになるので、まずは、日本人としてのアイデンティティを確立するための教育をしっかりとやってほしい。また、外国人技能実習制度は不十分であるので、もっと外国人が日本で働きやすくなるよう環境を整備してほしい。
- 産学で連携して、人材育成をするべきであり、具体的には、グローバル人材育成のための企業内大学等を創設するべきである。そうすれば、すぐに海外赴任ができるレベルの語学力を持った学生、即戦力といえるような学生が増えるのではないか。
- 留学経験者が増加し、語学力が向上しているにもかかわらず、異文化理解精神の育成は進んでいない。異文化理解とは、日本と外国とは違うと感覚的に理解することではなく、日本と外国のどこが違うのか、なぜ違うのかを理解し、説明することができるようになることである。異文化理解精神を身に付けることによって、海外転勤した際に、日本では当たり前なことを海外で同様に行っているのか、海外では海外の考えに従うべきなのかということが分かる。現在、このような違いを理解できる段階に到達している新卒者は増加していないと感じており、こうした異文化理解精神を身に付けてほしい。
- 日本の英語教育は、文法にこだわり過ぎている。コミュニケーション能力を高める教育が必要である。
- 海外で活躍するためには、主体性・積極性に関連した事柄として、まず、生活にタフであることが挙げられる。日本と生活習慣が異なる地において、生活面で順応できる必要がある。例えば、食事では、現地の食材、料理を食べられないと、現地の人からの信頼は得られない。

また、本人が論理的に思考し問題を解決する力が必要であるが、若い社員には、すぐに解決方法・やり方を尋ねるといった傾向がある。

さらに、海外で活躍するためには、現地への融和も必要であり、食事もそうであるが、外国では時間の流れ方も異なる。正に異文化理解の精神、尊敬の念も必要である。

- 語学研修には多額の費用がかかるため、少なくとも語学力やコミュニケーション能力だけは大学在学中に身に付けてほしい。また、当社では、採用後10年程度経過した中堅のグローバル人材が不足しており、当該社員を対象としたグローバル人材の育成セミナー等を開催してほしい。
- 人から与えられるのではなく、自らの努力により、語学力やコミュ

コミュニケーション能力を身に付け、異文化を理解した者でなければ、グローバル人材として海外で活躍することは困難である。

- 語学力とコミュニケーション能力については、比較的時間に余裕のある学生時代に身に付けてほしい。
- 学生には、海外の現場でたとえ十分な英語が使えなくても、身振り・手振りでも意思疎通ができるよう、外国人とも日本人と同様にコミュニケーションができるようになってもらいたい。
- グローバル人材を育成するためには、小学生等の幼いときから外国人と触れ合うことが重要であり、その触れ合いから将来、英語力・語学力が必要になると自覚させる必要がある。その自覚を抱いていれば、中学校・高校・大学で外国語を必死に勉強し、社会人になってからもその語学力を自己研さんしていくと考えられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実地調査を実施した海外進出企業 68 社の調査結果である。

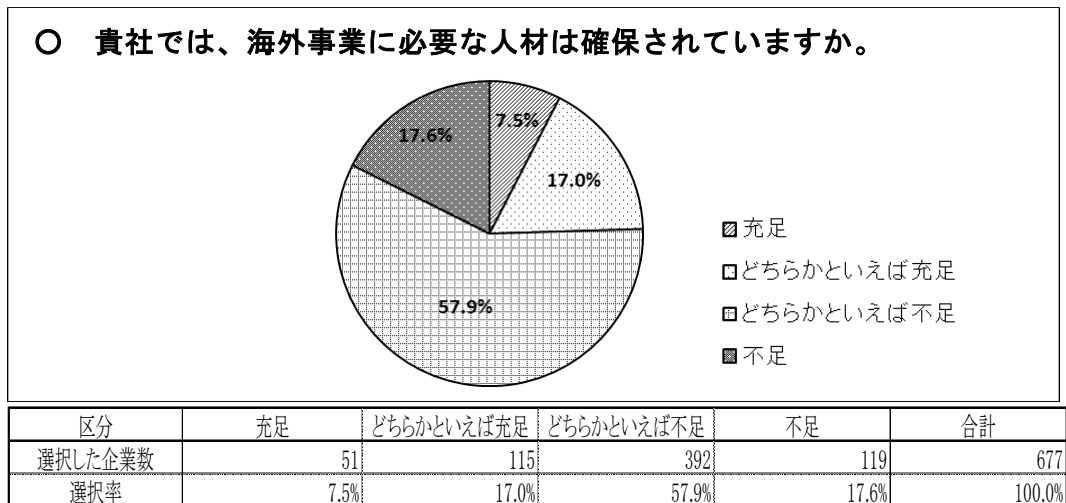
## (2) 企業規模別（大企業 677 社、中小企業 303 社）の集計結果

### ア 大企業（677社）

#### ① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が119社（17.6%）、「どちらかといえば不足」が392社（57.9%）となっており、約8割の企業（511社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-ア-① 海外事業に必要な人材の確保状況



(注) 当省の調査結果による。

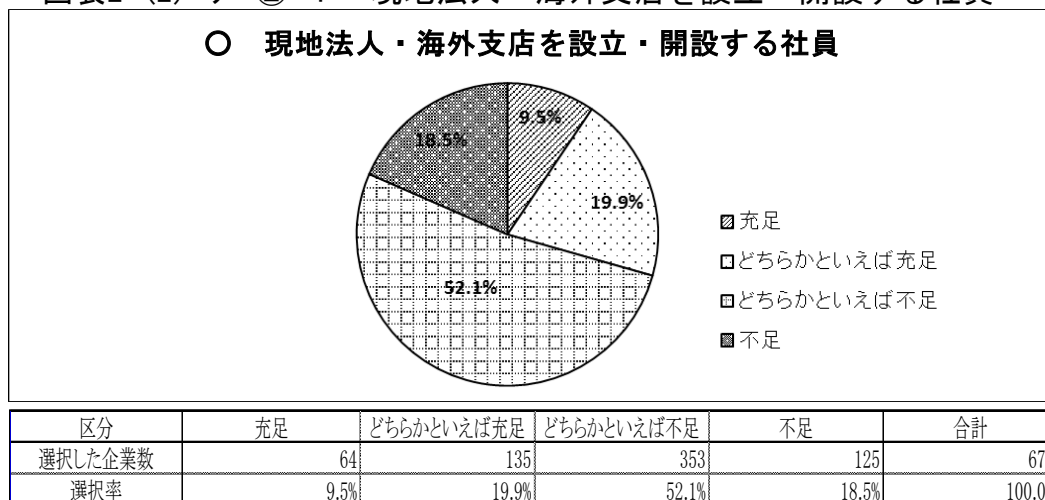
#### ② 海外事業に必要な人材の確保状況（職層別）

##### i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が125社（18.5%）、「どちらかといえば不

足」が353社（52.1%）となっており、約7割の企業（478社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-ア-②-i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

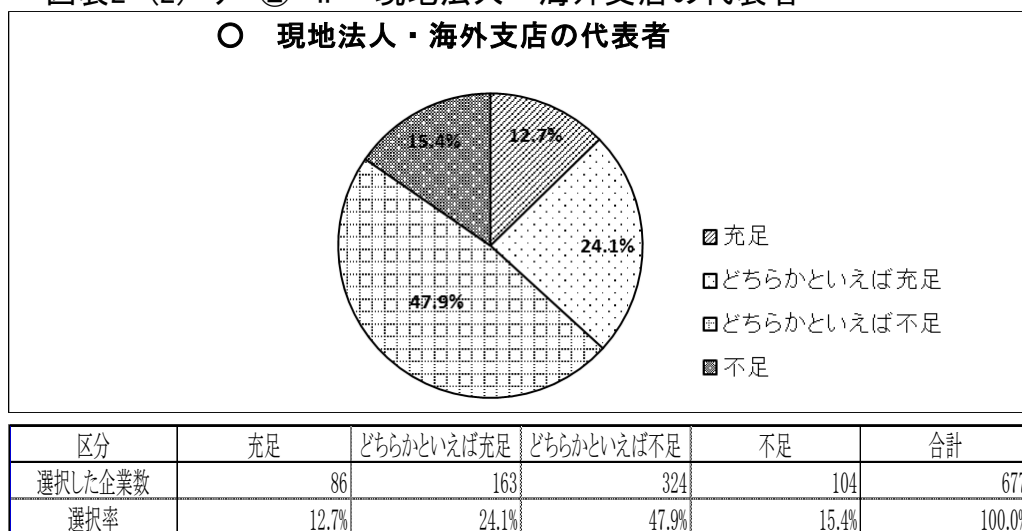


(注) 当省の調査結果による。

ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が104社（15.4%）、「どちらかといえば不足」が324社（47.9%）となっており、約6割の企業（428社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-ア-②-ii 現地法人・海外支店の代表者



(注) 当省の調査結果による。

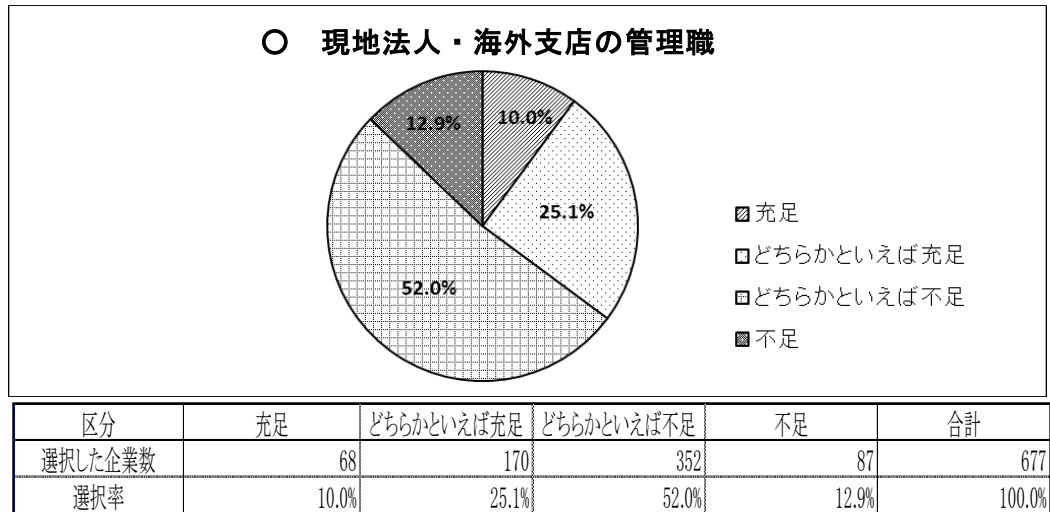
iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が87社（12.9%）、「どちらかといえば不足」が352社



(52.0%) となっており、約6割の企業（439社）が不足又はどちらかといえ不足していると回答している。

図表2-(2)-ア-②-iii 現地法人・海外支店の管理職

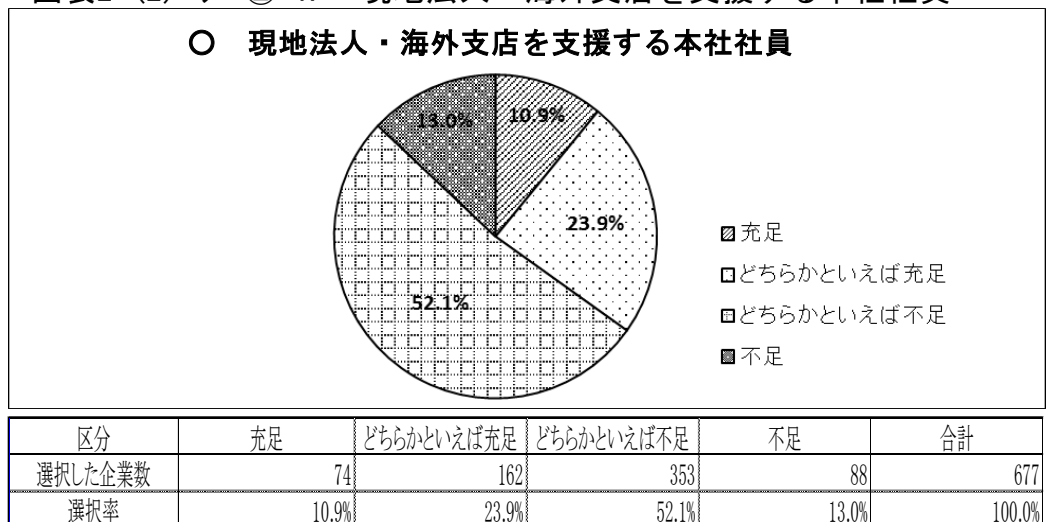


(注) 当省の調査結果による。

iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員については、「不足」が88社（13.0%）、「どちらかといえば不足」が353社（52.1%）となっており、約7割の企業（441社）が不足又はどちらかといえ不足していると回答している。

図表2-(2)-ア-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員



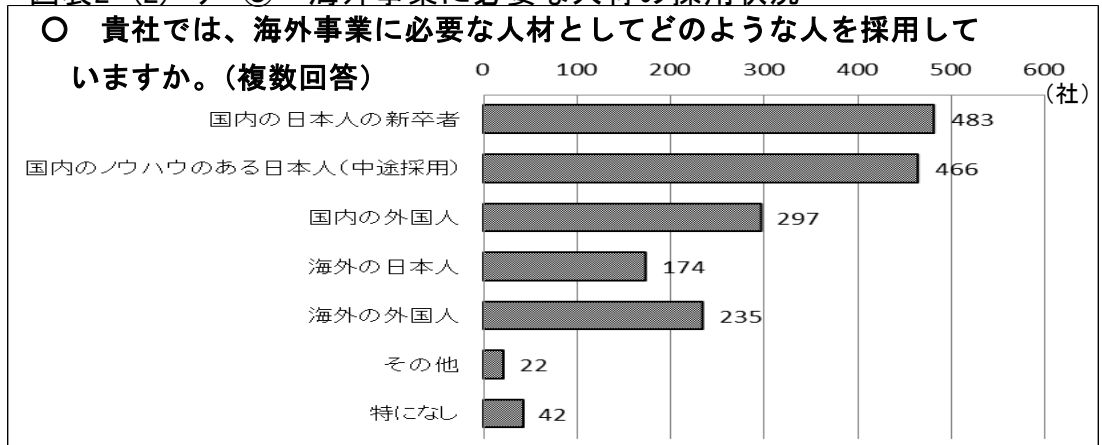
(注) 当省の調査結果による。

③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内の日本人の新卒者」

が483社（71.3%）と最も多く、次いで、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が466社（68.8%）、「国内の外国人」が297社（43.9%）などとなっている。

図表2-(2)-ア-③ 海外事業に必要な人材の採用状況



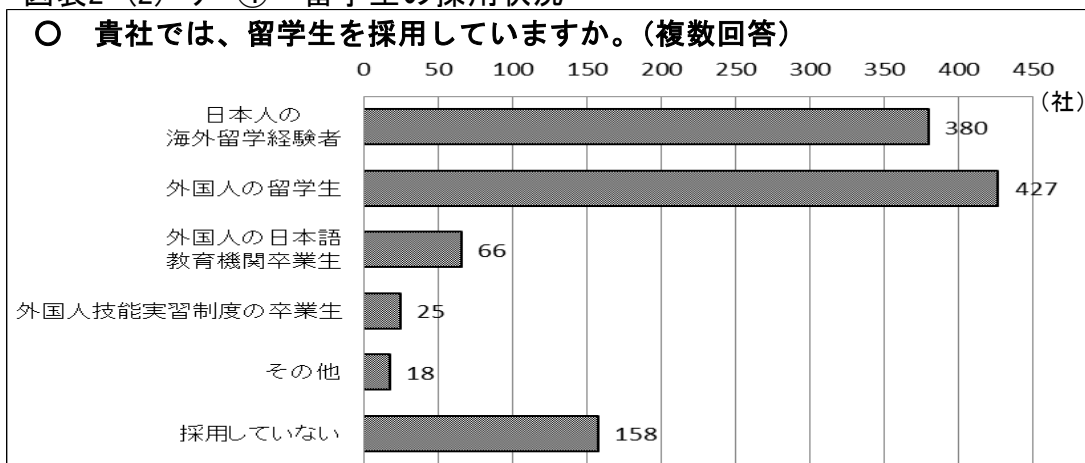
区分	国内の日本人の新卒者	国内のノウハウのある日本人(中途採用)	国内の外国人	海外の日本人	海外の外国人	その他	特になし
選択した企業数	483	466	297	174	235	22	42
選択率(全体比)	71.3%	68.8%	43.9%	25.7%	34.7%	3.2%	6.2%

(注) 当省の調査結果による。

④ 留学生の採用状況（複数回答）

留学生の採用については、「外国人の留学生」が427社（63.1%）と最も多く、次いで、「日本人の海外留学経験者」が380社（56.1%）、「採用していない」が158社（23.3%）などとなっている。

図表2-(2)-ア-④ 留学生の採用状況



区分	日本人の海外留学経験者	外国人の留学生	外国人の日本語教育機関卒業生	外国人技能実習制度の卒業生	その他	採用していない
選択した企業数	380	427	66	25	18	158
選択率(全体比)	56.1%	63.1%	9.7%	3.7%	2.7%	23.3%

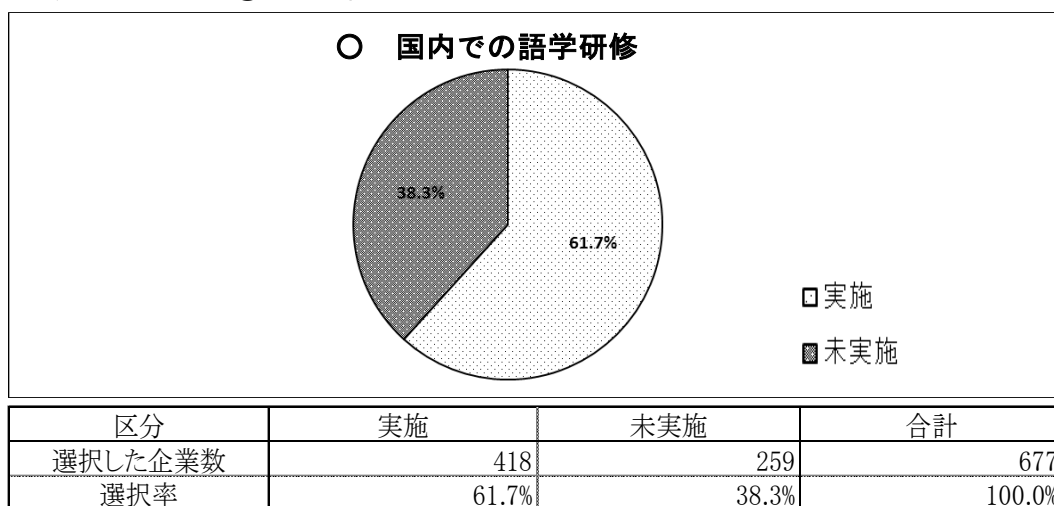
(注) 当省の調査結果による。

⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修（国内）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が418社（61.7%）、実施していない企業が259社（38.3%）となっている。

図表2-(2)-ア-⑤-i 語学研修（国内）の実施状況

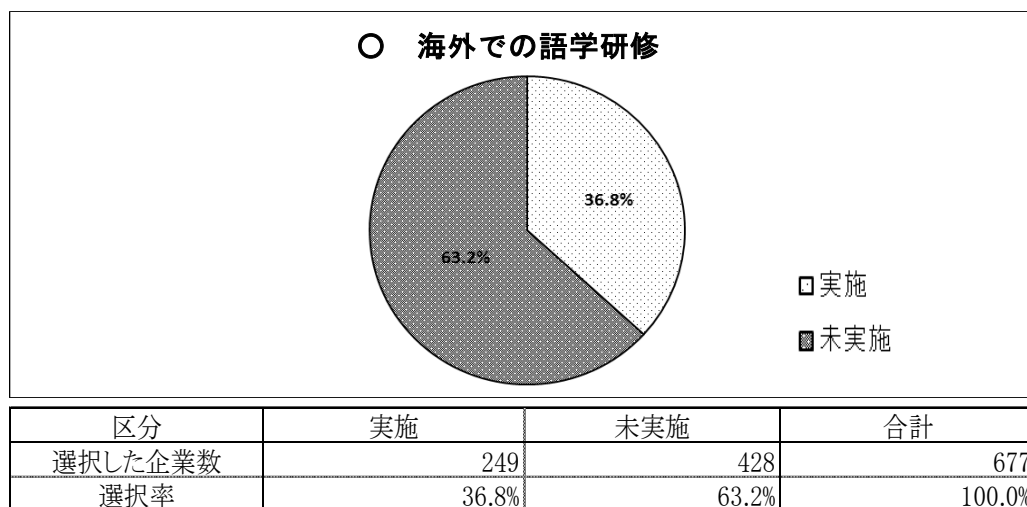


(注) 当省の調査結果による。

ii) 語学研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が249社（36.8%）、実施していない企業が428社（63.2%）となっている。

図表2-(2)-ア-⑤-ii 語学研修（海外）の実施状況

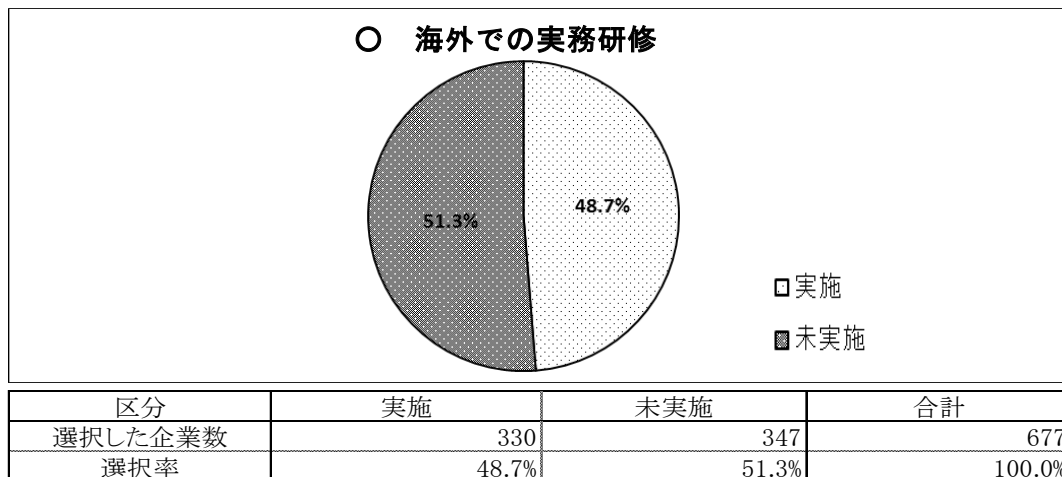


(注) 当省の調査結果による。

### iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が330社（48.7%）、実施していない企業が347社（51.3%）となっている。

図表2-(2)-ア-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況

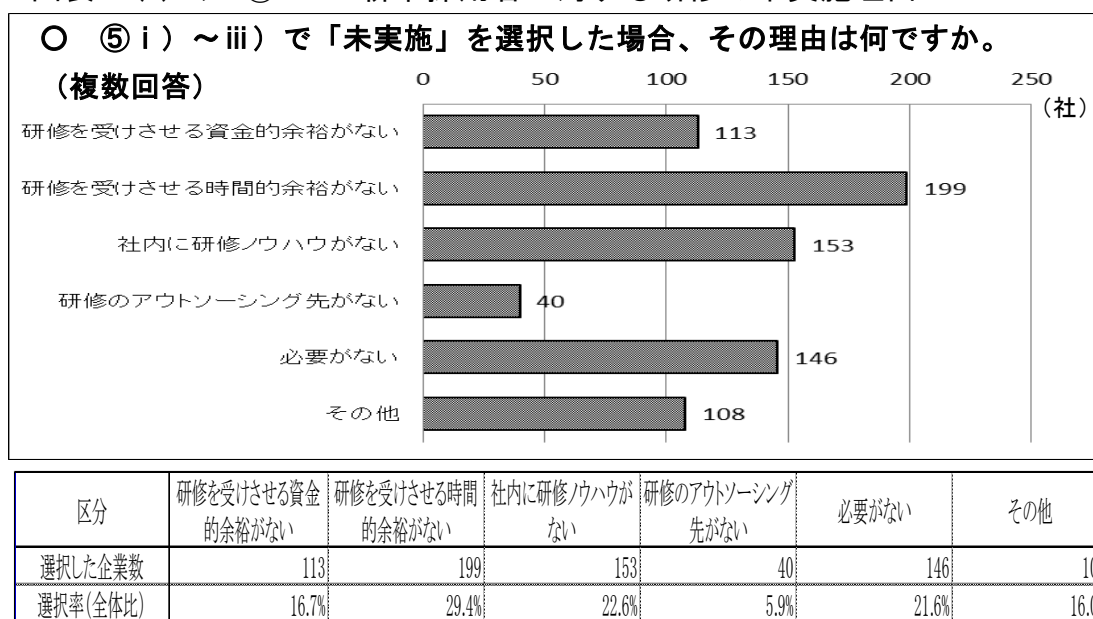


(注) 当省の調査結果による。

### iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「研修を受けさせる時間的余裕がない」が199社（29.4%）と最も多く、次いで、「社内に研修ノウハウがない」が153社（22.6%）、「必要がない」が146社（21.6%）などとなっている。

図表2-(2)-ア-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由

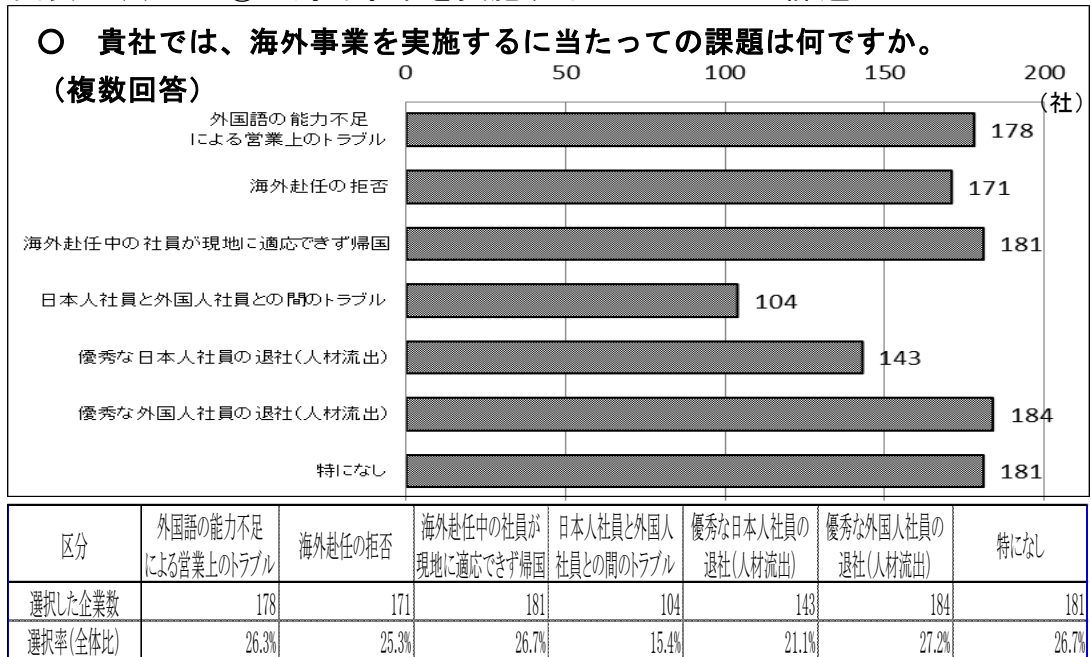


(注) 当省の調査結果による。

⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題（複数回答）

海外事業を実施するに当たっての課題については、「優秀な外国人社員の退社（人材流出）」が184社（27.2％）と最も多く、次いで、「特になし」及び「海外赴任中の社員が現地に適応できず帰国」がそれぞれ181社（26.7％）、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」が178社（26.3％）、「海外赴任の拒否」が171社（25.3％）などとなっている。

図表2-(2)-ア-⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題

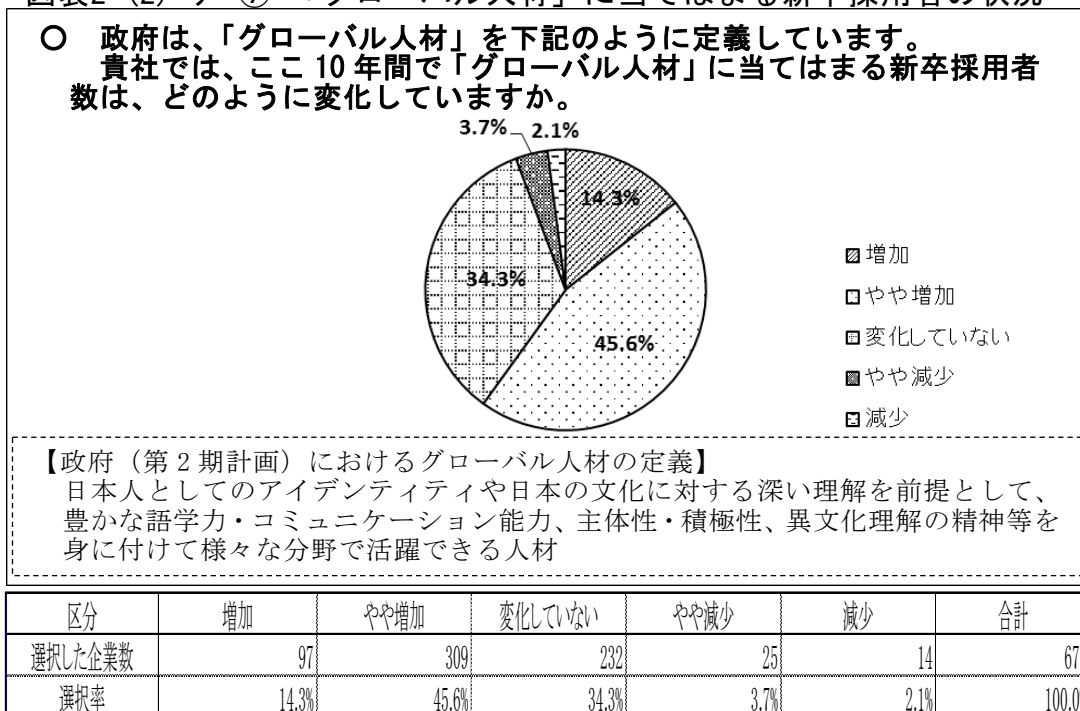


（注） 当省の調査結果による。

⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「増加」しているが97社（14.3％）、「やや増加」しているが309社（45.6％）となっており、約6割の企業（406社）が増加又はやや増加していると回答している。

図表2-(2)-ア-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況



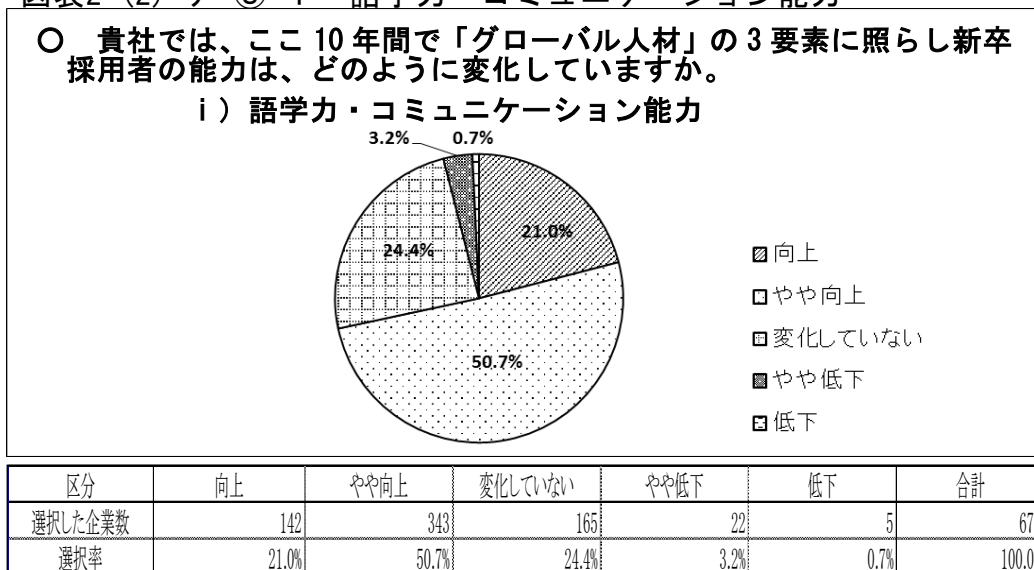
(注) 当省の調査結果による。

⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「向上」しているが142社(21.0%)、「やや向上」しているが343社(50.7%)となっており、約7割の企業(485社)が向上又はやや向上していると回答している。

図表2-(2)-ア-⑧-i 語学力・コミュニケーション能力

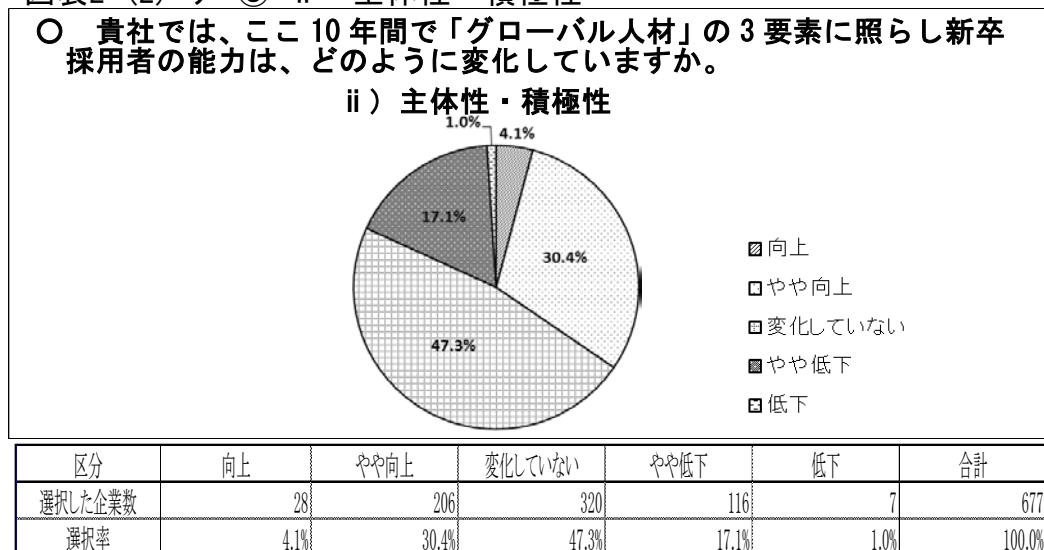


(注) 当省の調査結果による。

## ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「低下」しているが7社（1.0%）、「やや低下」しているが116社（17.1%）、「変化していない」が320社（47.3%）となっており、約7割の企業（443社）が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表2-(2)-ア-⑧-ii 主体性・積極性

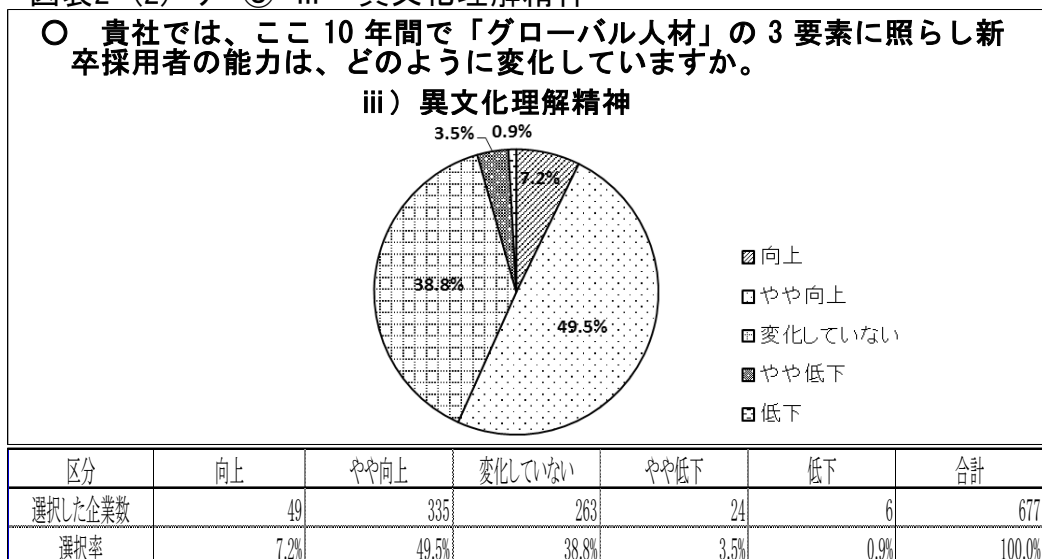


(注) 当省の調査結果による。

## iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「向上」しているが49社（7.2%）、「やや向上」しているが335社（49.5%）となっており、約6割の企業（384社）が向上又はやや向上していると回答している。

図表2-(2)-ア-⑧-iii 異文化理解精神

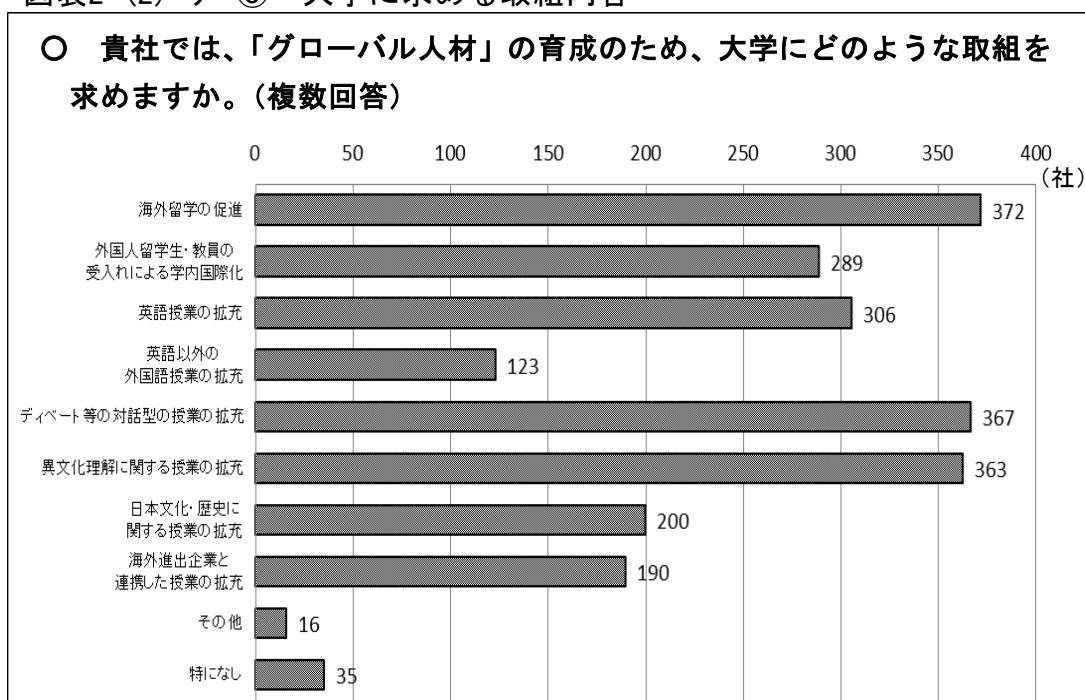


(注) 当省の調査結果による。

⑨ 大学に求める取組内容（複数回答）

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「海外留学の促進」が372社（54.9%）と最も多く、次いで、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が367社（54.2%）、「異文化理解に関する授業の拡充」が363社（53.6%）、「英語授業の拡充」が306社（45.2%）、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が289社（42.7%）などとなっている。

図表2-(2)-ア-⑨ 大学に求める取組内容



区分	海外留学の促進	外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化	英語授業の拡充	英語以外の外国語授業の拡充	ディベート等の対話型の授業の拡充
選択した企業数	372	289	306	123	367
選択率(全体比)	54.9%	42.7%	45.2%	18.2%	54.2%
区分	異文化理解に関する授業の拡充	日本文化・歴史に関する授業の拡充	海外進出企業と連携した授業の拡充	その他	特になし
選択した企業数	363	200	190	16	35
選択率(全体比)	53.6%	29.5%	28.1%	2.4%	5.2%

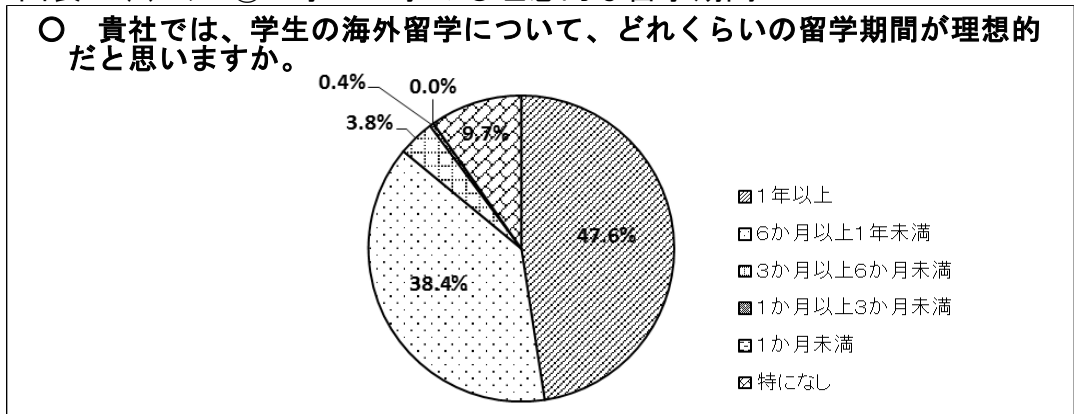
(注) 当省の調査結果による。

⑩ 学生に求める理想的な留学期間

学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が322社（47.6%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が260社（38.4%）となっており、約9割の企業（582社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。



図表2-(2)-ア-⑩ 学生に求める理想的な留学期間



区分	1年以上	6か月以上1年未満	3か月以上6か月未満	1か月以上3か月未満	1か月未満	特になし	合計
選択した企業数	322	260	26	3	0	66	677
選択率	47.6%	38.4%	3.8%	0.4%	0.0%	9.7%	100.0%

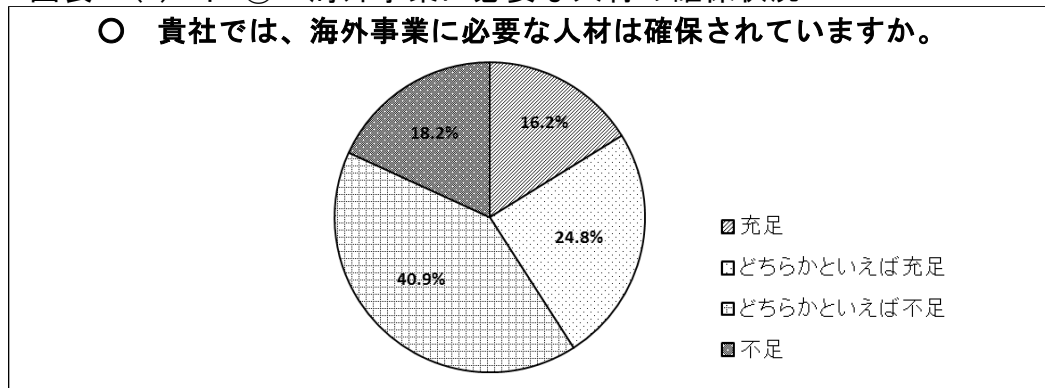
(注) 当省の調査結果による。

イ 中小企業 (303社)

① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が55社 (18.2%)、「どちらかといえば不足」が124社 (40.9%) となっており、約6割の企業 (179社) が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-イ-① 海外事業に必要な人材の確保状況



区分	充足	どちらかといえば充足	どちらかといえば不足	不足	合計
選択した企業数	49	75	124	55	303
選択率	16.2%	24.8%	40.9%	18.2%	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

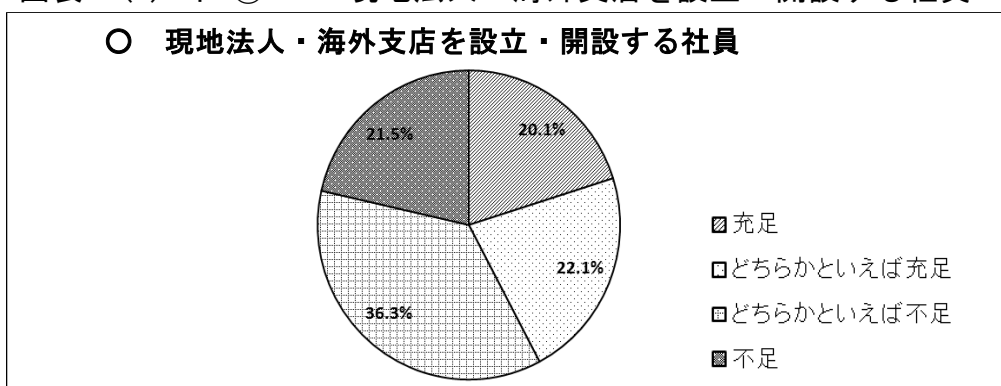
② 海外事業に必要な人材の確保状況 (職層別)

i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が65社 (21.5%)、「どちらかといえば不

足」が110社（36.3%）となっており、約6割の企業（175社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-イ-②-i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員



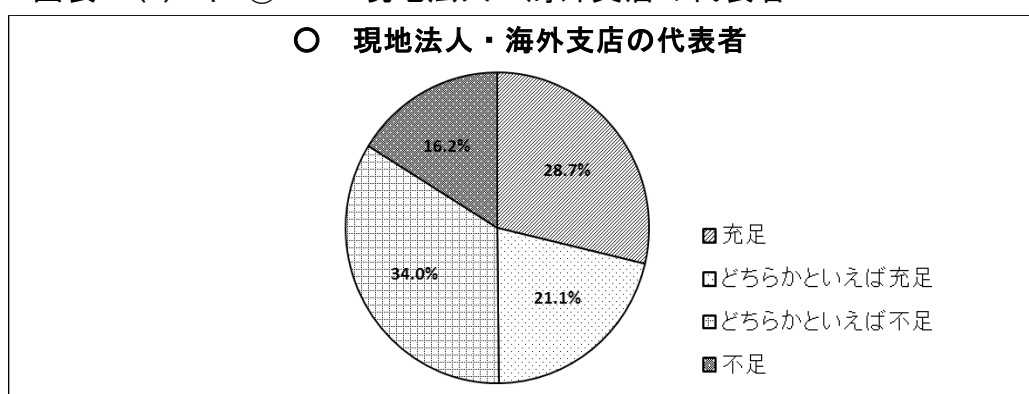
区分	充足	どちらかといえば充足	どちらかといえば不足	不足	合計
選択した企業数	61	67	110	65	303
選択率	20.1%	22.1%	36.3%	21.5%	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が49社（16.2%）、「どちらかといえば不足」が103社（34.0%）となっており、約5割の企業（152社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-イ-②-ii 現地法人・海外支店の代表者



区分	充足	どちらかといえば充足	どちらかといえば不足	不足	合計
選択した企業数	87	64	103	49	303
選択率	28.7%	21.1%	34.0%	16.2%	100.0%

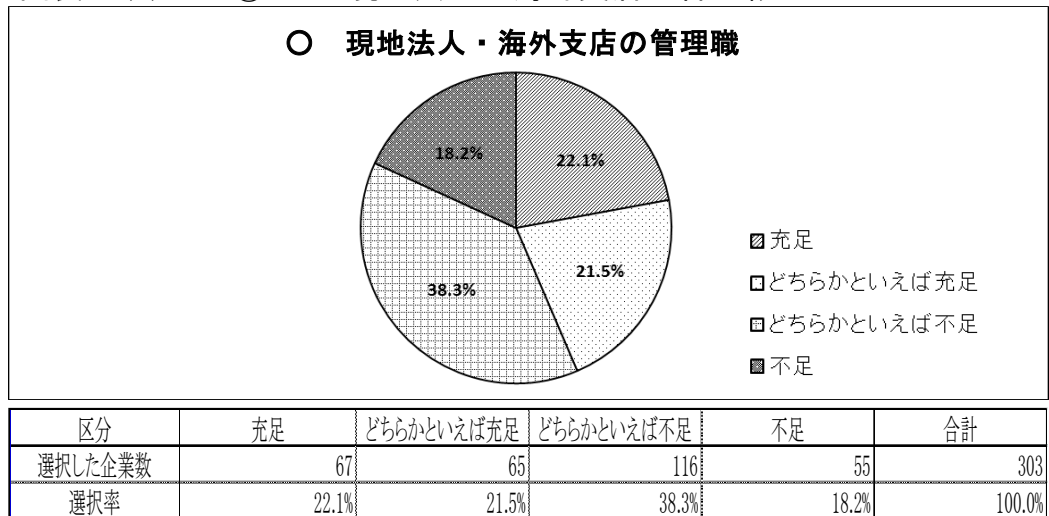
(注) 当省の調査結果による。

iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が55社（18.2%）、「どちらかといえば不足」が116社

(38.3%) となっており、約6割の企業（171社）が不足又はどちらかといえ不足していると回答している。

図表2-(2)-イ-②-iii 現地法人・海外支店の管理職

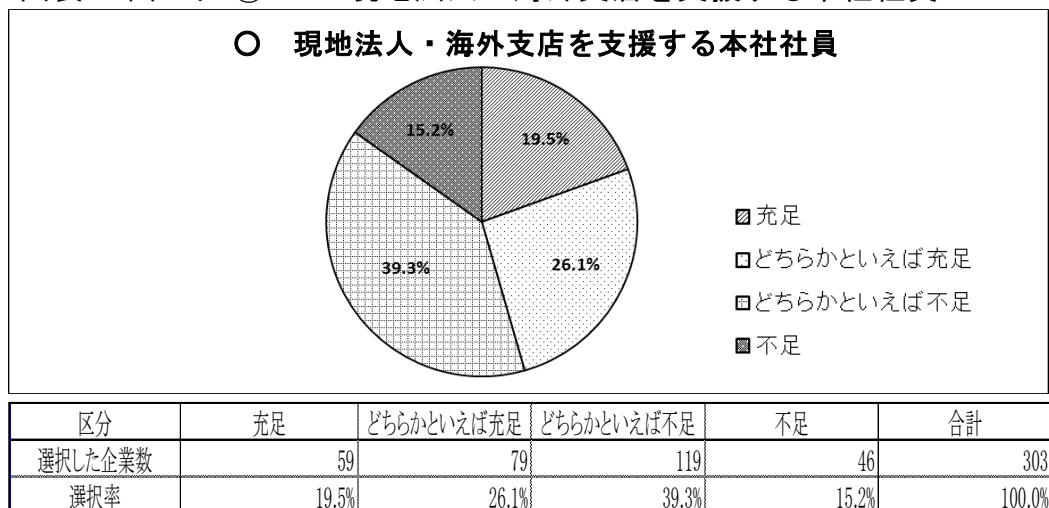


(注) 当省の調査結果による。

iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員については、「不足」が46社（15.2%）、「どちらかといえば不足」が119社（39.3%）となっており、約5割の企業（165社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-(2)-イ-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員



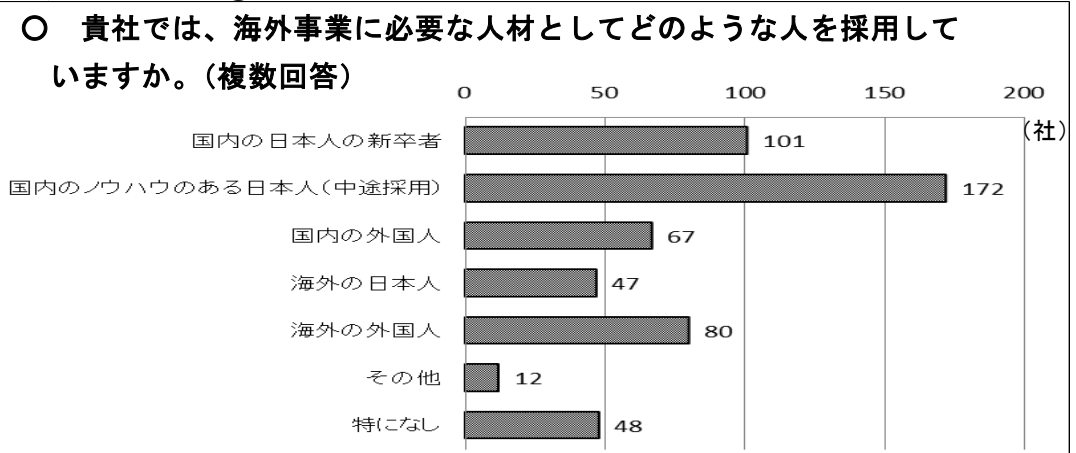
(注) 当省の調査結果による。

③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内のノウハウのある日

本人（中途採用）」が172社（56.8%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が101社（33.3%）、「海外の外国人」が80社（26.4%）などとなっている。

図表2-(2)-イ-③ 海外事業に必要な人材の採用状況（属性別）



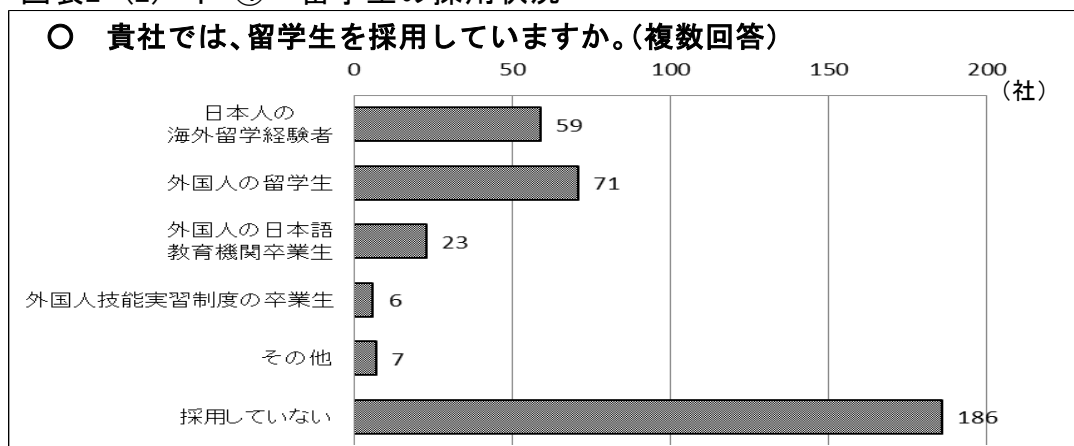
区分	国内の日本人の新卒者	国内のノウハウのある日本人(中途採用)	国内の外国人	海外の日本人	海外の外国人	その他	特になし
選択した企業数	101	172	67	47	80	12	48
選択率(全体比)	33.3%	56.8%	22.1%	15.5%	26.4%	4.0%	15.8%

(注) 当省の調査結果による。

④ 留学生の採用状況（複数回答）

留学生の採用については、「採用していない」が186社（61.4%）と最も多く、次いで、「外国人の留学生」が71社（23.4%）、「日本人の海外留学経験者」が59社（19.5%）などとなっている。

図表2-(2)-イ-④ 留学生の採用状況



区分	日本人の海外留学経験者	外国人の留学生	外国人の日本語教育機関卒業生	外国人技能実習制度の卒業生	その他	採用していない
選択した企業数	59	71	23	6	7	186
選択率(全体比)	19.5%	23.4%	7.6%	2.0%	2.3%	61.4%

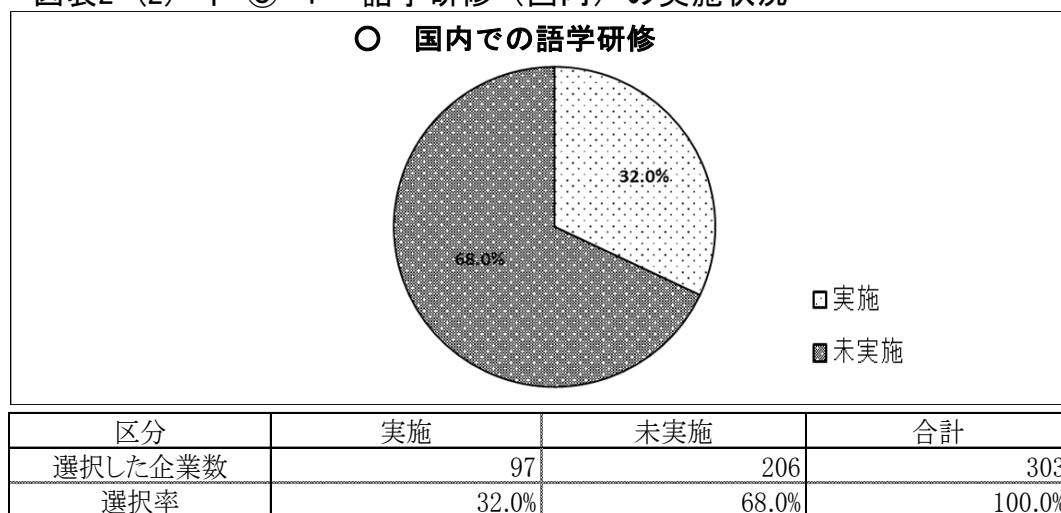
(注) 当省の調査結果による。

⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修（国内）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が97社（32.0%）、実施していない企業が206社（68.0%）となっている。

図表2-(2)-イ-⑤-i 語学研修（国内）の実施状況

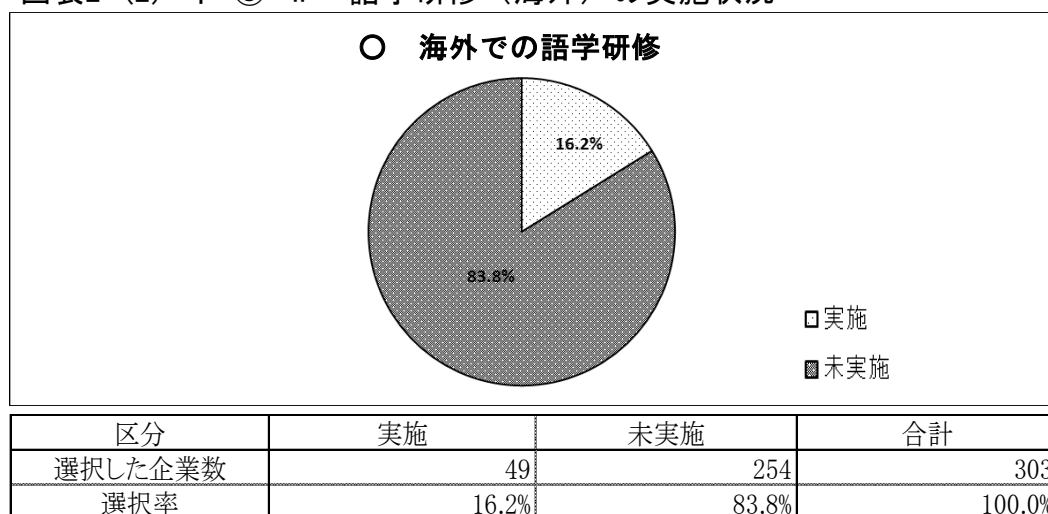


(注) 当省の調査結果による。

ii) 語学研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が49社（16.2%）、実施していない企業が254社（83.8%）となっている。

図表2-(2)-イ-⑤-ii 語学研修（海外）の実施状況

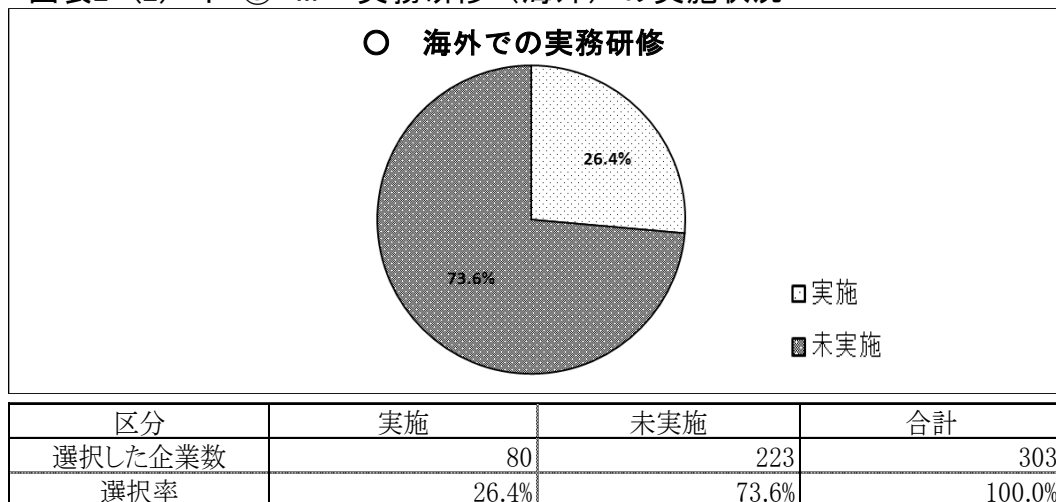


(注) 当省の調査結果による。

### iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が80社（26.4%）、実施していない企業が223社（73.6%）となっている。

図表2-(2)-イ-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況

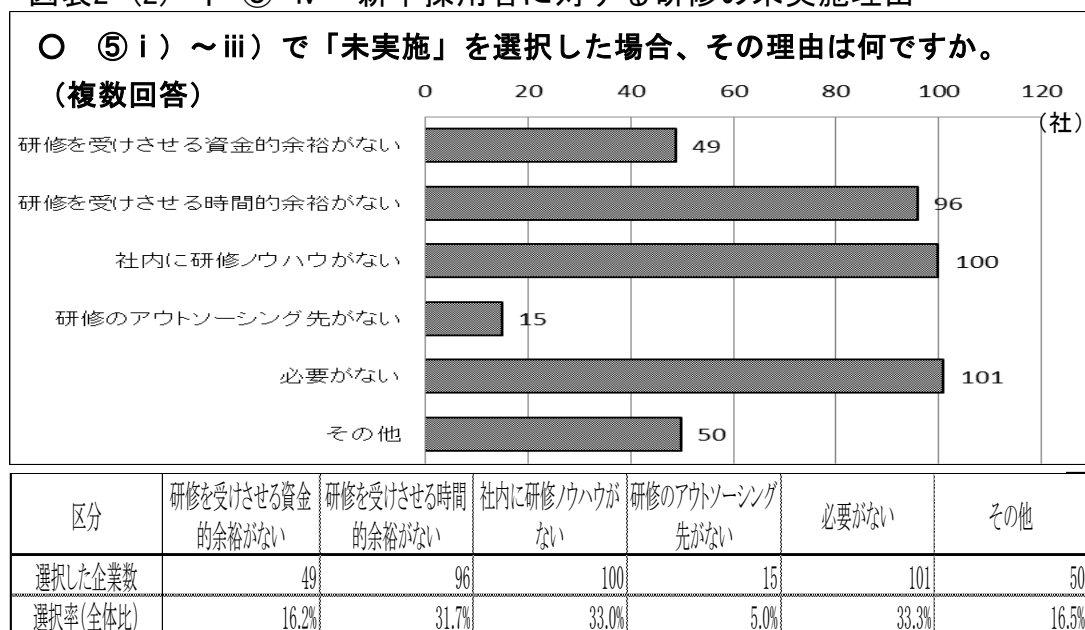


(注) 当省の調査結果による。

### iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「必要がない」が101社（33.3%）と最も多く、次いで、「社内に研修ノウハウがない」が100社（33.0%）、「研修を受けさせる時間的余裕がない」が96社（31.7%）などとなっている。

図表2-(2)-イ-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由

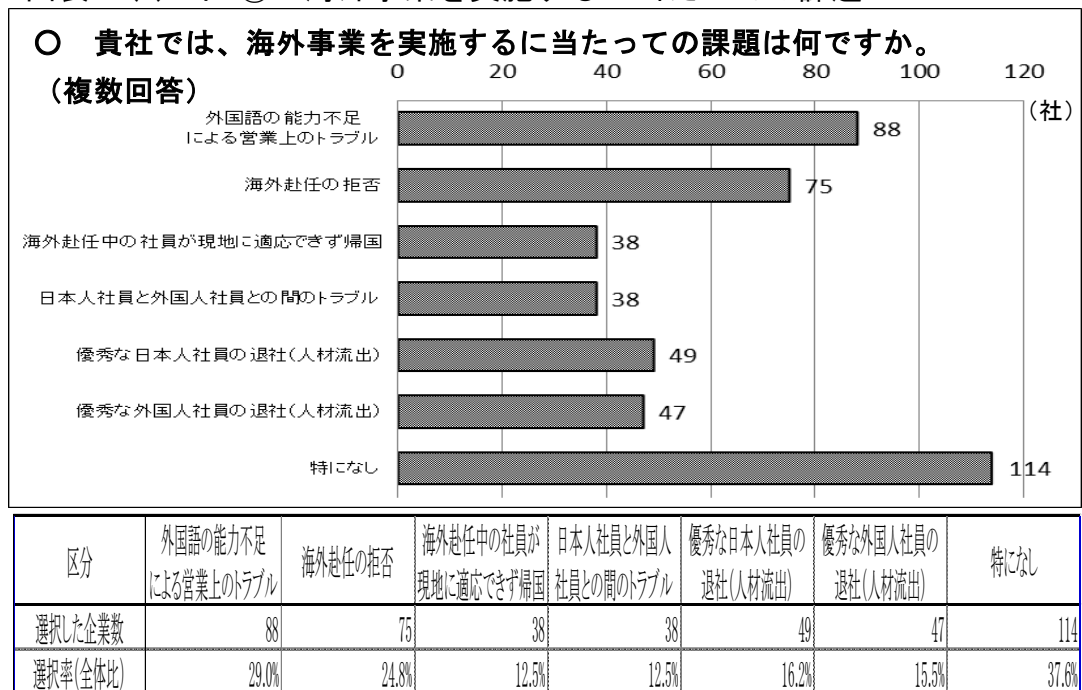


(注) 当省の調査結果による。

⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題（複数回答）

海外事業を実施するに当たっての課題については、「特になし」が114社（37.6%）と最も多くなっているが、課題として挙げられたものは、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」が88社（29.0%）、「海外赴任の拒否」が75社（24.8%）、「優秀な日本人社員の退社（人材流出）」が49社（16.2%）、「優秀な外国人社員の退社（人材流出）」が47社（15.5%）などとなっている。

図表2-(2)-イ-⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題



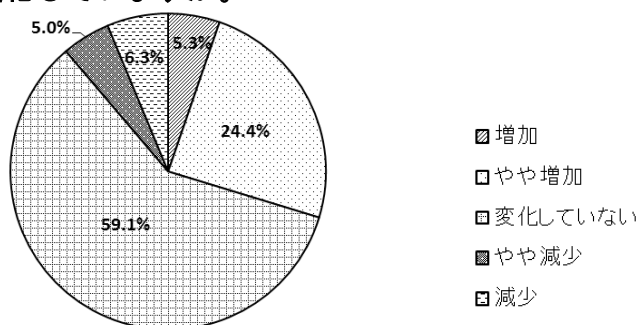
(注) 当省の調査結果による。

⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「減少」しているが19社（6.3%）、「やや減少」しているが15社（5.0%）、「変化していない」が179社（59.1%）となっており、約7割の企業（213社）が減少、やや減少又は変化していないと回答している。

図表2-(2)-イ-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

○ 政府は、「グローバル人材」を下記のように定義しています。  
 貴社では、ここ10年間で「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数は、どのように変化していますか。



【政府（第2期計画）におけるグローバル人材の定義】

日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材

区分	増加	やや増加	変化していない	やや減少	減少	合計
選択した企業数	16	74	179	15	19	303
選択率	5.3%	24.4%	59.1%	5.0%	6.3%	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

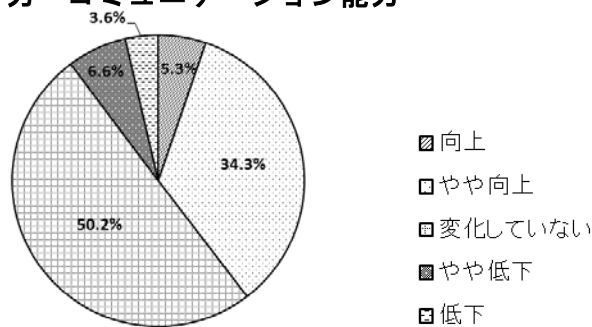
i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「低下」しているが11社(3.6%)、「やや低下」しているが20社(6.6%)、「変化していない」が152社(50.2%)となっており、約6割の企業(183社)が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表2-(2)-イ-⑧-i 語学力・コミュニケーション能力

○ 貴社では、ここ10年間で「グローバル人材」の3要素に照らし新卒採用者の能力は、どのように変化していますか。

i) 語学力・コミュニケーション能力



区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	16	104	152	20	11	303
選択率	5.3%	34.3%	50.2%	6.6%	3.6%	100.0%

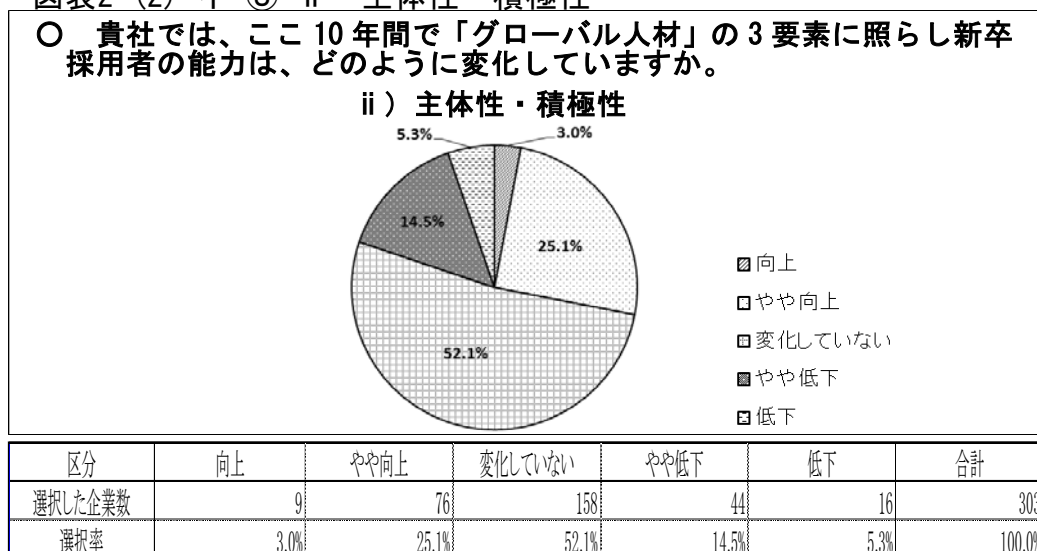
(注) 当省の調査結果による。



## ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「低下」しているが16社（5.3%）、「やや低下」しているが44社（14.5%）、「変化していない」が158社（52.1%）となっており、約7割の企業（218社）が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表2-(2)-イ-⑧-ii 主体性・積極性

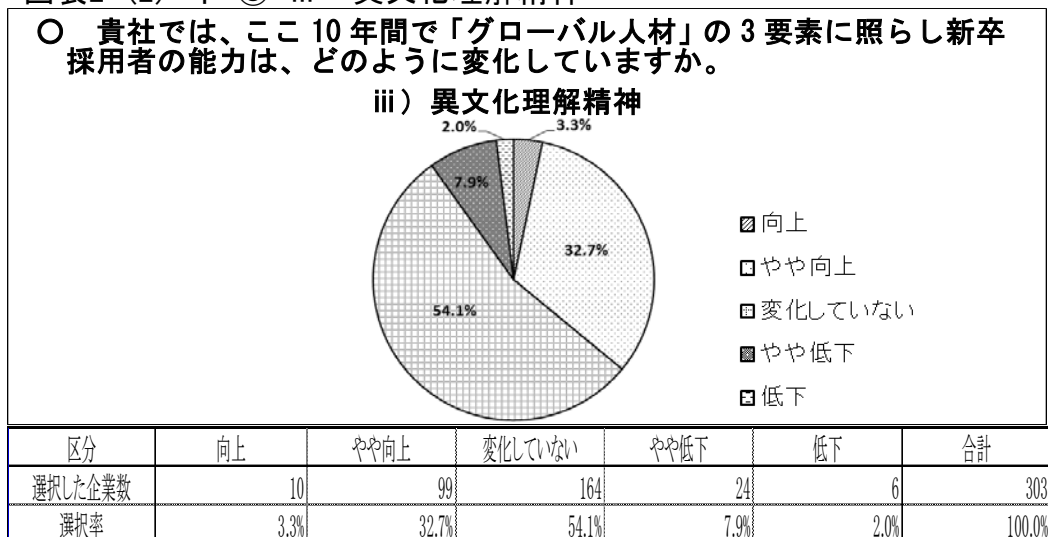


(注) 当省の調査結果による。

## iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「低下」しているが6社（2.0%）、「やや低下」しているが24社（7.9%）、「変化していない」が164社（54.1%）となっており、約6割の企業（194社）が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表2-(2)-イ-⑧-iii 異文化理解精神

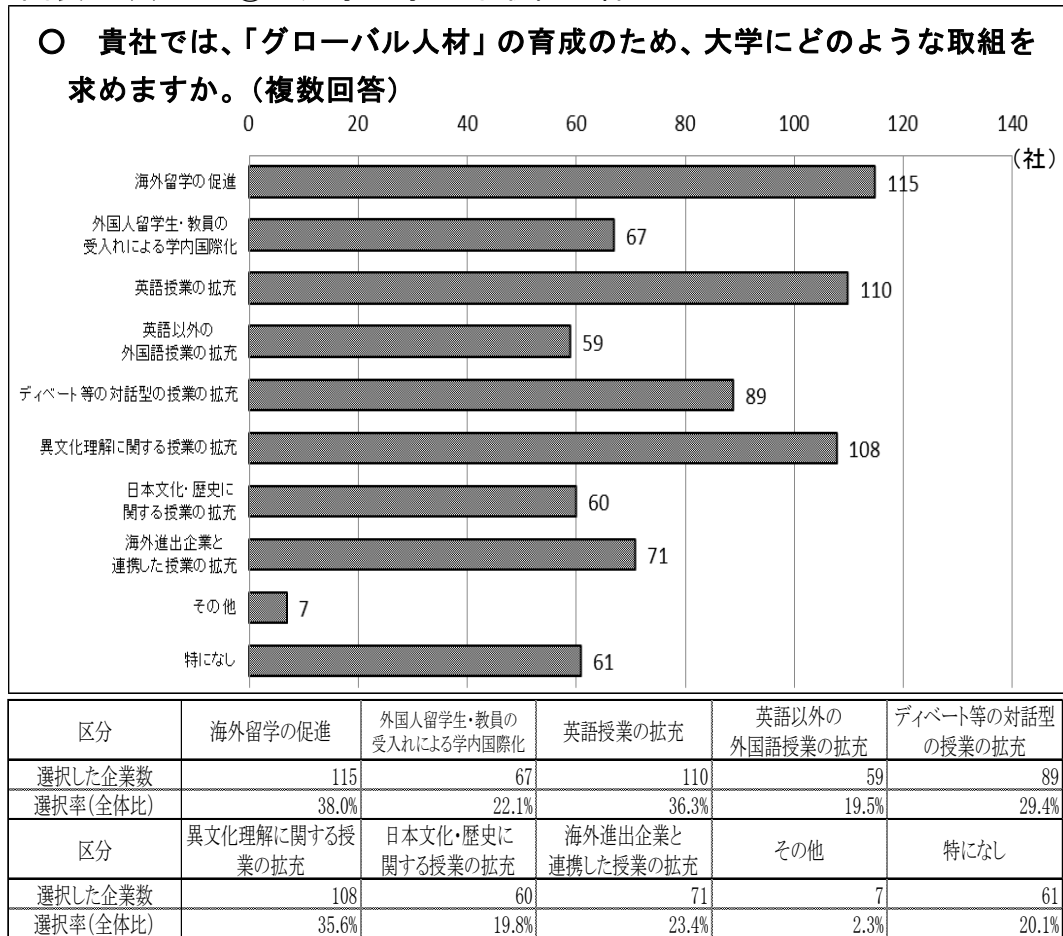


(注) 当省の調査結果による。

⑨ 大学に求める取組内容（複数回答）

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「海外留学の促進」が115社（38.0%）と最も多く、次いで、「英語授業の拡充」が110社（36.3%）、「異文化理解に関する授業の拡充」が108社（35.6%）、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が89社（29.4%）、「海外進出企業と連携した授業の拡充」が71社（23.4%）などとなっている。

図表2-(2)-イ-⑨ 大学に求める取組内容



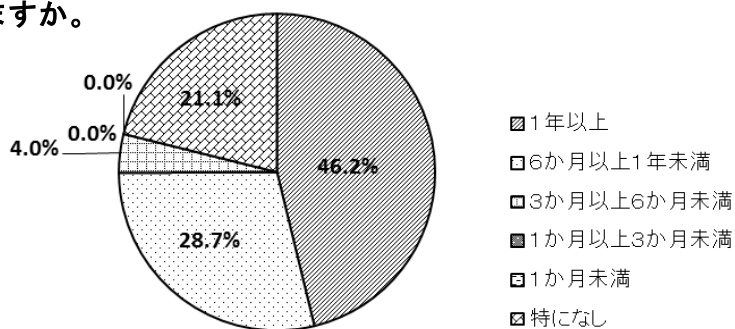
(注) 当省の調査結果による。

⑩ 学生に求める理想的な留学期間

学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が140社（46.2%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が87社（28.7%）となっており、約7割の企業（227社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。

図表2-(2)-イ-⑩ 学生に求める理想的な留学期間

○ 貴社では、学生の海外留学について、どれくらいの留学期間が理想的だと思いますか。



区分	1年以上	6か月以上1年未満	3か月以上6か月未満	1か月以上3か月未満	1か月未満	特になし	合計
選択した企業数	140	87	12	0	0	64	303
選択率	46.2%	28.7%	4.0%	0.0%	0.0%	21.1%	100.0%

(注) 当省の調査結果による。

### 3 グローバル人材育成に関する個別の施策・事務事業の実施状況

#### (1) 日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進

第2期計画において、日本人大学生等の海外留学の促進及び外国人留学生の受入促進を図るなど、日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進を実施することとされている。

#### ア 日本人大学生等の海外留学の促進

##### (ア) 日本人大学生等の海外留学の状況

##### (要旨)

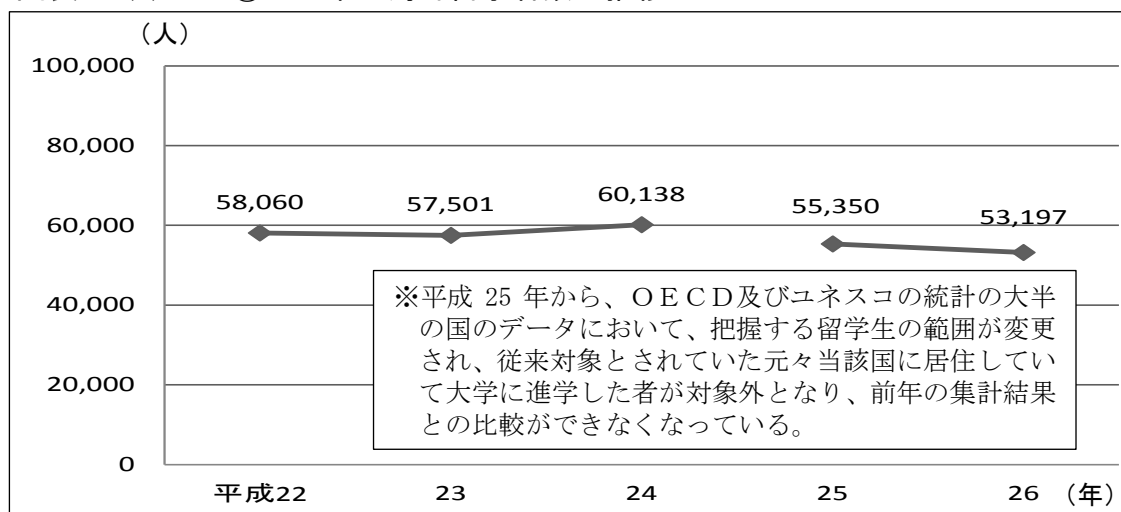
大学等における日本人海外留学者数については、第2期計画において、2020年（平成32年）を目途に2012年（平成24年）の約6万人から12万人に倍増するとの成果指標を設定しているが、この日本人海外留学者数について、文部科学省は、OECD、ユネスコ、IIE（米国国際教育研究所）等の統計を基に集計したデータ（主に海外の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象）を使用しており、これによれば、2014年（平成26年）の日本人海外留学者数は5万3,197人と減少している。

他方、独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）の「日本人学生留学状況調査」（日本の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象）によれば、上記のOECD、ユネスコ、IIE等の統計におおむね含まれない日本の大学等に在籍している日本人海外留学生数は、近年大きく増加（平成24年度6万5,373人から27年度8万4,456人に増加）しており、特に1か月未満の短期留学の増加が顕著となっている。この結果、平成27年度の海外留学生数のうち、1か月未満の留学生数が5万1,266人と全体の60.7%を占める状況となっている。

大学等における日本人海外留学者数については、第2期計画において、2020年（平成32年）を目途に2012年（平成24年）の約6万人から12万人に倍増するとの成果目標を設定しているが、文部科学省によれば、図表3-(1)-ア-①のとおり、2014年（平成26年）の日本人海外留学者数は5万3,197人と減少している。

この日本人海外留学者数について、文部科学省は、OECD、ユネスコ統計局、IIE（米国国際教育研究所）等の統計を集計したデータ（主に海外の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象）を使用しているが、2013年（平成25年）から、OECD及びユネスコ統計局の統計の大半の国のデータにおいて、把握する留学生の範囲が変更され、従来対象とされていた元々当該国に居住していて大学に進学した者が対象外となったことが減少の一因としている。

図表 3-(1)-ア-① 日本人海外留学者数の推移



- (注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。  
 なお、各国の出典及び留学生の定義は次のとおりである。
- ① OECD「図表でみる教育 (Education at a Glance)」及びユネスコ統計局の統計  
 各国の高等教育機関に在籍する外国人留学生で、学位取得を目的とした留学をしている学生が対象であり、例えば、日本の大学等に在籍し交換留学等で短期留学する日本人海外留学生は含まない。  
 なお、平成 24 年までは、把握対象が「外国人学生」(受入国の国籍を持たない者)であったため、元々当該国に居住していて大学に進学した者を含んでいたが、25 年から、各国から提出されるデータの多くが、「外国人留学生」(勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ者)となり、元々当該国に居住していて大学に進学した者を含まない整理となった。
  - ② IIE (米国国際教育研究所) の「Open Doors」  
 アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍しているアメリカ市民(永住権を有する者を含む。)以外の者
  - ③ 中国大使館教育部の統計  
 学生ビザ (Xビザ (留学期間が 180 日以上)) 又は訪問ビザ (滞在 180 日未満) 等で中国の大学に在学している外国人留学生
  - ④ 台湾教育部の統計  
 台湾の高等教育機関に在籍している外国人留学生 (短期留学生を含む。)

他方、JASSOの「日本人学生留学状況調査」によれば、図表 3-(1)-ア-②のとおり、上記のOECD、ユネスコ、IIE等の統計におおむね含まれない日本の大学等に在籍している日本人海外留学生数は、近年大きく増加 (平成 24 年度 6 万 5,373 人から 27 年度 8 万 4,456 人に増加) している。この増加分 (1 万 9,083 人) のうち、73.7% (1 万 4,068 人) が 1 か月未満の短期留学であり、この結果、27 年度の海外留学生数のうち、1 か月未満の留学生数が 5 万 1,266 人と全体の 60.7%を占める状況となっている。また、6 か月未満では 6 万 8,936 人と全体の 81.6%を占めている。

図表 3-(1)-ア-② 「日本人学生留学状況調査」(JASSO)による留学期間別  
海外留学生数の推移

(単位：人、%)

区 分	平成24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1か月未満	37,198	56.9	40,527	58.0	48,853	60.1	51,266	60.7
1か月以上3か月未満	7,667	11.7	7,615	10.9	8,418	10.4	8,028	9.5
3か月以上6か月未満	7,197	11.0	7,325	10.5	8,670	10.7	9,642	11.4
6か月以上1年未満	11,597	17.7	12,450	17.8	13,198	16.2	13,115	15.5
1年以上	1,408	2.2	1,713	2.5	1,650	2.0	1,913	2.3
不明	306	0.5	239	0.3	430	0.5	492	0.6
計	65,373	100.0	69,869	100.0	81,219	100.0	84,456	100.0

- (注) 1 「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
 2 「日本人学生留学状況調査」は、平成25年度から、従前までの大学(短期大学を含む。)に加え、高等専門学校及び専修学校(専門課程)も調査対象としている。  
 3 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

なお、JASSOの「日本人学生留学状況調査」については、今回当省が調査した大学の中で海外留学生の報告対象が区々となっている例がみられた(詳細は後述の3-(1)-ア-(ウ)参照)。

(イ) スーパーグローバル大学等事業採択大学における海外留学の状況  
(要旨)

**(海外留学の状況)**

スーパーグローバル大学等事業採択60大学（以下「スーパーグローバル採択60大学」という。）における海外留学生数は、平成24年度の2万7,643人から27年度には3万6,660人と、9,017人増加している。この増加のうち、86.0%（7,756人）が1か月未満の短期留学であり、この結果、27年度の海外留学生数のうち、1か月未満の短期留学が57.6%（2万1,117人）を占める状況となっている。

**(海外留学促進の取組と課題)**

スーパーグローバル採択60大学から39大学を抽出し、公募要領で、日本人学生の海外留学促進の取組例として列挙された、i) 大学間交流協定の拡大、ii) 海外留学プログラムの開発、iii) 海外留学に対する周知・動機付け、iv) 英語などの外国語力の向上、v) 入学時期などの学事暦の柔軟化の各取組について、海外留学の促進に効果があった内容と課題を調査した。

上記の i) ～ v) の各取組において、効果があったものとしては、i) 国際会議への参加の機会の活用や協定候補校への個別訪問などにより、新規の協定締結の交渉を実施し（特に人気が高い北米等）、協定締結大学を拡大したこと、ii) 夏期、春期などの長期休暇を利用した短期留学プログラムの創設、iii) 各種留学イベントの開催、iv) 外国語授業数の増加と内容充実、v) セメスター制（2学期制）やクォーター制（4学期制）の導入などが挙げられた。

他方、課題としては、留学要件となる語学力の不足、日本と海外の大学との入学時期や学期制の違いのほか、海外での生活や留学先の治安に対する不安、生活費等の負担、就職活動や留年に対する影響などを考慮する必要があるとの指摘があった。

なお、5大学を抽出し、その平成27年度の海外留学プログラムの留学期間及び募集人数をみると、大学主催のプログラムには募集期間が1年を超えるものはなく、5大学の募集人数の総数5,760人のうち、65.1%の3,752人が1か月未満という状況にあった。

文部科学省は、大学等における日本人海外留学者数を増加させるため、「スーパーグローバル大学等事業」、「大学の世界展開力強化事業」、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」、「海外留学支援制度」（奨学金）等（注）を実施し、大学等における取組を支援している。

（注） これらの事業は、主に国内の大学を対象とするものであるため、これらによる海外留学生増加に関する効果は、文部科学省が成果指標の達成状況を把握するために用いているOECD、ユネスコ等の統計データには直接的には反映されず、JASSOの「日本人学生留学状況調査」で把握されることとなる。

これらの事業のうち、本政策評価では、第2期計画とほぼ同時期に開始された直近の事業で、その採択要件として、日本人学生の海外留学促進のほか、外国人留学生の受入促進、外国語力の向上、国際化に対応した大学の体制整備など第2期計画の成果指標に符合する取組を行う「スーパーグローバル大学等事業」(注)を取り上げ、各採択大学の取組状況を調査した結果は、次のとおりである。

(注) 「スーパーグローバル大学等事業」は、経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援(英語名「Go Global Japan Project」。以下「GGJ」という。)とスーパーグローバル大学創成支援(以下「SGU」という。)が、SGU開始時の平成26年度に統合して一本化された事業である。

GGJは、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、平成24年度に開始され、SGUは、国際競争力を向上させ、世界のトップレベルの大学創成のため、26年度に開始された。また、GGJ、SGUともに国公私立大学からの公募により採択大学が決定され、重点的な財政支援が行われている(財政支援期間は、GGJは最大5年間、SGUは最大10年間)。

### (海外留学の状況)

スーパーグローバル採択60大学(注)における日本人海外留学生数は、図表3-(1)-ア-③のとおり、平成24年度の2万7,643人から27年度には3万6,660人と、9,017人増加している。この増加のうち、86.0%(7,756人)が1か月未満の短期留学であり、この結果、27年度の日本人海外留学生数のうち、1か月未満の短期留学は57.6%(2万1,117人)を占める状況となっている。

(注) GGJ採択は42大学、SGU採択は37大学、GGJ及びSGU両方の採択は19大学となっており、大学単位では60大学となる。

図表3-(1)-ア-③ 留学期間別海外留学生数の推移(スーパーグローバル採択60大学)

(単位:人、%)

区分	平成24年度		25年度		26年度		27年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1か月未満	13,361	48.3	14,921	51.3	19,513	55.4	21,117	57.6
2週間未満	5,207	18.8	6,539	22.5	8,683	24.7	10,093	27.5
2週間以上1か月未満	8,154	29.5	8,382	28.8	10,830	30.8	11,024	30.1
1か月以上3か月未満	4,340	15.7	3,819	13.1	4,068	11.6	3,474	9.5
3か月以上6か月未満	3,054	11.0	3,215	11.0	3,809	10.8	4,377	11.9
6か月以上1年未満	5,934	21.5	6,238	21.4	6,610	18.8	6,373	17.4
1年以上	756	2.7	794	2.7	920	2.6	1,129	3.1
不明	198	0.7	118	0.4	292	0.8	190	0.5
計	27,643	100.0	29,105	100.0	35,212	100.0	36,660	100.0

(注) 1 「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
2 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。



## (海外留学促進の取組と課題)

スーパーグローバル採択 60 大学から 39 大学を抽出し、GGJ 及びSGU の公募要領で、日本人学生の海外留学促進の取組例として列挙された、i) 大学間交流協定の拡大、ii) 海外留学プログラムの開発、iii) 海外留学に対する周知・動機付け、iv) 英語などの外国語力の向上、v) 入学時期などの学事暦の柔軟化の各取組について、平成 24 年度から 26 年度までを中心に海外留学の促進に効果があったとする内容と課題を調査した。

### i) 大学間交流協定の拡大 (28 大学)

海外の大学との提携により、恒常的に海外留学の機会を確保するもので、具体的な取組としては、

- ・ 国際会議への参加の機会の活用や協定候補校への個別訪問などにより、新規の協定締結の交渉を実施し（特に人気が高い北米等）、協定締結大学を拡大した、
- ・ 毎年度の派遣・受入プログラムの内容や派遣・受入れの実数を踏まえた今後の派遣・受入数の調整などを行い、協定を維持し、継続的な留学先を確保した、
- ・ 協定の有無にかかわらず、海外留学のあっせんが受けられる大学間の派遣スキームに参加した

ことなどが効果があったとしている。

上記の取組のうち、協定の有無にかかわらず、海外留学のあっせんが受けられる大学間の派遣スキームに参加した例は、図表 3-(1)-ア-④のとおりである。

#### 図表 3-(1)-ア-④ 協定の有無にかかわらず、海外留学のあっせんが受けられる大学間の派遣スキームに参加した例

東洋大学では、協定に基づく留学について、交換留学の場合、派遣数と受入数のバランスを求められることが多くなってきており、特に米国の大学の場合はバランスが取れず（先方から本学に留学する学生が少ないため）、派遣ができなくなるケースが増えてきている。その解決方策として、平成 16 年に ISEP (International Student Exchange Programs) に加盟している。

ISEP は、加盟大学間のマルチの交換留学制度であり、第 8 希望までの留学先を提示し、ISEP 本部（米国）が加盟大学間（世界約 300 大学（※））で留学生数のバランスが取れるように調整し、留学先をあっせんする。

東洋大学では、交流協定のない大学に ISEP を利用して毎年 20 人程度を送り出しており、交流協定がない大学でも、ISEP で相手の大学と調整してくれるので、大学の手間が省けるメリットがあるとしている（ISEP 加盟の年間経費は 3,000 ドル程度）。

※ 日本では、東洋大学を含め、中京大学、関西外国語大学、南山大学等、合計 8 大学が加盟している。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学によれば、協定締結後の実派遣の段階で語学力の壁や学生の希望する留学先との不一致などが存在するとしており、例えば、

- ・ 協定等を締結したものの、北米などの英語圏の協定校が求める語学力等の要件が高いため、交換留学の枠を完全には活用できていない、
- ・ 協定に基づく交換留学では、締結後に海外の大学への派遣数と外国人留学生の受入数のバランスを取る必要があるが、英語圏への人気が高く、アジアは余り人気がないので、特に北米など英語圏は派遣過多（受入不足）、アジアなどの場合は受入過多（派遣不足）になる場合もある、
- ・ 協定の新規締結は、特に人気の高い北米などの英語圏において、受入過多等を理由に、難色を示されることが多いなどの課題があるとしている。

## ii) 海外留学プログラムの開発（33 大学）

学生の留学機会を設けるもので、具体的な取組としては、

- ・ 夏期、春期などの長期休暇を利用した短期留学プログラムを創設した、
- ・ 4年での卒業を可能にする長期間の留学プログラムを創設した、
- ・ 経費が比較的安く、派遣枠も確保しやすいアジアのうち、英語が公用語であるマレーシアや香港などの留学プログラムを創設したことなどが効果があったとしている。

上記の取組のうち、夏期、春期などの長期休暇を利用した短期留学プログラムの創設及び4年での卒業を可能にする長期間の留学プログラムの創設の例は、図表 3-(1)-ア-⑤及び⑥のとおりである。

### 図表 3-(1)-ア-⑤ 夏期、春期などの長期休暇を利用した短期プログラムの創設の例

慶應義塾大学では、夏期、春期などを利用した短期プログラムの創設について、平成 27 年度の例では、表 1 のとおり、欧米を中心に、2～4 週間の短期プログラムを創設している（全学対象）。

慶應義塾大学では、単なる語学研修は留学とはせず、短期間の留学であっても、表 2 及び 3 のとおり、語学研修のほか、プログラムごとのテーマに沿って英語による講義やディスカッションなどの質の高い授業を盛り込んでおり、現地の大学での学習を体験できるとしている。また、実施時期が休暇中なので学生にとって参加しやすいものとなっているとしている。

表1 長期休暇を利用した慶應義塾大学主催の短期プログラム（平成27年度）

プログラム名	派遣先	募集人数	派遣期間
ノートルダム大学夏期講座	アメリカ	15人	2週間
ウィリアム・アンド・メアリー大学夏期講座	アメリカ	40人	2週間
ワシントン大学夏期講座	アメリカ	35人	3週間
ケンブリッジ大学ダウニング・コレッジ夏期講座	イギリス	60人	4週間
オックスフォード大学クライストチャーチ・コレッジ夏期講座	イギリス	50人	4週間
オックスフォード大学リンカーン・コレッジ夏期講座	イギリス	20人	4週間
パリ政治学院春期講座	フランス	20人	4週間
延世大学春期講座	韓国	20人	2週間
クイーンズランド大学春期講座	オーストラリア	15人	2週間
シドニー大学春期講座	オーストラリア	20人	3週間

表2 慶應義塾大学における短期留学プログラムの例

1 プログラム名	オックスフォード大学クライストチャーチ・コレッジ夏期講座
2 日程	8月中旬～9月中旬（約1か月）
3 現地宿泊先	オックスフォード大学クライストチャーチ・コレッジ内の学生寮
4 募集人数	50人（各科目（Course）16、17人ずつ）
5 募集対象	全学部・研究科在学中の正規生（ただし、通信教育部を除く。）
6 英語能力基準点	TOEFL iBT 52、TOEFL PBT/ITP 470、IELTS 5.0、TOEIC（IP含む）500、英検2級、G-TELP（Level 2）190%
7 参加費用	約95万円
8 プログラム概要	英語の語学力を総合的に向上させるだけでなく、グループディスカッションやディベート、プレゼンテーションを織り交ぜた授業やエッセイの作成などに取り組む。英語研修の授業（Reading, Speaking, Listening, Academic Writing, English Grammar）を受講しながら、「現代イギリス社会」、「国際ビジネス」、「国際関係論」の中から1つを選択してその分野に関する講義も受講し、選択した科目の知識の幅を広げることができるプログラム構成となっている。

表3 上記講座のスケジュール例

9:00-10:30	英語の授業
11:00-12:30	（プレゼンテーション：グループ2回、個人1回）
12:45	昼食
13:40-14:40	国際ビジネスに関する授業①
休憩	
15:00-16:00	国際ビジネスに関する授業②
19:00	夕食

こうした取組により、慶應義塾大学では、表4のとおり、海外留学生数は増加傾向にあり、特に1か月未満の短期間の留学生数が大きく増加している（平成26年度は24年度と比べて2倍近い701人）。

表4 慶應義塾大学における海外留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度
海外留学生数	1,028人	1,240人	1,254人
うち1か月未満	353人	633人	701人

(注)「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 3-(1)-ア-⑥ 4年での卒業を可能にする長期間の留学プログラムの創設の例

埼玉大学では、比較的長期間の留学をした上で、就職活動に支障なく、留年せずに4年間で卒業を可能にするプログラムを次のとおり実施している。

#### 1 特別教育プログラム(全学部対象)

埼玉大学では、平成21年度から、全学部の学生を対象に、所属学部の授業科目と平行して、1年生後期から4年生前期に、国際開発専門科目を履修し、英語の特訓、1又は2セメスター(注)の米国への留学及び途上国でのインターンシップをセットとし、4年間で卒業する特別教育プログラムを実施している。同プログラムの選抜から海外留学、海外インターンシップまでの大まかなスケジュール及び海外留学生数は、表1及び2のとおりとなっている。

(注)セメスターとは、セメスター制(2学期制)における学期の単位であるが、セメスター制では、1年間を通しての授業は実施せず、学期内で授業が完結する(履修して単位取得できる。)制度である(詳細は後述の図表3-(1)-ア-⑩参照)。

なお、留学先が交換留学の場合には授業料の負担はなく(ただし、埼玉大学授業料に相当する額のみ免除)、他の指定大学の場合には、同大学の授業料(6,000～19,000ドル)を埼玉大学で負担(生活費を除く。)している。

表1 特別教育プログラムの4年間のスケジュール概要

1年 5～6月	参加説明会
1年 9月	TOEICスコアが500点以上の者を対象に選抜試験を実施(募集人員15人)
1年 10月～	留学準備のための英語特訓
2年 8月	渡米(秋学期)から、米国のアーカンソー州立大学等の指定大学に留学(1又は2セメスター)
3年 5月	帰国。埼玉大学の前期授業履修
3年 8～9月又は4年 8～9月	途上国の開発関係機関や企業においてインターンシップ

表2 特別教育プログラムにより、海外留学を行った学生数の推移

区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人数	9人	13人	10人	14人	5人

#### 2 グローバル人材育成プログラム(教養学部)

① 教養学部に入学者のうち、在学中に海外留学を希望する学生を対象に1年次から2年次にかけて、聞く、読む、話す等の英語スキル教育を行い、英語検定を受験させる。

- ② 英語能力が留学先の語学条件(TOEIC700点以上)以上の学生に対して、海外留学に関する教育を行い、2年次夏頃から協定校に6か月以上の交換留学を行う(平成26年度留学生数20人)。
- ③ 3年次に海外インターンシップに向けた教育を行い、3年次後半から4年次にかけて、海外インターンシップを実施する。

なお、平成26年度からは、高等学校在学中に1年以上の海外留学等を行った経験のある学生を対象に海外留学経験者入試を行い、同入試による入学者についても同プログラムの対象としている(26年度は受験者2人、入学者1人、27年度は受験者10人、入学者5人)。

### 3 国際プログラム(経済学部)

経済学部では、世界で活躍できる人材の育成を目的として、平成26年度から、英語に重きを置いた「国際プログラム枠」(定員20人)の入試を実施し、同プログラム枠で入学した学生を対象に、表3のとおり、1年～4年における「グローバル・タレント・プログラム」を実施することとしている。

なお、同プログラムによる平成26年度の留学生(短期海外語学研修)数は21人となっている。

表3 国際プログラムの4年間のスケジュール概要

1年 前期	英語によるプレゼミ	} 留学準備
1年 夏季	短期海外語学研修(3週間)	
1年～2年前期	英語による専門科目講義	
2年後期～3年前期	交流協定校への長期留学(6か月～1年程度)	
3年後期～4年	国際機関や企業での海外インターンシップ	

こうした取組により、埼玉大学では、表4のとおり、比較的長期間である6か月以上1年未満の海外留学生数が、平成24年度の35人から26年度は55人と増加している。

表4 埼玉大学における海外留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度
海外留学生数	123人	117人	157人
うち6か月以上1年未満	35人	34人	55人
うち1年以上	0人	0人	0人

(注)「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学によれば、これら海外留学プログラムを実行していく上で、就職活動への影響や生活費の支出の課題などが存在するとしており、例えば、

- ・ 留学期間が長くなるほど、就職活動への不安や留年の可能性や経済的な問題が生じる、

- ・ 留学プログラム費用に加えて多額の生活費を必要とし、特に北米は授業料、ヨーロッパは物価が高い、
  - ・ 留学期間が短いと、異文化体験にとどまるという印象を持たれやすい。また、旅行者気分のみでプログラムを終え、学修効果が上がらないこともある
- などの課題があるとしている。

なお、実際に、5大学を抽出し、その平成27年度の海外留学プログラムの留学期間及び募集人数をみると、大学主催のプログラムには募集期間が1年を超えるものはなく、図表3-(1)-ア-⑦のとおり、5大学の募集人数の合計5,760人のうち、65.1%の3,752人が1か月未満という状況にあった。

**図表 3-(1)-ア-⑦ 抽出した 5 大学における海外留学プログラム（平成 27 年度）の募集人数**

(単位：人、%)

大学名	募集人数	割合	
		うち1か月未満	
明治大学	1,059	550	51.9
立教大学	1,427	973	68.2
東洋大学	1,253	956	76.3
同志社大学	1,046	748	71.5
九州大学	975	525	53.8
合計	5,760	3,752	65.1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 大学主催のプログラムの募集人数を計上した。  
 3 明治大学については、学部・研修科主催の短期留学プログラム（最短1週間。最長3か月）の募集人数は把握できなかったため、計上していない。また、海外の大学での学位も取得できるダブルディグリーなどのプログラム（期間：2学年間）は、募集人数の定めがない上、平成27年度の派遣実績は1人であったため、計上していない。  
 4 九州大学については、「短期海外留学／研修プログラム」のうち、コース履修生が全員参加等のように募集人数を特に定めていない一部のプログラムは、実績を計上した。また、交換留学は、大学ごとの協定上の交流人数（派遣枠）の合計を計上した。ただし、平成23年度から27年度までの5年間に派遣実績がなかった大学については、計上していない。

### iii) 海外留学に対する周知・動機付け（22大学）

学生の海外留学に対する不安を解消し、動機付けを目的とするもので、具体的な取組としては、①各種留学イベントの開催、②ガイダンス・説明会の開催、③相談アドバイザー、留学経験者による留学カウンセリング等の設置、④危機管理体制の構築などが効果があったとしている。

上記の取組のうち、各種留学イベントの開催の例は、図表3-(1)-ア-⑧のとおりである。

### 図表 3-(1)-ア-⑧ 各種留学イベントの開催の例

同志社大学では、平成 25 年度から正課外の取組として、海外留学を促進するための各種イベントを積極的に実施しており、特に、大学の事務の下に組織している、学生スタッフの団体「S I E D」(シード。Student Staff for Intercultural Events at Doshisha) が企画・実施する各種イベントは、国際交流の促進と留学機運の向上に貢献したとしている (S I E Dには、学生スタッフ 35 人在籍 (平成 27 年 12 月現在))。

S I E Dでの企画は、以下のような日本人学生と外国人留学生とが交流する各種イベントであり、留学準備を円滑に行う環境の整備と、留学の機運向上に取り組んでいるとしている。

#### 【主なイベント内容】

ランチトーク、京都散策、1泊2日の合宿プログラム、日本文化イベント (歌舞伎、英語落語等) 等

#### 【実績】

- ・参加者数：1,876 人 (平成 26 年度)、2,253 人 (27 年度)
- ・イベント数：152 (平成 27 年度)

こうした取組により、同志社大学では、次表のとおり、海外留学生数が年々増加している。

表 同志社大学における海外留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度
海外留学生数	972 人	1,035 人	1,445 人

(注) 「日本人学生留学状況調査」(JASSO) に基づき、当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学によれば、海外での生活や留学先の治安に対する不安が留学をしない一因のため、ガイダンス・説明会の充実、常勤相談者の配置、危機管理体制の構築 (留学中の連絡体制等) などを整備していくことが必要としている。

#### iv) 英語などの外国語力の向上 (20 大学)

十分な語学力がないことが海外留学をためらう一因であるため、語学力の向上を図るもので、具体的な取組としては、①外国語授業数の増加と内容充実、②外国語を母国とする講師による授業・課外講座の増加、③留学に必要な語学力に応じた課外講座や学習相談制度の設置などが効果があったとしている。

また、上記の取組のうち、外国語授業の内容充実の例は、図表3-(1)-ア-⑨のとおりである。

図表 3-(1)-ア-⑨ 外国語の授業の内容充実の例（留学への準備となる英語向上の授業などを組み込んだプログラムの実施）

北海道大学では、平成 24 年度に G G J に採択されたことを受けて、25 年度に学士課程特別教育プログラム（以下「新渡戸カレッジ」という。）を創設した。新渡戸カレッジは、留学への準備をする外国語向上の授業や 1 セメスター以上の留学等を組み込むこととなっており、その概要は次のとおりである。

1 新渡戸カレッジの対象者

北海道大学 12 学部の全ての学生を対象

2 新渡戸カレッジへの入校状況

平成 25 年度は 129 人（1 年生のみ）、26 年度は 222 人（1 年生 168 人、2 年生 54 人）

3 授業科目

新渡戸カレッジは、これまでどおり大学の学部教育を受けながら、表 1 のとおり、留学支援英語、英語による学部専門科目等を履修することとなっている。

表 1 新渡戸カレッジの授業科目

授業科目	単位数
留学支援英語（注）	4 単位以上
フィールド型演習	2 単位以上
多文化交流科目	2 単位以上
国際交流科目、英語による学部専門科目、日本文化・社会に関する理解増進科目	4 単位以上
新渡戸学、ボランティア、インターンシップ	2 単位以上 （新渡戸学 1 単位必修）
海外留学	1 単位以上
合 計	15 単位以上

（注） 留学支援英語は、英語を母語とする講師によるレベル別少人数クラスで実施する授業であり、留学時に必要となる英語でプレゼンテーションやディスカッションができる力等の修得を目的としている。

4 海外留学

新渡戸カレッジでは、修了要件である「海外留学」として、原則 1 セメスター以上の留学（交換留学）を奨励しているが、カリキュラムの関係上長期留学が困難な場合は、次のとおり、短期留学プログラムを組み合わせることにより、「海外留学」の修了要件を満たすことが可能となっている。

なお、新渡戸カレッジ生の海外留学生数は、平成 25 年度が 26 人、26 年度が 107 人となっている。

《海外留学の修了要件を満たす短期留学プログラムの組合せ》

全学教育レベル （グローバル・キャリア・デザイン※1、海外短期語学研修プログラム※2等）	+	学部専門レベル※3 又は 短期語学スペシャル・プログラム※4
---	---	--------------------------------------

※1 協定校での授業体験や学生との交流、国際機関や国際的に展開する企業の現



- 場見学、関係者との対話などを短期間に体験するプログラム
- ※2 夏休み、春休みに海外で語学研修と異文化体験を通して短期の留学を経験するプログラム
  - ※3 学部等が独自に開発し、単位認定している短期留学プログラム
  - ※4 海外の協定大学等において、英語で開講される授業や実習等を通して、より専門性の高い科目を学ぶプログラム

こうした取組により、北海道大学では、表2のとおり、海外留学生数が年々増加している。

表2 北海道大学における海外留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度
海外留学生数	581人	593人	711人

(注) 「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

#### v) 入学時期などの学事暦の柔軟化 (6大学)

日本と海外の大学との入学時期や学期制の違いによる海外留学の壁を解消するもので、具体的な取組としては、①秋季入学の導入、②セメスター制(2学期制)やクォーター制(4学期制)の導入などが効果があったとしている。

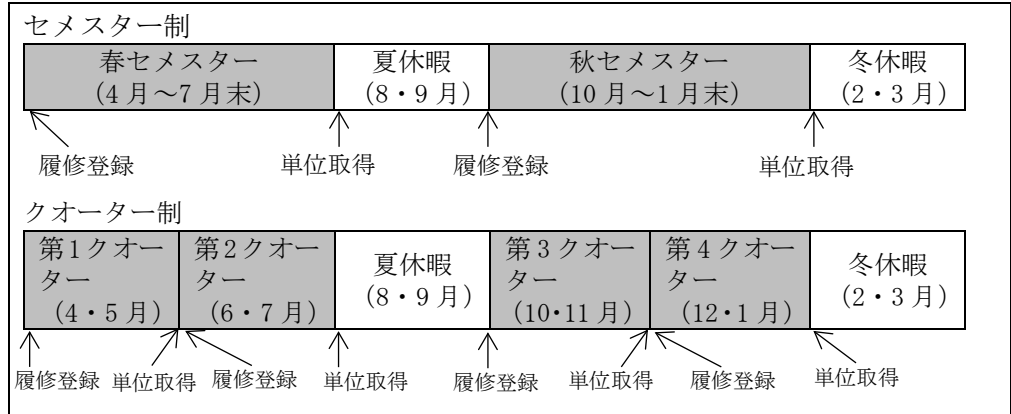
上記の取組内容のうち、セメスター制やクォーター制の導入の例は、図表3-(1)-ア-⑩のとおりである。

#### 図表3-(1)-ア-⑩ セメスター制やクォーター制の導入の例

立命館アジア太平洋大学では、平成12年の開学時から完全セメスター制を導入している。セメスター制は、次図のとおり、学期を例えば春セメスターと秋セメスターに分ける2学期制のことである。その特徴は、履修する授業が学期(セメスター)ごとに設定されており、各セメスターの始業時に履修登録を行い、1年間を通して授業に出席して単位を取得するものではなく、セメスター期間内に行われる授業に出席して単位を取得することができる点にある。このため、例えば、春セメスターには日本の大学で単位を取得し、秋セメスターには海外の大学に留学するといった柔軟な学習計画を組むことが可能となっている。

また、立命館アジア太平洋大学では、平成14年からクォーター制を導入している。クォーター制は、セメスターを更に2分割した4学期制のことであり、それぞれのクォーターの始業時に履修登録を行い、クォーターごとに単位を取得し完結することができるため、更に柔軟な学習計画を組むことが可能となっている。

図 立命館アジア太平洋大学におけるセメスター制及びクォーター制の授業日程



日本のほとんどの大学は、始業時期が4月となっているが、北米、欧州など海外の大学の多くは、始業時期が9月となっている。また、これらの大学では、9月に始業し、翌年5月下旬に期末試験を行い、6月から8月下旬までは長期休暇というスケジュールとなっている。このため、日本の学生が交換留学等で留学する場合、9月から留学を開始し、翌年5月末の期末試験を終えてから帰国する学生が多く、クォーター制導入の効果がある。

立命館アジア太平洋大学では、平成27年度において、69人の学生が1年派遣の交換留学のため27年9月に留学を開始し、このほとんどの学生が28年5月に帰国している。

この69人の留学後の科目の履修状況を見ると、このうち34人は、平成28年5月末に帰国し、同年6月から始まる第2クォーターの科目の履修登録を行い、立命館アジア太平洋大学で円滑に学習が再開できており、留学後の科目履修の円滑化につながっているとしている。

なお、残りの35人の学生については、ほとんどが帰国時に4年生となっており、帰国後すぐに就職活動を開始する学生も多いため、こうした学生は履修登録を行っていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) その他（「日本人学生留学状況調査」（JASSO）における日本人留学生の把握方法）

（要旨）

国内の大学等に在籍する者の海外留学の状況については、JASSOが毎年度「日本人学生留学状況調査」により把握しているが、調査した大学における同調査に対する海外留学の報告状況をみると、記入要領が不明確となっていること等が原因となって、例えば、i) 国際会議、学会等に参加した場合、ii) 海外インターンシップ等に参加した場合等について、海外留学生として報告するか否かの取扱いが大学によって区々となっている例があった。

国内の大学等に在籍する者の海外留学の状況については、JASSOが毎年度「日本人学生留学状況調査」を実施して把握しており（前述3-(1)-ア-(ア)参照）、当該調査の記入要領によれば、図表3-(1)-ア-⑪のとおり、海外の教育機関と関連して行われる各種プログラムへの参加を留学とし、「大学や大学付属機関における研究、教育、学習」などを含むとしている。

図表3-(1)-ア-⑪ 日本人学生留学状況調査記入要領（抜粋）

4. 本調査でいう「留学」とは、海外の大学等における教育又は研究等の活動及び、異文化体験・語学の実地習得、研究指導を受ける活動等、海外の教育機関（あるいはそれに付属する機関）と関連して行われる各種プログラムへの参加をいいます。

※本調査の対象

- ・大学や大学付属機関における研究、教育、学習
- ・民間の語学学校での語学研修
- ・現地での教育実習、研修等のうち、実習前後に指導教官等と意見交換や実習の評価を受けたりするもの、現地の大学等との交流を行うもの、単位授与を伴うもの

※本調査の対象外

- ・現地での学会やシンポジウムにおいて、研究交流を伴わない発表や参加のみを目的としたもの
- ・現地での教育実習、研修等のうち、上記以外のもの
- ・企業や日本の関係機関（JICA、外務省等）でのインターンシップ、ワーキングホリデー、ボランティア

（中略）

6. 「協定等に基づかない」留学についても、貴学が把握している日本人学生について、記入をお願いします。不明の項目がありましたら、「不明」に該当するコードを記入してください。

※協定に基づかずに、民間業者が契約・提携する海外の大学等での留学は、本調査の対象となります。

（中略）

【留学期間コード】

※当該日本人学生が実際に期間を満了したか否かについては問いません。当該日本人

学生が留学を開始した時点における留学予定期間を記入してください。

(中略)

照会の際は同封のFAX質問票でお問い合わせください。折り返し御連絡させていただきます。

(注) 下線は当省が付した。

調査した大学における「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に対する平成26年度の海外留学の報告状況をみると、記入要領が不明確となっていること等が原因となって、次のとおり、大学によって海外留学生として報告対象とするか否かの取扱いが区々となっている例があった。

#### ① 国際会議、学会等に出席した場合の取扱い

記入要領では、「現地での学会やシンポジウムにおいて、研究交流を伴わない発表や参加のみを目的としたもの」は報告対象外とされているが、i) 国際会議、学会等に出席した者について、一律に報告対象外とする、ii) 国際会議、学会等に出席した者のうち、行き先が教育機関の場合に限って研究交流があったものとみなして報告対象とする、iii) 質疑応答することも研究交流ととらえるとのJASSOへの照会結果を踏まえ、国際会議、学会等に出席した者を全て報告対象とするといった取扱いが異なる例がみられた。

#### ② 海外インターンシップ等に参加した場合の取扱い

記入要領では、「企業や日本の関係機関(JICA、外務省等)でのインターンシップ、ワーキングホリデー、ボランティア」は報告対象外とされているが、i) 大学独自に「留学」とは(中略)国際機関等での海外インターンシップ、ボランティア等を広く指します」との記載要領を作成し、これに基づき、インターンシップ等に参加した者を全て報告対象とする、ii) 大学付属機関等一部機関の実施するプログラムに参加した場合については報告対象とする、iii) 単位認定のできる場合については報告対象とするといった取扱いが異なる例がみられた。

なお、一部の大学からは、記入要領に具体的な記述がないため、インターンシップへの参加は報告対象外と受け取れるが、大学が教育の一環として実施しているものは報告対象として取り扱ってよいのではないかと考えられるとし、インターンシップのうち、報告対象として取り扱うものと報告対象外とするものの判断基準を示してほしいとの意見があった。

#### ③ その他、記入要領と異なる報告の取扱い

記入要領では、i) 「協定に基づかずに、民間業者が契約・提携する海外の大学等での留学」も報告対象としているが、大学が実施するプログラム

等によらず、学生が休暇を利用する、休学する等して個人的に留学した場合を報告対象外とする、また、ii)「日本人学生が実際に(留学)期間を満了したかは否か」は問わず、「留学を開始した時点における留学予定期間」を報告することとされているが、当初予定していた期間を満了せずに帰国した者について、大学内では留学生として扱っていないとして、報告対象外とするといった記入要領と異なる取扱いを行っているものがあつた。

また、「日本人学生留学状況調査」に関して、調査した大学からは、i) 問合せをしても、回答が得られないうちに報告期限を迎えることがある、ii) 大学の判断に任せるとの回答が多い、iii) 時間を要した割に納得できる回答が得られないため、大学の判断で記入せざるを得ないといった意見があつた。

## イ 外国人留学生の受入促進

### (7) 外国人留学生の状況

#### (要旨)

外国人留学生の受入れについては、第2期計画において、平成32年を目途に30万人の受入れを目指すとの成果指標を設定している。

外国人留学生数は、JASSOの「外国人留学生在籍状況調査」(5月1日時点)によれば、平成24年度の16万1,848人から28年度には23万9,287人と7万7,439人増加している。

増加した7万7,439人を在学段階別にみると、大学(短期大学を除く。)は平成24年度の10万8,915人から27年度の10万8,868人までは横ばいで、28年度は6,792人の増加に転じている。また、日本語教育機関は4万4,073人の増加(平成24年度2万4,092人、28年度6万8,165人)、専修学校(専門課程)は2万5,068人の増加(24年度2万5,167人、28年度5万235人)となっており、増加の約9割は日本語教育機関及び専修学校(専門課程)への留学という状況となっている。

他方、出身国・地域別にみると、増加の大半は、ベトナム(平成24年度6,108人、28年度5万3,807人(4万7,699人増))及びネパール(24年度3,601人、28年度1万9,471人(1万5,870人増))からの留学生となっており、中国からの留学生数は2,920人減少(24年度10万1,403人、28年度9万8,483人)、韓国からの留学生数も3,448人減少(24年度1万8,919人、28年度1万5,471人)している。こうした増減はあるものの、平成24年度から28年度まで、上位5つの国・地域(中国、ベトナム、ネパール、韓国及び台湾)で外国人留学生総数の約8割(28年度)を占め、かつ、中国が最も多い(約4割(28年度))状況に変わりはない。

外国人留学生の受入れについては、第2期計画において、平成32年を目途に30万人の受入れを目指すとの成果指標を設定している(注1)。

外国人留学生数は、JASSOの「外国人留学生在籍状況調査」(5月1日時点)によれば、図表3-(1)-イ-①のとおり、平成24年度の16万1,848人から、28年度には23万9,287人と7万7,439人増加している。

増加した7万7,439人を在学段階別にみると、大学(短期大学を除く。)は平成24年度の10万8,915人から27年度の10万8,868人までは横ばいで、28年度は6,792人の増加に転じている。また、日本語教育機関は4万4,073人の増加(平成24年度2万4,092人、28年度6万8,165人)、専修学校(専門課程)は2万5,068人の増加(24年度2万5,167人、28年度5万235人)となっており、増加の約9割は日本語教育機関及び専修学校(専門課程)への留学という状況となっている。

なお、日本語教育機関について、JASSOの「外国人留学生進路状況調査」によれば、平成27年度中の日本語教育機関修了者3万4,713人のうち、2万8,365人(81.7%)が日本国内に進学している。進学先をみると、大学・

短期大学・高等専門学校は1万1,618人(41.0%) (注2)、専修学校(専門課程)は1万6,065人(56.6%)等となっている。

(注) 1 文部科学省ほか関係省庁(外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)は、平成20年7月29日付けで「留学生30万人計画」骨子を策定し、第2期計画において、「留学生30万人計画」の実現を目指すとしている。

2 大学・短期大学・高等専門学校への進学者1万1,618人の内訳はないが、平成28年度の「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)によれば、大学、短期大学及び高等専門学校の在籍者は、順に11万5,707人、1,530人、564人となっており、大学・短期大学・高等専門学校への進学者のほとんどが大学に進学していると考えられる。

図表3-(1)-イ-① 外国人留學生数(在学段階別)の推移

(単位:人、%)

在学段階	平成24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大学	108,915	67.3	107,004	63.6	105,844	57.5	108,868	52.2	115,707	48.4
大学院	39,641	24.5	39,567	23.5	39,979	21.7	41,396	19.9	43,478	18.2
大学(学部)	69,274	42.8	67,437	40.1	65,865	35.8	67,472	32.4	72,229	30.2
短期大学	1,603	1.0	1,438	0.9	1,433	0.8	1,414	0.7	1,530	0.6
高等専門学校	484	0.3	464	0.3	484	0.3	519	0.2	564	0.2
専修学校(専門課程)	25,167	15.5	24,586	14.6	29,227	15.9	38,654	18.5	50,235	21.0
準備教育課程	1,587	1.0	2,027	1.2	2,197	1.2	2,607	1.3	3,086	1.3
日本語教育機関	24,092	14.9	32,626	19.4	44,970	24.4	56,317	27.0	68,165	28.5
計	161,848	100.0	168,145	100.0	184,155	100.0	208,379	100.0	239,287	100.0

(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

3 準備教育課程とは、中等教育の課程の修了までに12年を要しない国の学生(ネパール、マレーシア、ミャンマー等の10年又は11年の初等・中等教育を終了した者)に対し、我が国の大学等の入学資格(原則として正規の学校教育12年目の課程を修了していること。)を与えるために文部科学大臣が指定した課程をいう。

4 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

他方、出身国・地域別にみると、図表3-(1)-イ-②のとおり、増加の大半は、ベトナム(平成24年度6,108人、28年度5万3,807人(4万7,699人増))及びネパール(24年度3,601人、28年度1万9,471人(1万5,870人増))からの留学生となっており、中国からの留学生数は2,920人減少(24年度10万1,403人、28年度9万8,483人)、韓国からの留学生数も3,448人減少(24年度1万8,919人、28年度1万5,471人)している。こうした増減はあるものの、平成24年度から28年度まで、上位5つの国・地域(中国、ベトナム、ネパール、韓国及び台湾)で外国人留学生総数の約8割(28年度)を占め、かつ、中国が最も多い(約4割(28年度))状況に変わりはない。

なお、出身国・地域別の留学生の構成割合の推移をみると、中国は平成24年度の62.7%から28年度は41.2%、韓国は24年度の11.7%から28年度は6.5%と、いずれも大きく減少している。

図表 3-(1)-イ-② 外国人留学生数（出身国・地域別）の推移

(単位：人、%)

平成24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	101,403	62.7	中国	97,875	58.2	中国	94,399	51.3	中国	94,111	45.2	中国	98,483	41.2
韓国	18,919	11.7	韓国	17,283	10.3	ベトナム	26,439	14.4	ベトナム	38,882	18.7	ベトナム	53,807	22.5
ベトナム	6,108	3.8	ベトナム	13,799	8.2	韓国	15,777	8.6	ネパール	16,250	7.8	ネパール	19,471	8.1
台湾	5,579	3.4	ネパール	5,807	3.5	ネパール	10,448	5.7	韓国	15,279	7.3	韓国	15,471	6.5
ネパール	3,601	2.2	台湾	5,660	3.4	台湾	6,231	3.4	台湾	7,314	3.5	台湾	8,330	3.5
その他	26,238	16.2	その他	27,721	16.5	その他	30,861	16.8	その他	36,543	17.5	その他	43,725	18.3
計	161,848	100.0	計	168,145	100.0	計	184,155	100.0	計	208,379	100.0	計	239,287	100.0

- (注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
 2 各年度とも、5月1日現在の数である。  
 3 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。



(イ) スーパーグローバル大学等事業採択大学における外国人留学生の状況  
(要旨)

**(外国人留学生の状況)**

スーパーグローバル採択60大学における外国人留学生数は、JASSOの「外国人留学生在籍状況調査」によれば、平成24年度の4万2,653人から毎年増加傾向にあり、28年度には5万451人と7,798人の増加となっている。このスーパーグローバル採択60大学における増加は、大学全体における外国人留学生の増加に大きく寄与している。また、増加した7,798人を出身国・地域別にみると、中国3,562人、インドネシア715人、ベトナム556人、台湾406人等となっている。

**(外国人留学生受入促進の取組と課題)**

スーパーグローバル採択60大学から39大学を抽出し、公募要領で、外国人留学生の受入促進の取組例として列挙された、i) 大学間交流協定に基づく短期受入プログラム等の創設、ii) 支援員の配置等の受入支援体制の強化、iii) 英語による授業のみで学位が取得できるコース等の開設、iv) 入学試験の見直しや入学時期等の学事暦の柔軟化、v) 奨学金、生活支援、入試、卒業要件等、全般にわたる留学情報の発信、広報活動の各取組について、外国人留学生の受入促進に効果があった内容と課題を調査した。

上記のi)～v)の各取組において、効果があったものとしては、i) 北米・欧州など日本への正規生としての留学希望者が少ない地域出身者向けの短期受入プログラムの創設、ii) チューター制度などによる外国人留学生の学修、生活及び就学にわたる支援・相談ができる体制の整備、iii) 英語のみで学位が取得できるコースの開設を含め、英語による授業の拡充、iv) 入学試験の出願要件の見直し(英語外部試験を課さない、書類選考のみにするなど)、v) 海外拠点(オフィス)を設置・拡大し、現地での留学説明会を開催、世界各国で開催される日本留学フェアへの参加、現地の高校、大学等への個別訪問などが挙げられた。

他方、課題としては、留学希望者が少ない北米や欧州からの受入れを増やすため、短期プログラムの拡充など留学期間を考慮した対応が必要、日本での生活面や将来の就職面での支援の充実、日本に興味・関心がある者を留学へと動機付けるため、英語による授業の拡充のほか、留学中の日常生活に支障がないよう、日本語教育の授業の充実が必要などの指摘があった。

文部科学省は、大学等における外国人留学者数を増加させるため、「スーパーグローバル大学等事業」、「大学の世界展開力強化事業」、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」、「外国人留学生奨学金制度」等を実施している。

今回、第2期計画とほぼ同時期に開始された直近の事業で、その採択要件として、外国人留学生の受入促進のほか、日本人学生の海外留学促進、外国語力の向上、国際化に対応した大学の体制整備など第2期計画の成果指標に符合する取組を行う「スーパーグローバル大学等事業」を取り上げ、各採択大学の取組状況を調査した結果は、次のとおりである。

### (外国人留学生の状況)

JASSOの「外国人留学生在籍状況調査」によれば、スーパーグローバル採択60大学における外国人留学生数は、図表3-(1)-イ-③のとおり、平成24年度の4万2,653人から毎年増加傾向にあり、28年度には5万451人と7,798人の増加となっている。このスーパーグローバル採択60大学における増加は、大学全体における外国人留学生の増加に大きく寄与している(注)。また、増加した7,798人を出身国・地域別にみると、中国3,562人、インドネシア715人、ベトナム556人、台湾406人等となっている。

なお、韓国は1,356人減少(平成24年度7,684人、28年度6,328人)している。

(注) 平成24年度から28年度までの大学全体における外国人留学生の増加数(6,792人)から、同期間のスーパーグローバル採択60大学の増加数(7,798人)を除いた場合、外国人留学生数は1,006人の減少となる。

図表 3-(1)-イ-③ スーパーグローバル採択 60 大学における外国人留学生数  
(出身国・地域別)の推移

(単位：人、%)

平成24年度			25年度			26年度			27年度			28年度		
国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比	国(地域)名	留学生数	構成比
中国	19,266	45.2	中国	19,646	45.6	中国	20,496	46.4	中国	21,387	45.7	中国	22,828	45.2
韓国	7,684	18.0	韓国	7,221	16.8	韓国	6,678	15.1	韓国	6,394	13.7	韓国	6,328	12.5
台湾	1,537	3.6	台湾	1,560	3.6	インドネシア	1,620	3.7	台湾	1,727	3.7	インドネシア	2,097	4.2
インドネシア	1,382	3.2	インドネシア	1,481	3.4	台湾	1,570	3.6	インドネシア	1,708	3.6	台湾	1,943	3.9
ベトナム	1,335	3.1	ベトナム	1,350	3.1	ベトナム	1,442	3.3	ベトナム	1,669	3.6	ベトナム	1,891	3.7
その他	11,449	26.8	その他	11,810	27.4	その他	12,345	28.0	その他	13,932	29.8	その他	15,364	30.5
計	42,653	100.0	計	43,068	100.0	計	44,151	100.0	計	46,817	100.0	計	50,451	100.0

(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

3 構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

### (外国人留学生受入促進の取組と課題)

スーパーグローバル採択60大学から39大学を抽出し、GGJ及びSGUの公募要領で、外国人留学生の受入促進の取組例として列挙された、i) 大学間交流協定に基づく短期受入プログラム等の創設、ii) 支援員の配置等の受入支援体制の強化、iii) 英語による授業のみで学位が取得できるコース等

の開設、iv) 入学試験の見直しや入学時期等の学事暦の柔軟化、v) 奨学金、生活支援、入試、卒業要件等、全般にわたる留学情報の発信、広報活動の各取組について、平成 24 年度から 27 年度までを中心に外国人留学生の受入促進に効果があった内容と課題を調査した。

#### i) 大学間交流協定に基づく短期受入プログラム等の創設 (22 大学)

海外の大学との提携による留学生の留学機会を確保するもので、具体的な取組としては、

- ・ 留学生のニーズに合った短期留学プログラムの創設、
  - ・ 北米・欧州など日本への正規生としての留学希望者が少ない地域出身者向けの短期受入プログラムの創設
- などが効果があったとしている。

上記の取組のうち、留学生のニーズに合った短期留学プログラムの創設の例は、図表 3-(1)-イ-④のとおりである。

#### 図表 3-(1)-イ-④ 留学生のニーズに合った短期留学プログラムの創設の例

北海道大学では、外国人留学生のニーズを踏まえ、従来の 1 年コースに加え、短期留学プログラムを創設しており、その内容は次のとおりとなっている。

##### ○ 短期留学プログラム (学部)

平成 26 年 10 月から、従来の 1 年コースに加え、期間の短い半年コースを開講したことにより、平成 23 年度 38 人、24 年度 39 人、25 年度 46 人であった当該プログラムによる留学生数が、26 年度は 55 人、27 年度には 77 人に増加しており、非正規生の増加に効果があったとしている。

※ 短期留学プログラムは、海外の大学との協定等に基づき、当該大学の留学生を短期間受け入れ、英語による授業を実施するものである。

##### ○ 日本語・日本文化研修プログラム (学部)

平成 27 年 10 月から、従来の 1 年コースに加え、期間の短い半年コースを開講するなどにより、平成 23 年度 27 人、24 年度 27 人、25 年度 35 人、26 年度 36 人であった当該プログラムによる留学生数が、27 年度には 50 人に増加しており、非正規生の増加に効果があったとしている。

※ 日本語・日本文化研修プログラムは、日本語や日本文化を専攻する学部生を対象とした短期留学プログラムである。内容は、日本語を学習する選択必修科目群、日本語・日本文化に関する講義や研究レポート作成を含む自主研究からなる選択科目群により構成されている。

こうした取組により、北海道大学では、次表のとおり、外国人留学生数が平成 27 年度は大学院でやや減少したものの、全体としては年々増加しており、特に学部における学位取得を目的としない交換留学生などの非正規生が増加している。

表 北海道大学における外国人留学生数の推移

(単位：人、%)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
大学院	1,082(80.3)	1,108(80.1)	1,171(80.4)	1,120(76.2)
うち非正規生	85(6.3)	118(8.5)	164(11.3)	155(10.5)
大学学部	265(19.7)	276(19.9)	285(19.6)	350(23.8)
うち非正規生	176(13.1)	187(13.5)	197(13.5)	243(16.5)
合計	1,347(100.0)	1,384(100.0)	1,456(100.0)	1,470(100.0)

- (注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
 2 各年度とも、5月1日現在の数である。  
 3 非正規生とは、正規課程に在籍していない学生であり、学位取得を目的としない交換留学生(特別聴講学生、特別研究学生)などである。  
 4 ( )内は、「合計」に占める割合を示す。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学では、留学希望者が少ない北米や欧州からの受入れを増やすため、今後も、短期プログラムの拡充など留学期間を考慮した対応が必要としている。

## ii) 支援員の配置等の受入支援体制の強化(9大学)

学位取得や留学中の生活に対する支援を行うもので、具体的な取組としては、

- ・ チューター制度などによる外国人留学生の学修、生活及び就学にわたる支援・相談ができる体制の整備、
- ・ 海外大学との交換留学において単位の相互認定等の促進、
- ・ 日本語教育の整備・充実、留学生の日本語教育の支援、
- ・ 留学生宿舎(日本人学生との混住型含む。)の提供、民間アパートの借り上げによる留学生宿舎の提供  
 などが効果があったとしている。

上記の取組のうち、外国人留学生の学修、生活及び就学にわたる支援・相談ができる体制の整備の例は、図表3-(1)-イ-⑤のとおりである。

### 図表3-(1)-イ-⑤ 外国人留学生の学修、生活及び就学にわたる支援・相談ができる体制の整備の例

早稲田大学では、外国人留学生の増加に合わせ、外国人留学生の学修、生活及び就学にわたる支援・相談ができる体制の整備など、受入支援体制の強化も取り組んでおり、その内容は次のとおりとなっている。

- ① 採用や研修の強化を通じて職員の国際化を推進しており、国際部門のみならず履修、在留資格、宿舎、奨学金、就職及び保健に係る全セクションにおいて来日して間もない、日本語未学習の留学生に十分なサポート対応ができるよう人員を配置している。

- ② 日本語教育研究センターは、日本語学習を支援する「わせだ日本語サポート」を開設し、大学院日本語教育研究科の大学院生スタッフが、日本語学習アドバイジング、学習リソースに関する情報の収集、日本語に関する質問対応など、留学生の自主的な日本語学習をサポートしている。
- ③ 課外活動としては、国際コミュニティーセンターにおいて異文化理解、日本人学生、社会との交流を趣旨としたイベントを年間を通じて開催し、多数の留学生が参加している。

早稲田大学では、教育研究のグローバル化を主軸に据えた中長期計画「Waseda Vision150」を掲げ、平成44年までに、当該年の外国人留学生1万人（全学生数の20%）の受入れを目指して種々の取組を実施しており、次表のとおり、外国人留学生数は年々増加している。

表 早稲田大学における外国人留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
外国人留学生数	3,771人	3,899人	4,306人	4,603人

(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
2 各年度とも、5月1日現在の数である。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学では、

- ・ 大学の受入体制（相談できる者の設置、日本語教育等）の充実、
- ・ 留学生が民間のアパートを借りる場合の契約の保証人、
- ・ 外国人留学生が卒業後、日本で就職して定住できる枠組みの整備など、日本での生活面や将来の就職面の支援が課題としている。

### iii) 英語による授業のみで学位が取得できるコース等の開設（17大学）

留学生の言語による障壁を解消するもので、具体的な取組としては、英語のみで学位が取得できるコースの開設を含め、英語による授業の拡充が効果があったとしている。

他方、日本に興味・関心がある者を留学へと動機付けるためには、英語による授業の拡充のほか、留学中の日常生活に支障がないよう、日本語教育の授業を充実させることも必要としている。

### iv) 入学試験の見直しや入学時期等の学事暦の柔軟化（9大学）

日本と海外の大学との入学時期や学期制の違いによる海外留学の壁を解消するもので、具体的な取組としては、①入学試験の出願要件の見直し（英語外部試験を課さない、書類選考のみにするなど）、②募集人員の見直し、③インターネットを利用した出願、ウェブ面接、④秋季入学の実施、クォーター制の導入などが効果があったとしている。

上記の取組のうち、入学試験の出願要件及び募集人員の見直しの例は、図表 3-(1)-イ-⑥のとおりである。

図表 3-(1)-イ-⑥ 入学試験の出願要件及び募集人員の見直しの例

法政大学では、外国人留学生の受入促進を図るため、入学試験の出願要件及び募集人員の見直しを行っており、その内容は次のとおりとなっている。

○ 入学試験の出願要件の見直し

複数学部において、平成 27 年度から外国人留学生のための入学試験の出願要件の見直しを実施している。

【平成 27 年度】

- ・ 出願要件から英語外部試験を外す：文学部史学科、経済学部
- ・ 渡日前面接なし：法学部、経済学部、人間環境学部、デザイン工学部、生命科学部
- ・ 定員変更（若干名から 10 人に変更）：キャリアデザイン学部

【平成 28 年度】

- ・ 出願要件から英語外部試験を外す：人間環境学部
- ・ 渡日前面接なし：情報科学部
- ・ 書類選考入試：法学部、経済学部、人間環境学部、デザイン工学部、生命科学部、情報科学部（同年度は 6 学部合計 14 人が入学）

○ 募集人員の見直し

各学部において、外国人留学生が合格者数の目安をイメージしやすいよう、一般入試とは別に外国人留学生のための入試枠（若干名～20 人）を設けている。この結果、入学者が平成 25 年度は 96 人、26 年度は 94 人、27 年度は 106 人と増加したとしている。

こうした取組も功を奏し、法政大学では、次表のとおり、毎年、外国人留学生数が増加している。

表 法政大学における外国人留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
外国人留学生数	463 人	533 人	584 人	697 人

(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学では、

- ・ 入学前に入試のため渡日が必要であることも日本への留学が増えない一因と考えられるので、更なる入試手続・方法の簡便化や多様化に取り組む必要がある、
- ・ ベトナムなどからの留学生が増加しているが、中国や韓国からの留学生と比較すると、日本語の理解・習得に課題があり、これらの者は大学

への留学を避け、専修学校（専門課程）に進学する者も多く、こうした学生をどう取り込むかなどの課題があるとしている。

**v) 奨学金、生活支援、入試、卒業要件等、全般にわたる留学情報の発信、広報活動（24 大学）**

日本への関心を醸成し、留学への動機付けを目的とするもので、具体的な取組としては、

- ・ 海外拠点（オフィス）を設置・拡大し、現地での留学説明会を開催、世界各国で開催される日本留学フェアへの参加、現地の高校、大学等への個別訪問、
- ・ ウェブサイトやパンフレット等の多言語化、積極的な情報公開などが効果があったとしている。

上記の取組のうち、世界各国で開催される日本留学フェアへの参加など広報活動の例は、図表 3-(1)-イ-⑦のとおりである。

**図表 3-(1)-イ-⑦ 世界各国で開催される日本留学フェアへの参加など広報活動の例**

慶應義塾大学では、海外の学生に留学先として選択してもらうには、大学の留学プログラムをアピールするほか、現地での口コミによる評判が重要であると考えており、同大学から送り出している日本人留学生に派遣先で大学の宣伝をしてもらうことや、現在受け入れている外国人留学生に対し、「バディプログラム」(※) 等により充実した留学生活を送ってもらい、帰国後に現地で良い評判を流してもらうことで、今後の外国人留学生の増加につながるの考えから、次の取組を実施している。

- ① 国際会議や世界各国で開催される日本留学フェアに参加し、各協定校や日本への留学希望者等に本学のプログラムを積極的にアピール
- ② 大学の国際センターのウェブサイトの改修（英語、中国語、韓国語によるウェブサイトの提供等）
- ③ 大学から派遣している日本人留学生の中から希望者を「Student Ambassador」に任命し、派遣先大学で本学の広報活動を担ってもらう。
- ④ 日本人学生と外国人留学生で 4、5 人のグループを作り、一緒に学生生活を過ごす「バディプログラム」の実施（平成 26 年度開始）

※ バディプログラムは、日本人学生と留学生との交流の機会を増やし、留学生支援を手厚く行うことにより、留学生活の満足度を向上させ、帰国後、所属大学で友人や後輩などにその経験を伝えてもらうことを目的としている。また、日本人学生のプログラム参加希望者のうち、留学未経験者に対しては学校側で全員面接を実施し、グルーピングも全て事務局で行うなどのサポートを行っているとしている。

こうした取組もあり、慶應義塾大学では、次表のとおり、外国人留学生数が年々増加している。

表 慶應義塾大学における外国人留学生数の推移

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
外国人留学生数	1,203人	1,256人	1,303人	1,418人

(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
 2 各年度とも、5月1日現在の数である。

(注) 当省の調査結果による。

他方、調査した大学では、

- ・ 中国、韓国等からの外国人留学生が多数を占める状況に対し、出身地域の多様性を実現するため、他の地域への広報・PRの強化が必要、
- ・ 東南アジア、南西アジアでは日本への留学を望む学生が多いが、学費や生活費といった経済的問題で留学が困難な状況があり、奨学金の支給や留学生を学内アルバイトとして雇用するなどの支援の拡充が必要といった課題があるとしている。



(ウ) その他（留学生交流事業による広報、情報提供等の状況）

(要旨)

外務省は、我が国への外国人留学生数の増大、知日派・親日派の育成を目指すため、平成13年度から留学生交流事業を実施しており、その事業内容は、在外公館での広報活動（留学アドバイザーの設置、留学説明会の開催）、帰国留学生会に対する支援、ホームページ「日本留学総合ガイド」による情報提供などとなっている。

このうち、日本への留学に関する総合情報サイトであるホームページ「日本留学総合ガイド」における情報発信をみると、毎年掲載情報を更新することとしているものの、i) 掲載された情報のリンク先にアクセスできないものが多数みられるほか、ii) 掲載情報のリンク先とは異なる留学と無関係のサイトに接続されるものもみられるなどの不備がある。

外務省では、諸外国における日本留学への関心喚起及び優秀な国費外国人留学生の確保により、我が国への外国人留学生数の増大に貢献するため、また、各国における帰国留学生会等の組織化及び活動に対する支援の実施により、我が国との架け橋となる知日派・親日派の育成を目指すため、平成13年度から、留学生交流事業を実施している。

留学生交流事業では、図表3-(1)-イ-⑧のとおり、在外公館（大使館及び総領事館）において、i) 諸外国民に対する日本留学広報事業としての留学アドバイザーの設置、留学説明会の開催等、ii) 国費留学生の募集・選考等、iii) 元留学生の同窓会組織である帰国留学生会の組織化や活動に対する支援及びiv) ホームページ「日本留学総合ガイド」による日本留学に関する情報等の提供を実施している。

図表 3-(1)-イ-⑧ 留学生交流事業の主な取組の概要

区 分	取組内容
i) 諸外国民に対する日本留学広報事業	<p>○ 留学アドバイザーの設置</p> <p>元国費留学生等の日本留学経験者を在外公館に設置する窓口に留学アドバイザーとして配置し、留学希望者等からの照会・相談への対応、留学説明会等での説明業務に従事させている。</p> <p>なお、設置形態は、常時設置する場合、繁忙期のみ設置する場合など、在外公館によって様々である。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>留学アドバイザーを設置する在外公館数は、次表のとおり推移しており、毎年度約40館となっている。</p>

表 留学アドバイザーが設置されている在外公館の推移（平成24年度～27年度）

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
設置在外公館数	44館	46館	43館	43館

（注） 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

○ 留学説明会の開催

日本への国費留学及び私費留学に関する説明会を開催しており、在外公館が主催する場合、他国と共同開催する場合、大学等で開催される留学フェアへ出展する場合など形態は様々である。

【実績】

留学説明会を開催した在外公館の数、開催回数及び参加者数は、次表のとおりであり、平成27年度には、190在外公館で合計482回の説明会が開催され、合計12万9,897人が参加しているが、24年度（164在外公館、合計640回の説明会に合計15万596人が参加）と比較すると、説明会を開催した在外公館数は増加したものの、開催回数及び参加者数は減少している。

表 留学説明会開催実績等の推移（平成24年度～27年度）

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
開催在外公館数	164館	126館	122館	190館
開催回数	640回	427回	452回	482回
参加者数	150,596人	181,908人	125,500人	129,897人

（注） 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

ii) 国費留学生の募集・選考等

優秀な国費留学生の発掘のため、在外公館において、大学、行政機関等でのポスター・チラシ等の掲示・配布や、メディアを利用した広告等による募集活動を実施している。

また、国費留学生のうち、大使館推薦で採択される者について、在外公館職員が外部有識者とともに1次選考を実施しているほか、渡日前オリエンテーション、壮行会等を開催している。

【実績】

国費留学生の募集・選考に係る年度別の活動回数については、次表のとおり、平成24年度から25年度にかけて大きく増加し、25年度以降は毎年度約400回で推移している。

表 国費留学生の募集選考関連活動の実施回数の推移（平成24年度～27年度）

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
回数	300回	400回	380回	408回

（注） 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

iii) 帰国留学生会支援

帰国留学生会は、元日本留学生が日本との関係を維持し、元留学生同士の連携を強め、人脈を形成することで母国社会での留学生の地位向上を図る等の活躍を期して結成されている同窓会組織である。会員相互の情報交換やネットワーキングに資する活動のほか、日本留学希

望者に対する説明、日本文化紹介等の活動、日本語能力試験や日本留学試験への協力等を行っている。

帰国留学生会は、有志による自主的な組織であるが、帰国留学生会設立に向けた会合の開催、会報やニュースレターの作成支援のほか、帰国留学生会の主催する留学説明会や日本紹介イベント等に際し、その費用の一部支援を行っている。

**【実績】**

帰国留学生会の所在国、組織数及び会員総数は、次表のとおり、平成 27 年度は 97 か国、238 団体に合計 8 万 2,858 人の会員が所属しており、24 年度（91 か国、212 団体に合計 8 万 590 人の会員が所属）と比べて増加している。

表 帰国留学生会の所在国、会員総数等の推移（平成 24 年度～27 年度）

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
所在国数	91 か国	87 か国	94 か国	97 か国
組織数	212 団体	215 団体	243 団体	238 団体
会員総数	80,590 人	85,672 人	85,298 人	82,858 人

（注） 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

また、在外公館による帰国留学生会支援活動の年度別の実施回数は、次表のとおりとなっており、平成 27 年度は 272 回と、24 年度（236 回）と比べて増加している。

表 帰国留学生会支援活動の実施回数の推移（平成 24 年度～27 年度）

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
回数	236 回	228 回	232 回	272 回

（注） 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

iv) ホームページ「日本留学総合ガイド」による留学情報等の提供

ホームページ「日本留学総合ガイド」を作成・運営し、日本留学に関心のある外国人や日本に滞在中又は帰国後の外国人留学生に対して多言語（注）による総合的な情報提供を実施している。

また、国費留学をはじめとする留学制度、学校制度、入国や在留の手続等の留学準備に必要な情報、アルバイト、就職等日本での生活に役立つ情報を紹介しているほか、諸外国にある帰国留学生会の情報を集約している。

加えて、留学生等にとって有益と考えられる文化交流イベント、地方公共団体の相談窓口等各種情報へのリンク集も整備している。

（注） 日本語、英語、中国語、韓国語による情報提供を実施しているほか、トップページでは、これらに加えてタイ語、インドネシア語、ベトナム語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語による情報提供を実施している。

**【実績】**

ホームページ「日本留学総合ガイド」のアクセス数は、次表のとおり減少傾向にあり、平成 27 年度は 3,335 万 2,616 件と、24 年度（3,925 万 3,235 件）と比べて約 600 万件減少している。

	表 ホームページ「日本留学総合ガイド」のアクセス数の推移（平成24年度～27年度）				
	区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
	アクセス数	39,253,235件	39,000,732件	31,766,567件	33,352,616件

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

これらの留学生交流事業として実施されている取組のうち、日本留学に関する各種情報を提供しているホームページ「日本留学総合ガイド」における情報発信の状況を当省が調査した結果、外務省では毎年掲載情報の更新をすることとしているものの、図表3-(1)-イ-⑨のとおり、掲載された情報のリンク先にアクセスできないものが多数みられたほか、掲載情報のリンク先とは異なる留学と無関係のサイトに接続されるものもみられた。

図表3-(1)-イ-⑨ ホームページ「日本留学総合ガイド」における掲載情報の不備の例

区分	内容
掲載情報のリンク先にアクセスできないもの（12件）	○ 文部科学省からのお知らせの紹介 トップページにおいて、「お知らせ」として文部科学省のホームページにアクセスするためのバナーを掲載しているが、リンク先にアクセスできない。 【アクセスできない情報】 ・「お知らせ」国立大学における人文社会科学
	○ 文化交流イベントの紹介 外国人向けの文化交流イベントを紹介しているが、このうち1件について、リンク先にアクセスできない。 【アクセスできない情報】 ・『国際交流サロン』
	○ 外国人相談の紹介 地方公共団体の外国人相談窓口等を紹介しているが、このうち1件について、リンク先にアクセスできない。 【アクセスできない情報】 ・在住外国人のための生活相談と行政書士相談
	○ 就職セミナーの紹介 外国人向けの就職セミナーを紹介しているが、このうち1件について、リンク先にアクセスできない。 【アクセスできない情報】 ・京都ジョブパーク
	○ 帰国留学生会の紹介 各国にある帰国留学生会をリスト化し、連絡先等を紹介しているが、このうち7件について、リンク先にアクセスできない。 【アクセスできない情報】 ・東北大学 韓国同窓会

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道大学中国同窓会</li> <li>・大阪市立大学上海友好会</li> <li>・福建留学人員聯誼会留日分会</li> <li>・コスタリカ帰国研修員と日本の友の会</li> <li>・東北伯元日本留学・研修生の会</li> <li>・アイスランド日本協会</li> </ul>
	<p>○ その他関連リンクの紹介 外国人留学生や留学を検討する外国人のための情報が得られるサイトを紹介しているが、このうち1件について、リンク先にアクセスできない。</p> <p><b>【アクセスできない情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州グローバル産業人材協議会</li> </ul>
<p>掲載情報のリンク先とは異なる日本留学と無関係のサイトに接続されるもの(1件)</p>	<p>○ 文化交流イベントの紹介 外国人向けの文化交流イベントを紹介しているが、このうち1件について、リンク先にアクセスすると、日本への留学とは無関係のサイトに接続される。</p> <p><b>【該当する情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『コ・フェスタ アンバサダー』</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

また、外務省では、帰国留学生会に関する所在情報について、毎年度在外公館を通じて調査、把握し、「日本留学総合ガイド」に掲載することとしているが、最新の所在情報(平成27年8月時点では91か国287団体)を把握しているにもかかわらず、同ガイドでは2012年(平成24年)現在の組織数(120か国359団体)が掲載されており、当該帰国留学生会に関する連絡先や活動内容等のリストについても230団体分の情報の掲載にとどまっている。

## (2) 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化及び国際化のための取組への支援

第2期計画において、TOEFL等外部試験を活用して到達目標を設定するなど、大学における英語をはじめとする外国語教育の強化を実施するとともに、大学の国際通用性の向上等を図るため、外国人等教員の積極採用、英語での授業の実施、秋季入学の導入など、国際化のための取組を実施する大学への支援をすることとされている。

### ア 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化

#### (7) 成果指標の達成状況

##### (要旨)

大学における英語をはじめとする外国語教育の強化に関して、第2期計画においては、

- ① 卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加を成果指標として設定している。

卒業時の英語力の到達目標を設定する大学について、文部科学省は、関連する指標として「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）において「英語について、TOEIC、TOEFL等外部試験のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学」を把握している。その結果をみると、平成24年度の262大学から、25年度は296大学と増加しているが、26年度は199大学に減少している。この減少した理由について、文部科学省は、平成26年度において実績値に係る調査方法が変更されており、正確な実績が把握されていない可能性があるとしている。

到達目標を満たす学生について、GGJ採択42大学における実績をみると、平成25年度の5,550人から27年度は7,443人に増加している。

また、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学について、文部科学省は、当該目標を設定する大学の数ではなく、GGJ採択42大学における単位取得を伴う海外留学経験者数の実績により把握しており、これによると、GGJ採択大学における単位取得を伴う海外留学経験者数は、平成24年度の7,090人から27年度は1万547人に増加している。

大学における英語をはじめとする外国語教育の強化に関して、第2期計画においては、

- ① 卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加

を成果指標として設定しており、各成果目標の達成状況については、次のとおりとなっている。

**(卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加）**

卒業時の英語力の到達目標を設定する大学について、文部科学省は、関連する指標として全大学を対象とする調査である「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）において「英語について、TOEIC、TOEFL等外部試験のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学」を把握している。その結果をみると、図表3-(2)-①のとおり、平成24年度の262大学から、25年度は296大学と増加しているが、26年度は199大学に減少している。この減少した理由について、文部科学省は、平成26年度において実績値に係る調査方法が変更されており、正確な実績が把握されていない可能性があるとしている（注）。

（注） 文部科学省によれば、平成26年度の「大学における教育内容等の改革状況について」の調査項目の構成において、「外国語教育に関する達成目標を設定している大学」に関する調査項目を、外国語教育を含めた多様な教育に関する状況を問う質問項目から、グローバル人材育成と国際化に特化した質問項目へと配置変更したことに伴い、大学の回答がグローバル人材育成と国際化に関する回答に限定された可能性があるとしている。

**図表 3-(2)-① 外部試験（TOEIC、TOEFL等）のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学数**

（単位：大学）

区分	平成24年度	25年度	26年度
実績値	262	296	199

（注） 「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

また、卒業時の英語力の到達目標を満たす学生について、文部科学省は、GGJ採択42大学の実績により把握しており、図表3-(2)-②のとおり、実績の把握が開始された平成25年度の5,550人から、27年度は7,443人に増加している。

**図表 3-(2)-② GGJ採択42大学における卒業時に外国語力スタンダード（TOEFL iBT80点等）を満たしている学生数**

（単位：人）

区分	平成25年度	26年度	27年度
実績値	5,550	6,385	7,443

（注） 1 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

2 学生数は、卒業（予定）者の実績である。

**(卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加)**

本成果指標に対する実績について、文部科学省は、当該目標を設定する大学の数ではなく、GGJ採択42大学における単位取得を伴う海外留学経験者数の実績により把握しており、これによると、GGJ採択大学における単位取得を伴う海外留学経験者数は、図表3-(2)-③のとおり、平成24年度の7,090人から27年度は1万547人に増加している。

なお、大学数の増減による評価をしていない理由について、文部科学省は、GGJ採択大学により実績を評価するため、大学数よりも海外留学経験者数の増加で判定することが適当と判断したとしている。

**図表3-(2)-③ GGJ採択42大学における卒業時に単位取得を伴う海外留学を経験している学生数**

(単位：人)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
実績値	7,090	8,015	9,221	10,547

(注) 1 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

2 学生数は、卒業(予定)者の実績である。



(イ) G G J 採択大学における英語をはじめとする外国語教育の強化の取組状況  
(要旨)

G G J 採択42大学から29大学を抽出し、公募要領で、外国語教育の強化に関して目標を設定することとされている、i) 卒業時に外国語力スタンダード(T O E F L i B T 80点等)を満たしている学生数、ii) 卒業時において単位取得を伴う海外留学を経験している学生数の増加に向けた取組状況を調査した。

卒業時に外国語力スタンダード(T O E F L i B T 80点等)を満たしている学生数については、平成26年度の実績で、29大学のうち14大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この14大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 学生の外国語習熟度に応じたレベル別の授業(7大学)、ii) 海外留学の準備や留学後の維持のための海外留学と外国語授業を組み合わせたプログラム(3大学)、iii) 一般科目に加え、専門科目における外国語のみの授業の増加(3大学)などを挙げていた。

なお、平成26年度の目標を達成していない15大学についても、12大学は実績が増加している。

また、卒業時において単位取得を伴う海外留学を経験している学生数については、平成26年度の実績で、29大学のうち18大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この18大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 多様な目的に応じた海外留学プログラムの増設(7大学)、ii) 大学間交流協定の拡大(7大学)、iii) 海外留学プログラムを必修化(3大学)、iv) 説明会の開催等、留学への動機付けに寄与する取組(3大学)などを挙げていた。

なお、平成26年度の目標を達成していない11大学についても、9大学は実績が増加している。

G G J 採択 42 大学から 29 大学を抽出し、公募要領で、外国語教育の強化に関して目標を設定することとされている、i) 卒業時に外国語力スタンダード(T O E F L i B T 80 点等)を満たしている学生数、ii) 卒業時において単位取得を伴う海外留学を経験している学生数の増加に向けた取組状況を調査した結果は、次のとおりである。

(卒業時に外国語力スタンダード(T O E F L i B T 80 点等)を満たしている学生数)

設定した目標に対する平成26年度実績をみると、29大学のうち14大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この14大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 学生の外国語習熟度に応じたレベル別の授業(7大学)、ii) 海外留学の準備や留学後の維持のための海外留学と外国語授業を組み合わせたプログラム(3大学)、iii) 一

般科目に加え、専門科目における外国語のみの授業の増加（3 大学）、iv）外国語を母国とするネイティブによる授業の開設（2 大学）、v）学生に TOEIC 等を定期的に受検させることによる動機付け（2 大学）などを挙げている。

また、これらの取組のうち、学生の外国語習熟度に応じたレベル別の授業の具体的な例は、図表 3-(2)-④のとおりである。

なお、平成 26 年度の目標を達成していない 15 大学についても、12 大学は実績が増加している。

#### 図表 3-(2)-④ 学生の外国語習熟度に応じたレベル別の授業の例

明治大学は、GGJ の B タイプ（注 1）に政治経済学部が採択されており、外国語力スタンダードは TOEIC 800 点と設定している。同大学政治経済学部の平成 26 年度における「卒業時における外国語力スタンダードを満たしている学生数」は、目標の 80 人に対し実績が 75 人（達成率 93.8%）となっている。このことについて、同大学では、実績と目標の差はわずかであることから、おおむね目標は達成できているとしている（注 2）。

（注）1 A タイプは大学全体、B タイプは特定の学部・研究科等での採択である。

2 当省の調査実施後に公表された平成 27 年度の実績では、目標の 90 人に対し 94 人となり、目標を達成している。

この要因として、学生の英語習熟度に応じたレベル別の授業等を行っていることを挙げており、その内容は次のとおりである。

##### 1 入学時のプレイスメントテスト

GGJ 採択以前から、入学時にプレイスメントテストを実施し、その結果を基に英語授業のクラス分けを行い、TOEIC 及び TOEFL のスコアによって英語科目の単位認定を行う。

##### 2 英語実践力特別強化プログラム

平成 21 年度から実施している英語実践力特別強化プログラムは、学生の目的に応じて、以下の五つの授業に分かれており、それぞれ TOEIC のスコアに応じて四つのレベルに分けられ、修了すれば単位を認定する。

- i) 英語以外の対象分野（例えば歴史、文化、政治等）の専門家による、英語による授業
- ii) 日常会話、プレゼンテーション、劇、ディベートなど、コミュニケーション能力を重視した授業
- iii) TOEIC と TOEFL のスコアを上げるための授業
- iv) 独自に開発した英語学習ソフトウェアを利用した自習中心の授業
- v) アカデミックな内容を、英語文献などを使ってリサーチし、英語によるプレゼンテーション能力、質疑応答などにスムーズに対応できるかなどをチェックする授業

### 3 その他

平成 25 年度から、カランメソッド（先生の質問に対して生徒が瞬時に答えることを繰り返す学習法）による英語力向上のための講座や I E L T S 試験（注 3）対策のための講座（実践的英語力強化プログラム）を実施している。

（注 3） T O E F L と同様に、英語能力を測るグローバルスタンダードテストの 1 つ。

（注） 当省の調査結果による。

### （卒業時において単位取得を伴う海外留学を経験している学生数）

設定した目標に対する平成 26 年度実績をみると、29 大学のうち 18 大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この 18 大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 多様な目的に応じた海外留学プログラムの増設（7 大学）、ii) 大学間交流協定の拡大（7 大学）、iii) 海外留学プログラムを必修化（3 大学）、iv) 説明会の開催等、留学への動機付けに寄与する取組（3 大学）などを挙げていた。

これらの取組のうち、多様な目的に応じた海外留学プログラムの増設の具体的な例は、図表 3-(2)-⑤のとおりである。

なお、平成 26 年度の目標を達成していない 11 大学についても、9 大学は実績が増加している。

### 図表 3-(2)-⑤ 多様な目的に応じた海外留学プログラムの例

立命館アジア太平洋大学は、G G J の A タイプ（大学全体）に採択されており、同大学の平成 26 年度における単位取得を伴う海外留学経験者数に関する目標の達成状況をみると、26 年度の目標 200 人に対し、実績が 254 人と目標を達成している（注）。

立命館アジア太平洋大学では、平成 26 年度の実績が目標を上回っている要因として、アンケート等による学生への留学プログラムのニーズ調査の結果を参考に、次のとおり、多様な目的に応じた海外留学プログラムを行っていることを挙げている。

（注） 当省の調査後に公表された平成 27 年度の実績においても、目標の 235 人に対し 288 人となっており、目標を達成している。

#### 1 S E N D

S E N D（Student Exchange Nippon Discovery）とは、日本人学生が海外の教育機関において、日本語教育支援や日本文化紹介等を行うことを通じて、派遣国・地域の教育や国際化に寄与することを目的とした教育インターンシップのことである。

立命館アジア太平洋大学では、平成 24 年 10 月に採択された G G J に基づき、同年度に海外派遣教育インターンシッププログラムである S E N D を開始し、7 人の学生を 4 週間から 6 週間程度派遣した。S E N D は、参加者等の評判が良かったことから、平成 26 年度から単位取得を伴う正規課程のプログラムとして開講したことで派遣者数が増加した（24 年度：7 人、26 年度：22 人）。

## 2 サービスラーニングプログラム

サービスラーニングプログラムとは、言語学習とサービスラーニング実習（インターンシップ、ボランティア等）を組み合わせた正規課程のプログラムのことである。

立命館アジア太平洋大学では、平成 27 年度から米国でのサービスラーニングプログラムを 3 か月と 5 か月という期間の異なる形態で実施し、計 19 人を派遣している。これに加えて、入学段階から海外留学を目標に英語学習に取り組む学生のコミュニティ（「BASE」）を形成した。日常的な英語の自主学習や夏期休暇期間での海外学習研修を実施し、交換留学の実現に向けた動機付けと同コミュニティによる学生相互の学習意欲の維持と向上を図った結果、1 年間で同コミュニティの学生の TOEFL スコアが平均 46 点伸びたほか、同コミュニティから交換留学合格者を 6 人輩出している。

（注） 当省の調査結果による。

## イ 大学における国際化のための取組への支援

### (7) 成果指標の達成状況

#### (要旨)

大学における国際化のための取組に関して、第2期計画においては、

- ① 大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加
- ③ 大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で大学に入学した学生数の増加）

を成果指標として設定している。

大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率については、GGJ採択42大学における実績により把握しており、その実績をみると、平成24年度22.3%から28年度31.6%に増加している。

また、大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）についても、GGJ採択42大学における実績（日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものを除く。）により把握しており、その実績をみると、平成24年度5.4%から27年度8.8%に増加している。

大学の入学時期の弾力化として、4月以外で大学に入学した学生数については、「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）によると、平成24年度8,195人から26年度8,878人に増加している。

大学における国際化のための取組に関して、第2期計画においては、

- ① 大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加
- ③ 大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で大学に入学した学生数の増加）

を成果指標として設定しており、各成果目標の達成状況については、次のとおりとなっている。

#### (大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加)

大学における外国人教員等の全教員に占める比率について、文部科学省は、GGJ採択42大学における実績により把握しており、その実績をみると、図表3-(2)-⑥のとおり、平成24年度の22.3%から28年度は31.6%に増加

している。

図表 3-(2)-⑥ G G J 採択 42 大学における外国人教員等の全教員に占める比率

(単位：％、人)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
比率 (人数)	22.3 (7,029)	27.8 (8,877)	29.1 (9,459)	29.4 (9,626)	31.6 (10,450)

(注) 1 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

なお、文部科学省は、大学全体の状況については、「学校基本調査」(文部科学省)で「外国人の本務教員比率」という形で把握しており、これによると、図表 3-(2)-⑦のとおり、平成 24 年度 3.8%から 28 年度 4.4%に増加している。

図表 3-(2)-⑦ 大学における外国人の本務教員比率

(単位：％)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
比率	3.8	4.0	4.0	4.2	4.4

(注) 1 「学校基本調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

(大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)の増加)

外国語による授業の実施率についても、文部科学省は、G G J 採択 42 大学における実績(日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものを除く。)により把握しており、その実績をみると、図表 3-(2)-⑧のとおり、平成 24 年度の 5.4%から 27 年度は 8.8%に増加している。

図表 3-(2)-⑧ G G J 採択 42 大学における外国語による授業の実施率

(単位：％、回数)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施率 (授業数)	5.4 (8,904)	6.4 (10,885)	6.9 (12,372)	8.8 (16,795)

(注) 独立行政法人日本学術振興会のフォローアップ結果に基づき、当省が作成した。

なお、文部科学省は、大学全体の状況については、「大学における教育内

容等の改革状況について」(文部科学省)で「英語による授業を実施している大学の割合」という形で把握しており、これによると、図表3-(2)-⑨のとおり、学部段階では平成24年度32.4%から26年度37.1%に、研究科段階でも24年度30.5%から26年度33.2%に、それぞれ増加している。

図表3-(2)-⑨ 英語による授業を実施している大学の割合

(単位：%)

区分	平成24年度	25年度	26年度
学部段階	32.4	35.5	37.1
研究科段階	30.5	31.8	33.2

(注) 「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

(大学の入学時期の弾力化状況の改善(4月以外で大学に入学した学生数の増加))

4月以外で大学に入学した学生数について、文部科学省は、「大学における教育内容等の改革状況について」により把握しており、その実績をみると、図表3-(2)-⑩のとおり、学部段階、研究科段階のいずれも増加しており、全体として、平成24年度の8,195人から26年度は8,878人に増加している。

図表3-(2)-⑩ 4月以外で大学に入学した学生数

(単位：人)

区分	平成24年度	25年度	26年度
学部段階	2,124	2,173	2,334
研究科段階	6,071	6,233	6,544
合計	8,195	8,406	8,878

(注) 1 「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 通信制の学部・研究科、放送大学を除く。

## (イ) G G J 採択大学における国際化のための取組状況

### (要旨)

調査した G G J 採択 29 大学において、公募要領で、大学の国際化に関して目標を設定することとされている、i) 外国人教員等（国外大学での学位取得、通算 1 年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率、ii) 外国語による授業の実施率（日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものを除く。）の増加に向けた取組状況を調査した。

外国人教員等の全教員に占める比率については、平成 27 年度の実績で、22 大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この 22 大学では、目標達成に効果的な取組として、i) ウェブ等を活用した国際公募（7 大学）、ii) 日本人教員の海外教育研修派遣による 1 年以上の国外での教育研究の従事等（4 大学）、iii) 国外の大学で学位を取得した等の日本人教員の採用（4 大学）などを挙げていた。

なお、平成 27 年度の目標を達成していない 7 大学についても、4 大学は実績が増加している。

また、外国語による授業の実施率については、平成 26 年度の実績で、19 大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この 19 大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 外国語だけで授業を実施するコースを大学院、学部を設置（8 大学）、ii) 外国語で授業を実施できる外国人教員等の確保（4 大学）などを挙げていた。

なお、平成 26 年度の目標を達成していない 10 大学についても、6 大学は実績が増加している。

調査した G G J 採択 29 大学において、公募要領で、大学の国際化に関して目標を設定することとされている、i) 外国人教員等（国外大学での学位取得、通算 1 年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率、ii) 外国語による授業の実施率（日本語の併用や外国語教育を主たる目的とするものを除く。）の増加に向けた取組状況を調査した結果は、次のとおりである。

### (外国人教員等の全教員に占める比率)

設定した目標に対する平成 27 年度実績をみると、22 大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この 22 大学では、目標達成に効果的な取組として、i) ウェブ等を活用した国際公募（7 大学）、ii) 日本人教員の海外教育研修派遣による 1 年以上の国外での教育研究の従事等（4 大学）、iii) 国外の大学で学位を取得した等の日本人教員の採用（4 大学）などを挙げていた。



なお、平成 27 年度の目標を達成していない 7 大学についても、4 大学は実績が増加している。

#### (外国語による授業の実施率)

設定した目標に対する平成 26 年度実績をみると、19 大学が目標を達成又はおおむね達成している。

この 19 大学では、目標達成に効果的な取組として、i) 外国語だけで授業を実施するコースを大学院、学部を設置 (8 大学)、ii) 外国語で授業を実施できる外国人教員等の確保 (4 大学) などを挙げていた。

なお、平成 26 年度の目標を達成していない 10 大学についても、6 大学は実績が増加している。

### (3) 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化

#### ア 生徒の英語力の向上

##### (7) 生徒の英語力の状況

###### (要旨)

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、学習指導要領に基づき達成される英語力の目標である、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されている。

文部科学省の「英語教育実施状況調査」によると、中学3年生の英語力は平成24年度31.2%から28年度36.1%に、高校3年生の英語力も24年度31.0%から28年度36.4%に、それぞれ緩やかに上昇している。

生徒の英語力については、成果指標として設定された英検の該当級の取得者と、これに相当する英語力を有すると英語担当教員が判断する生徒（以下「相当者」という。）を含めることとされており、平成24年度から27年度までの取得者と相当者の比率をみると、おおむね中学校では1:1、高校では1:2の割合で推移している。

他方、平成27年度における取得者と相当者の比率を都道府県別に比較すると、中学生では、8:2から3:7、高校生では、6:4から2:8と、都道府県ごとにかかなりのバラつきがみられる。また、相当者の割合だけをみても、中学生では最高28.1%に対し最低は8.1%と20.0ポイントの開きがあり、高校生では最高36.3%に対し最低は10.6%と25.7ポイントの開きがある。

今回、中学校41校及び高等学校40校の計81校並びにこれらの学校を管轄する15都道府県教育委員会及び22市区町村教育委員会の計37教育委員会において、相当者の判定方法、判定状況等を調査したところ、相当者の統一的な判定方針を定めているものは2教育委員会のみで、残る35教育委員会は各学校（教員）の判断に一任している状況となっていた。

調査した81校における相当者の判定方法をみると、i) 英検の判定結果を活用して判定（1校）、ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用して判定（11校）、iii) 英検取得者との相対比較で判定（33校）、iv) 英検合格者と比較せず、例えば、定期試験における一定水準以上の得点等で判定（29校）などとなっていた。

また、相当者数の経年比較ができた54校の状況をみると、8割以上の学校（54校中46校、85.2%）で、対前年度比較で50%以上増減しており、その理由について、調査により確認できた15校では、担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更になったことによるとする意見（13校）が大半を占めていた。

文部科学省は、教育委員会を通じて学校に配布・活用を求めているCEFR判定表やCAN-DOリストを用いることにより、相当者の判定は可能として

いる。

しかし、調査した教育委員会からは、相当者の判定について、現行の英語力の目標設定は妥当とする意見（1教育委員会）がある一方、現行の英語力の目標設定は疑問がある（7教育委員会）、国による判定基準の策定を求める（12教育委員会）、相当者の判定の正確性を疑問視する（7教育委員会）などの意見がみられた。

また、調査した中学校・高等学校からも、現在の英語力の測定指標が英検の取得を前提としていることに関し、学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることへの違和感があるとする意見（1校）がみられるほか、相当者の判定については、英語教員の主観に判定が左右されることに疑問がある（7校）、相当者を判定する際に、4技能を正確に評価できているのか不安がある（6校）などの意見がみられた。

### （成果指標とその実績）

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、学習指導要領に基づき達成される英語力の目標である、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されている。

文部科学省は、毎年公立小・中・高等学校を対象に実施する「英語教育実施状況調査」により、生徒の英語力を把握しており、これによると、図表3-(3)-ア-①のとおり、中学3年生の英語力は平成24年度31.2%から28年度36.1%に、高校3年生の英語力も24年度31.0%から28年度36.4%に、それぞれ緩やかに上昇している。

図表3-(3)-ア-① 中学3年生、高校3年生の英語力の推移（平成24年度～28年度）

（単位：％）

区 分	目標値 (平成29年度)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中学3年生の英語力	50.0	31.2	32.2	34.6	36.6	36.1
高校3年生の英語力	50.0	31.0	31.0	31.9	34.3	36.4

（注）1 平成24年度は『『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査』（文部科学省）、25年度から28年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 平成24年度、26年度、27年度及び28年度はそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。

(生徒の英語力の判定)

生徒の英語力については、成果指標として設定された英検の該当級の取得者と、相当者を含めることとされており、図表 3-(3)-ア-②のとおり、平成 24 年度から 27 年度までの取得者と相当者の比率をみると、おおむね中学校では 1:1 (例えば、平成 27 年度は取得者 18.9%、相当者 17.7%)、高校では 1:2 (例えば、平成 27 年度は取得者 11.5%、相当者 22.8%) の割合で推移している。

図表 3-(3)-ア-② 中学 3 年生、高校 3 年生の英語力に占める取得者及び相当者の内訳 (平成 24 年度～27 年度)

(単位：%)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
中学 3 年生の英語力	31.2	32.2	34.6	36.6
うち、取得者	16.2	16.5	18.4	18.9
うち、相当者	15.0	15.7	16.3	17.7
高校 3 年生の英語力	31.0	31.0	31.9	34.3
うち、取得者	10.6	11.0	11.1	11.5
うち、相当者	20.4	20.0	20.8	22.8

- (注) 1 平成24年度は『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査(文部科学省)、25年度から27年度までは「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。  
 2 平成24年度、26年度及び27年度はそれぞれ12月1日時点、25年度は12月2日時点の数である。  
 3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計値が英語力の数値と一致しない場合がある。

他方、平成 27 年度における取得者と相当者の比率を都道府県別に比較すると、中学生では、図表 3-(3)-ア-③のとおり、8:2 (秋田県) から 3:7 (奈良県)、高校生では、図表 3-(3)-ア-④のとおり、6:4 (沖縄県) から 2:8 (奈良県) と、都道府県ごとにかんがりのバラつきがみられる。また、相当者の割合だけをみても、中学生では最高 28.1% (千葉県) に対し最低は 8.1% (和歌山県) と 20.0 ポイントの開きがあり、高校生では、最高 36.3% (千葉県) に対し最低は 10.6% (沖縄県) と 25.7 ポイントの開きがある。

図表 3-(3)-ア-③ 中学 3 年生の都道府県別英語力と取得者・相当者の比率 (平成 27 年度)

(単位：%)

区分	中学 3 年生の英語力			英語力に占める取得者・相当者の比率	
	英語力	うち取得者		取得者	相当者
		うち取得者	うち相当者		
北海道	28.1	12.8	15.3	45.5	54.5
青森県	35.5	21.2	14.3	59.8	40.2
岩手県	32.8	18.5	14.4	56.3	43.7
宮城県	35.4	15.9	19.5	45.0	55.0

秋田県	48.6	39.7	9.0	81.6	18.4
山形県	29.4	16.6	12.8	56.6	43.4
福島県	32.0	15.3	16.6	48.0	52.0
茨城県	39.8	24.1	15.7	60.6	39.4
栃木県	35.3	18.9	16.4	53.6	46.4
群馬県	40.4	24.3	16.1	60.1	39.9
埼玉県	41.6	21.1	20.5	50.7	49.3
千葉県	52.1	24.0	28.1	46.1	53.9
東京都	47.9	30.2	17.7	63.0	37.0
神奈川県	41.9	24.3	17.6	58.0	42.0
新潟県	30.5	14.7	15.8	48.1	51.9
富山県	38.4	18.2	20.2	47.5	52.5
石川県	47.8	27.2	20.5	57.0	43.0
福井県	42.7	19.7	23.0	46.0	54.0
山梨県	30.4	16.3	14.1	53.6	46.4
長野県	33.7	18.5	15.2	54.9	45.1
岐阜県	34.3	16.2	18.1	47.3	52.7
静岡県	33.9	16.9	17.1	49.8	50.2
愛知県	31.6	16.4	15.1	52.0	48.0
三重県	31.4	13.8	17.6	43.9	56.1
滋賀県	36.8	18.6	18.1	50.7	49.3
京都府	40.4	20.5	19.9	50.8	49.2
大阪府	28.9	9.7	19.2	33.5	66.5
兵庫県	33.7	15.5	18.3	45.9	54.1
奈良県	34.1	10.8	23.3	31.7	68.3
和歌山県	39.9	31.8	8.1	79.6	20.4
鳥取県	40.7	15.9	24.8	39.1	60.9
島根県	27.7	11.8	15.9	42.7	57.3
岡山県	35.0	17.8	17.2	50.9	49.1
広島県	39.5	19.5	20.0	49.4	50.6
山口県	28.7	12.7	16.1	44.1	55.9
徳島県	39.1	18.1	21.1	46.1	53.9
香川県	31.9	14.9	16.9	46.9	53.1
愛媛県	36.2	17.7	18.5	49.0	51.0
高知県	25.8	11.3	14.5	43.8	56.2
福岡県	31.5	14.5	16.9	46.2	53.8
佐賀県	32.4	17.0	15.4	52.6	47.4
長崎県	32.7	15.7	17.0	48.0	52.0
熊本県	26.9	13.5	13.4	50.1	49.9
大分県	33.9	17.7	16.2	52.3	47.7
宮崎県	37.7	25.4	12.3	67.2	32.8
鹿児島県	36.3	20.1	16.1	55.5	44.5
沖縄県	29.2	17.8	11.5	60.8	39.2
全国平均	36.6	18.9	17.7	51.6	48.4

(注) 1 平成 27 年度「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

2 政令指定都市のある都道府県の数値は、政令指定都市の実績も含む。

3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計値が英語力の数値と一致しない場合がある。

4 中学3年生の英語力のうち相当者部分の網掛けは、割合が最高のもの及び最低のものに付した。

5 英語力に占める取得者・相当者の比率部分の網掛けは、取得者・相当者の比率が最大のもの及び最小のものに付した。

図表 3-(3)-ア-④ 高校 3 年生の都道府県別英語力と取得者・相当者の比率（平成 27 年度）

（単位：％）

区 分	高校 3 年生の英語力			英語力に占める取得者・相当者の比率	
	英語力	うち取得者	うち相当者	取得者	相当者
北海道	29.4	10.2	19.2	34.6	65.4
青森県	36.2	19.9	16.3	54.9	45.1
岩手県	34.5	12.3	22.3	35.5	64.5
宮城県	30.2	9.5	20.7	31.6	68.4
秋田県	35.8	15.7	20.1	43.9	56.1
山形県	38.1	16.8	21.4	43.9	56.1
福島県	25.1	7.5	17.6	29.9	70.1
茨城県	27.2	13.6	13.7	49.8	50.2
栃木県	39.6	11.7	27.9	29.5	70.5
群馬県	49.7	14.8	34.8	29.8	70.2
埼玉県	36.4	10.9	25.5	29.9	70.1
千葉県	46.2	9.9	36.3	21.5	78.5
東京都	36.3	13.0	23.2	35.9	64.1
神奈川県	27.8	8.9	18.9	32.0	68.0
新潟県	35.3	9.4	25.9	26.7	73.3
富山県	39.1	11.4	27.7	29.2	70.8
石川県	40.5	11.6	28.9	28.6	71.4
福井県	42.5	15.9	26.6	37.4	62.6
山梨県	30.0	13.4	16.6	44.8	55.2
長野県	35.0	12.2	22.7	35.0	65.0
岐阜県	37.9	8.6	29.3	22.7	77.3
静岡県	38.1	12.3	25.8	32.2	67.8
愛知県	31.3	8.8	22.5	28.1	71.9
三重県	31.2	8.7	22.5	27.9	72.1
滋賀県	31.9	10.0	21.9	31.3	68.7
京都府	32.8	14.3	18.5	43.7	56.3
大阪府	31.2	10.2	21.0	32.7	67.3
兵庫県	41.5	11.6	30.0	27.8	72.2
奈良県	30.5	5.8	24.7	19.1	80.9
和歌山県	22.5	7.5	15.0	33.4	66.6
鳥取県	35.0	9.0	26.0	25.7	74.3
島根県	31.6	10.9	20.7	34.5	65.5
岡山県	35.6	10.0	25.6	28.1	71.9
広島県	34.9	15.5	19.3	44.5	55.5
山口県	31.6	7.0	24.6	22.2	77.8
徳島県	35.9	12.5	23.4	34.9	65.1
香川県	30.8	9.4	21.4	30.6	69.4
愛媛県	34.0	14.3	19.7	42.0	58.0
高知県	26.2	14.5	11.7	55.4	44.6
福岡県	39.1	14.5	24.6	37.2	62.8
佐賀県	31.0	11.7	19.3	37.8	62.2
長崎県	35.1	10.1	25.0	28.8	71.2
熊本県	30.4	15.7	14.7	51.6	48.4
大分県	39.1	16.6	22.5	42.4	57.6
宮崎県	39.0	18.3	20.7	47.0	53.0
鹿児島県	28.0	13.5	14.5	48.1	51.9
沖縄県	24.0	13.3	10.6	55.6	44.4
全国平均	34.3	11.5	22.8	33.5	66.5

- (注) 1 平成 27 年度「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。  
 2 政令指定都市のある都道府県の数値は、政令指定都市の実績も含む。  
 3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計値が英語力の数値と一致しない場合がある。  
 4 高校3年生の英語力のうち相当者部分の網掛けは、割合が最高のもので及び最低のものに付した。  
 5 英語力に占める取得者・相当者の比率部分の網掛けは、取得者・相当者の比率が最高のもので及び最低のものに付した。

今回、当省において、中学校 41 校及び高等学校 40 校の計 81 校を抽出するとともに、これらの学校を管轄する 15 都道府県教育委員会及び 22 市区町村教育委員会の計 37 教育委員会において、相当者の判定方法、判定状況等を調査したところ、図表 3-(3)-ア-⑤のとおり、2 教育委員会は、英語力の把握方法の統一性を確保するため、英検 I B A の判定結果を活用する、英語科の評定 4 以上を相当者とするといった判定方針を定めていたが、残る 35 教育委員会は各学校(教員)の判断に一任している状況となっていた。

**図表 3-(3)-ア-⑤ 当省が調査した 37 教育委員会における相当者の判定方針の策定状況**

(単位：教育委員会)

区 分	教育委員会
教育委員会としての判定方針を策定	2
全ての生徒が受験する英検 I B A の判定結果に基づき、相当者を判定するよう、管内の学校に通知	1
英語科の評定 4 以上の生徒を相当者と判定するよう、英語教育実施状況調査の記入要領に追記	1
各学校(教員)の判断に一任	35

(注) 当省の調査結果による。

調査した 81 校における相当者の判定方法をみると、年度により異なる場合もあるが、調査時点ではおおむね図表 3-(3)-ア-⑥のとおり、i) 英検の判定結果を活用して判定(1校)、ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用して判定(11校)、iii) 英検取得者との相対比較で判定(33校)、iv) 英検合格者と比較せず、例えば、定期試験における一定水準以上の得点等で判定(29校)、v) 生徒の英語力を個別に判定することなく、概数を計上(3校)することとしていたほか、生徒全員に英検を受験させ合格した取得者のみを報告するもの(1校)、相当者の判定はできないとするもの(3校)もみられた。

図表 3-(3)-ア-⑥ 当省が調査した中学校・高等学校における相当者の判定例

区 分	判 定 例
英検の判定結果を活用	・ 英検を受験し、準 2 級に不合格となった者のうち、合格点に近い者を相当者と判定
英検以外の外部検定試験の結果を活用	・ 生徒全員に GTEC f o r S T U D E N T S (注 2) を受験させ、その結果により相当者を判定 ・ 中学 3 年生に英語能力判定テスト (注 3) を受験させ、その結果により相当者を判定
英検取得者との相対比較	・ 定期試験の英語科において、最も点数の低い取得者を上回る得点をとった生徒を相当者と判定 ・ 定期試験の英語科において、全取得者の得点の平均値を上回る生徒を相当者と判定 ・ 日頃の授業態度等から取得者との英語力を比較し、判定
英検合格者と比較せず、教員独自の基準	・ 定期試験で 80 点以上を相当者と判定 ・ 評定 4 以上の生徒を相当者と判定
生徒の英語力を個別に判定することなく、概数を計上	・ 毎年度、同人数の相当者を報告

(注) 1 当省の調査結果による。

2 GTEC f o r S T U D E N T S は、株式会社ベネッセコーポレーションが実施する「聞く」「読む」「書く」の 3 技能を測るスコア型英語テストである。

3 英語能力判定テストは、公益財団法人日本英語検定協会が学校・企業・その他団体向けに開発した受験者の英語能力を判定するスコア制のテストである。

調査した 81 校のうち、相当者数の経年比較ができた 54 校の状況を見ると、8 割以上の学校 (54 校中 46 校。85.2%) で、対前年度比較で 50% 以上増減しており、当該学校における具体的な判定例は、図表 3-(3)-ア-⑦のとおりとなっている。

図表 3-(3)-ア-⑦ 当省が調査した中学校・高等学校のうち相当者数が対前年度比較で 50% 以上増減している学校における具体的な判定例

i) 英検の判定結果を活用												
・ 広島県教育委員会管内高等学校の例												
当該高等学校では、平成 27 年度は、英検を受験し、準 2 級に不合格となった生徒のうち、合格点に近い生徒を相当者と判定 (不合格の判定結果は、合格点に近い順から A、B と評価され、同校では A と評価された生徒を相当者と判定) している。経年比較ができた平成 26 年度と 27 年度の相当者の数を比較すると、4 人から 23 人に増加しており、その増減率は 475.0% となっている。												
<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: center;"><u>26年度</u></th> <th style="text-align: center;">→</th> <th style="text-align: center;"><u>27年度</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">相当者数</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">23人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">+475.0%増</td> </tr> </tbody> </table>		<u>26年度</u>	→	<u>27年度</u>	相当者数	4人		23人				+475.0%増
	<u>26年度</u>	→	<u>27年度</u>									
相当者数	4人		23人									
			+475.0%増									



ii) 英検以外の外部検定試験の結果を活用

・ 山形県教育委員会管内高等学校の例

当該高等学校では、平成 25 年度以降、生徒全員に GTEC for STUDENTS を受験させ、英語担当教員がその結果をもとに相当者を判定している。経年比較ができた平成 24 年度と 25 年度の相当者の数を比較すると、40 人から 16 人に減少しており、その増減率は▲60.0%となっている。一方、25 年度と 26 年度を比較すると、16 人から 61 人に増加しており、その増減率は 281.3%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

	<u>24年度</u>		<u>25年度</u>		<u>26年度</u>
相当者数	40人	→	16人	→	61人
			▲60.0%減		+281.3%増

iii) 英検取得者との相対比較

・ 広島県教育委員会管内高等学校の例

当該高等学校では、英語担当教員が、各年度に英検準 2 級を受験して合格した生徒のうち、最低点で合格した生徒を基準として、当該生徒よりも各種模試の点数や定期テストの点数が高い生徒を相当者と判定している。

経年比較ができた平成 24 年度と 25 年度の相当者の数を比較すると、150 人から 30 人に減少しており、その増減率は▲80.0%となっている。一方、25 年度と 26 年度を比較すると、30 人から 74 人に増加しており、その増減率は 146.7%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

	<u>24年度</u>		<u>25年度</u>		<u>26年度</u>
相当者数	150人	→	30人	→	74人
			▲80.0%減		+146.7%増

・ 仙台市教育局管内中学校の例

当該中学校では、英検 3 級を取得している生徒の定期テスト、授業内でのテストの平均点を算出し、英検 3 級以上を取得していない生徒のうち、当該平均点以上を得点した生徒を相当者と判定している。

経年比較ができた平成 25 年度と 26 年度の相当者の数を比較すると、47 人から 15 人に減少しており、その増減率は▲68.1%となっている。一方、26 年度と 27 年度を比較すると、15 人から 30 人に増加しており、その増減率は 100.0%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

	<u>25年度</u>		<u>26年度</u>		<u>27年度</u>
相当者数	47人	→	15人	→	30人
			▲68.1%減		+100.0%増

・ 神戸市教育委員会管内中学校の例

当該中学校では、中学 3 年生各クラスの英語担当教員が実際に英検 3 級を取得している生徒の定期テストの点数や授業での受け答え等を参考に、相当者となり得る生徒の定期テストの点数や授業での受け答え等の状況をもとに判定している。経年比較ができた平成 26 年度と 27 年度の相当者の数を比較すると、90 人から 150 人に増加しており、その増減率は 66.7%となっている。

	<u>26年度</u>		<u>27年度</u>
相当者数	90人	→	150人
			+66.7%増

- iv) 英検合格者と比較せず、教員独自の基準
- 千葉県教育委員会管内高等学校の例  
当該高等学校では、定期テストや英語担当教員との口頭でのやりとりを点数化し評価するパフォーマンステストを基に、生徒が英検準 2 級相当以上の英語力を有するとした場合に当然理解していなければならない語彙や構文を正解できているかに着目して各英語担当教員が判定している。  
経年比較ができた平成 24 年度と 25 年度の相当者の数を比較すると、59 人から 25 人に減少しており、その増減率は▲57.6%となっている。一方、26 年度と 27 年度を比較すると、25 人から 127 人に増加しており、その増減率は 408.0%となっており、年度により相当者は大きく増減している。

	24年度		25年度		26年度		27年度
相当者数	59人	→	25人	→	25人	→	127人
	▲57.6%減			+408.0%増			

- v) 生徒の英語力を個別に判定することなく、概数を計上
- 大阪府教育委員会管内高等学校の例  
当該高等学校では、平成 24 年度以降、2 年生時に受験した英検 I B A、英検の過去問、授業の態度を見て判断している。平成 24 年度は、200 人程度は合格するのではないかという感覚的な数を報告し、25 年度は取得者が増加したため、50 人と報告したとしている。26 年度以降も毎年度レベルは変わらないものとして、50 人と報告している。  
この結果、平成 24 年度と 25 年度以降では、▲75.0%の減少となっている。

	24年度		25年度		26年度		27年度
相当者数	200人	→	50人	→	50人	→	50人
	▲75.0%減						

(注) 当省の調査結果による。

対前年度比較で50%以上増減している理由について、当省の調査により確認できた15校では、図表3-(3)-ア-⑧のとおり、担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更となったことによるとするもの(13校)が大半を占めている。

図表 3-(3)-ア-⑧ 15 中学校・高等学校における相当者が大幅に増減した理由

相当者の増減の発生理由	(単位：学校、%)	
	学校	割合
担当教員の交代により、判定基準や判定方法が変更	13	86.7
生徒全員が受験する外部検定試験の結果を判定に利用した結果、相当者数が大幅に増加	1	6.7
実際に生徒の英語力が向上したため、相当者数が増加	1	6.7
計	15	100

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計値は100とにならない。

一方、文部科学省は、教育委員会を通じて学校に配布・活用を求めている C E F R 判定表（文部科学省が策定した外部検定試験の成績等を相互に換算するリスト。図表3-(3)-ア-⑨参照）の配布や C A N - D O リスト（図表3-(3)-ア-⑩参照）を用いることにより、相当者の判定は可能としている。

図表 3-(3)-ア-⑨ C E F R 判定表の内容

<p>C E F R（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て策定された、欧州域内外で使われている指標。</p>		
熟練した言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

各試験団体のデータによる CEFR との対照表

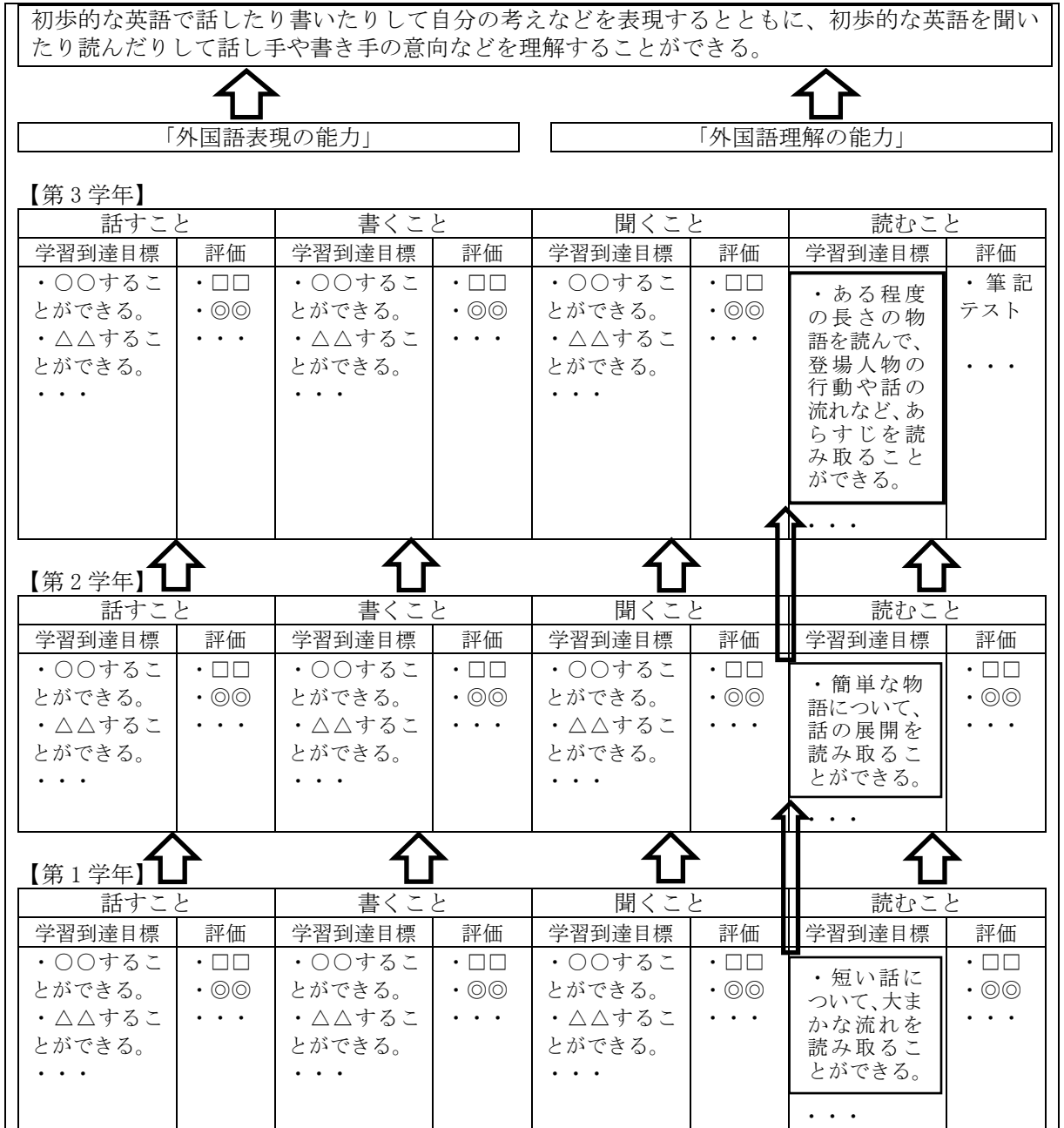
CEFR	Cambridge English	英検	GTEC CBT	IELTS	TEAP	TOEFL iBT	TOEFL Junior Comprehensive	TOEIC/ TOEIC S&W
C2	CPE (200+)			8.5-9.0				
C1	CAE (180-199)	1 級 (2810-3400)	1400	7.0-8.0	400	95-120		1305-1390 L&R 945～ S&W 360～
B2	FCE (160-179)	準 1 級 (2596-3200)	1250 - 1399	5.5-6.5	334-399	72-94	341-352	1095-1300 L&R 785～ S&W 310～
B1	PET (140-159)	2 級 (1780-2250)	1000 - 1249	4.0-5.0	226-333	42-71	322-340	790-1090 L&R 550～ S&W 240～
A2	KET (120-139)	準 2 級 (1635-2100)	700-999	3.0	186-225		300-321	385-785 L&R 225～ S&W 160～
A1		3 級-5 級 (790-1875)	-699	2.0				200-380 L&R 120～ S&W 80～

(注) 「平成27年度英語教育改善のための英語力調査事業報告」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

図表 3-(3)-ア-⑩ CAN-DOリストの内容

○ CAN-DOリストの作成による学習到達状況の把握の推進  
 文部科学省は、「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」(平成23年6月30日外国語能力の向上に関する検討会提言)に基づき、各中学校・高等学校が学習指導要領に基づき生徒に求められる英語力を達成するための学習達成目標を、「CAN-DOリスト」の形で具体的に設定することを推進しており、平成25年3月に各学校におけるCAN-DOリスト作成の推進のため、「各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習達成目標設定の手引き」を策定し、教育委員会に配布している。

○ 「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標例(中学校学習指導要領における外国語科の目標に基づく設定例)



(注) 「各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。

(注) 当省の調査結果による。

しかし、調査した教育委員会からは、相当者の判定を含む英語力の目標について、図表3-(3)-ア-⑪のとおり、現行の英語力の目標設定は妥当とする意見（1教育委員会）がある一方、現行の英語力の目標設定は疑問がある（7教育委員会）、国による判定基準の策定を求める（12教育委員会）、相当者の判定の正確性を疑問視する（7教育委員会）などの意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑪ 現行の英語力の目標に対する都道府県等教育委員会の意見の例

区 分	意見・要望の主な内容
現行の英語力の目標設定は妥当	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒と教員の英語力に関する第2期計画の目標は、日本の置かれた国際環境からみてあるべき姿であり、妥当である。</li> </ul>
現行の英語力の目標設定は疑問	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が目指す生徒の英語力を測定する試験として、英検を指標とすることが妥当なのか検討が必要ではないか。また、英検対策の指導となる懸念があり、英検取得を前提とするのであれば、それに見合った学習内容や指導の在り方の明確化が必要である。</li> <li>第2期計画では、平成29年度までに英検3級又は準2級程度以上を達成した生徒の割合を50%以上としているが、その妥当性が不明である。</li> <li>学習指導要領の内容を達成することと目標とされる英検を取得することの関連性が不明確である。</li> <li>目標とされている英語力が英検3級程度以上とされているが、全生徒が英検を受験するわけではないため、全生徒を対象とした試験等の結果に基づき英語力を判断すべきと考える。</li> </ul>
国による判定基準の策定を希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が具体的な判断基準を示していないため、相当者の判定方法は各英語教員に任せられている。特に、「話す」能力の判定は困難であり、国による定量的な判定基準を策定してほしい。</li> <li>国が基準を示していないので相当者の判定は困難である。また、国が判定基準を検討する際は、試験の点数ではなく、学ぶべき能力を身に付けられているかを判定する評価方式にしてほしい。</li> <li>相当者の判断は教員に任せられており、都道府県や教員ごとにその判断方法が異なる可能性がある。英語教育実施状況調査の結果を都道府県ごとに公表するのであれば、国は相当者の判断に係るガイドライン等を示すべきである。</li> </ul>
相当者の判定の正確性を疑問視	<ul style="list-style-type: none"> <li>英語教員の主観が入り得る調査方法であるため、生徒の英語力の実態を正確に把握できていないのではないかと考える。</li> <li>相当者の判定基準が曖昧なため、報告される英語力には大きなばらつきが発生している印象があり、その合算値を政府の成果指標としていることに疑問がある。</li> <li>英語力に関する目標値のレベルに異存はないが、相当者を計上する把握方法は正確とはいえず、相当者を含めるべきか検討が必要であると考え。</li> </ul>
成果目標の達成に向けた国の支援が必要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育だけの成果目標の達成は困難であり、国の支援策を明確に示してほしい。</li> <li>生徒の英語力については、英検だけではなく、複数の外部試験における目標値を示すべきである。</li> </ul>

（注） 当省の調査結果による。

また、調査した中学校・高等学校からも、現在の英語力の成果指標が英検の取得を前提としていることに関し、図表3-(3)-ア-⑫のとおり、学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることに違和感があるとする意見（1校）がみられるほか、相当者の判定については、英語教員の主観に判定が左右されることに疑問がある（7校）、相当者を判定する際に、4技能を正確に評価できているのか不安がある（6校）などの意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑫ 生徒の英語力の目標に対する中学校・高等学校の意見の例

区 分	意見の主な内容
学習指導要領に基づく指導の成果を外部検定試験である英検の合否に当てはめることへの違和感	<ul style="list-style-type: none"> <li>英検を受験していない生徒が、英検 3 級相当の英語力があるのかを学校で判断しなければならないが、英検と学校におけるテストを対比させることは難しい。</li> </ul>
英語教員の主観に判定が左右されることに対する疑問	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当者の判定は各教員の主観に委ねられており、生徒の英語力に関する目標を実際に達成しているのか、客観的に判断しにくい。</li> <li>定期テスト、外部模擬試験、GTEC、通常の授業における発表などで生徒の英語力を判定しているが、判定が妥当なのか不安である。</li> </ul>
4技能の正確な評価ができていないのか不安	<ul style="list-style-type: none"> <li>「話す」、「聞く」技能については、授業を担当する教員の主観が大きく影響する。</li> <li>外部試験と照らし合わせた正確な判断が難しく、特にスピーキングの評価が難しい。</li> </ul>
国による基準の策定を希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当者の判断基準を具体的に示してほしい。</li> <li>相当者の判断に苦慮していないが、国が明確な判断方法を示せば、判断はより容易になる。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

## (イ) 生徒の英語力の向上に関する取組状況

### (要旨)

調査した教育委員会及び中学校・高等学校においては、①生徒の英検の受験率向上や正確な英語力の把握、それによる学習意欲の向上等を目的とした英検受験料の補助、②A L Tの活用やI C T機器の活用、③小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業（文部科学省）などの取組を実施している。

### (英検等の受験促進・支援)

生徒の外部検定試験については、文部科学省の事業において、一部、各検定機関により特別価格で受験できる制度があるが、国からの受験料の補助は実施されていない。

一方、調査した教育委員会の中には、i) 英検受験料を全額補助（3教育委員会）、ii) 英検受験料を一部補助（1教育委員会）、iii) 外部検定試験（英検I B A）の受験料を補助（4教育委員会）など、独自に、生徒が英検等を受験する際の受験料を補助している例がみられた。

調査した教育委員会からは、生徒の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語力の向上に効果があるとして、i) 国による受験料の補助を要望（17教育委員会）、ii) 特別価格による受験制度の継続・拡大を要望（3教育委員会）、iii) 受験機会の拡大を要望（2教育委員会）する意見がみられた。

### (A L Tの活用)

学習指導要領では、外国語の授業において、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深めるなどの指導体制等の工夫を求めており、小学校・中学校・高等学校に外国語指導助手（A L T）が配置されている。

調査した中学校・高等学校では、各校ともA L Tが配置されており、その効果について、i) 生徒の学習意欲の向上に役立つ（33校：中学校16、高等学校17）、ii) 生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ（28校：中学校15、高等学校13）、iii) 4技能のバランスのよい指導に役立つ（24校：中学校10、高等学校14）などの意見がみられた。

### (I C T機器の活用)

I C T機器の活用状況としては、例えば、タブレット端末等のI C T機器を活用し、英語の授業を実施している例のほか、T V会議システムを活用して遠隔地のA L T等との交流授業を実施している例、インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例がみられた。



#### (外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修)

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の英語コミュニケーション能力や英語指導力を目的とした研修の充実を図る「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を実施している。

当省が調査した教育委員会及び学校では、本事業について、生徒の英語力の向上にどの程度資するのかを具体的に分析しているところはないが、効果的と評価し（4教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を望む意見（4教育委員会、14校）もみられた。

なお、本事業を含む「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」については、文部科学省の平成28年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。

調査対象37教育委員会及び81中学校・高等学校においては、①生徒の英検の受験率向上や正確な英語力の把握、それによる学習意欲の向上等を目的とした英検受験料の補助、②ALTの活用やICT機器の活用、③外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修（文部科学省）などの取組を実施している。

#### a 英検等の受験促進・支援

生徒の外部検定試験については、後述する文部科学省の事業である「英語教育強化地域拠点事業」の拠点校及び「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の研修協力校において、各検定機関により特別価格で受験できる制度があるが、国からの受験料の補助は実施されていない。

一方、調査した教育委員会の中には、図表3-(3)-ア-⑬のとおり、i) 英検受験料を全額補助（3教育委員会）、ii) 英検受験料を一部補助（1教育委員会）、iii) 外部検定試験（英検I B A）の受験料を補助（4教育委員会）など、独自に、生徒が英検等を受験する際の受験料を補助している例がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑬ 当省が調査した教育委員会における生徒の英検受験促進のための取組例

区 分	取組の内容
英検受験料を全額補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度から町内の中学 3 年生に英検 3 級を受験させ、その受験料を全額補助</li> <li>平成 25 年度から県内の中学 3 年生全員を対象とした英検受験料の全額補助を実施</li> <li>平成 28 年度から市内の中学生 100 人を上限に英検 3 級以上の受験料を全額負担</li> </ul>
英検受験料を一部補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度から市内の生徒の英検受験に係る受験料の一部を補助</li> </ul>
英検以外の外部検定試験の受験料を補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度から県内の高校 2 年生全員を対象とした英検 I B A の受験料を補助</li> <li>平成 28 年度から市内の全中学生を対象に英検 I B A を受験させており、その費用を市が負担</li> <li>平成 27 年度から 29 年度まで、年 1 回、県内の公立中学校及び公立高等学校の生徒を対象に実施する英検 I B A の受験料を補助</li> <li>平成 23 年度から市内全中学校の 3 年生全員を対象に英語能力判定テストを受験させており、その費用を市が負担</li> </ul>

(注) 1 実施要項等に基づき、当省が作成した。  
 2 英語能力判定テストは、平成 27 年度からは英検 I B A に名称変更している。

調査した教育委員会からは、生徒の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語力の向上に効果があるとして、図表 3-(3)-ア-⑭のとおり、i) 国による受験料の補助を要望 (17 教育委員会)、ii) 特別価格による受験制度の継続・拡大を要望 (3 教育委員会)、iii) 受験機会の拡大を要望 (2 教育委員会) する意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑭ 当省が調査した教育委員会における生徒の英検受験促進のための支援を要望する意見の例

区 分	意見の主な内容
国による受験料の補助を要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部検定試験の受験料を国から補助してほしい。</li> <li>英語力の判断基準を英検の取得者数としている以上、全生徒が受験できるよう補助してほしい。</li> <li>英検の受験機会を増やすため、受験料の免除や補助等の支援が必要である。</li> </ul>
特別価格による受験制度の存続・拡大を要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生・高校生を対象とした外部検定試験の受験料を減額する特別受験制度を導入してほしい。</li> </ul>
受験機会の拡大を要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験地の拡充等外部試験の受験機会を拡充してほしい。</li> <li>離島やへき地在住の生徒の外部検定試験の受験機会の確保及び受験促進のため予算措置してほしい。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

## b ALT、ICT機器の活用

### (ALTの活用)

学習指導要領では、図表 3-(3)-ア-⑮のとおり、外国語の授業において、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や、国際理解を深めるなどの指導体制等の工夫を求めており、小学校・中学校・高等学校に外国語指導助手（ALT）が配置されている。

図表 3-(3)-ア-⑮ ネイティブ・スピーカーの活用に関する学習指導要領の記載内容

区 分	記 載 内 容
小学校	第4章 外国語活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること。
中学校	第2章 各教科 第9節 外国語 3 指導計画の作成と内容の取扱い (5) キ 生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用したり、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること。
高等学校	第2章 各教科に共通する各教科 第8節 外国語 第4款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (4) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペア・ワーク、グループ・ワークなどを適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワークなどを適宜指導に生かしたりすること。また、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て行うティーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること。

(注) 「学習指導要領」(文部科学省)による。

ALTの配置に関連しては、昭和62年から、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力の下、地方公共団体が主体となり、図表 3-(3)-ア-⑯のとおり、外国語教育等に携わる海外の青年を招致する「語学指導等を行う外国青年招致事業」(以下「JETプログラム」という。)が実施されており、各教育委員会は、JETプログラムにより招致した外国青年をALTとしても採用している(以下、JETプログラムにより採用したALTを「JET-ALT」という。)

図表 3-(3)-ア-⑯ J E Tプログラムの取組内容

区 分	取 組 内 容
目的	招致した外国青年を地方公共団体に任用し、外国語教育の充実と地域の交際交流を推進
事業主体	都道府県、政令指定都市、市区町村等
運営協力	総務省、外務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会
選考方法	在外公館において書類審査、面接
研修内容	○来日前のオリエンテーション（外務省） ○来日直後オリエンテーション（文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会） ○A L T指導力等向上研修（各地方公共団体）
採用職種と職務内容	○A L T：小学校・中学校・高等学校で語学指導等に従事 ○国際交流員（Coordinator for International Relations。以下「C I R」という。）：地域において国際交流活動に従事 ○スポーツ交流員（Sports Exchange Advisor。以下「S E A」という。）：地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事
任用期間	1年間（最長で5年まで更新可）
招致人数 （平成27年度）	4,786人（A L T：4,404人、C I R：372人、S E A：10人）
招致国 （平成27年度）	43か国（アメリカ、カナダ、英国、アイルランド、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、イタリア、ベルギー、フィンランド、スイス、オランダ、ラトビア、ウズベキスタン、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、トンガ、サモア、パラオ、中国、韓国、モンゴル、インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ジャマイカ、バルバドス、セントルシア、トリニダード・トバゴ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、南アフリカ、ガーナ、ケニア、エジプト、トルコ）
受入地方公共団体数	886団体（46都道府県、840市町村）
報酬額(目安)	1年目336万円、2年目360万円、3年目390万円 4年目及び5年目396万円
地方財政措置	○都道府県（標準団体規模170万人）における標準的経費として246,900千円 ○市町村（標準団体規模10万人）における標準的経費として1,180千円 ○市町村のJ E T参加者実人数×4,720千円 等

（注）当省の調査結果による。

小学校・中学校・高等学校に配置されたA L Tは、図表 3-(3)-ア-⑰のとおり、平成25年度1万2,613人から27年度には1万7,007人に増加しており、このうち、国の協力の下で招致されたJ E T-A L Tは、平成25年度3,906人から27年度4,177人に増加している。

図表 3-(3)-ア-⑰ 小学校・中学校・高等学校における A L T の配置状況の推移（平成 25 年度～27 年度）

（単位：人、％）

区 分	平成 25 年度	26 年度	27 年度
A L T 採用総数	12,613 (100)	15,538 (100)	17,007 (100)
J E T プログラム	3,906 (31.0)	4,151 (26.7)	4,177 (24.6)
直接雇用	2,543 (20.2)	2,392 (15.4)	2,696 (15.9)
派遣契約	1,722 (13.6)	1,833 (11.8)	2,042 (12.0)
請負契約	2,781 (22.0)	2,713 (17.5)	2,716 (16.0)
その他（日本人）	1,661 (13.2)	4,449 (28.6)	5,376 (31.6)

（注）1 「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。  
2 （ ）内は構成比を示す。

また、小学校・中学校・高等学校別の A L T の配置状況をみると、図表 3-(3)-ア-⑱のとおり、平成 27 年度時点で、小学校 1 万 1,439 人（うち J E T - A L T 2,124 人(18.6%)）、中学校 7,282 人(同 2,309 人(31.7%))、高等学校 2,631 人（同 1,500 人(57.0%)）となっており、教育課程が高度化するとともに J E T - A L T の比率は増加している。

図表 3-(3)-ア-⑱ 小学校・中学校・高等学校別の A L T の配置実績（平成 27 年度）

（単位：人、％）

区 分	合計	小学校	中学校	高等学校
A L T 採用総数	17,007 (100)	11,439 (100)	7,282 (100)	2,631 (100)
J E T プログラム	4,177 (24.6)	2,124 (18.6)	2,309 (31.7)	1,500 (57.0)
直接雇用	2,696 (15.9)	1,772 (15.5)	1,447 (19.9)	487 (18.5)
派遣契約	2,042 (12.0)	1,230 (10.8)	1,265 (17.4)	94 (3.6)
請負契約	2,716 (16.0)	1,576 (13.8)	1,522 (20.9)	313 (11.9)
その他（日本人）	5,376 (31.6)	3,079 (26.9)	126 (1.7)	27 (1.0)
その他（外国人）		1,658 (14.5)	613 (8.4)	210 (8.0)

（注）1 「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。  
2 同じ A L T が小学校・中学校・高等学校にまたがって配置されている場合もあるため、「合計」と「小学校」、「中学校」、「高等学校」の採用数の合計値は一致しない。  
3 （ ）内は構成比で、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計値が 100 とならない場合がある。

調査した中学校・高等学校では、各校ともALTが配置されており、その効果について、図表 3-(3)-ア-⑱のとおり、i) 生徒の学習意欲の向上に役立つ(33校:中学校16、高等学校17)、ii) 生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ(28校:中学校15、高等学校13)、iii) 4技能のバランスのよい指導に役立つ(24校:中学校10、高等学校14)などの意見がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑱ 当省が調査した81中学校・高等学校におけるALTの配置効果に関する意見

(単位:校)

意見の内容	中学校	高等学校
ALTの配置が有効	38	39
生徒の学習意欲の向上に役立つ	16	17
生徒の外国文化に対する興味の増進に役立つ	15	13
4技能のバランスのよい指導に役立つ	10	14
生徒の英語使用時間の増加	7	3
生徒が英語を積極的に使用しようとする姿勢	5	8
生徒の英語力向上への効果	5	5
生徒のコミュニケーション力の向上	3	5
英語教員の英語力向上への効果	3	4
多様な授業展開への活用	6	9
パフォーマンス評価の導入	3	4
効果を検証しておらず、不明	3	1

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した教育委員会、中学校・高等学校では、英語力向上にALTの活用が効果的であるとして、図表 3-(3)-ア-⑳のとおり、その配置の拡充を図る上で、国の支援が欠かせないなどの意見がみられた(10校:中学校2、高等学校8)。

図表 3-(3)-ア-⑳ ALTの配置の拡充に係る意見の例

区分	意見の主な内容
中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALTによる授業時間を増やしたいと考えており、国などによるALT及び英語担当教員の指導力向上に係る支援が必要である。</li> <li>ALTは給与等労働条件のよいところに転職するため、国などによる財政的措置が必要である。</li> </ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALTは他校と掛け持ちで配置されており、授業時間に限りがあるため、常駐又は配置人数を増やしてほしい。</li> <li>4技能を総合的に伸ばすためには、特にアウトプットのスピーキングとライティングの指導において、個別かつ双方向の指導が非常に有効である。丁寧な長期的かつ継続的な指導が必要であり、それには時間が掛かるが、その指導なくしては英語のコミュニケーション能力の向上は難しい。効果的な指導をするためには教員の増員やALTの加配が不可欠である。</li> <li>生徒の英語力の習熟度や実態等に応じたきめ細かい少人数教育を実施するため、ALTを拡充してほしい。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

また、J E T - A L T に関しては、調査した教育委員会では、①国による選考や研修を経ており、一定レベル以上の質が確保されている（11 教育委員会）、②地方財政措置が講じられており、経費面で有利（6 教育委員会）、③安定的な人員確保が可能（4 教育委員会）など好意的な意見・評価であった。

### （ I C T の活用）

I C T 機器の活用状況としては、例えば、タブレット端末等の I C T 機器を活用し、英語の授業を実施している例（図表 3-(3)-ア-⑳参照）のほか、T V 会議システムを活用して遠隔地の A L T 等との交流授業を実施している例（図表 3-(3)-ア-㉑参照）、インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例（図表 3-(3)-ア-㉒参照）がみられた。

図表 3-(3)-ア-⑳ タブレット端末等の I C T 機器を活用し、英語の授業を実施している例（京都市教育委員会）

○ 京都市教育委員会では、平成 26 年以降、京都市独自で「英語教育推進研究拠点校事業」の研究拠点校（小学校 12 校、中学校 5 校、高等学校 1 校）にタブレット端末を配備し、視覚・聴覚に働きかける動画や音声教材等の特徴をいかした英語授業を実施している。

#### （取組内容）

小中高連携の観点から、小学校では、平成 32 年の新学習指導要領において中学年から「外国語活動」が必修となり、高学年から「英語科」として教科化されることに対応する授業の在り方、又は小学校から中学校への円滑な移行のための方策について研究することを、また、中学校及び高等学校では、英語教育の高度化に対応する授業研究を実施することを、それぞれ目的として、小学校 12 校、中学校 5 校、高等学校 1 校を研究拠点校に指定し、平成 26 年度から 4 年計画で授業研究を実施している。指定校には、I C T を活用した授業実践を目的として、タブレット端末を配備するとともに、I C T 機器の操作方法等に詳しい人材を「I C T 活用支援員」として雇用し（平成 27 年度：1 人、28 年度：2 人）、I C T 機器を配備している各学校を巡回させ、関連した授業を実施する際は、同席して適宜アドバイスを行うこととしている。

なお、同教育委員会では、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」（平成 25 年 12 月文部科学省）を踏まえて、国際文化観光都市である「京都ならではの英語教育」の実践研究も行うとしている。

#### （調査した小・中学校における I C T 機器を活用した授業研究の状況）

##### ア 小学校

20 台のタブレット端末が配備されており、I C T 機器を活用した研究授業や公開授業等の取組を 5、6 学年を中心に実施している。その中で、児童には、①タブレット端末で、日本と外国との時差の存在がリアルに感じられるような動画の視聴、②授業支援アプリの活用、③互いの発音を録音し合って確認すること等が効果的であったとしている。

しかし、同小学校では、1 クラス 28～32 人いるため、タブレット端末 20 台では、一度に全員には行き渡らない状況であり、更に効率よく I C T 機器を活用した授業を実施するためには、1 クラスの人数＋教員（担任・日本人英語指導員）＋予備（1、2 台）で、35 台程度が理想的であるとしている。

京都市教育委員会が派遣している「I C T 活用支援員」について、教員の中に

はICT機器の操作方法等に不慣れな者もあり、授業計画を立てる上での、細かい操作設定等の相談に乗ってくれるため、非常に役立っているとしている。

また、平成27年度にはICT活用に関する教員向けの研修会を同小学校内又は中学校と共同で実施したとしている。

#### イ 中学校

40台のタブレット端末が配備されており、ICT機器を活用した研究授業等を主に1年生及び2年生に対して実施している。例えば、ペア学習として、生徒同士が英語で発表している様子（プレゼンテーション）をタブレット端末で撮影して、その動画を確認し合う授業を実施している。

京都市教育委員会が派遣しているICT活用支援員について、ICT機器の細かい設定方法から授業への活用方法に関する相談に乗ってくれるため、非常に役立っているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 3-(3)-ア-㉒ TV会議システムを活用して遠隔地のALT等との交流授業を実施している例（姫路市教育委員会）

- 姫路市教育委員会では、姫路市の推進する「学校教育の情報化推進事業」の一環として、TV会議システムを活用した遠隔地のALTや海外姉妹校との交流授業（遠隔授業）を実施している。

#### (取組内容)

平成26年度から27年度に、市内の小学校1校、中学校2校を推進校に指定し、TV会議システムのより効果的な活用について研究を行い、同システムを用いた公開授業等の研修を5回実施

平成27年度は、市内の107の小・中・高等学校を対象に計104回の遠隔授業を実施

小学校69回（うち、ALTとの遠隔授業49回）

中学校35回（うち、ALTとの遠隔授業24回）

#### (取組効果)

コミュニケーションに対する意欲を高めることができ、英語を使って積極的に活動する様子がみられ、生徒の英語力の向上にも寄与していると思われる。

#### (今後の予定)

各学校の実情に応じ、引き続き遠隔地授業を実施する予定

#### (実施に当たっての課題)

現状では各校間で時間割が異なることやALTが配置校における授業だけで手一杯となっているなど、学校間で遠隔地授業を行うためにはスケジュール調整等準備に1月程度要し、いつでもすぐに行える状況ではないことから、多い学校でも年3回程度の実施となっている。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 3-(3)-ア-㉓ インターネット電話を活用したオンラインでの英会話授業を実施している例（長井市教育委員会）

- 長井市教育委員会では、平成27年9月に策定した「長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、オンライン英会話サービスを提供する民間業者と契約し、文部科学省が指定する教育課程特例校である市内の小学校において、28年11月からインターネット電話を使い、外国人講師によるオンラインでの英会話授業を実施している。



**(取組内容)**

小学 3～6 年生を対象とし、1 学年あたり 1 回約 15 分間の外国人との英会話を 6、7 回実施

**(取組効果)**

教育課程特例校としてこれまで英語教育に力を入れてきたこともあり、6 年生 2 人が中学校 2 年生程度のリーディング、ヒアリングの能力まで到達するなど、児童の英語力の向上に資するものとなっている。

**(今後の予定)**

今後、市内の他の小学校 5 校についても、同様のインターネット電話を使ったオンラインでの英会話授業を導入する予定

(注) 当省の調査結果による。

また、調査した教育委員会、中学校・高等学校の中には、図表 3-(3)-ア-②④のとおり、ICT機器の活用が生徒の英語力向上に効果的であるととして、機器導入に対する国の支援拡充を要望する意見もみられた(2 教育委員会、4 中学校、5 高等学校)。

**図表 3-(3)-ア-②④ ICT機器導入に対する国への意見・要望**

区分	意見の内容
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を実施するため、ICT機器の環境整備に係る予算を継続的に確保してほしい。</li><li>タブレット端末やノートパソコンを授業中に生徒全員に行き渡らせるためには、ICT機器の配備の拡充のみならず、通信回線やサーバーの強化も必要なため、これらの整備に係る財政措置や導入に係る技術的な先進事例を提供してほしい。</li></ul>
中学校	<ul style="list-style-type: none"><li>タブレット端末を使用した英語教育の授業を行うことにより、生徒の英語能力の向上が期待できるため、生徒一人に1台配布できる環境の整備が必要である。</li><li>写真や動画の提示により、生徒の視野を広げることができ、文法の導入においても、色や動きをつけることで大切な点を印象付けることができるため、校内Wi-Fi環境の充実とタブレット端末、プロジェクター等の拡充によるICT教育充実のための支援をしてほしい。</li><li>ICTの発達により、学校教育でも家庭学習でも個別の反復学習が可能となっており、ICTの環境整備を進めてほしい。</li><li>生徒個人と教師という形よりも、生徒同士のペア学習やアクティブラーニングといった形をとり、実際に他者とコミュニケーションをとる学習をすることのほうが効果的であると考えため、CDプレーヤーやタブレット端末を二人に1台貸与できる環境を整備してほしい。</li></ul>
高等学校	<ul style="list-style-type: none"><li>タブレット端末やPCなど、デジタル資料を作成したり、検索やリサーチしたりできる機材やプロジェクター、電子黒板など、教室でICT教育活動が可能となるよう各学校の環境の充実を図ってほしい。</li><li>使用する教材は、生徒がパソコンを使用することが前提となっているが、整備されているパソコンの台数が不足しているため、ICT機器を使用できる環境整備を支援して</li></ul>

	ほしい。 ・ 言語活動を活発にするため、タブレット端末等の日常的な利用が図れるような環境の整備が必要である。 ・ 生徒の英語使用頻度を高めることや、GTEC-CBTの受験対策、海外との国際交流の連絡等を取り合う上で、ICTの環境整備が公立学校で最も求められている。しかし、現在、1,000人程度の生徒に対してPCは40台しかなく、ICTを活用した授業やGTEC-CBT導入の大きな壁となっている。 ・ 効果的なオールイングリッシュに近い方式の授業を実施するため、ICT機器（電子黒板、タブレット端末等）やWi-Fi環境が整った専用教室などの教育環境の整備を支援してほしい。
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 GTEC-CBTは、株式会社ベネッセコーポレーションが実施する「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をコンピュータで測定することができるスコア型英語テストである。

### c 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業による教員研修

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、図表3-(3)-ア-㉔のとおり、英語教員等の英語コミュニケーション能力や英語指導力の向上を目的とした研修の充実を図る「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」を実施している。

図表3-(3)-ア-㉔ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業の取組内容

事項	内容
取組概要	① 文部科学省が外部専門機関（外国の公的機関等）と連携し、小・中・高の英語教育推進リーダー（英語教員）や外国語指導助手（ALT）リーダーを養成する中央研修を実施（600人程度） ② 中央研修受講者による研修、事業改善の指導・助言の実施（各教育委員会） ③ 大学等と連携し、各地域における自立的な研修を実施 ④ 委託先の都道府県教育委員会等では、域内の英語教育改善プランを策定し、目標設定及び目標管理を行うとともに、外部専門機関（国内外の公的機関、大学等）と連携して、指導力向上事業を実施
申請対象	都道府県及び政令指定都市の教育委員会
委託地域	平成26年度：39都道府県等125校 平成27年度：43都道府県等180校

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

調査した教育委員会のうち、例えば、兵庫県教育委員会では、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業により、図表3-(3)-ア-㉔のとおり、i) 大学と連携した英語指導力向上事業、ii) 文部科学省が実施する英語教育推進リーダー中央研修を修了した英語教員による英語教員指導力向上研修を実施している。

図表 3-(3)-ア-②⑥ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業の取組内容の例（兵庫県教育委員会）

<p>○大学と連携した英語指導力向上事業（平成 28 年度）</p> <p>（事業概要）          グローバル化が急速に進展する社会において、国際社会の一員として必要な資質を培う国際化に対応した教育が求められる中、初等中等教育段階からコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身につけて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要であり、「第 2 期ひょうご教育創造プラン」の基本方針においても、「グローバル化に対応した教育の推進」が示されている。          そこで、小・中・高等学校の教員の授業力の向上を図るために、各地域で英語教育の中心となり、域内の英語教育を推進するリーダーを養成するための実践的な研修を兵庫教育大学と連携し実施する。          本研修では、今後の兵庫の英語教育を担う指導力を習得させるため、実習・演習や事例研究等を通して、各地域でのリーダーとしての識見と能力の向上を図る。          また、小中及び中高の円滑な接続を図るための小中・中高それぞれの合同研修を取り入れるなど、工夫し実施する。</p> <p>（受講対象者）          県立高等学校教員：20 人、市町立中学校教員：40 人、市町立小学校教員：40 人</p> <p>（主な研修内容）          高等学校：4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）の学習到達目標に基づいた指導法と評価等          中学校：4 技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）をバランスよく指導し、コミュニケーション能力の育成や生徒がつまづきやすい文法事項や内容等の指導方法          小学校：ALT とのティーム・ティーチングの効果的な指導方法や中学校英語との円滑な接続のための連動の在り方等</p> <p>○英語教員指導力向上研修（平成 27 年度）</p> <p>（事業概要）          県立高等学校等の英語教員の指導力向上を図るため、英語教育の在り方に関する有識者会議がまとめた「今後の英語教育の改善・充実方策について（報告）」（平成 26 年 9 月 26 日）を踏まえ、文部科学省が養成した英語教育推進リーダーを研修指導者として、平成 27 年度から 3 年間、授業・評価の改善に関する研修を実施する。</p> <p>（受講対象者）          県立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で英語を担当する全ての主幹教諭・教諭及び講師（任期期間を付さない常勤講師）等</p> <p>平成 27 年度実績：高等学校 7 地区、346 人</p> <p>（主な研修内容）          ア 生徒の英語 4 技能を向上させるための指導方法及び評価方法          イ CAN-DO リストの活用 等</p> <p>（注）当省の調査結果による。</p>
--

外部専門機関と連携した英語指導力向上事業については、調査した教育委員会のうち 14 教育委員会において実施されているが、各教育委員会管内における中学 3 年生、高校 3 年生の英語力の推移は、図表 3-(3)-ア-②⑦のとおり、全体的な傾向として、全国平均と同様に中学生・高校生ともに

伸びは緩やかとなっている。

図表 3-(3)-ア-⑳ 外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を実施している都道府県等教育委員会管内における中学3年生、高校3年生の英語力の推移

(単位：%)

教育委員会	英語力等	中学3年生				高校3年生			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度
北海道教育委員会	英語力	21.5	21.7	26.5	27.2	28.2	26.1	23.0	27.9
	取得者	9.5	9.5	12.4	12.3	9.4	10.3	9.9	10.0
	相当者	12.0	12.2	14.1	14.8	18.7	15.8	13.1	18.0
宮城県教育委員会	英語力	24.8	24.0	26.0	31.6	25.1	25.3	28.6	31.1
	取得者	14.2	13.7	14.1	15.6	8.5	7.6	9.6	9.5
	相当者	10.6	10.3	11.9	16.0	16.6	17.7	18.9	21.6
秋田県教育委員会	英語力	32.2	38.4	44.6	48.6	31.5	34.1	34.3	35.8
	取得者	17.1	28.5	36.5	39.7	17.3	15.9	16.7	15.7
	相当者	15.1	9.9	8.1	8.9	14.2	18.2	17.6	20.1
山形県教育委員会	英語力	32.8	30.2	34.7	29.4	33.5	35.5	33.9	38.1
	取得者	17.2	18.2	18.8	16.6	16.8	19.3	16.8	16.8
	相当者	15.7	12.0	16.0	12.8	16.7	16.2	17.1	21.4
埼玉県教育委員会	英語力	-	37.1	41.6	39.8	-	28.4	27.8	35.9
	取得者	-	21.5	23.1	20.2	-	9.5	9.6	10.3
	相当者	-	15.7	18.5	19.6	-	18.9	18.1	25.6
千葉県教育委員会	英語力	36.7	36.6	39.6	52.5	24.0	28.3	27.2	44.9
	取得者	22.2	21.9	23.3	23.7	8.3	8.9	8.6	8.2
	相当者	14.5	14.7	16.2	28.8	15.8	19.4	18.6	36.7
東京都教育委員会	英語力	41.7	43.7	49.4	47.9	31.7	34.8	36.3	36.3
	取得者	25.6	26.2	30.1	30.2	10.9	12.5	12.6	13.0
	相当者	16.1	17.5	19.3	17.7	20.9	22.2	23.8	23.3
岐阜県教育委員会	英語力	28.0	32.9	34.8	34.3	31.1	29.3	28.6	37.9
	取得者	13.4	16.6	17.3	16.2	8.1	8.1	7.1	8.6
	相当者	14.6	16.3	17.5	18.1	23.0	21.2	21.5	29.3
愛知県教育委員会	英語力	29.7	28.7	30.1	30.5	31.9	29.1	28.6	30.0
	取得者	14.8	14.9	16.5	16.8	7.6	7.7	8.1	8.0
	相当者	14.9	13.8	13.6	13.7	24.2	21.5	20.5	22.0
京都府教育委員会	英語力	36.2	35.3	40.8	40.2	29.3	30.2	30.6	29.8
	取得者	16.7	17.2	20.8	19.6	10.5	10.2	11.4	12.3
	相当者	19.5	18.1	20.1	20.6	18.8	20.0	19.2	17.5
兵庫県教育委員会	英語力	29.6	29.2	30.6	33.8	35.5	38.4	42.6	42.0
	取得者	14.3	12.9	15.4	16.3	10.7	10.1	11.0	11.0
	相当者	15.2	16.3	15.3	17.5	24.9	28.3	31.5	31.0
広島県教育委員会	英語力	34.0	33.9	39.2	36.7	31.4	31.9	38.5	32.3
	取得者	18.1	17.9	22.0	22.3	14.7	14.4	15.9	15.8
	相当者	15.9	16.0	17.2	14.4	16.7	17.5	22.6	16.5
福岡県教育委員会	英語力	25.3	27.0	25.4	28.2	36.1	37.9	38.1	39.8
	取得者	11.8	11.8	12.7	13.3	12.2	13.8	14.6	14.5
	相当者	13.5	15.2	12.8	14.9	23.9	24.2	23.6	25.3
京都市教育委員会	英語力	30.6	32.4	41.1	40.7	43.2	45.3	48.0	51.4
	取得者	16.4	16.3	21.0	21.5	25.0	22.4	25.6	27.1
	相当者	14.2	16.1	20.1	19.2	18.2	22.9	22.3	24.3
全国平均	英語力	31.2	32.2	34.6	36.6	31.0	31.0	31.9	34.3
	取得者	16.2	16.5	16.9	18.9	10.6	11.0	11.0	11.5
	相当者	15.0	15.7	15.7	17.7	20.4	20.0	20.9	22.8

- (注) 1 「英語教育強化地域拠点事業」事業経過報告書及び「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」事業経過報告書に基づき、当省が作成した。  
 2 政令指定都市のある都道府県教育委員会の数値は、政令指定都市が管轄する公立中学校・高等学校の実績を除いた数値である。  
 3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計が英語力の数値と一致しない場合がある。  
 4 埼玉県教育委員会における平成24年度の英語力は不明である。

調査した教育委員会及び中学校・高等学校においては、本事業について、生徒の英語力の向上にどの程度資するのかを具体的に分析しているところはないが、図表3-(3)-ア-⑳のとおり、本事業を効果的と評価(4教育委員会)し、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見(4教育委員会、14校)もみられた。

**図表3-(3)-ア-⑳ 教育委員会における外部専門機関と連携した英語指導力向上事業等に対する意見の例**

区分	意見の主な内容
外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修協力校が大学教員等の外部専門機関と連携しながら、生徒や英語教員の英語力向上に係る取組を実施し、県内全体に効果を波及することができる。また、英語教育推進リーダー中央研修の受講者による研修は、英語教員の英語力向上に有効であると考えられる。</li> <li>・ 英語教員の指導力向上が生徒の英語力に寄与すると考えており、英語教育推進リーダー中央研修や推進リーダーによる研修等が有効であると認識している。</li> </ul>
外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を含めた教員研修の拡充を要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の英語力向上のためには、英語教員の指導や英語力を向上させる必要がある。また、当県では、英語教育推進リーダー中央研修に教員を派遣し、参加した教員を講師とした英語教育指導者研修を県内で実施しており、今後も英語教育推進リーダー中央研修を継続的に実施してほしい。</li> <li>・ 英語のみならず、アクティブラーニングやプロジェクト型学習など、指導者の指導力・英語力や進行役としての力量を向上させるための研修を企画、実施してほしい。</li> <li>・ 指定された研修だけでは、よりよい英語教育を行うのは不十分であり、多くの教員が自費で英語教育の研修会に参加したり、英会話学校に通ったり、書籍を購入しているため、自主的に参加する研修等の費用を助成してほしい。</li> <li>・ 教員の音声指導力を高めることを含めた研修は実施されているが、これに特化した研修は実施されていない。そのような音声指導力を高めるためのコーチングプログラム(第2言語としての英語の発音指導法の習得)を英語科の全ての初任者研修に導入してほしい。</li> <li>・ 小学校から英語の授業を実施するに当たって、英語教育として指導できるか疑問であり、教員研修を充実させる必要がある。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

d その他の取組

文部科学省は、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、図表 3-(3)-ア-㉑のとおり、拠点として指定された小学校・中学校・高等学校において実施される生徒の英語力向上に関連する先進的な取組を支援する「英語教育強化地域拠点事業」を実施している。

図表 3-(3)-ア-㉑ 英語教育強化地域拠点事業の取組内容

事 項	内 容
取組の概要	小・中・高を通じて「英語を使って何ができるようになるか」の観点から教育目標を設定し、次期学習指導要領の改訂に向けた先進的な取組を支援し、実践例を全国に普及
指定の対象	指定の単位は、高等学校、中学校及び当該中学校の管内にある全ての小学校とすることが原則（小学校は英語教育についての教育課程の特例を認められた教育特例校であることが必要） 指定地域は、①～④の必須事項のほか、関連する独自の研究を実施 ① 小学校から高等学校までに一貫した4技能に係る「CAN-DOリスト」方式での教育目標を提示 ② 小学校3、4学年での週1コマ以上の外国語活動の授業の実施 ③ 小学校5、6学年での教科型の英語授業の実施 ④ 中学校・高等学校における教育目標の高度化、指導・評価方法の改善
支援内容	1 地域当たり 350 万円程度を上限に支援
申請対象	都道府県及び政令指定都市の教育委員会、附属小学校を置く国立大学法人及び学校法人
指定地域	平成 26 年度：18 地域（小学校 52 校、中学校 27 校、高等学校 23 校、計 102 校） 平成 27 年度：29 地域（小学校 113 校、中学校 52 校、高等学校 46 校、計 211 校）

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

英語教育強化地域拠点事業については、調査した教育委員会のうち 11 教育委員会において実施されているが、各教育委員会管内における中学3年生、高校3年生の英語力の推移は、図表 3-(3)-ア-㉒のとおり、全体的な傾向として、全国平均と同様に中学生・高校生ともに伸びは緩やかとなっている。

図表 3-(3)-ア-③〇 英語教育強化地域拠点事業を実施している都道府県教育委員会管内における中学3年生、高校3年生の英語力の推移  
(単位：%)

教育委員会	英語力等	中学3年生				高校3年生			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	平成24年度	25年度	26年度	27年度
北海道教育委員会	英語力	21.5	21.7	26.5	27.2	28.2	26.1	23.0	27.9
	取得者	9.5	9.5	12.4	12.3	9.4	10.3	9.9	10.0
	相当者	12.0	12.2	14.1	14.8	18.7	15.8	13.1	18.0
秋田県教育委員会	英語力	32.2	38.4	44.6	48.6	31.5	34.1	34.3	35.8
	取得者	17.1	28.5	36.5	39.7	17.3	15.9	16.7	15.7
	相当者	15.1	9.9	8.1	8.9	14.2	18.2	17.6	20.1
山形県教育委員会	英語力	32.8	30.2	34.7	29.4	33.5	35.5	33.9	38.1
	取得者	17.2	18.2	18.8	16.6	16.8	19.3	16.8	16.8
	相当者	15.7	12.0	16.0	12.8	16.7	16.2	17.1	21.4
埼玉県教育委員会	英語力	-	37.1	41.6	39.8	-	28.4	27.8	35.9
	取得者	-	21.5	23.1	20.2	-	9.5	9.6	10.3
	相当者	-	15.7	18.5	19.6	-	18.9	18.1	25.6
千葉県教育委員会	英語力	36.7	36.6	39.6	52.5	24.0	28.3	27.2	44.9
	取得者	22.2	21.9	23.3	23.7	8.3	8.9	8.6	8.2
	相当者	14.5	14.7	16.2	28.8	15.8	19.4	18.6	36.7
東京都教育委員会	英語力	41.7	43.7	49.4	47.9	31.7	34.8	36.3	36.3
	取得者	25.6	26.2	30.1	30.2	10.9	12.5	12.6	13.0
	相当者	16.1	17.5	19.3	17.7	20.9	22.2	23.8	23.3
岐阜県教育委員会	英語力	28.0	32.9	34.8	34.3	31.1	29.3	28.6	37.9
	取得者	13.4	16.6	17.3	16.2	8.1	8.1	7.1	8.6
	相当者	14.6	16.3	17.5	18.1	23.0	21.2	21.5	29.3
京都府教育委員会	英語力	36.2	35.3	40.8	40.2	29.3	30.2	30.6	29.8
	取得者	16.7	17.2	20.8	19.6	10.5	10.2	11.4	12.3
	相当者	19.5	18.1	20.1	20.6	18.8	20.0	19.2	17.5
兵庫県教育委員会	英語力	29.6	29.2	30.6	33.8	35.5	38.4	42.6	42.0
	取得者	14.3	12.9	15.4	16.3	10.7	10.1	11.0	11.0
	相当者	15.2	16.3	15.3	17.5	24.9	28.3	31.5	31.0
広島県教育委員会	英語力	34.0	33.9	39.2	36.7	31.4	31.9	38.5	32.3
	取得者	18.1	17.9	22.0	22.3	14.7	14.4	15.9	15.8
	相当者	15.9	16.0	17.2	14.4	16.7	17.5	22.6	16.5
福岡県教育委員会	英語力	25.3	27.0	25.4	28.2	36.1	37.9	38.1	39.8
	取得者	11.8	11.8	12.7	13.3	12.2	13.8	14.6	14.5
	相当者	13.5	15.2	12.8	14.9	23.9	24.2	23.6	25.3
全国平均	英語力	31.2	32.2	34.6	36.6	31.0	31.0	31.9	34.3
	取得者	16.2	16.5	16.9	18.9	10.6	11.0	11.0	11.5
	相当者	15.0	15.7	15.7	17.7	20.4	20.0	20.9	22.8

- (注) 1 「英語教育強化地域拠点事業」事業経過報告書及び「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」事業経過報告書に基づき、当省が作成した。  
2 政令指定都市のある都道府県教育委員会の数値は、政令指定都市が管轄する公立中学校・高等学校の実績を除いた数値である。  
3 小数第2位を四捨五入しているため、取得者と相当者の合計が英語力の数値と一致しない場合がある。  
4 埼玉県教育委員会における平成24年度の英語力は不明である。

今回調査した教育委員会のうち、2 教育委員会からは、本事業を実施している地域では、教員ができる限り授業を英語で行うことに努め、A L T 等の 1 校当たりの授業頻度を増やすなど、生徒が英語に触れる機会を増加させることができ、有益であると評価する意見がみられた。

なお、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業及び英語教育強化地域拠点事業を含む「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」については、文部科学省の平成 28 年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。



## イ 英語教員の英語力の向上

### (7) 英語教員の英語力の状況

#### (要旨)

英語教員に求められる英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%とする成果指標が設定されている。

文部科学省の「英語教育実施状況調査」によると、中学校英語教員の英語力は平成24年度27.7%から28年度32.0%に、高等学校英語教員の英語力も24年度52.3%から28年度62.2%に、それぞれ緩やかに上昇している。

都道府県別の状況をみると、平成27年度で、中学校は最高51.7%に対し最低14.6%、高等学校は最高86.6%に対し最低39.2%となっており、目標を達成済みは、中学校で1都道府県、高等学校で6都道府県にとどまっている。

調査した教育委員会からは、英検等取得という国の目標に対して肯定的な意見(3教育委員会)がある一方で、グローバル人材育成の観点から英語教員に必要なものは「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であって、現在の英語力の成果指標は、教員に必要なものは英語力のみとの誤解を与える(9教育委員会)、外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要である(6教育委員会)などの意見がみられ、成果指標に対する教育現場の理解が十分得られていない状況がみられた。

また、英語教員の英語力の成果指標とされている英検の取得について、教員としてメリットがなければ資格を取得しないのではないかと、資格を取得することに対するインセンティブが必要ではないかなどの意見もみられた。

#### (成果指標とその実績)

英語教員に求められる英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%とする成果指標が設定されている。

文部科学省は「英語教育実施状況調査」により、英語教員の英語力を把握しており、これによると、図表3-(3)-イ-①のとおり、中学校英語教員の英語力は平成24年度27.7%から28年度32.0%に、高等学校英語教員の英語力も24年度52.3%から28年度62.2%に、それぞれ緩やかに上昇している。

図表 3-(3)-イ-① 中学校・高等学校英語教員の英語力の推移（平成 24 年度～28 年度）

（単位：％）

区 分	目標値 (平成29年度)	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
中学校英語教員	50.0	27.7	27.9	28.8	30.2	32.0
高等学校英語教員	75.0	52.3	52.7	55.4	57.3	62.2

(注) 1 平成 24 年度は「『国際共通語としての英語力向上のための五つの提言と具体的施策』に係る状況調査」（文部科学省）、25 年度から 28 年度までは「英語教育実施状況調査」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 平成 24 年度、26 年度、27 年度及び 28 年度はそれぞれ 12 月 1 日時点、25 年度は 12 月 2 日時点の数である。

（都道府県別の状況）

平成 27 年度における都道府県別の英語教員の英語力の状況をみると、図表 3-(3)-イ-②のとおり、中学校では最高 51.7％（福井県）に対し最低 14.6％（岩手県）、高等学校では最高 86.6％（福井県）に対し最低 39.2％（千葉県）となっており、目標を上回っているのは、中学校で 1 都道府県、高等学校で 6 都道府県にとどまっている。

図表 3-(3)-イ-② 中学校・高等学校英語教員の都道府県別英語力（平成 27 年度）

（単位：％）

区 分	中学校英語教員		高等学校英語教員	
	英語力	目標達成状況	英語力	目標達成状況
北海道	27.8		46.3	
青森県	18.2		47.9	
岩手県	14.6		47.1	
宮城県	28.1		47.5	
秋田県	26.1		53.6	
山形県	19.6		47.2	
福島県	16.6		40.4	
茨城県	22.9		60.0	
栃木県	28.5		55.6	
群馬県	27.0		65.2	
埼玉県	26.6		49.4	
千葉県	30.3		39.2	
東京都	45.3		68.7	
神奈川県	36.6		52.2	
新潟県	29.7		58.1	
富山県	48.7		79.8	○
石川県	41.8		81.0	○
福井県	51.7	○	86.6	○
山梨県	21.4		63.6	
長野県	28.0		72.1	
岐阜県	23.7		79.8	○
静岡県	28.8		60.2	
愛知県	34.5		53.5	
三重県	32.0		62.4	

滋賀県	35.9	62.7	
京都府	26.7	65.2	
大阪府	27.8	47.7	
兵庫県	30.5	57.8	
奈良県	25.3	45.4	
和歌山県	25.3	42.9	
鳥取県	25.7	70.9	
島根県	25.8	48.6	
岡山県	23.1	55.6	
広島県	41.1	73.4	
山口県	32.8	62.3	
徳島県	41.0	63.1	
香川県	29.4	80.8	○
愛媛県	27.4	75.4	○
高知県	22.1	53.7	
福岡県	26.3	51.6	
佐賀県	29.5	66.3	
長崎県	25.9	61.1	
熊本県	26.5	71.4	
大分県	30.9	60.1	
宮崎県	28.8	69.9	
鹿児島県	27.9	49.4	
沖縄県	34.2	71.8	

- (注) 1 「英語教育実施状況調査」(文部科学省)に基づき、当省が作成した。  
2 網掛けは、中学校・高等学校英語教員それぞれにおける英語力の割合が最高のも及び最低のものに付した。  
3 「目標達成状況」欄の「○」は、目標を上回っているものを示す。

調査した教育委員会からは、英検等取得という国の目標に対し、図表 3-(3)-イ-③のとおり、日本の置かれた国際環境や英語教員の意識改革の観点から妥当である(2 教育委員会)という意見がある一方、グローバル人材育成の観点から英語教員に必要なものは「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であって、現在の英語力の成果指標は、教員に必要なものは英語力のみとの誤解を与える(9 教育委員会)、目標とされる英語教員の英語力の水準の設定根拠が明らかにされていない(5 教育委員会)、外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要である(6 教育委員会)といった意見があり、成果指標に対する教育現場の理解が十分得られていない状況がみられた。

また、英語教員の英語力の成果指標とされている英検の取得について、教員としてメリットがなければ資格を取得しないのではないかと、資格を取得することに対するインセンティブが必要ではないかなどの意見もみられた。

図表 3-(3)-イ-③ 英語教員の英語力の目標に対する教育委員会の意見の例

区 分	意見の主な内容
国際環境や英語教員の意識改革の観点から妥当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒と教員の英語力に関する第 2 期計画の目標は、日本の置かれた国際環境からみてあるべき姿であり、妥当である。</li> <li>・ 目標達成は難しいと考えているが、生徒の英語力の目標値を 50%と掲げている以上、英語教員の意識改革を促す観点から、この目標値の設定は必要である。</li> </ul>
英語教員に必要なのは「英語力」だけでなく、「英語の指導力」も重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の英語力向上ため、英語教員に必要なのは、「英語力」だけでなく「英語の指導力」も重要であり、指導力向上のための取組も必要である。</li> <li>・ 生徒の英語力を高めるには、教員の「英語力」と同様に、「指導力」の影響も大きく、指導力に関する視点を踏まえた指標の設定も必要である。</li> <li>・ 「英語力」の必要性は否定しないが、同時に「指導力」も必要であり、英語力のみが取り上げられていることへの反対意見もある。</li> <li>・ 「英語力」と「英語の指導力」は同一ではなく、英検準 1 級以上を保有することが教員の資質を判断する基準のように用いられることに違和感がある。</li> <li>・ 「英語力」の必要性は否定しないが、外部検定試験の結果だけで「英語の指導力」まで測定することはできず、また、受験勉強等に時間をかけてまで取得する必要性が明らかにされておらず、英語教員の意欲が向上しない。</li> </ul>
目標とされる英語教員の英語力の水準の設定根拠が不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業の全てを英語で実施する場合、英検準 1 級の資格取得が必要であるのか疑問であり、現在の英語力の目標値の設定根拠が不明確である。</li> <li>・ 英語教員試験に合格している時点で英検準 1 級相当の能力は有しているはずであるのに、目標はなぜ 100%でないのか、理由が示されていない。</li> <li>・ 英検準 1 級「程度」という基準が曖昧であり、外部検定試験の成績換算表（各試験団体のデータによる C E F R との対照表）も妥当であるのか疑問である。</li> </ul>
外部検定試験を指標とするのであれば、受験機会の拡大や学習支援等の措置が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部検定を指標とするのならば、受験機会の拡大の措置や学習支援が必要である。</li> <li>・ 現在指標となっている英検等以外の資格を取得している教員も多いため、それらの検定も指標に追加するべきと考える。</li> <li>・ 合格できる英語力は保有していても、離島等地理的要因により受験できない場合もあり、受験機会拡大のための環境整備が必要である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格を取得するメリットがない以上、英検等の受験推進は困難であり、国による支援策の明確化が必要である。</li> <li>・ 受験勉強等に時間を要してまで取得する必要性が明らかにされておらず、教員のモチベーションが高まらない。</li> <li>・ 目標を達成するためには、英語教員に求められる英語力を身につけたことに対するインセンティブ（具体的には、給料やボーナスのアップ）も必要ではないか。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

## (イ) 英語教員の英語力の向上に関する取組状況

### (要旨)

調査した37教育委員会では、教員の英語力向上のため、①教員の英検等の受験率向上のための受験料の補助や一定の英語力を有する教員確保のための特別選考制度、②「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」(文部科学省)による教員研修などの取組を実施している。

#### (英検等の受験促進、教員の特別選考)

英語教員の外部検定試験については、検定ごとに特別価格で受験できる制度があるが、国による直接的な受験料の補助は実施されていない。

また、文部科学省は、平成23年度に都道府県等教育委員会に対し、英語によるコミュニケーション能力(英検準1級、TOEFL iBT80点等、一定以上のスコアの所持など)を十分に考慮した採用選考の実施に努める通知を発出しており、平成27年度における教育委員会の取組をみると、i)英語教科試験や英語教養試験の免除等、一部試験を免除する(19教育委員会)、ii)一次専門試験の基礎点を加点するなどの加点措置を行う(16教育委員会)、iii)二次試験の筆記試験をディスカッションに変更するなどの特別の選考を行う(17教育委員会)などの措置がとられている。

一方、調査した教育委員会の中には、i)「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、受験料の補助を実施又は実施予定とするもの(7教育委員会)、ii)独自の財源により、受験料を全額補助するもの(1教育委員会)のほか、受験料補助は行わず、英検準1級等所定の資格を未取得の教員に対し、外部検定試験を受験させて、その結果を報告することを求めて取得率アップに取り組む例(1教育委員会)もみられた。

調査した教育委員会からは、英語教員の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語教員の英語力向上に効果があるとして、補助の拡大や特別価格の受験制度の継続・拡大のための国の支援を要望する意見が多数みられた。

#### (外部専門機関と連携した英語力向上事業による教員研修)

文部科学省は、前述の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の指導力向上を目的とした「外部専門機関と連携した英語指導力向上等事業」を実施している。

本事業について、調査した教育委員会からは、本事業を効果的と評価し(12教育委員会)、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見(9教育委員会)もみられた。

調査した 37 教育委員会では、教員の英語力向上のため、①教員の英検等の受験率向上のための受験料の補助や一定の英語力を有する教員確保のための特別選考制度、②「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」（文部科学省）による教員研修などの取組を実施している。

#### a 英検等の受験促進、教員の特別選考採用

英語教員の外部検定試験については、図表 3-(3)-イ-④のとおり、文部科学省からの要請を受け（注）、検定ごとに特別価格で受験できる制度が設けられているが、国による直接的な受験料の補助は実施されていない。

（注）「国際共通語としての英語力向上のための 5 つの提言と具体的方策」（平成 23 年 6 月 30 日外国語能力の向上に関する検討会）において、生徒の英語力向上を図るためには、英語教員の英語力・指導力の強化が極めて重要とされ、その具体的方策の一つとして、「国、教育委員会は、英語教員に英検、TOEFL、TOEIC 等の外部検定試験を受験するよう促すとともに、英語教員に少なくとも求められる英語力についてその達成状況を把握・公表する」との指摘を踏まえ、各検定機関に対して支援を要請したものである。

図表 3-(3)-イ-④ 外部検定試験別の英語教員の受験料（平成 27 年度）

区分	割引後の受験料（正規料金）	対象
実用英語技能検定（英検）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級：4,000 円（8,400 円）</li> <li>・ 準 1 級：3,000 円（6,900 円）</li> <li>・ 2 級：2,500 円（5,800 円）</li> </ul> （2 級は小学校教員のみ対象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国内の小学校に勤務する常勤の教員（1 級、準 1 級及び 2 級）</li> <li>・ 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員（1 級及び準 1 級）</li> </ul>
TOEFL iBT（インターネット版 TOEFL テスト）	21,000 円（230 米ドル） ※ 適用上限は 1,000 人まで	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員
TOEIC 公開テスト	2,000 円（5,725 円）	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員
GTEC CTE（4 技能）	5,065 円（6,480 円）	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員
Cambridge English	○ケンブリッジ英検 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ KET：7,500 円（9,720 円）</li> <li>・ PET：9,000 円（11,880 円）</li> <li>・ FCE：15,500 円（19,980 円）</li> <li>・ CAE：17,000 円（22,140 円）</li> <li>・ CPE：19,500 円（25,380 円）</li> </ul> ○TKT（英語教授知識認定テスト） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7,200 円（9,500 円）</li> </ul>	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員
IELTS	20,000 円	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校に勤務する常勤の英語教員及び小学校の常勤の教員

（注）1 当省の調査結果による。

2 特別検定制度の提供内容は年度により異なる。

また、文部科学省は、「教員採用等の改善について（通知）」（平成 23 年 12 月 27 日付け 23 文科初第 1334 号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出し、都道府県等教育委員会に対し、英語によるコミュニケーション能力（英検準 1 級、TOEFL iBT80 点等、一定以上のスコアの所持など）を十分に考慮した採用選考の実施に努めるよう求めている。

これを受けた教育委員会の取組をみると、図表 3-(3)-イ-⑤のとおり、平成 27 年度の例では、i) 英語教科試験や英語教養試験の免除等、一部試験を免除する（19 教育委員会）、ii) 一次専門試験の基礎点を加点するなどの加点措置を行う（16 教育委員会）、iii) 二次試験の筆記試験をディスカッションに変更するなどの特別の選考を行う（17 教育委員会）、v) 特別免許状（注）を活用した選考を行う（4 教育委員会）措置がとられている。

（注）特別免許状は、教員免許を保有していないが、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として活用する際に都道府県教育委員会が授与する免許状のことである。

図表 3-(3)-イ-⑤ 都道府県等における特別選考等の実施状況（平成 24 年度～27 年度）

（単位：教育委員会、%）

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
一部試験免除	18 (26.9)	17 (25.0)	19 (27.9)	19 (27.9)
加点制度	-	-	8 (11.8)	16 (23.5)
特別選考	16 (23.9)	16 (23.5)	19 (27.9)	17 (25.0)
特別免許状を活用した選考	2 (3.0)	3 (4.4)	4 (5.9)	4 (5.9)

（注）1 「公立学校教員採用選考試験の実施方法について」（文部科学省）に基づき、当省が作成した。

2 ( ) 内は「公立学校教員採用選考試験の実施方法について」の調査対象となった教育委員会（平成 24 年度：67 教育委員会、25 年度以降：68 教育委員会）に対し、特別選考を実施している教育委員会が占める割合である。

3 「加点制度」の実施状況は平成 26 年度から把握している。

一方、当省が調査した教育委員会の中には、図表 3-(3)-イ-⑥のとおり、i) 「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、英検等の受験料の補助を実施又は実施予定とするもの（7 教育委員会）のほか、ii) 独自財源により、受験料を全額補助するもの（1 教育委員会）がみられた。

このほか、受験料補助は行わず、外部検定試験を受験させて、英検準 1 級等所定の資格を未取得の教員に対し、その結果を報告することを求めて取得率アップに取り組む例（1 教育委員会）もみられた。

図表3-(3)-イ-⑥ 当省が調査した教育委員会における外部検定試験に対する補助等の取組内容

区分	取組内容	実施主体
「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」の委託費を活用し、英検等の受験料の補助を実施又は実施予定	平成26年度から中学校・高等学校の英語教員の英検受験料を全額補助（一人年間1回のみ）	秋田県教育委員会
	平成26年度から県が実施する「英語指導力向上セミナー」において、英検準1級、TOEFL iBT80点以上、TOEIC730点以上程度の資格を取得していない者及び受験を希望する者に対して実施するTOEIC IPテストの受験料を全額補助	山形県教育委員会
	平成26年度から高等学校英語教員の初任者研修においてTOEIC IPテストを実施し、その受験料を全額補助	埼玉県教育委員会
	平成28年度から「中・高英語教員指導力向上事業」を受講した中学校・高等学校英語教員のうち、希望者120人分の英検受験料を全額補助	千葉県教育委員会
	平成26年度から中学校・高等学校英語教員を対象とした各種研修において、TOEIC IPテストを実施し、その受験料を全額補助 さらに、平成28年度からは、採用から4・6・12年目に受講する研修において、英検準1級等の資格を有していない中学校・高等学校英語教員に対しTOEIC IPテストの受験を義務化	岐阜県教育委員会
	平成26年度から中学校・高等学校英語教員、小学校・総合支援学校教員のうち希望する者に対して、英検準1級以上、TOEFL iBT、TOEIC IPテストの受験料を全額補助	京都市教育委員会
	平成27年度から中学校の新規採用英語教員に対して英検等の受験料を全額補助 さらに、平成28年度からは、英語教育推進リーダーによる研修に参加した中学校・高等学校英語教員にTOEIC IPテストの受験を義務付け、その受験料を全額補助	福岡県教育委員会
独自財源により、受験料を全額補助	平成24年度から府立学校英語教員を対象に英検の受験料を全額補助 さらに、平成28年度から府が実施する「英語教育人材育成強化事業」において、中学校の英語担当教員の英検等外部検定試験の受験率を向上させることを目的として、50歳未満の中学校の英語担当教員全員が対象となる研修において、TOEIC IPテストを実施	京都府教育委員会
受験料補助は行わず、外部検定試験を受験させて、英検準1級等所定の資格を未取得の教員に対し、その結果を報告することを要求		広島県教育委員会

(注) 当省の調査結果による。



調査した教育委員会からは、図表 3-(3)-イ-⑦のとおり、英語教員の英検等の受験に対する受験料の補助や特別価格による受験制度は、受験率の向上、ひいては英語教員の英語力向上に効果があるとして、補助の拡大や特別価格の受験制度の継続・拡大のための国の支援を要望する意見が多数みられた。

図表 3-(3)-イ-⑦ 英語教員の英検等の受験料の補助や特別価格による受験制度に対する教育委員会の意見の例

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英検等の外部検定試験の特別価格での受験は、受験者の負担軽減となり、受験意欲、英語力の強化にもつながるので、継続を求める。</li> <li>・ 教員の英語力の目標については、外部検定試験を受験することが前提となることから、受験料を全額補助するなどの措置を講じないと、取得率以前に受験率を上げることが難しいと感じている。教員の外部検定試験の受験率を上げるため、教員を対象とした特別価格による受験制度について、更に割引額を上げる必要があると考える。</li> <li>・ 教員が英検を受験する場合、公益財団法人日本英語検定協会の教員専用特別検定料制度があり、約半額で受験できるが、教員の英語力向上のため、無償とするなど更なる拡充・支援を求める。</li> <li>・ 教員の資格取得が進むよう、現在行われている外部検定試験の特別価格による受験制度の実施に加え、オンラインの活用等、受験が容易になるような試験も実施してほしい。</li> <li>・ 教員の英語力の強化を求めるのであれば、外部検定試験による英語力判定に対して、各検定試験実施機関による自主的な割引にとどまらず、国として主体的な方策を提示すべきである。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

## b 外部専門機関と連携した英語力向上事業による教員研修

文部科学省は、前述の「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」において、英語教員等の指導力向上を目的とした「外部専門機関と連携した英語指導力向上等事業」を実施しており、前述のとおり、文部科学省の平成 28 年度の行政事業レビューにおいて、「当該事業は、外部有識者の指摘を踏まえ、アウトカムの成果目標の実績が目標を下回っている点についての適切な原因分析と分析結果に基づく効果的な対応策を検討すべきである」との所見が出されている。

本事業について、調査した教育委員会からは、図表 3-(3)-イ-⑧のとおり、本事業を効果的と評価し（12 教育委員会）、本事業を含めた教員研修の拡充を要望する意見（9 教育委員会）もみられた。

図表 3-(3)-イ-⑧ 教員研修に係る都道府県等教育委員会における意見の例

区 分	意見の主な内容
外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」研修協力校での授業改善の取組により、県が実施する英語指導力向上セミナーで学んだ成果を授業実践にいかし、普及することができ、教員の英語力向上への必要感と意欲の向上につながっている。</li> <li>・ 英語教育推進リーダー中央研修の参加者による研修を実施することにより、最新の英語教育についての情報提供を行うとともに、グローバル・スタディ科教員の実践的な指導技術が高まっている。</li> <li>・ 英語教育推進リーダー中央研修の受講により、オールイングリッシュによる授業展開等、授業改善が図られつつあり、当該研修後の各域内における普及研修の実施も進められている。</li> </ul>
外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を含めた教員研修の拡充を要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英語教育推進リーダー中央研修に参加できる定員の関係で英語担当教員が全員参加できる状況ではないため、研修参加枠を広げてほしい。</li> <li>・ 多忙な教員が自由な時間に学ぶことができるよう、オンライン等を活用した英語力向上に係る学習支援が必要である。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

#### (4) 高校生等の留学生交流・国際交流及び高校の国際化の推進

##### ア 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進

###### (要旨)

高等学校等における海外留学生について、第2期計画では、2020年（平成32年）を目途に、2011年度（平成23年度）の3万人から6万人に倍増するとの成果指標が設定されている。

文部科学省は、「高等学校等における国際交流等の状況調査」（昭和61年度から隔年実施）によってその進捗状況を把握しており、これによると、平成25年度の実績は4万2,049人となっており、23年度（3万3,210人）と比べて増加している。

文部科学省は、国際的な視野を持たせるとともに海外留学への機運を高めさせ、高校生等の留学を推進する「社会総がかりで行う高校生留学促進事業」を平成26年度から実施している。

本事業は、留学経費の支援、元海外留学生による体験講話の機会の提供等を行うもので、毎年約1,300人（平成26年度1,382人、27年度1,319人）が支援を受けて留学し、約30都道府県において留学フェア等が開催されている（26年度29都道府県、27年度及び28年度各30都道府県）。

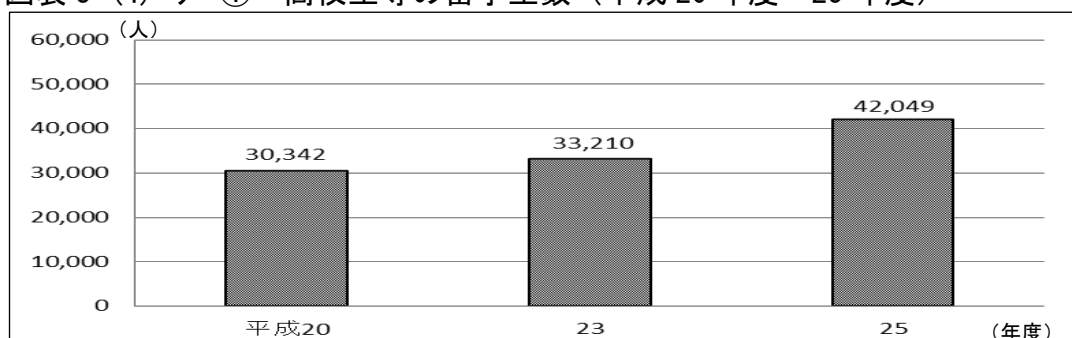
###### (7) 海外留学の状況

高等学校等における海外留学生について、第2期計画では、2020年（平成32年）を目途に2011年度（平成23年度）の3万人から6万人に倍増するとの成果指標が設定されている。

高等学校等とは、高等学校及び中等教育学校の後期課程をいい、これら学校に在籍する高校生等の海外留学の状況について、文部科学省は、「高等学校等における国際交流等の状況調査」（昭和61年度から隔年実施）によって把握している。

同調査によれば、高校生等の海外留学生数は、図表3-(4)-ア-①のとおり、平成25年度は4万2,049人となっており、23年度の3万3,210人と比べて約9,000人増加している。

図表3-(4)-ア-① 高校生等の留学生数（平成20年度～25年度）



(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 海外留学の促進に関する取組状況

文部科学省は、高校生等に国際的な視野を持たせるとともに、海外留学への機運を高めさせ、高校生等の留学を推進する事業として、平成 26 年度から「社会総がかりで行う高校生留学促進事業」を実施している。

同事業は、平成 25 年度以前に「高校生の留学推進事業」（15 年度から 25 年度まで実施）、「外国人高校生（日本語専攻）の短期招致等」（8 年度から 25 年度まで実施）として実施されていた各事業を統合、整理したものであり、補助事業として、高校生留学促進事業及びグローバル人材育成の基盤形成事業がある。

また、民間の寄附金を原資とした官民協働による海外留学支援（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】」）があり、各事業の概要と実績は図表 3-(4)-ア-②のとおりである。

図表 3-(4)-ア-② 社会総がかりで行う高校生留学促進事業の概要

事業名	内容	実施主体										
(補助事業) 高校生留学促進事業	<p>地方公共団体や学校、高校生等の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加者に対し、留学経費を支援する。</p> <p>○ 補助額 (平成 28 年度) 原則として、2 週間以上 1 年未満の留学に対し、一人当たり上限 10 万円 (平成 26 年度及び 27 年度) ・原則として 1 年以上の長期派遣に対し、一人当たり上限 30 万円 ・2 週間以上 1 年未満の短期派遣に対し、一人当たり上限 10 万円</p> <p>【実績】 国の支援を受けて留学した高校生等の数は、次表のとおり、高校生等に対する留学経費の支援が「社会総がかりで行う高校生留学促進事業」として整理された平成 26 年度において大幅に増加している。</p> <p>表 国の留学経費の支援を受けて留学した生徒の数の推移（平成 24 年度～27 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>251 人</td> <td>281 人</td> <td>1,382 人</td> <td>1,319 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。</p>	区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	人数	251 人	281 人	1,382 人	1,319 人	都道府県
区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度								
人数	251 人	281 人	1,382 人	1,319 人								
(補助事業) グローバル人材育成の基盤形成事業	<p>① グローバル語り部の派遣 かつての帰国生や留学経験者、海外勤務経験者、国際機関等の勤務経験者を留学フェア等や小・中・高校等へ派遣し、体験講話の機会を設け、子どもたちの国</p>	都道府県										

	<p>際的視野の涵養を図る。</p> <p>また、都道府県内にコーディネーターを配置し、グローバル語り部の派遣に関する関係機関との調整、留学に関する各種相談に応じる。</p> <p>② 留学フェア等の開催</p> <p>高校生留学等を推進するためのフェアを各都道府県内で開催し、安心・安全な留学への関心を喚起し、留学への機運を醸成するとともに、留学後の進路を見据えた大学フォーラム、キャリアフォーラムを開催する。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>グローバル語り部の派遣、留学フェアの開催を実施した都道府県は、次表のとおり、毎年約 30 団体となっている。</p> <p>表 グローバル語り部の派遣、留学フェアの開催を実施した都道府県数の推移（平成 26 年度～28 年度）</p> <table border="1" data-bbox="544 904 1225 990"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>29 団体</td> <td>30 団体</td> <td>30 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。</p>	区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	団体数	29 団体	30 団体	30 団体	
区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度							
団体数	29 団体	30 団体	30 団体							
	<p>③ 異文化理解ステップアップ事業</p> <p>海外で日本語を専攻している外国人高校生を、高校生の留学・交流を扱う民間団体を通じ、日本の高等学校に短期招致することにより、受入先の高校生の異文化体験や相互コミュニケーション、学校教育における国際交流等の機会を確保する。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>国の支援を受けて、平成 24 年度から 28 年度まで毎年 115 人の外国人高校生が短期招致されている。</p>	民間企業								
トビタテ！留学 J A P A N 日本代表プログラム【高校生コース】	<p>“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成を目的に、「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する民間企業からの寄附金を原資とした官民協働による海外留学支援で、平成 27 年度から海外留学を行う高校生等に対し奨学金支給を開始した。</p>	民間企業								

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

## イ スーパーグローバルハイスクールの創設

### (要旨)

第2期計画において、「語学力とともに、幅広い教養や問題解決能力等の国際的素養を身につけさせる教育を行う新しいタイプの高校（スーパーグローバルハイスクール）を創設する」こととされた。

これを受け、文部科学省は、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的として、平成26年度から、スーパーグローバルハイスクール事業（以下「SGH事業」という。）を開始しており、26年度56校、27年度56校、28年度11校、計123校が指定されている。

平成28年度において、初年度（平成26年度）に指定された56校を対象とする中間評価が実施されており、その結果をみると、順調に成果を上げていると評価されているものが20校、一層の努力又は抜本的な見直しが必要なものが17校などとなっている。

第2期計画において、高校生の海外留学を促進するとともに、「語学力とともに、幅広い教養や問題解決能力等の国際的素養を身につけさせる教育を行う新しいタイプの高校（スーパーグローバルハイスクール）を創設する」こととされた。

これを受け、文部科学省は、高等学校及び中高一貫教育校（以下「高等学校等」という。）におけるグローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることとし、平成26年度から、SGH事業を開始している。

事業内容としては、グローバル・リーダーの育成に資する教育課程等の改善に資する実証的な資料を得ることを目的として、グローバル・リーダー育成に資する教育課程等に関する研究開発を行う高等学校等を指定し、その取組に対し財政支援を行うものであり、指定状況をみると、平成26年度56校、27年度56校、28年度11校、計123校が指定されている。

SGH事業については、文部科学省の行政事業レビューにおいて成果目標が設定され、その進捗状況をみると、各指標とも実績は増加傾向となっている。

### (SGH事業に係る成果指標とその進捗状況)

① 「自主的に社会貢献活動や自己研鑽活動に取り組む生徒数」

目標：平成30年度1万4,604人、実績：26年度5,843人、27年度8,014人

② 「自主的に留学又は海外研修に行く生徒数」

目標：平成30年度3,769人、実績：26年度1,794人、27年度2,221人

- ③ 「将来留学したり、仕事で国際的に活躍したいと考える生徒の割合」

目標：平成30年度74.5%、実績：26年度52.2%、27年度58.8%

- ④ 「公的機関から表彰された生徒数、又はグローバルな社会又はビジネス課題に関する公益性の高い国内外の大会における入賞者数」

目標：平成30年度1,632人、実績：26年度488人、27年度932人

- ⑤ 「卒業時における生徒の4技能の総合的な英語力としてC E F RのB1～B2レベルの生徒の割合」

目標：平成30年度71.1%、実績：26年度27.7%、27年度29.5%

また、SGH事業においては、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、産業界有識者等をもって構成するSGH企画評価会議による評価の仕組みを設け、平成28年度に、事業開始初年度の26年度に指定された56校を対象として中間評価を実施しており、その結果をみると、次のとおり、順調に成果を上げていると評価されているものが20校（下記①、②）、一層の努力又は抜本的な見直しが必要なものが17校（下記④、⑤、⑥）などとなっている。

#### （SGH企画評価会議による評価（中間評価））

- ① 「優れた取組状況であり、研究開発のねらいの達成が見込まれ、更なる発展が期待される」（4校）
- ② 「これまでの努力を継続することによって、研究開発のねらいの達成が可能と判断される」（16校）
- ③ 「これまでの努力を継続することによって、研究開発のねらいの達成がおおむね可能と判断されるものの、併せて取組改善の努力も求められる」（19校）
- ④ 「研究開発のねらいを達成するには、助言等を考慮し、一層努力することが必要と判断される」（15校）
- ⑤ 「このままでは研究開発のねらいを達成することは難しいと思われるので、助言等に留意し、当初計画の変更等の対応が必要と判断される」（2校）
- ⑥ 「現在までの進捗状況等に鑑み、今後の努力を待っても研究開発のねらいの達成は困難であり、スーパーグローバルハイスクールの趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと思われるので、経費の大幅な減額又は指定の解除が適当と判断される」（0校）

## 第4 評価の結果及び勧告

### 1 評価の結果

#### (1) グローバル人材育成に関する施策の全体評価

グローバル人材の育成については、平成25年度から29年度までを計画期間とする第2期計画において、4つの施策と13の成果指標（関連KPI）が設定されている（①英語をはじめとする外国語教育の強化は7指標、②高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進は3指標、③高校・大学等の国際化のための取組への支援は3指標、④国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化は指標なし）。

これら13の成果指標全体の達成状況をみると、目標の達成状況に係る評価が困難な1指標を除き、目標期間終了前の現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが5指標、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、目標の達成が困難とみられるものが5指標となっている。

また、施策ごとの成果指標（目標値）の達成状況については、英語をはじめとする外国語教育の強化（7指標）では、現段階で目標の達成状況はおおむね順調であるものが2指標、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進（3指標）では、実績値は増加しているが今後の推移を注視していく必要があるものが2指標、高校・大学等の国際化のための取組への支援（3指標）では、3指標全てが現段階で目標の達成状況はおおむね順調となっている。

このように、グローバル人材育成に関連する施策に係る成果指標については、一部において伸びが緩やかなものがみられるものの、全体として実績値は増加傾向にある。特に、教育課程の最終段階である大学に関連する成果指標は、目標期間終了前の現段階において目標の達成状況がおおむね順調であるものが多くなっている。

また、グローバル人材の主要な需要者である日本の海外進出企業に対して当省が実施した意識調査結果では、依然として多くの企業が海外事業に必要な人材の不足感を感じているものの、新卒採用者については、約半数の企業がここ10年間でグローバル人材に当てはまる者が増加傾向にあると認識している状況にある。

こうしたことを踏まえれば、グローバル人材育成に関する政策については、個別に改善すべき課題がみられるものの、一定程度の効果は発現しているものと認められる。

#### (2) グローバル人材育成に関する個別の施策・事務事業の実施状況

##### ア 日本人大学生等の留学生交流・国際交流の推進

###### (ア) 日本人大学生等の海外留学の促進

大学等における日本人海外留学者数については、第2期計画において、2020年（平成32年）を目途に2012年（平成24年）の約6万人から12万人に倍増するとの成果指標を設定している。この日本人海外留学者数について、文部科学省は、OECD、ユネスコ、IIE（米国国際教育研究所）等の統計を基に



集計したデータ（主に海外の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象）を使用しており、これによれば、2014年（平成26年）の日本人海外留学者数は5万3,197人と減少している。

他方、JASSOの「日本人学生留学状況調査」（日本の大学等に在籍している日本人海外留学生を対象）によれば、上記のOECD、ユネスコ、IIE等の統計におおむね含まれない日本の大学等に在籍している日本人海外留学生数は、近年大きく増加（平成24年度6万5,373人から27年度8万4,456人に増加）しており、特に1か月未満の短期留学の増加が顕著となっている。この結果、平成27年度の海外留学生数のうち、1か月未満の留学生数は5万1,266人と全体の60.7%、また、6か月未満では6万8,936人と全体の81.6%を占める状況にある。

日本の大学等に在籍している日本人の海外留学について、文部科学省は、スーパーグローバル大学等事業を展開しており、スーパーグローバル採択60大学において、①大学間交流協定の拡大、②海外留学プログラムの開発、③海外留学に対する周知・動機付け、④英語などの外国語力の向上、⑤入学時期などの学事暦の柔軟化など、日本人学生の海外留学の促進に取り組んでいる。この結果、スーパーグローバル採択60大学における海外留学生数は、平成24年度の2万7,643人から27年度には3万6,660人と、9,017人増加している。ただし、ここでも1か月未満の短期留学の増加が顕著であり、27年度の海外留学生数のうち、1か月未満の短期留学が57.6%（2万1,117人）を占める状況にある。

なお、平成27年度の海外留学プログラムの留学期間及び募集人数について、抽出調査した5大学の状況をみると、大学主催のプログラムには募集期間が1年を超えるものはなく、5大学の募集人数の総数5,760人のうち、65.1%の3,752人が1か月未満となっている。

このように、文部科学省は、現在、スーパーグローバル採択60大学を中心として、海外留学の促進に取り組む事業を展開し、スーパーグローバル採択60大学を含む大学全体としても海外留学は増加している状況にあるが、現在、成果指標の達成状況の把握に使用しているOECD、ユネスコ、IIE等のデータでは、近年大きく増加している日本の大学等に在籍している日本人海外留学生の大半が含まれていない。

また、日本の大学等に在籍している日本人海外留学生は、1か月未満の留学生数が約6割、6か月未満の留学生数が約8割となっており、短期留学生が大半を占めている状況である。抽出調査した大学における平成27年度の海外留学プログラムの募集人数も、65.1%が1か月未満となっている。

一方、海外進出企業の意識調査によれば、約8割（1年以上が47.1%、6か月以上1年未満が35.4%）の企業が6か月以上の留学期間を理想的としており、

1 か月未満の留学が増加し全体の約 6 割を占めている現状と企業ニーズとの間にはミスマッチが存在している。

また、企業側からは、語学力を養い、海外の文化を理解し、多様な価値観を受容するための能力を養うためには、ある程度の留学期間が必要との意見が示されており、短期留学、特に 1 か月未満のような極めて短期の留学が、グローバル人材の 3 要素の向上に対してどのような効果を持つのか、十分検証される必要がある。

こうしたことを踏まえ、今後、グローバル人材の育成を推進する上で、短期留学を政策上どのように位置付けるかを明らかにする必要がある。

#### (イ) 外国人留学生の受入促進

##### (外国人留学生の状況)

外国人留学生については、第 2 期計画において、平成 32 年を目途に 30 万人の受入れを目指すとの成果指標が設定されており、JASSO の「外国人留学生在籍状況調査」によれば、外国人留学生数は、24 年度の 16 万 1,848 人から 28 年度は 23 万 9,287 人と、全体としては一定程度増加しているものの、その増加傾向と目標年次（32 年に 30 万人）からみると、今後の推移を注視していく必要がある。

外国人留学生数を在学段階別にみると、増加の大半は、日本語教育機関及び専修学校（専門課程）への入学によるものとなっている。大学については、平成 24 年度の 10 万 8,915 人から 27 年度の 10 万 8,868 人までは横ばいで、28 年度は約 6,800 人の増加に転じている。また、スーパーグローバル採択 60 大学では、平成 24 年度の 4 万 2,653 人から毎年増加傾向にあり、28 年度には 5 万 451 人と 7,798 人の増加となっており、大学全体における外国人留学生の増加に大きく寄与している。

調査した大学では、大学間交流協定の締結・拡充、受入支援体制の強化など、外国人留学生の受入促進に取り組んでいるが、北米や欧州からの留学生を増加させるにはどうすればよいかといった多様な外国人留学生の確保などに苦心している状況のほか、日本での生活面や将来の就職面での支援、英語による授業の拡充、日本語教育の授業の充実といった課題がみられた。

##### (留学生交流事業による広報、情報提供等の状況)

外務省は、我が国への外国人留学生数の増大、知日派・親日派の育成を目指すため、平成 13 年度から留学生交流事業を実施しており、その事業内容は、在外公館での広報活動（留学アドバイザーの設置、留学説明会の開催）、帰国留学生会に対する支援、ホームページ「日本留学総合ガイド」による情報提供などとなっている。

このうち、日本への留学に関する総合情報サイトであるホームページ「日本留学総合ガイド」については、毎年掲載情報を更新することとしているものの、  
i) 掲載された情報のリンク先にアクセスできないものが多数みられるほか、  
ii) 掲載情報のリンク先とは異なる留学と無関係のサイトに接続されるものもみられるなどの不備がみられる。

同ホームページは、日本留学に関する多言語による総合的な情報サイトであり、日本留学に関心のある外国人や日本に滞在中又は帰国後の外国人留学生のための重要な情報発信ツールの一つとして、掲載情報に適切にアクセスできるよう速やかに改善しておく必要がある。

## イ 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化及び国際化のための取組への支援

### (7) 大学における英語をはじめとする外国語教育の強化

大学における英語をはじめとする外国語教育の強化に関して、第2期計画においては、

- ① 卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加を成果指標として設定している。

大学卒業時の英語力の到達目標を設定する大学の数の増加という成果指標について、文部科学省は、関連する指標として「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）において「英語について、TOEIC、TOEFL等外部試験のスコア等を達成水準の1つとして設定している大学数」を把握しているが、正確な実績が把握されていない可能性があるとしているため、評価は困難である。また、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加については、大学数での実績把握とはなっていない。

他方、文部科学省がこれらの成果指標の実績把握に用いているGGJ採択42大学における状況をみると、大学卒業時の英語力の到達目標を満たす学生数は、平成25年度の5,550人から27年度は7,443人に増加し、また、大学卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数は、24年度の7,090人から27年度は1万547人に増加している。

また、当省が調査したGGJ採択29大学では、これらの成果指標に関し、それぞれの大学で設定した目標を達成するための様々な取組が行われており、その結果、卒業時の英語力の到達目標を満たす学生については14大学で、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数については18大学で、それぞれ目標を達成又はおおむね達成しているとともに、目標を達成していない大学においても、ほとんどの大学で実績が増加している。

#### (イ) 大学における国際化のための取組への支援

大学における国際化のための取組に関して、第2期計画においては、

- ① 大学における外国人教員等（国外大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加
- ③ 大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で大学に入学した学生数の増加）

を成果指標として設定している。

大学における国際化に関する3つの成果指標は、以下のとおり、いずれも達成されている。

- ① 大学における外国人教員等の全教員に占める比率（GGJ採択42大学における実績）については、平成24年度の22.3%から28年度は31.6%に増加
- ② 大学における外国語による授業の実施率（GGJ採択42大学における実績）については、24年度の5.4%から27年度は8.8%に増加
- ③ 4月以外で大学に入学した学生数については、平成24年度の8,195人から26年度は8,878人に増加

また、当省が調査したGGJ採択29大学では、上記①及び②の成果指標に関し、それぞれの大学で設定した目標を達成するための様々な取組が行われており、その結果、外国人教員等の全教員に占める比率については22大学で、大学における外国語による授業の実施率については19大学で、それぞれ目標を達成又はおおむね達成している。

#### ウ 小・中・高等学校における英語をはじめとする外国語教育の強化

##### (ア) 生徒の英語力の向上

生徒の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、①中学校卒業段階：英検3級程度以上、②高等学校卒業段階：英検準2級程度から2級程度以上を達成した中高校生の割合を、それぞれ50%とする成果指標が設定されており、文部科学省では、「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」、「英語教育強化地域拠点事業」等の取組を行っている。

しかしながら、生徒の英語力（英検等取得率）は中学生・高校生とも伸びは緩やかで、平成28年度時点でそれぞれ36.1%及び36.4%にとどまっており、現在のペースのままではいずれも目標の達成は極めて困難な状況となっている。

また、英検等の取得を基本とした成果指標が設定されているものの、英検の取得促進に係る支援施策は地方公共団体の自主的な取組に依拠している。

このほか、生徒の英語力の成果指標には英検取得者のほかに、英検取得者と同等の英語力を有するとされる「相当者」が含まれているが、その判定方法が

教育現場に委ねられ、様々な基準によって判定されており、中には英語教員の交代等による大幅な増減が生ずるといった状況がみられるなど、成果の達成状況を的確に把握し、適切なP D C Aを行っていく上で問題がある。

#### (4) 英語教員の英語力の向上

英語教員の英語力については、第2期計画において、平成29年度までに、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上を達成した英語教員の割合を、中学校で50%、高等学校で75%とする成果指標が設定されているが、中学校、高等学校ともに伸びは緩やかで、平成28年度時点で、中学校32.0%、高等学校62.2%にとどまっており、現在のペースのままではいずれも目標達成は極めて困難な状況となっている。

また、英語教員の英語力に係る成果指標が英検等取得者とされていることなどに対しては、教育現場において十分理解が得られていない状況となっている。

### エ 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進

#### (7) 高校生等の海外留学及び高校の国際化の推進

高校生等の海外留学については、第2期計画において、平成32年を目途に6万人にするとの成果指標が設定されており、平成25年度の実績では一定程度増加しているものの（23年度は3万3,210人で、25年度は4万2,049人と増加）、目標の達成時期を踏まえると、今後の推移を注視していく必要がある。

#### (4) スーパーグローバルハイスクールの創設

S G H事業については、事業が開始されて間がなく、文部科学省において有識者による中間評価も行われているところであり、今後の取組とその進捗を注視していく必要がある。

## 2 勧告

### (1) 日本人大学生等の海外留学の促進

文部科学省は、今後必要とされるグローバル人材の育成を推進する観点から、短期留学の政策上の位置付けを明確にした上で、次期教育振興基本計画における海外留学の促進に係る成果指標を検討し、その結果を反映させる必要がある。

### (2) 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上

文部科学省は、次期教育振興基本計画における生徒の英語力強化のための成果指標の設定に当たっては、その達成のための有効な対策及びその達成状況を的確に把握するための措置（現在の「相当者」を含む目標を設定する場合には、統一的な判定方法を示すことを含む。）を講ずる必要がある。

### (3) 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上

文部科学省は、次期教育振興基本計画における英語教員に関する成果指標の設定に当たっては、教育現場の理解を得ながら、その達成のための有効な対策を講ずる必要がある。

[関係資料]

## 第2期教育振興基本計画 <抜粋>

### 第1部 我が国における今後の教育の全体像

#### I 教育をめぐる社会の現状と課題

(略)

#### (4) 社会の方向性

(略)

##### (社会全体の生産性向上)

- ・ グローバル化、産業構造の変化などに対応した生涯にわたる能力向上の機会を充実し、その能力が適切に評価される仕組みを整備することにより、将来展望を描きながら、転職等をチャンスと捉えることができるような環境を構築する。これを通じて、高度の職業能力を持つ人材、グローバルに活躍する人材、イノベーションを実現する人材の養成・確保を図り、成長分野の産業活性化、新産業の創出などを実現する。

(略)

#### III 四つの基本的方向性

(略)

#### (2) 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

##### (多様な個性・能力の最大限の伸張)

- 我が国が、東日本大震災からの復興を成し遂げるとともに、変化の激しい社会において引き続き成長発展するためには、グローバル化等に対応しつつ新たな社会的・経済的価値を創出することが必要である。そのために個人の多様な個性・能力を最大限伸ばし社会の中で生かすことができる教育環境の整備が必要である。

##### (基盤としての「生き抜く力」)

- この視点は、各分野の最先端の場のみならず、身近な生活・地域社会の場においても必要と考えられ、そのために必要な能力は、特定の人材だけではなく、全ての人材にとって必要なものと考えられる。このため、あらゆる社会生活の場面における基盤となる能力として、(1)で述べた「社会を生き抜く力」の養成を通じた国民全体の水準向上が第一に必要である。

##### (グローバル社会の中に特に求められる力)

- その上で、グローバル化が進行する社会においては、多様な人と関わり様々な経験を積み重ねるなど「社会を生き抜く力」を身に付ける過程の中で、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、強い意志を持って迅速に決断し組織を統率するリーダーシップ、国境を越えて人々と協働するための英語等の語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどを培っていく視点も今般一層重要になっているものと考えられる。

##### (未来への飛躍を実現する人材の養成)

- 以上を前提として、本項目では特に、社会全体の変化や新たな価値を創造し主導するような、イノベーションの推進を担う人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル化の中であって世界のどこにおいても様々な人々と協働し、自らの意見も主張していけるような人材の養成に着目した目標・具体的施策を掲げることとする。



### (養成にあたって重視すべき考え方)

- 上記人材を養成するための考え方・方策として、例えば、以下の点を重視することとする。
    - ・若い段階で海外に出て、外から日本を見る機会を増加させること
    - ・優れた能力と多様な個性を伸ばす環境を醸成すること
    - ・異能の人たちの融合を生みやすい環境を構築すること
    - ・既存の枠、常識にとらわれない、多くの価値観から生まれる高い志を持つ多様な背景の若者たちが切磋琢磨する場を構築すること
    - ・共通の視点として、人権尊重や社会貢献の意識が根底になければならないこと など
  - 特に、学生たちに深い専門性を培わせることを使命とする高等教育機関が果たすべき役割は極めて大きい。海外留学の促進や外国人留学生との学び合い・協働、大学等の国際化や質の高い大学院教育の提供、秋季入学に向けた環境整備などを産学官が一体となって積極的に推進していく必要がある。
  - なお、各方策を検討するに当たっては、教員の職務の状況・在り方や、外部の優れた人材の活用が欠かせないこと等を踏まえる必要がある。
- (略)

## 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

### ～四つの基本的方向性に基づく、8の成果指標と30の基本施策～

#### I 四つの基本的方向性に基づく方策

#### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

##### 成果目標5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力<sup>\*</sup>を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

(※能力の例：国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など)

(略)

##### 【成果指標】

##### <グローバル人材関係>

- ①国際共通語としての英語力の向上
  - ・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標(中学校卒業段階:英検3級程度以上, 高等学校卒業段階:英検準2級程度～2級程度以上)を達成した中高校生の割合50%
  - ・卒業時の英語力の到達目標(例:TOEFL iBT80点)を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加, 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加
- ②英語教員に求められる英語力の目標(英検準1級, TOEFL iBT80点, TOEIC730点程度以上)を達成した英語教員の割合(中学校:50%, 高等学校:75%)
- ③日本の生徒・学生等の海外留学者数, 外国人留学生数の増加(2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など)
- ④大学における外国人教員等(国外の大学での学位取得, 通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率の増加

⑤大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加

⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加）

## <5年間における具体的方策>

（略）

### **基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化**

#### **【基本的考え方】**

- グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。
- このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組（秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等）への支援、国際的な高等教育の質保証（単位の相互認定、適切な成績評価等）の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

#### **【主な取組】**

##### **16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化**

- ・ 新学習指導要領の着実な実施を促進するため、外国語教育の教材整備、英語教育に関する優れた取組を行う拠点校の形成、外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握検証などによる、戦略的な英語教育改善の取組の支援を行う。また、英語教育ポータルサイトや映像教材による情報提供を行い、生徒の英語学習へのモチベーション向上や英語を使う機会の拡充を目指す。大学入試においても、高等学校段階で育成される英語力を適切に評価するため、TOEFL等外部検定試験の一層の活用を目指す。
- ・ また、小学校における英語教育実施学年の早期化、指導時間増、教科化、指導体制の在り方等や、中学校における英語による英語授業の実施について、検討を開始し、逐次必要な見直しを行う。
- ・ 教員の指導力・英語力の向上を図るため、採用や自己研鑽等での外部検定試験の活用を促すとともに、海外派遣を含めた教員研修等を実施する。また、国際バカロレアの普及のためのフォーラムや教員養成のためのワークショップを開催するとともに、ディプロマプログラム（DP）（※）の一部科目を日本語で行う日本語デュアルランゲージディプロマプログラム（日本語DP）の開発を行う。

※ 国際的な大学入学資格を得ることができる、16～19歳を対象としたプログラム。

##### **16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進**

- ・ 日本人の海外留学者数の大幅な増加（2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増（大学等：6万人から12万人、高校：3万人から6万人））を目指し、高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、地域や高校、大学等における留学情報の収

集・提供等の強化を実施するとともに、関係府省と連携し、就職・採用活動開始時期を変更し、留学しやすい環境を整備する。

さらに、様々な交流機会の提供（外国人留学生と日本人学生・若手社会人との知的交流の促進等）や、子どもたちに国際的な視野を持たせ、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。

- ・ 「留学生30万人計画」の実現を目指し、大学等の国際化に向けた体制整備、奨学金等の経済的支援、海外拠点を活用した留学フェア等の実施、外国人留学生に対する生活・就職支援等の充実による戦略的な外国人留学生の確保を推進するとともに、留学経験者の把握等ネットワークを強化するなど、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。

### 16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

- ・ グローバル化に対応した教育を行い、高校段階から世界で戦えるグローバル・リーダーを育てる。このため、語学力とともに、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養を身に付けさせる教育を行う新しいタイプの高校（スーパーグローバルハイスクール）を創設する。
- ・ グローバル社会に対応するため、我が国の大学等の徹底した国際化を広く促進し、国際通用性の向上を図る。特に、国際通用性の高い教育組織・環境を備え、国際競争力を有する拠点大学を形成するため、英語での授業の実施、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用などに取り組む大学への重点的な支援を行う。また、国際化や多様な体験活動の促進に資する秋季入学について、各大学における検討状況を踏まえた環境整備に係る支援を行う。さらに、海外大学との共同プログラムの構築等の多様な連携を促進する。
- ・ 大学・短期大学、高等専門学校、専門学校等における職業教育の質を保証し、国際的な通用性を確保するため、学修成果を海外で証明できる仕組みの構築や、海外の学校との共同プログラムの実施等を行う。

### 16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策9-5の再掲）

- ・ 日中韓における質の高い大学間交流を拡大させる「キャンパス・アジア」の取組を推進する。また、高等教育の質保証に関する国際機関の取組や国際的な共通枠組み形成に貢献するため、我が国及び諸外国の高等教育制度に関する情報の収集・発信機能、国境を越えた教育連携・学修の評価等を担う体制を整備する。

(以下略)

[参考資料]



## グローバル人材育成の推進に関するアンケート調査票

この調査は、政府が実施するグローバル人材育成に関する取組を評価することを目的に、海外に進出している企業約 4,900 社を対象として、海外事業に必要な人材の育成と確保の実情についてお尋ねするものです。

いただいた御回答については、調査目的以外には一切使用することはありません。貴社名が外部に出ることは決してありません。御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※ 質問は全 11 問で、所用 10 分程度です。

## ＜御回答に当たってのお願い＞

- ◆ 御回答は、日本本社の国際企画部門又は国際人事部門所属の役員の方をお願いします。
- ◆ 各設問については、本社が把握している状況を御回答願います。
- ◆ 平成 28 年 7 月 20 日(水)までに、下記の回答専用ホームページから、ログインして御回答願います。

・ 以下、当てはまる口に✓をお願いします。

**1 貴社では、海外事業に必要な人材は確保されていますか。**

- 充足
- どちらかといえば充足
- どちらかといえば不足
- 不足

**2 貴社では、職層別に海外事業に必要な人材は確保されていますか。**

(1) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

- 充足
- どちらかといえば充足
- どちらかといえば不足
- 不足

(2) 現地法人・海外支店の代表者

- 充足
- どちらかといえば充足
- どちらかといえば不足
- 不足

(3) 現地法人・海外支店の管理職

- 充足
- どちらかといえば充足
- どちらかといえば不足
- 不足

(4) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

- 充足
- どちらかといえば充足
- どちらかといえば不足
- 不足

**3 貴社では、海外事業に必要な人材としてどのような人を採用していますか。(複数回答可)**

※ 日本国内における採用状況を御回答願います。

- 国内の日本人の新卒者
- 国内のノウハウのある日本人（中途採用）
- 国内の外国人
- 海外の日本人
- 海外の外国人
- その他
- 特になし

**4 貴社では、留学生を採用していますか。(複数回答可)**

- 日本人の海外留学経験者
- 外国人の留学生
- 外国人の日本語教育機関卒業生
- 外国人技能実習制度の卒業生
- その他
- 採用していない

**5 貴社では、海外事業に必要な人材として新卒採用者を育成するためにどのような研修をしていますか。**

- (1) 国内での語学研修
  - 実施
  - 未実施
- (2) 海外での語学研修
  - 実施
  - 未実施
- (3) 海外での実務研修
  - 実施
  - 未実施

**6 5で「未実施」を選択した場合、その理由は何ですか。(複数回答可)**

- 研修を受けさせる資金的余裕がないから
- 研修を受けさせる時間的余裕がないから
- 社内に研修ノウハウがないから
- 研修のアウトソーシング先がないから
- 必要がないから
- その他

**7 貴社では、海外事業を実施するに当たっての課題は何ですか。(複数回答可)**

- 外国語の能力不足による営業上のトラブル
- 海外赴任の拒否
- 海外赴任中の社員が現地に適応できず帰国
- 日本人社員と外国人社員との間のトラブル
- 優秀な日本人社員の退社（人材流出）
- 優秀な外国人社員の退社（人材流出）
- 特になし

8 政府は、「グローバル人材」を下記のように定義しています。貴社では、ここ 10 年間で「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数は、どのように変化していますか。

**【政府におけるグローバル人材の定義】**

日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材

- 増加
- やや増加
- 変化していない
- やや減少
- 減少

9 貴社では、ここ 10 年間で「グローバル人材」の 3 要素に照らし新卒採用者の能力は、どのように変化していますか。

(1) 語学力・コミュニケーション能力

- 向上
- やや向上
- 変化していない
- やや低下
- 低下

(2) 主体性・積極性

- 向上
- やや向上
- 変化していない
- やや低下
- 低下

(3) 異文化理解精神

- 向上
- やや向上
- 変化していない
- やや低下
- 低下

10 貴社では、「グローバル人材」の育成のため、大学にどのような取組を求めますか。(複数回答可)

- 海外留学の促進
- 外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化
- 英語授業の拡充
- 英語以外の外国語授業の拡充
- ディベート等の対話型の授業の拡充
- 異文化理解に関する授業の拡充



- 日本文化・歴史に関する授業の拡充
- 海外進出企業と連携した授業の拡充
- その他
- 特になし

**11 貴社では、学生の海外留学について、どれくらいの留学期間が理想的だと思いますか。**

- 1年以上
- 6か月以上1年未満
- 3か月以上6か月未満
- 1か月以上3か月未満
- 1か月未満
- 特になし

・ 貴社についてお伺いします。

1 貴社名	
2 本社所在都道府県	
3 貴社業種（複数回答可）	<input type="checkbox"/> 製造業その他 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業
4 海外売上高比率(注1) (2014 事業年度)	<input type="checkbox"/> 30%以下 <input type="checkbox"/> 30%超～50%以下 <input type="checkbox"/> 50%超～70%以下 <input type="checkbox"/> 70%超
5 連結従業員数(注1) (2015 年度末)	<input type="checkbox"/> 50 人以下 <input type="checkbox"/> 51～100 人 <input type="checkbox"/> 101～300 人 <input type="checkbox"/> 301 人以上
うち海外従業員数	<input type="checkbox"/> 10 人以下 <input type="checkbox"/> 11～30 人 <input type="checkbox"/> 31 人～50 人 <input type="checkbox"/> 51～100 人 <input type="checkbox"/> 101～300 人 <input type="checkbox"/> 301 人以上
うち日本人派遣者数	<input type="checkbox"/> 0 人 <input type="checkbox"/> 1 人 <input type="checkbox"/> 2～5 人 <input type="checkbox"/> 6～10 人 <input type="checkbox"/> 11～20 人 <input type="checkbox"/> 21～50 人 <input type="checkbox"/> 51～100 人 <input type="checkbox"/> 101 人以上
6 海外現地法人・支店数(注2) (2015 年度末)	
7 海外事業先（複数回答可）	<input type="checkbox"/> 北米 <input type="checkbox"/> 中・南米 <input type="checkbox"/> 東アジア <input type="checkbox"/> 東南・南西アジア <input type="checkbox"/> 大洋州 <input type="checkbox"/> 欧州 <input type="checkbox"/> 中東 <input type="checkbox"/> アフリカ

(注1) 正確な数字が分からない場合は、概数又は推計値でお願いします。

(注2) 海外現地法人数は、ホールディング会社傘下の会社数も含めた数をお答えください。

～ 御協力誠にありがとうございました。 ～

## グローバル人材の確保状況等に関する企業の意識調査（業種別の集計結果）

本政策評価において実施した海外進出企業に対するグローバル人材の確保状況等に関する意識調査については、全体の集計結果の分析及び企業規模別（大企業677社、中小企業303社）の集計結果の分析のほか、業種別（製造業その他669社、卸売業163社、小売業24社、サービス業161社）の集計結果の分析を実施しており、その結果は次のとおりである。

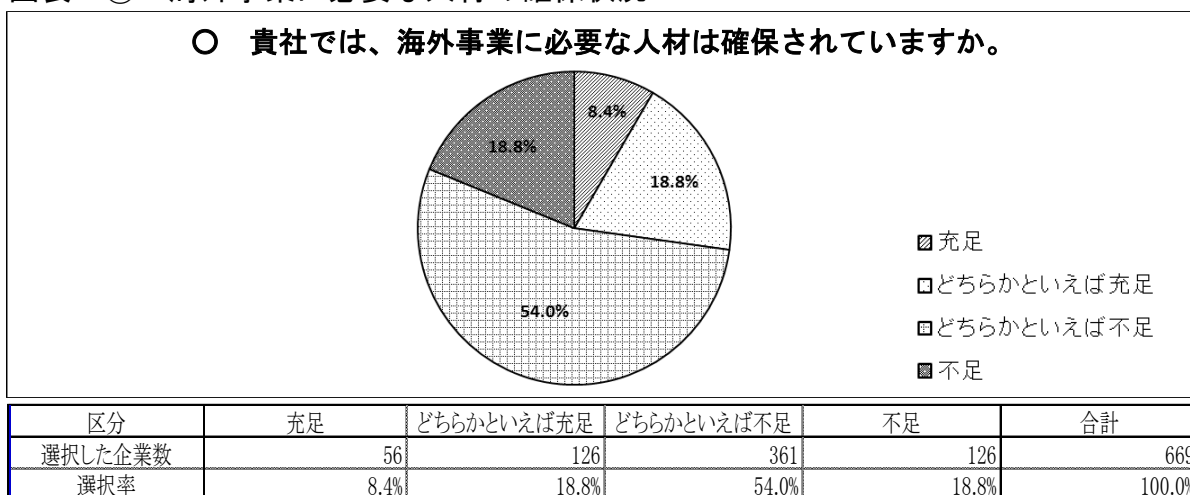
（注） 業種別の分類は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の分類等に基づくものであり、業種別の企業数は、他の業種との重複を含む。

### 1 製造業その他（669社）

#### ① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が126社（18.8%）、「どちらかといえば不足」が361社（54.0%）となっており、約7割の企業（487社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表1-① 海外事業に必要な人材の確保状況

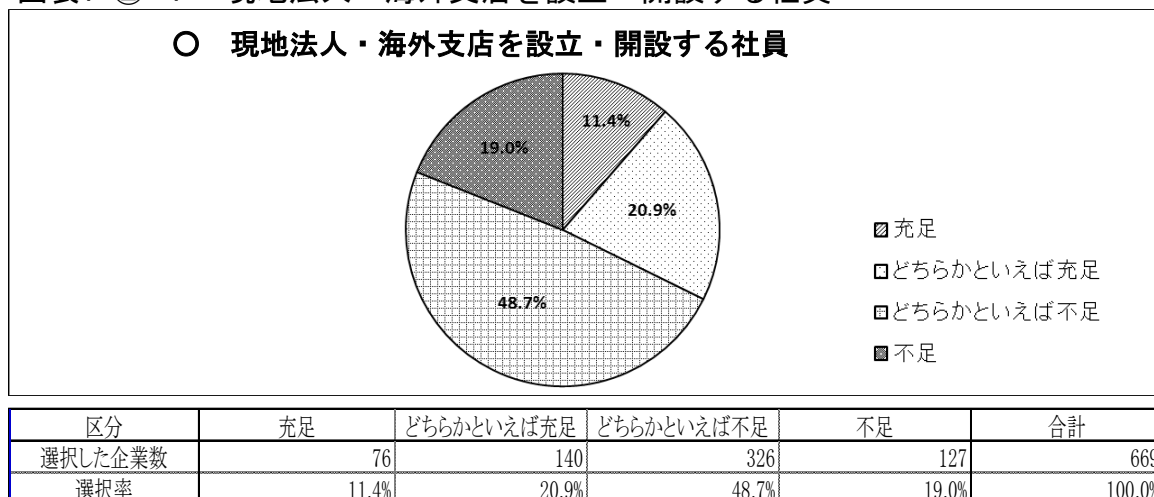


#### ② 海外事業に必要な人材の確保状況（職層別）

##### i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が127社（19.0%）、「どちらかといえば不足」が326社（48.7%）となっており、約7割の企業（453社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

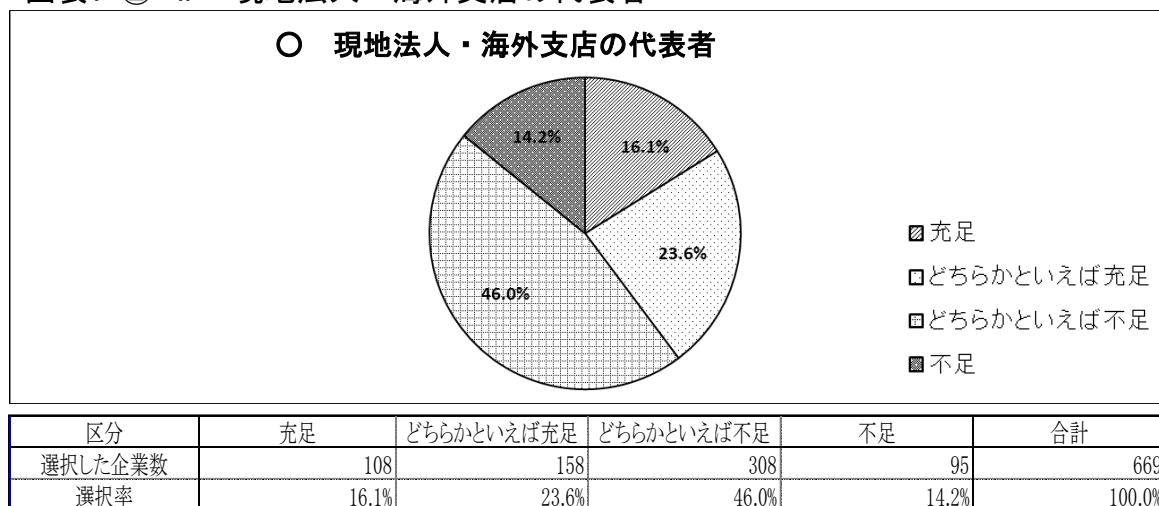
図表1-②- i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員



ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が95社（14.2%）、「どちらかといえば不足」が308社（46.0%）となっており、約6割の企業（403社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

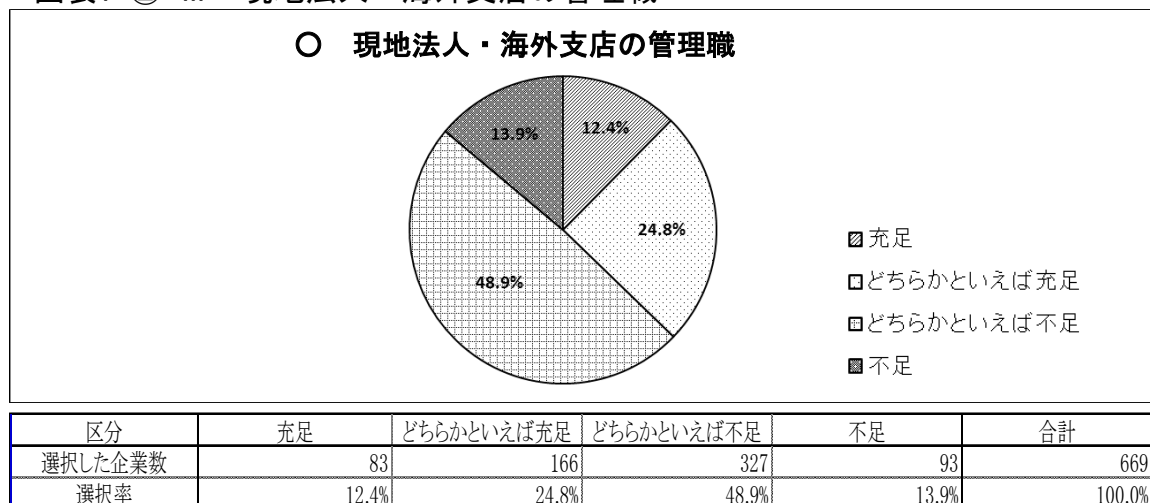
図表1-②- ii 現地法人・海外支店の代表者



iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が93社（13.9%）、「どちらかといえば不足」が327社（48.9%）となっており、約6割の企業（420社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

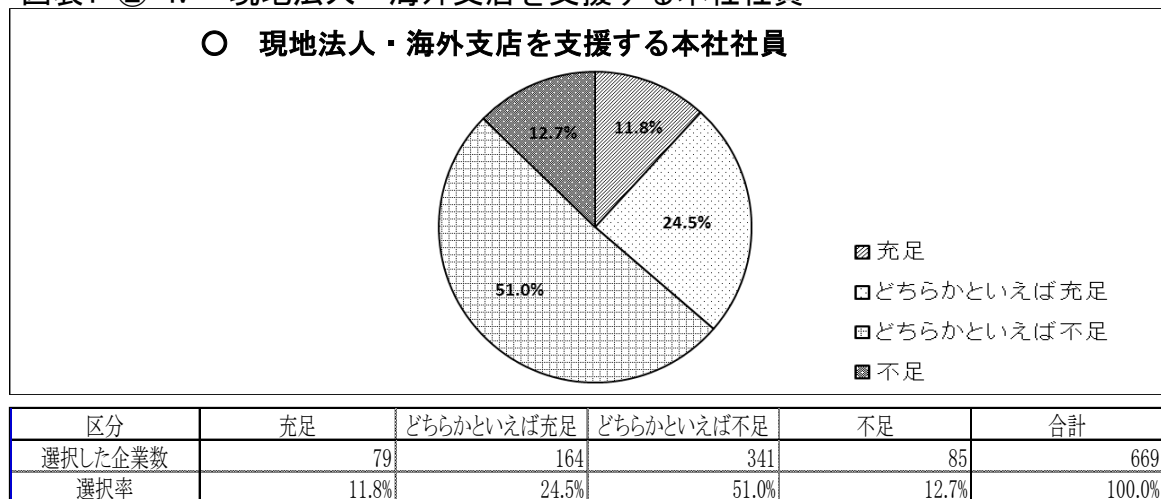
図表1-②-iii 現地法人・海外支店の管理職



iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員については、「不足」が85社（12.7%）、「どちらかといえば不足」が341社（51.0%）となっており、約6割の企業（426社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

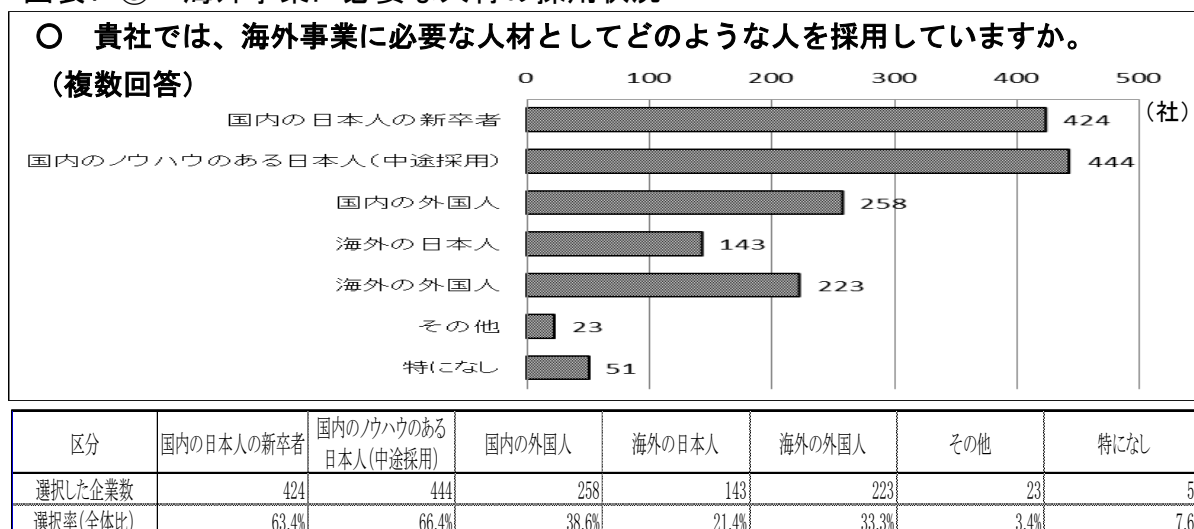
図表1-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員



③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が444社（66.4%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が424社（63.4%）、「国内の外国人」が258社（38.6%）などとなっている。

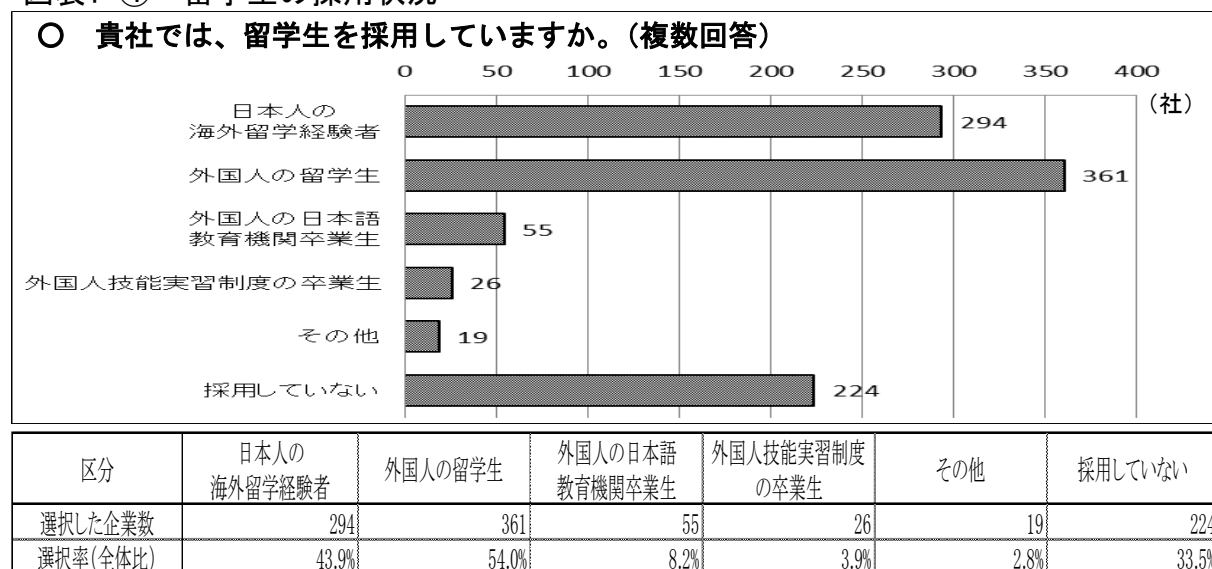
図表1-③ 海外事業に必要な人材の採用状況



④ 留学生の採用状況 (複数回答)

留学生の採用については、「外国人の留学生」が361社 (54.0%) と最も多く、次いで、「日本人の海外留学経験者」が294社 (43.9%)、「採用していない」が224社 (33.5%) などとなっている。

図表1-④ 留学生の採用状況

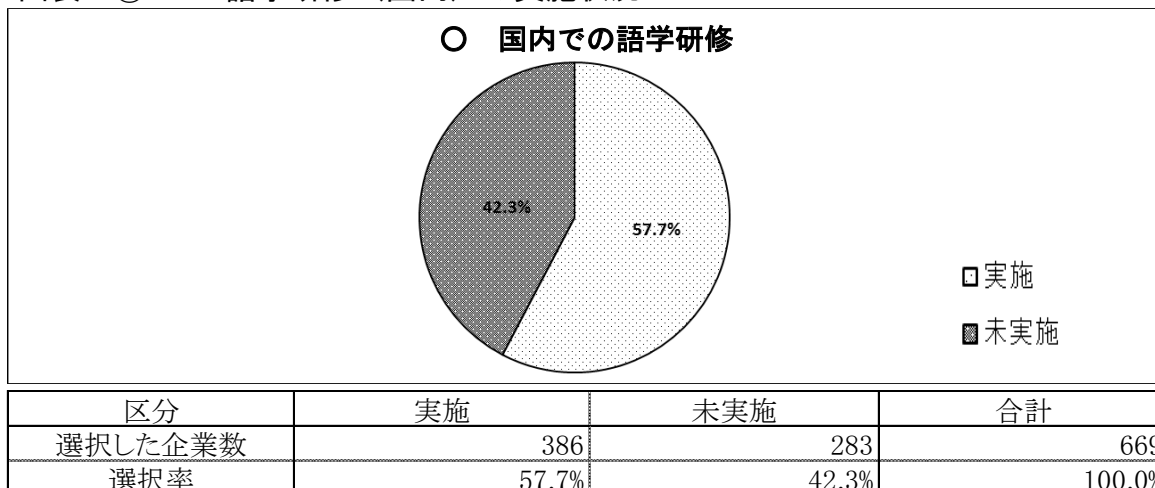


⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修 (国内)

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が386社 (57.7%)、実施していない企業が283社 (42.3%) となっている。

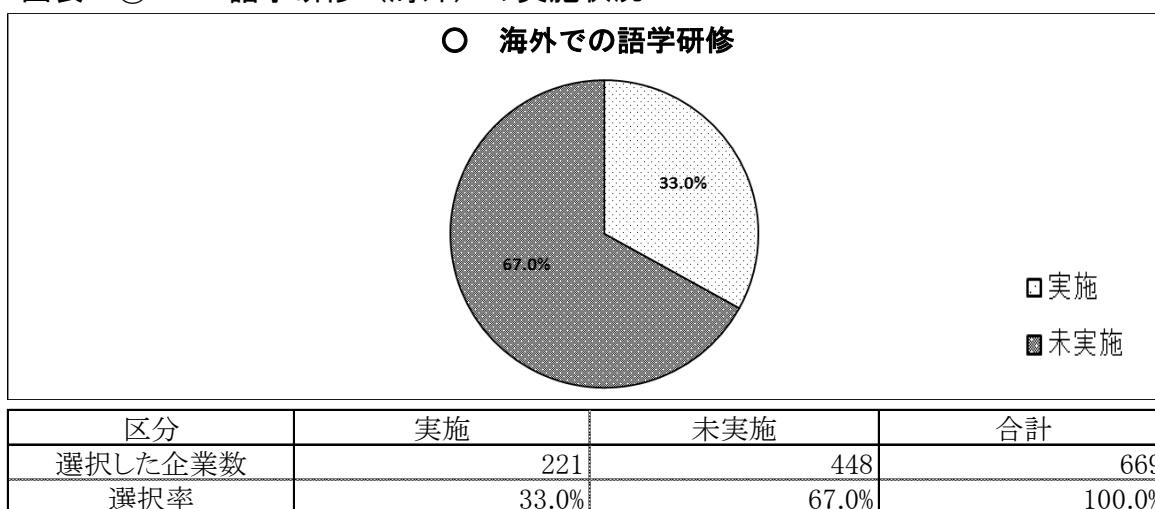
図表1-⑤- i 語学研修（国内）の実施状況



ii) 語学研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が221社（33.0%）、実施していない企業が448社（67.0%）となっている。

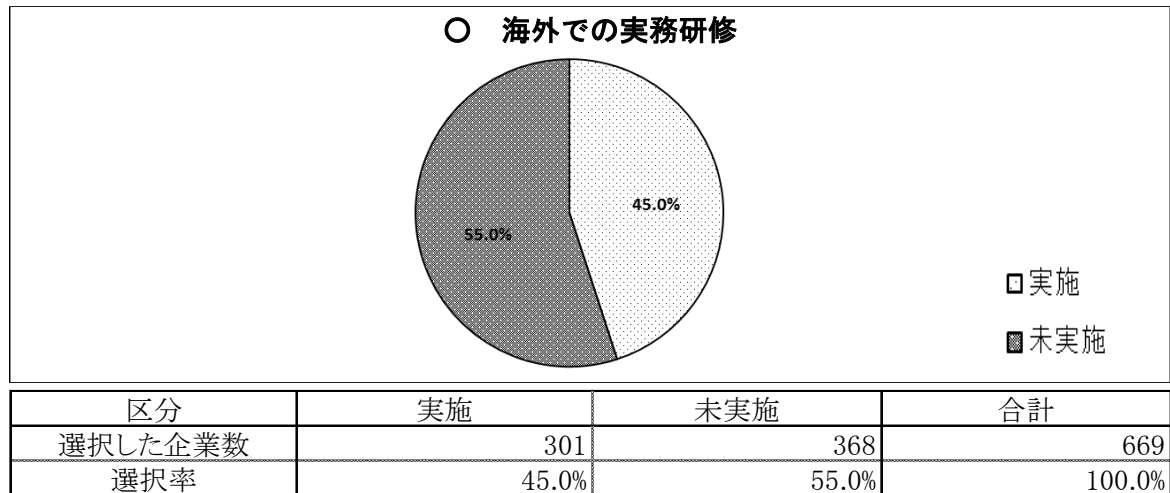
図表1-⑤- ii 語学研修（海外）の実施状況



iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が301社（45.0%）、実施していない企業が368社（55.0%）となっている。

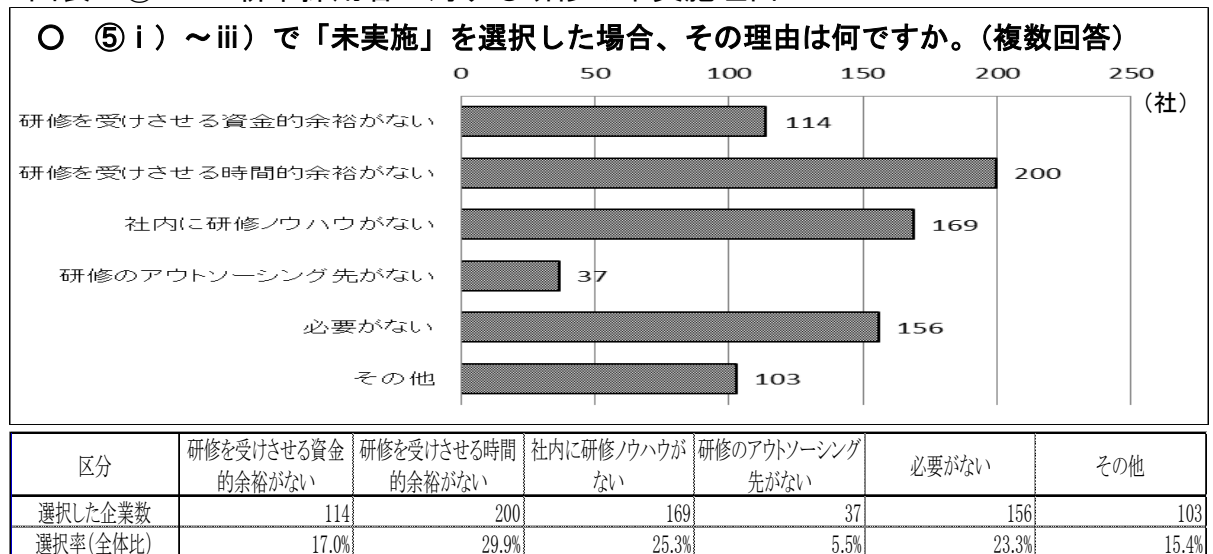
図表1-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況



iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「研修を受けさせる時間的余裕がない」が200社（29.9%）と最も多く、次いで、「社内に研修ノウハウがない」が169社（25.3%）、「必要がない」が156社（23.3%）などとなっている。

図表1-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由

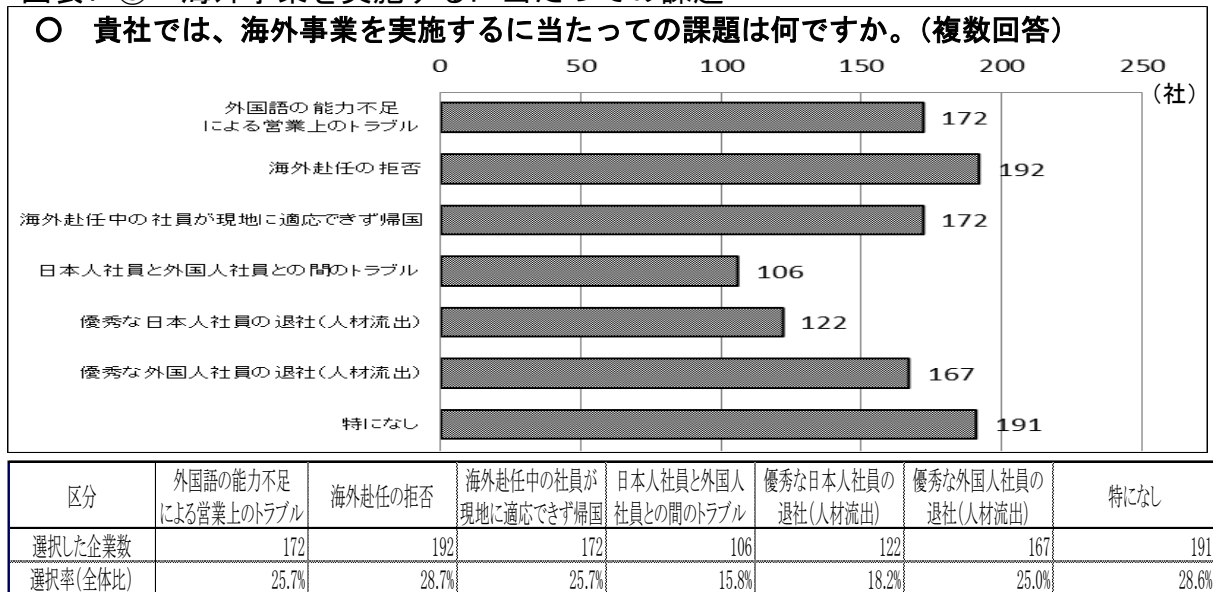


⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題（複数回答）

海外事業を実施するに当たっての課題については、「海外赴任の拒否」が192社（28.7%）と最も多く、次いで、「特になし」が191社（28.6%）、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」及び「海外赴任中の社員が現地に適応できず帰国」がそれぞれ172社（25.7%）、「優秀な外国人社員の退社（人材流出）」が167社（25.0%）などとなっている。



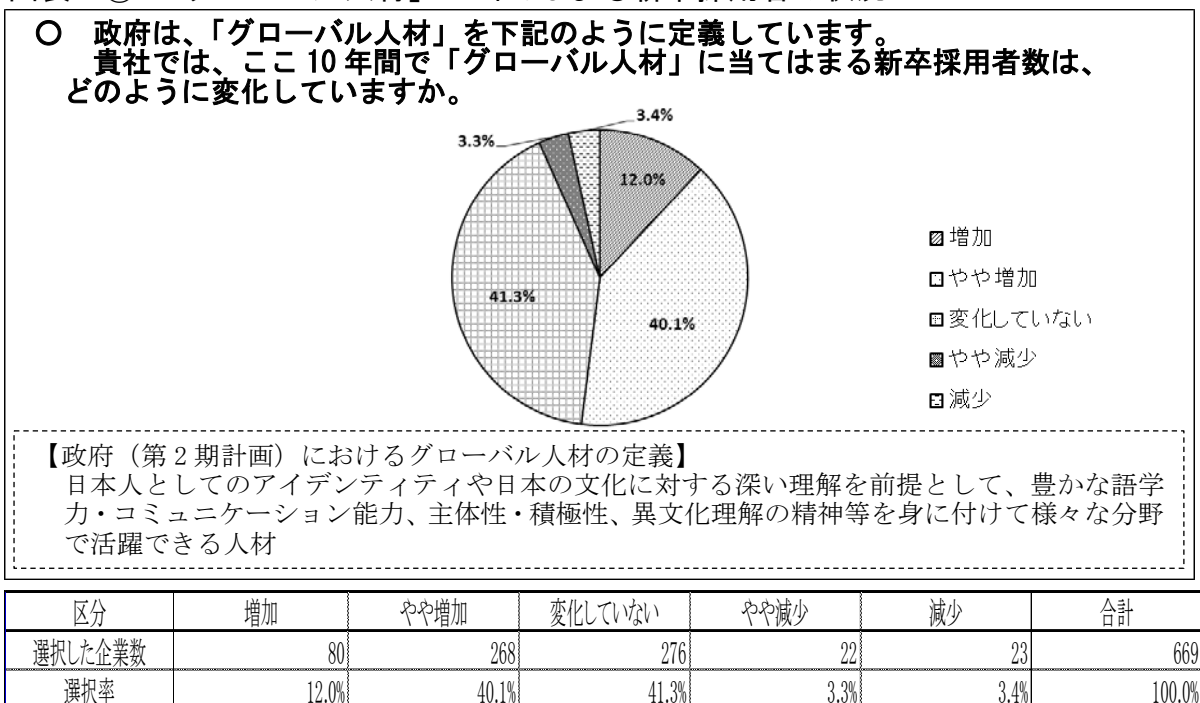
図表1-⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題



⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「増加」しているが80社(12.0%)、「やや増加」しているが268社(40.1%)となっており、約5割の企業(348社)が増加又はやや増加していると回答している。

図表1-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

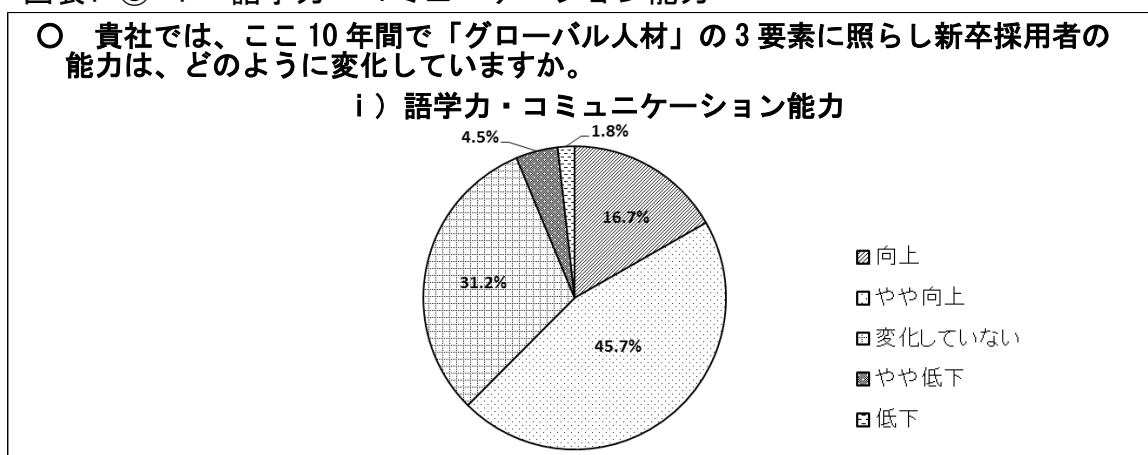


⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「向上」しているが112社（16.7%）、「やや向上」しているが306社（45.7%）となっており、約6割の企業（418社）が向上又はやや向上していると回答している。

図表1-⑧-i 語学力・コミュニケーション能力

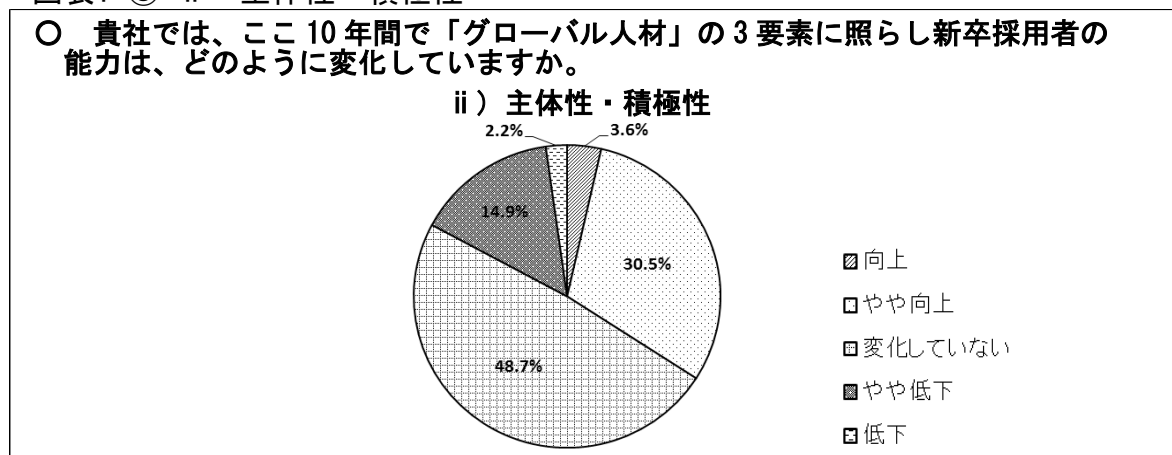


区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	112	306	209	30	12	669
選択率	16.7%	45.7%	31.2%	4.5%	1.8%	100.0%

ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「低下」しているが15社（2.2%）、「やや低下」しているが100社（14.9%）、「変化していない」が326社（48.7%）となっており、約7割の企業（441社）が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表1-⑧-ii 主体性・積極性

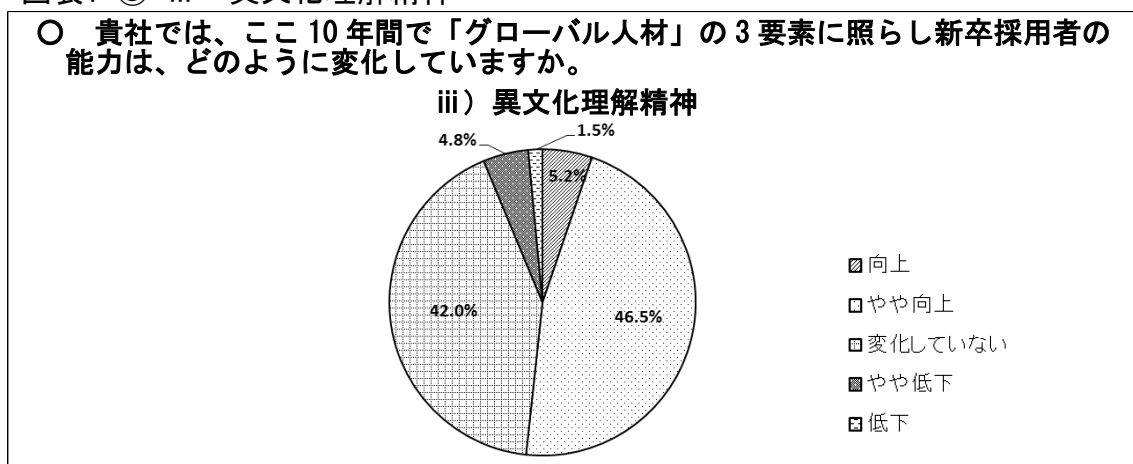


区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	24	204	326	100	15	669
選択率	3.6%	30.5%	48.7%	14.9%	2.2%	100.0%

### iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「向上」しているが35社（5.2%）、「やや向上」しているが311社（46.5%）となっており、約5割の企業（346社）が向上又はやや向上していると回答している。

図表1-⑧-iii 異文化理解精神

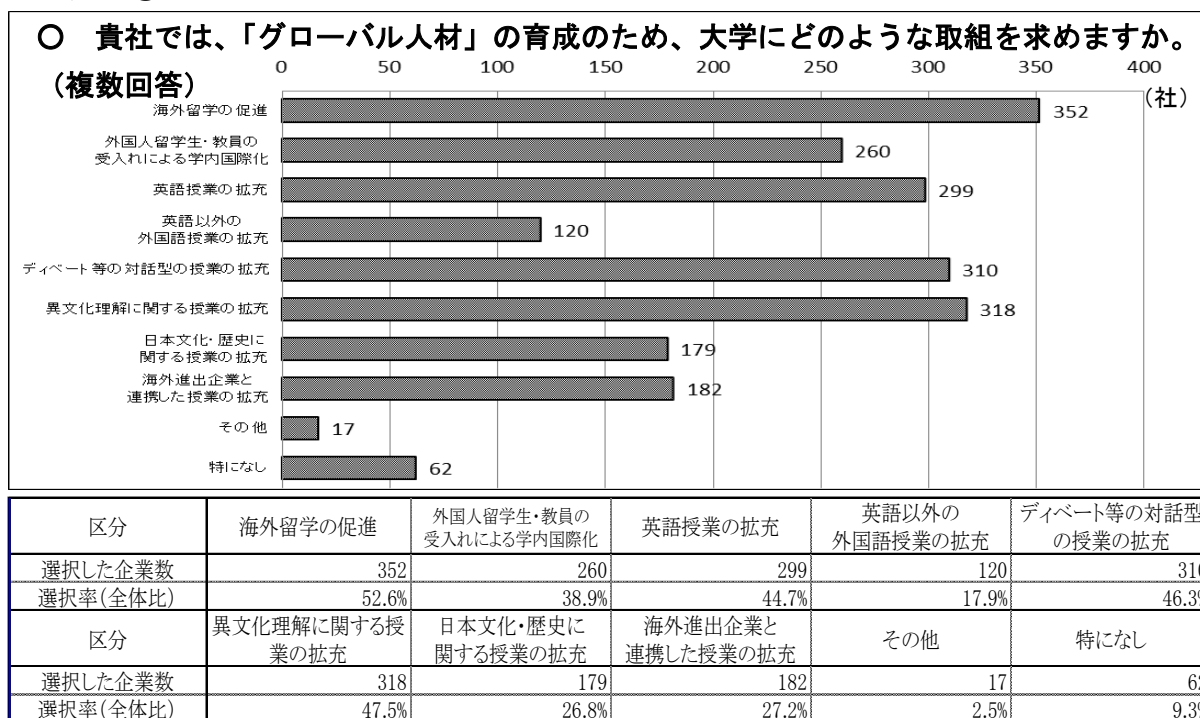


区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	35	311	281	32	10	669
選択率	5.2%	46.5%	42.0%	4.8%	1.5%	100.0%

### ⑨ 大学に求める取組内容（複数回答）

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「海外留学の促進」が352社（52.6%）と最も多く、次いで、「異文化理解に関する授業の拡充」が318社（47.5%）、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が310社（46.3%）「英語授業の拡充」が299社（44.7%）、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が260社（38.9%）などとなっている。

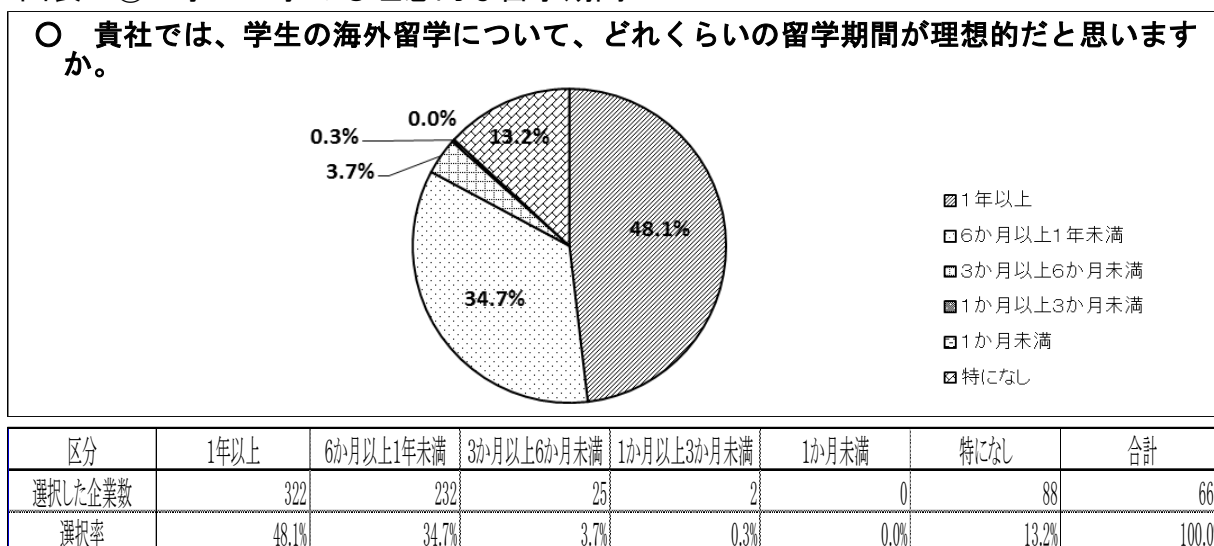
図表1-⑨ 大学に求める取組内容



⑩ 学生に求める理想的な留学期間

学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が322社（48.1%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が232社（34.7%）となっており、約8割の企業（554社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。

図表1-⑩ 学生に求める理想的な留学期間

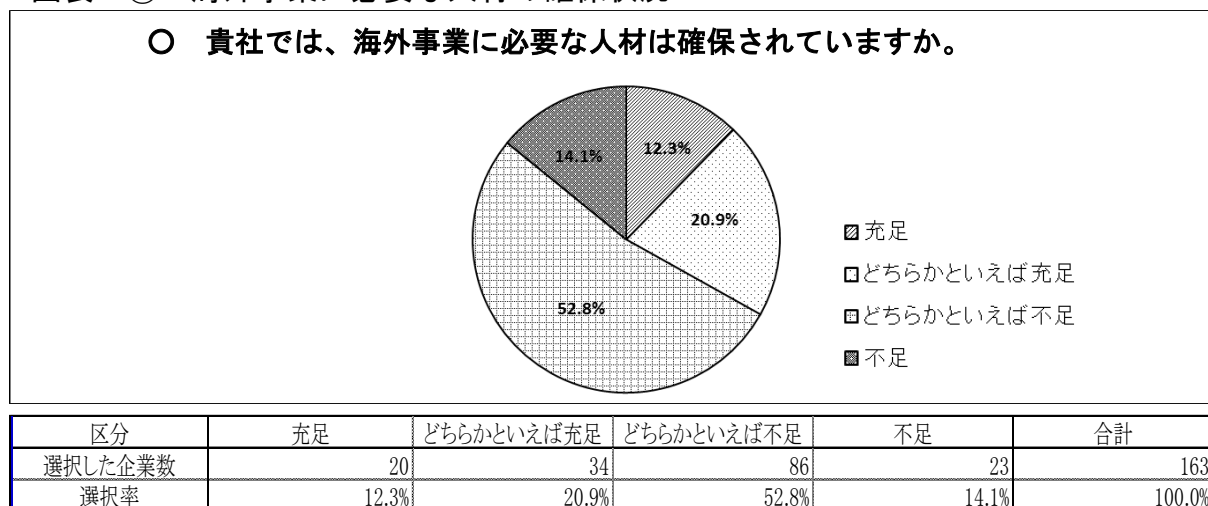


## 2 卸売業（163社）

### ① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が23社（14.1%）、「どちらかといえば不足」が86社（52.8%）となっており、約7割の企業（109社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-① 海外事業に必要な人材の確保状況

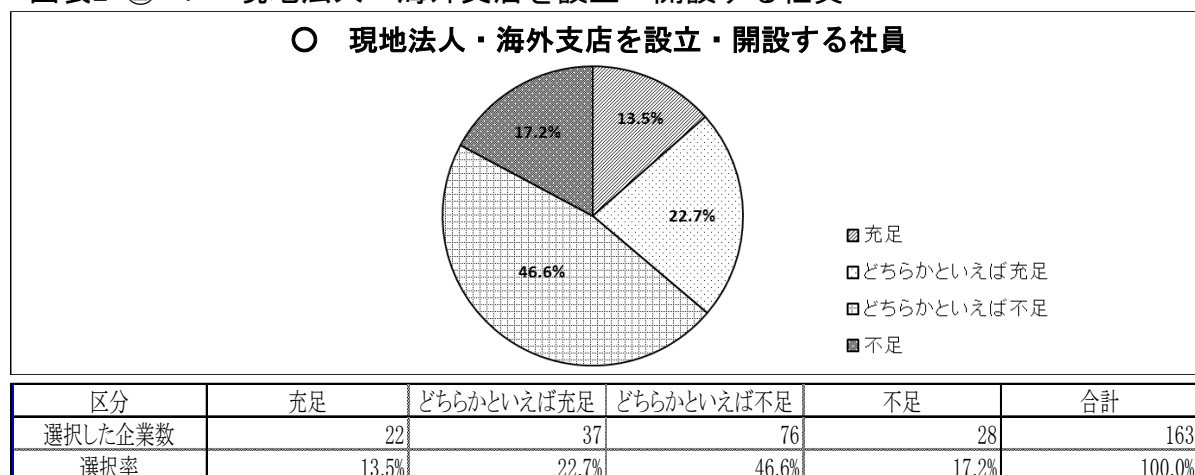


### ② 海外事業に必要な人材の確保状況（職層別）

#### i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が28社（17.2%）、「どちらかといえば不足」が76社（46.6%）となっており、約6割の企業（104社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

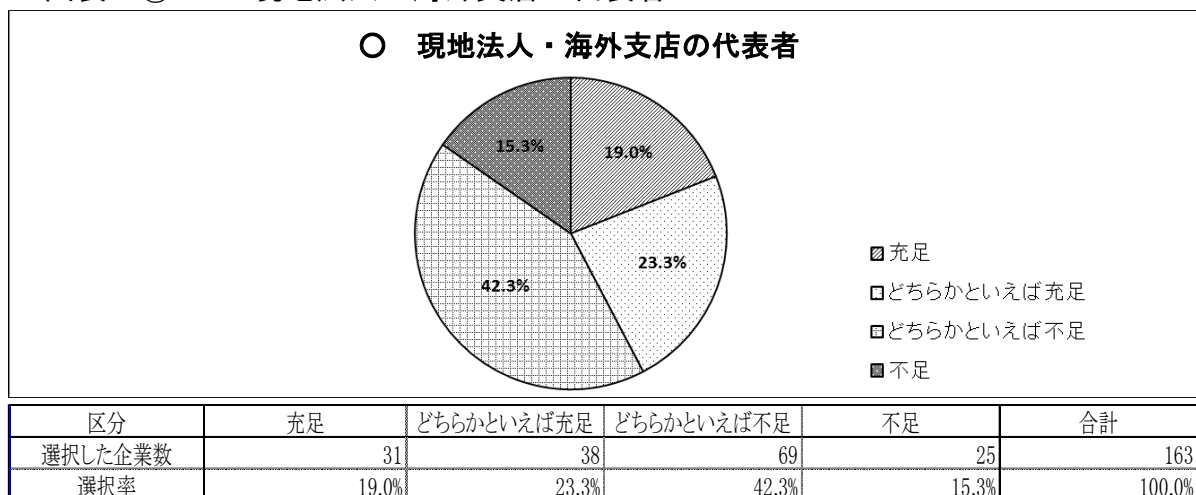
図表2-②- i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員



## ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が25社（15.3%）、「どちらかといえば不足」が69社（42.3%）となっており、約6割の企業（94社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

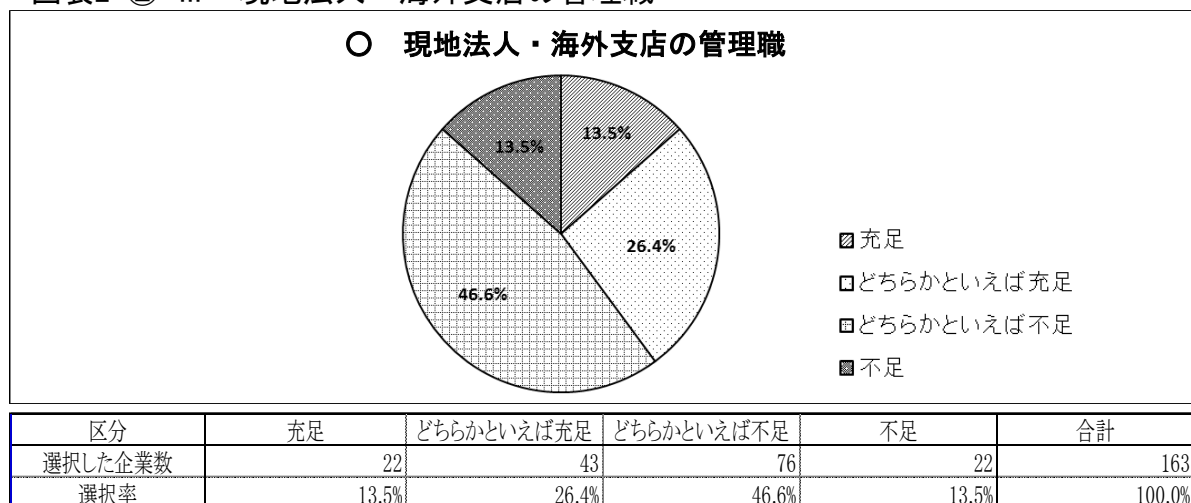
図表2-②-ii 現地法人・海外支店の代表者



## iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が22社（13.5%）、「どちらかといえば不足」が76社（46.6%）となっており、約6割の企業（98社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表2-②-iii 現地法人・海外支店の管理職

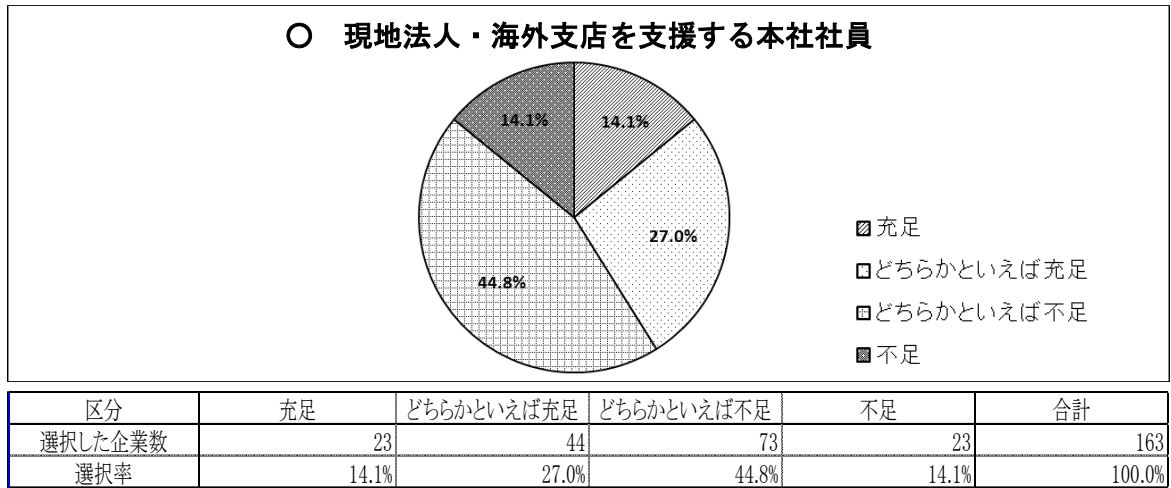


## iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員については、「不足」が23社（14.1%）、「どちらかといえば不足」が73社（44.8%）と

なっており、約6割の企業（96社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

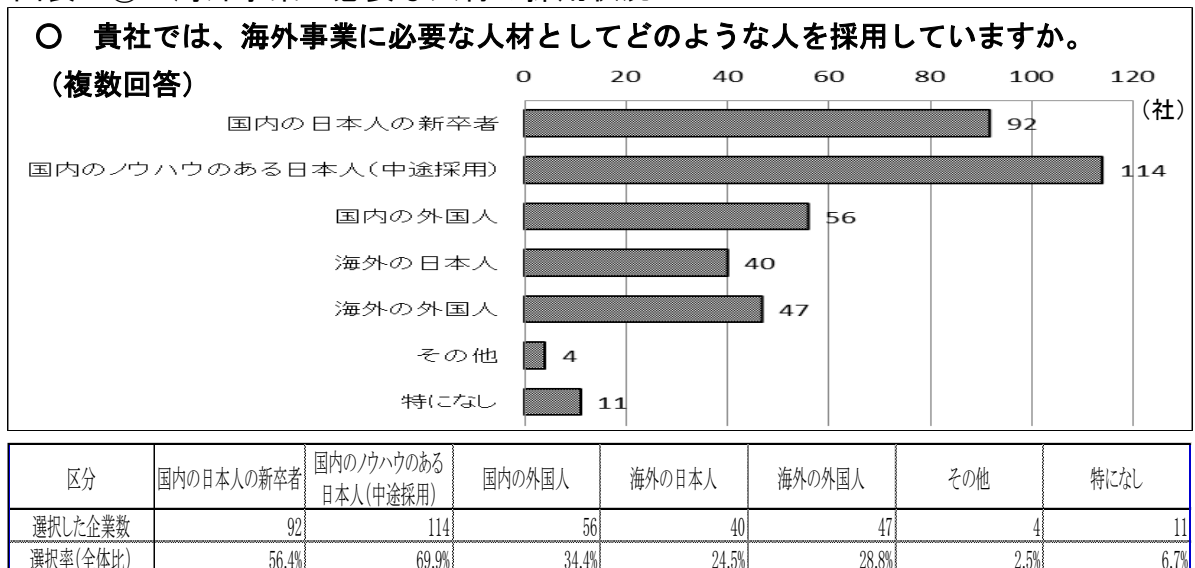
図表2-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員



③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が114社（69.9%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が92社（56.4%）、「国内の外国人」が56社（34.4%）などとなっている。

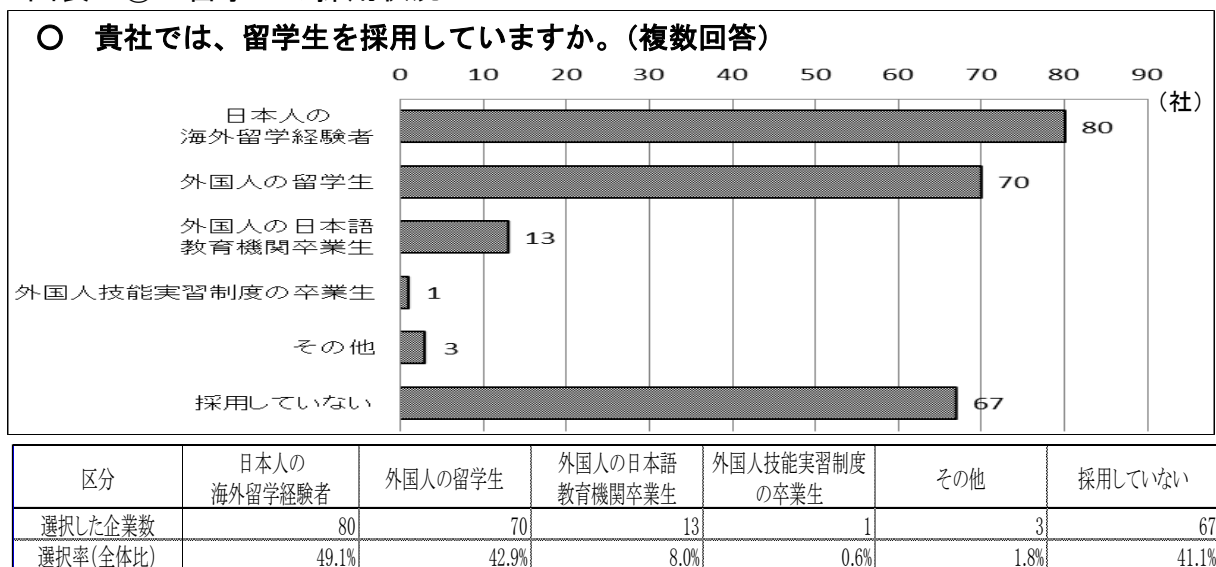
図表2-③ 海外事業に必要な人材の採用状況



④ 留学生の採用状況（複数回答）

留学生の採用については、「日本人の海外留学経験者」が80社（49.1%）と最も多く、次いで、「外国人の留学生」が70社（42.9%）、「採用していない」が67社（41.1%）などとなっている。

図表2-④ 留学生の採用状況

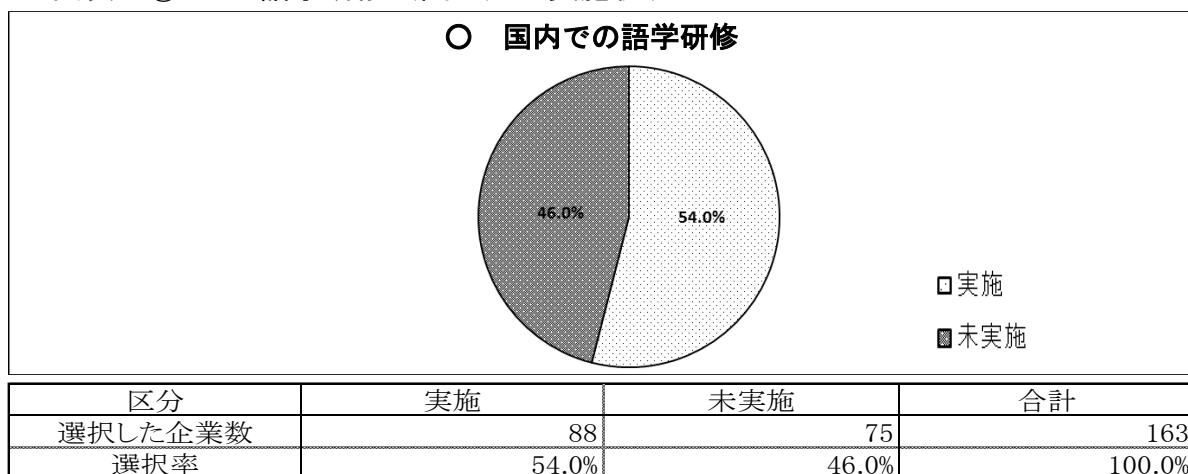


⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修（国内）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が88社（54.0%）、実施していない企業が75社（46.0%）となっている。

図表2-⑤- i 語学研修（国内）の実施状況

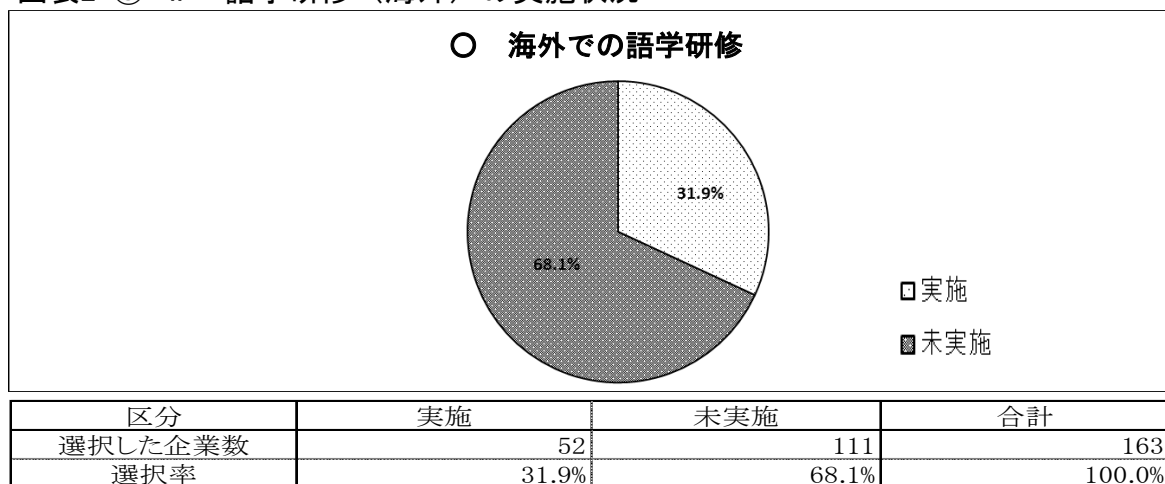




## ii) 語学研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が52社（31.9%）、実施していない企業が111社（68.1%）となっている。

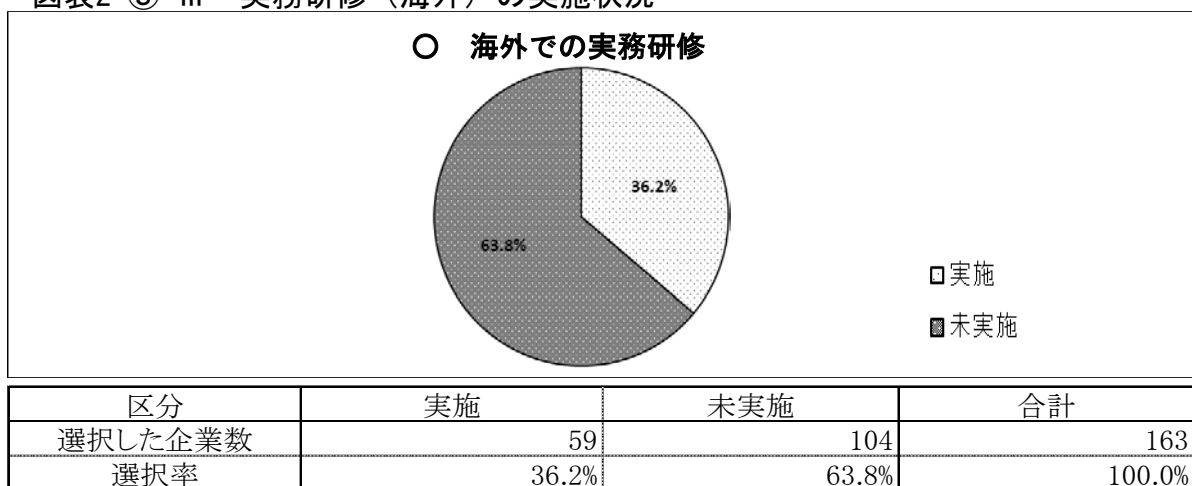
図表2-⑤-ii 語学研修（海外）の実施状況



## iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が59社（36.2%）、実施していない企業が104社（63.8%）となっている。

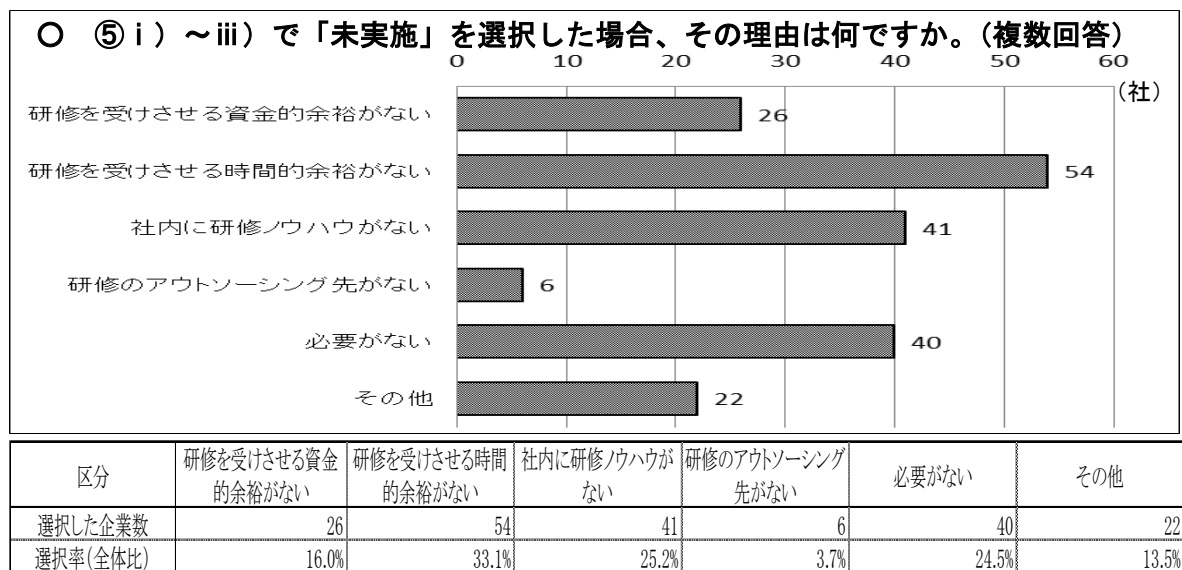
図表2-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況



## iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「研修を受けさせる時間的余裕がない」が54社（33.1%）と最も多く、次いで、「社内に研修ノウハウがない」が41社（25.2%）、「必要がない」が40社（24.5%）などとなっている。

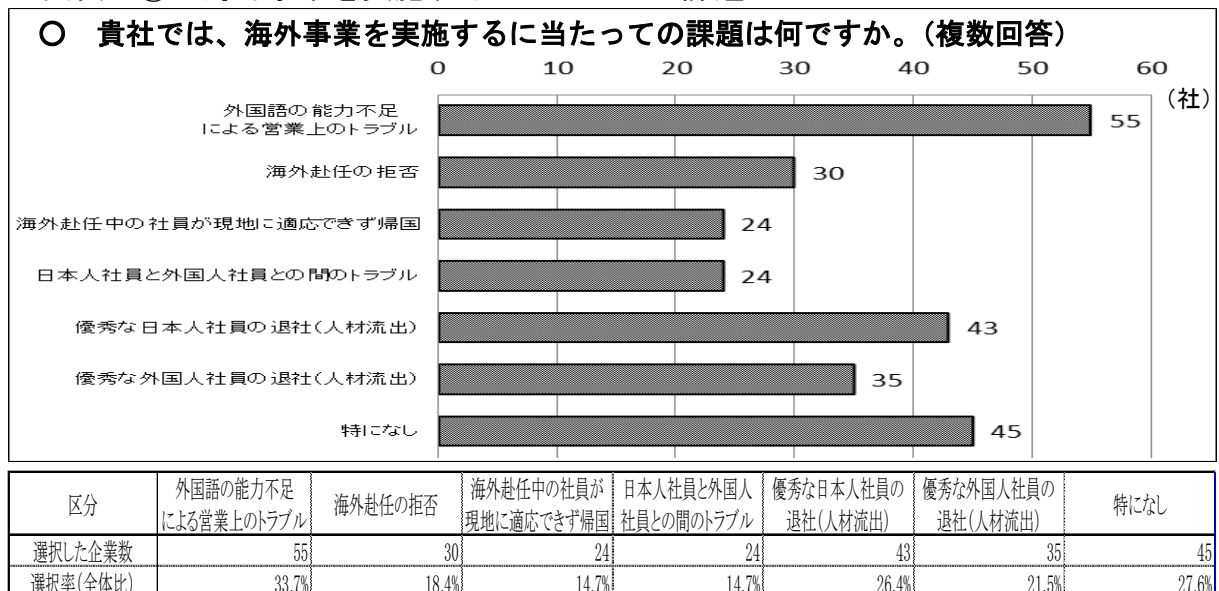
図表2-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由



⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題 (複数回答)

海外事業を実施するに当たっての課題については、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」が55社(33.7%)と最も多く、次いで、「特になし」が45社(27.6%)、「優秀な日本人社員の退社(人材流出)」が43社(26.4%)、「優秀な外国人社員の退社(人材流出)」35社(21.5%)、「海外赴任の拒否」が30社(18.4%)などとなっている。

図表2-⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題

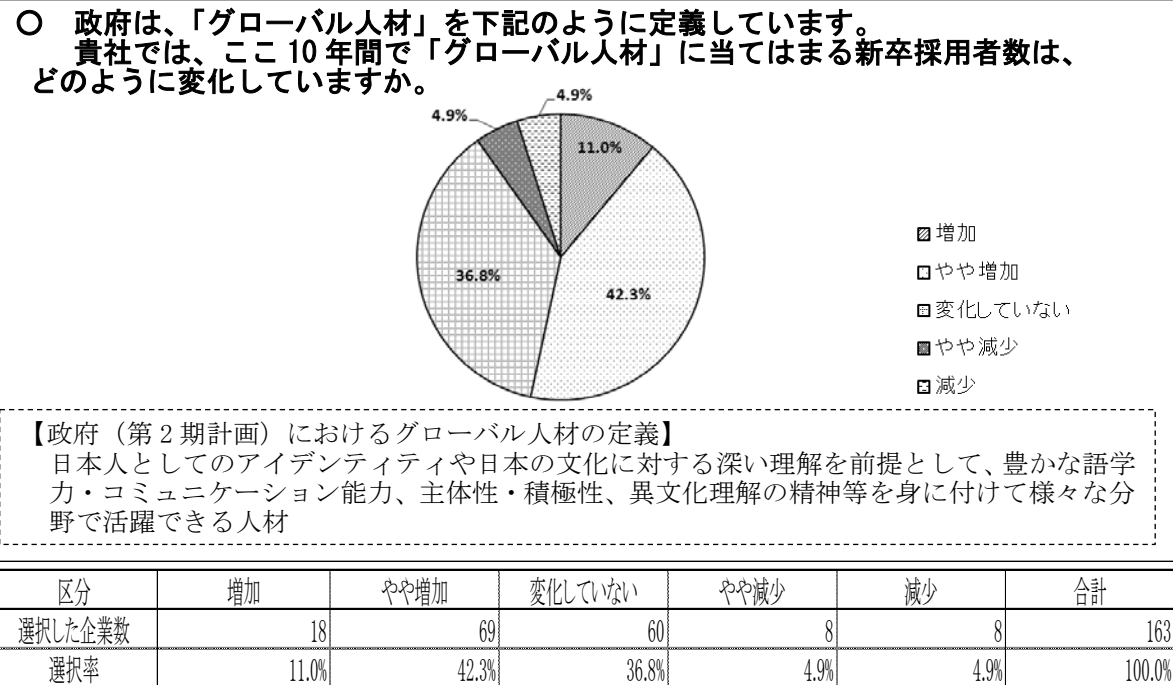


⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「増加」

しているが18社（11.0%）、「やや増加」しているが69社（42.3%）となっており、約5割の企業（87社）が増加又はやや増加していると回答している。

図表2-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

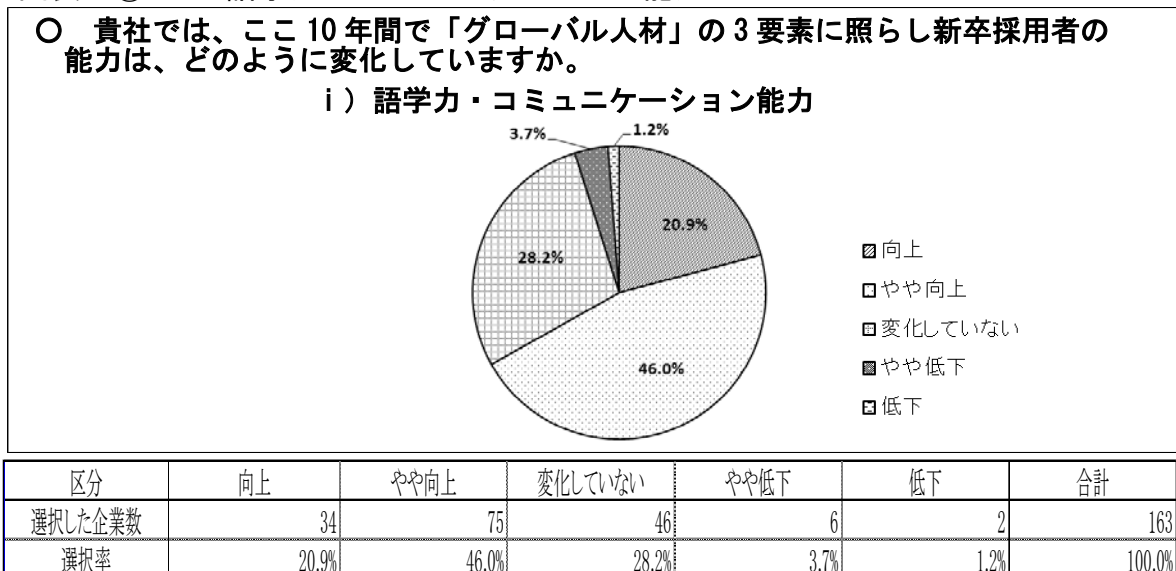


⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「向上」しているが34社（20.9%）、「やや向上」しているが75社（46.0%）となっており、約7割の企業（109社）が向上又はやや向上していると回答している。

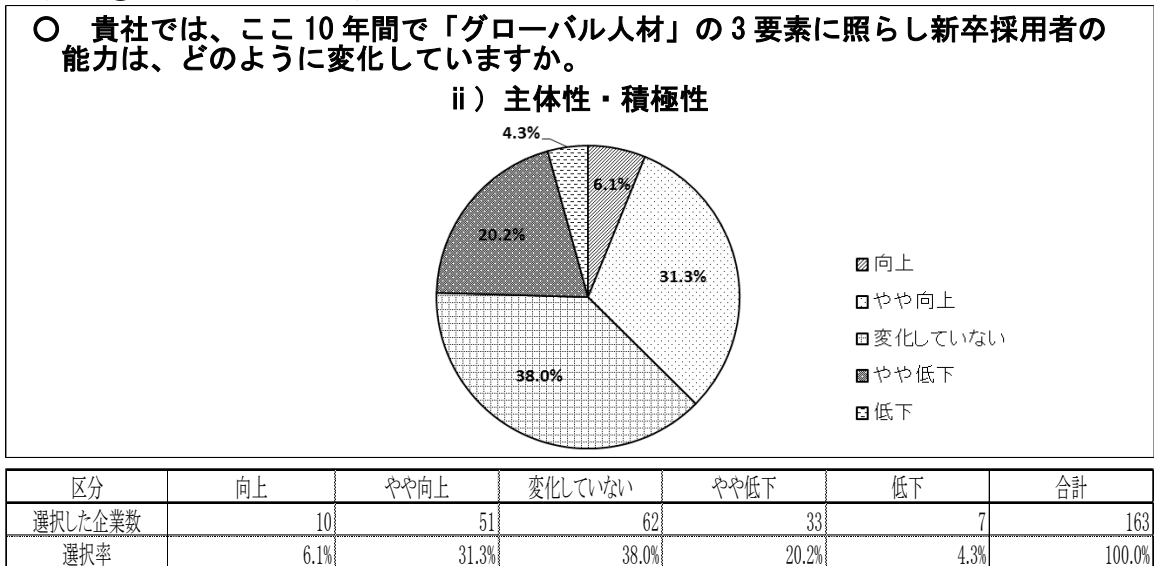
図表2-⑧-i 語学力・コミュニケーション能力



ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「低下」しているが7社（4.3%）、「やや低下」しているが33社（20.2%）、「変化していない」が62社（38.0%）となっており、約6割の企業（102社）が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

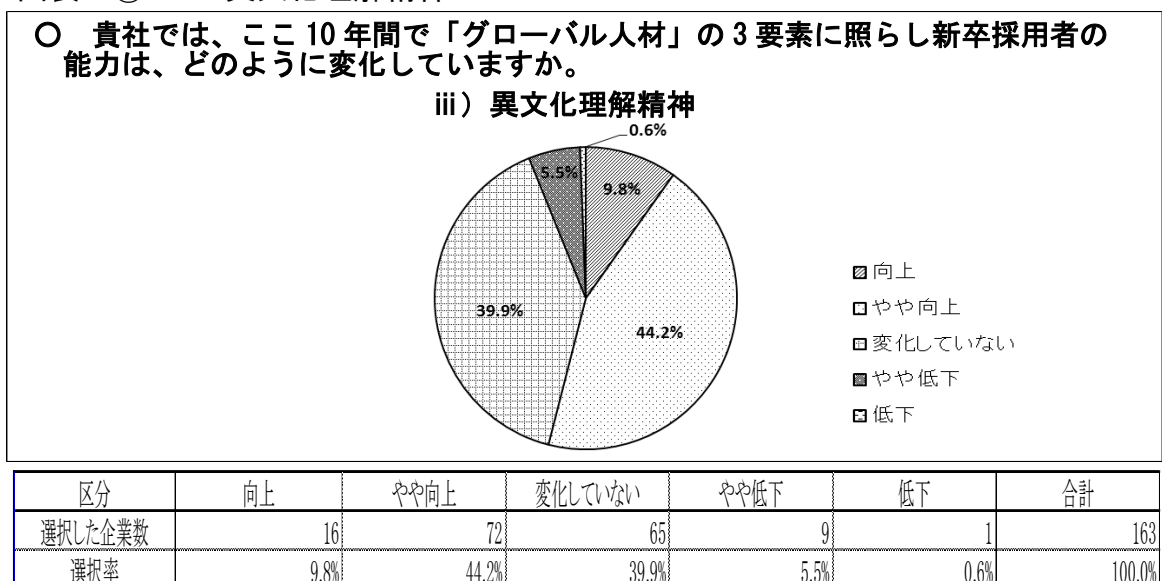
図表2-⑧-ii 主体性・積極性



iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「向上」しているが16社（9.8%）、「やや向上」しているが72社（44.2%）となっており、約5割の企業（88社）が向上又はやや向上していると回答している。

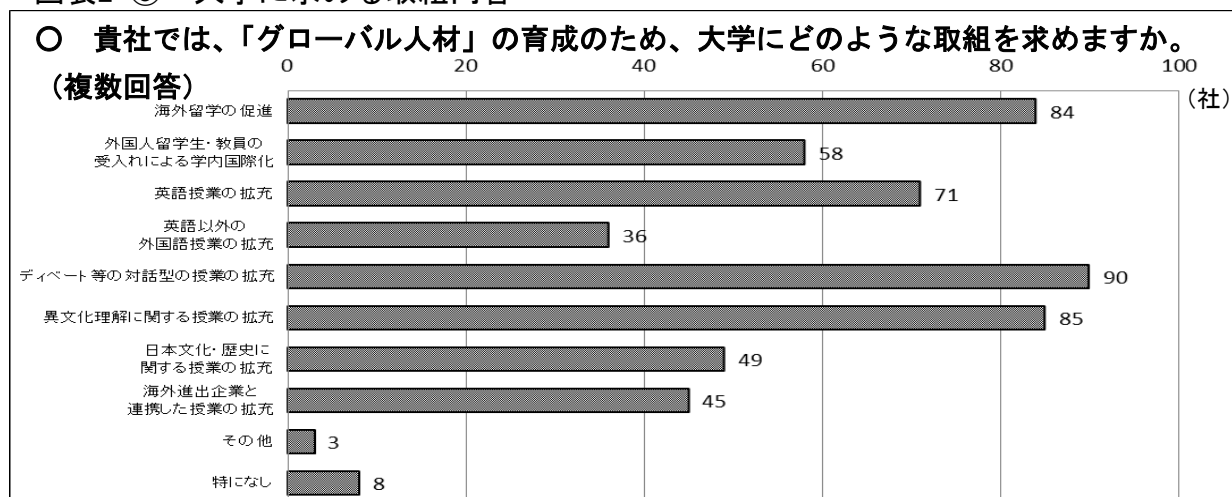
図表2-⑧-iii 異文化理解精神



⑨ 大学に求める取組内容（複数回答）

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が90社（55.2%）、と最も多く、次いで、「異文化理解に関する授業の拡充」が85社（52.1%）、「海外留学の促進」が84社（51.5%）、「英語授業の拡充」が71社（43.6%）、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が58社（35.6%）などとなっている。

図表2-⑨ 大学に求める取組内容

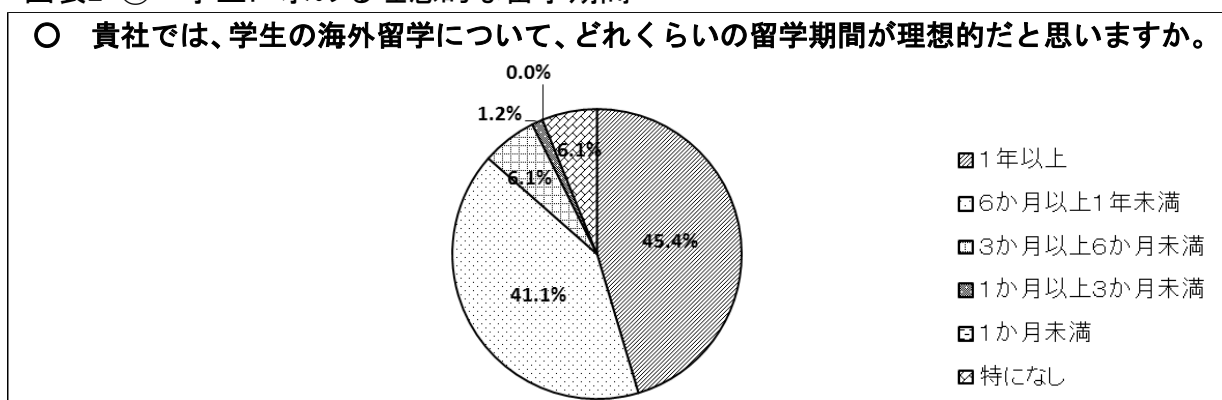


区分	海外留学の促進	外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化	英語授業の拡充	英語以外の外国語授業の拡充	ディベート等の対話型の授業の拡充
選択した企業数	84	58	71	36	90
選択率(全体比)	51.5%	35.6%	43.6%	22.1%	55.2%
区分	異文化理解に関する授業の拡充	日本文化・歴史に関する授業の拡充	海外進出企業と連携した授業の拡充	その他	特になし
選択した企業数	85	49	45	3	8
選択率(全体比)	52.1%	30.1%	27.6%	1.8%	4.9%

⑩ 学生に求める理想的な留学期間

学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が74社（45.4%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が67社（41.1%）となっており、約9割の企業（141社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。

図表2-⑩ 学生に求める理想的な留学期間



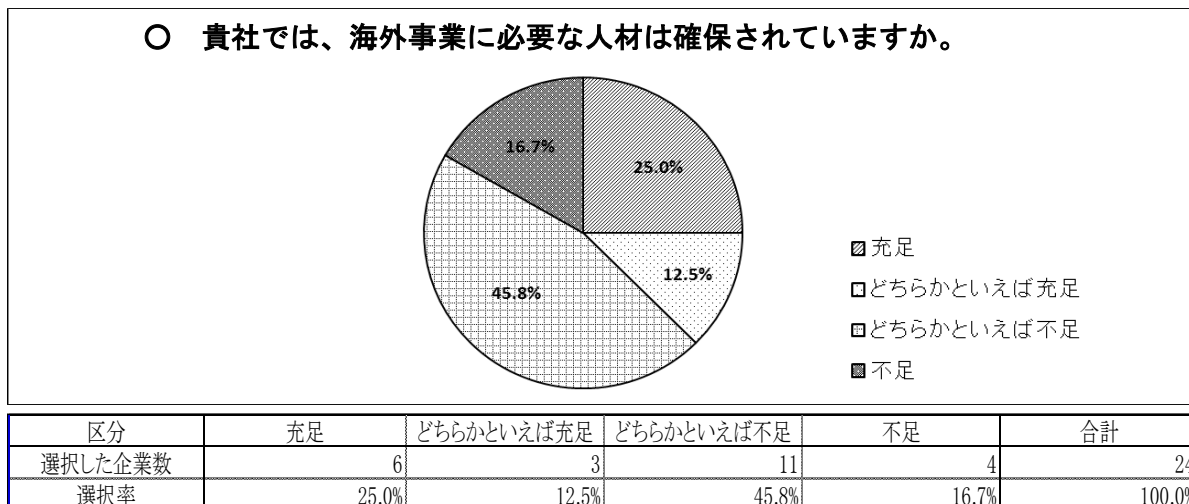
区分	1年以上	6か月以上1年未満	3か月以上6か月未満	1か月以上3か月未満	1か月未満	特になし	合計
選択した企業数	74	67	10	2	0	10	163
選択率	45.4%	41.1%	6.1%	1.2%	0.0%	6.1%	100.0%

### 3 小売業（24社）

#### ① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が4社（16.7%）、「どちらかといえば不足」が11社（45.8%）となっており、約6割の企業（15社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表3-① 海外事業に必要な人材の確保状況

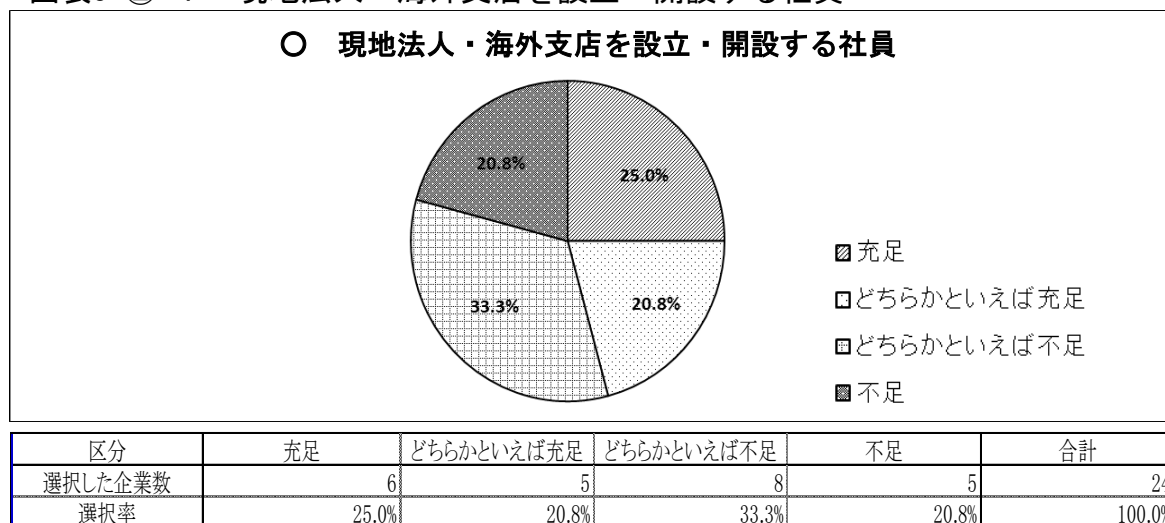


#### ② 海外事業に必要な人材の確保状況（職層別）

##### i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が5社（20.8%）、「どちらかといえば不足」が8社（33.3%）となっており、約5割の企業（13社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

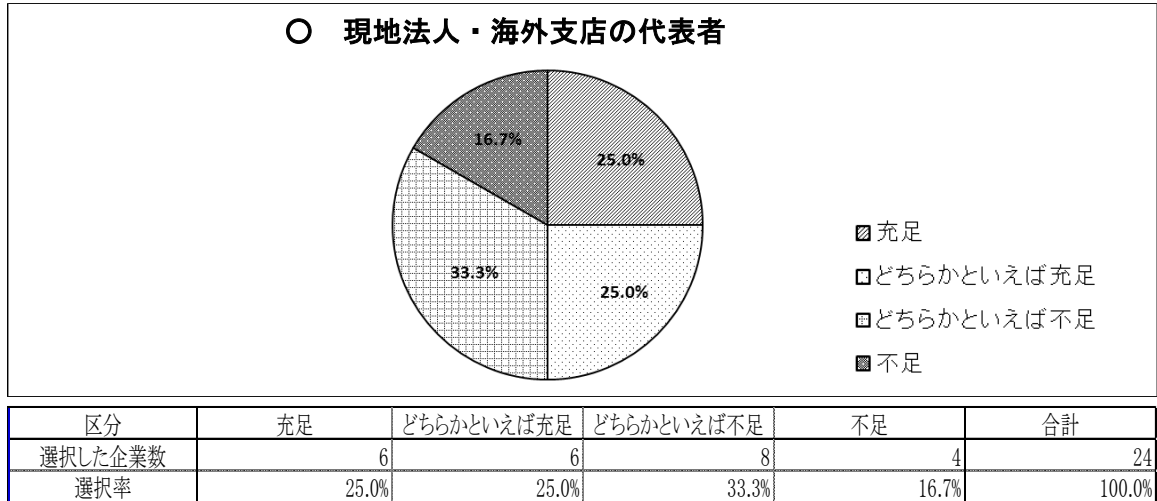
図表3-②-i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員



## ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が4社（16.7%）、「どちらかといえば不足」が8社（33.3%）となっており、5割の企業（12社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

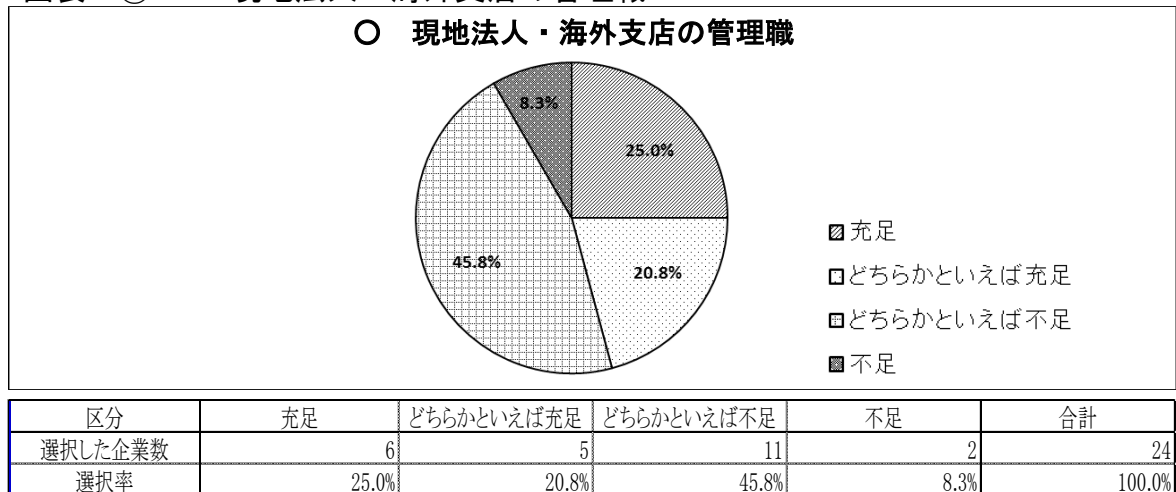
図表3-②-ii 現地法人・海外支店の代表者



## iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が2社（8.3%）、「どちらかといえば不足」が11社（45.8%）となっており、約5割の企業（13社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表3-②-iii 現地法人・海外支店の管理職

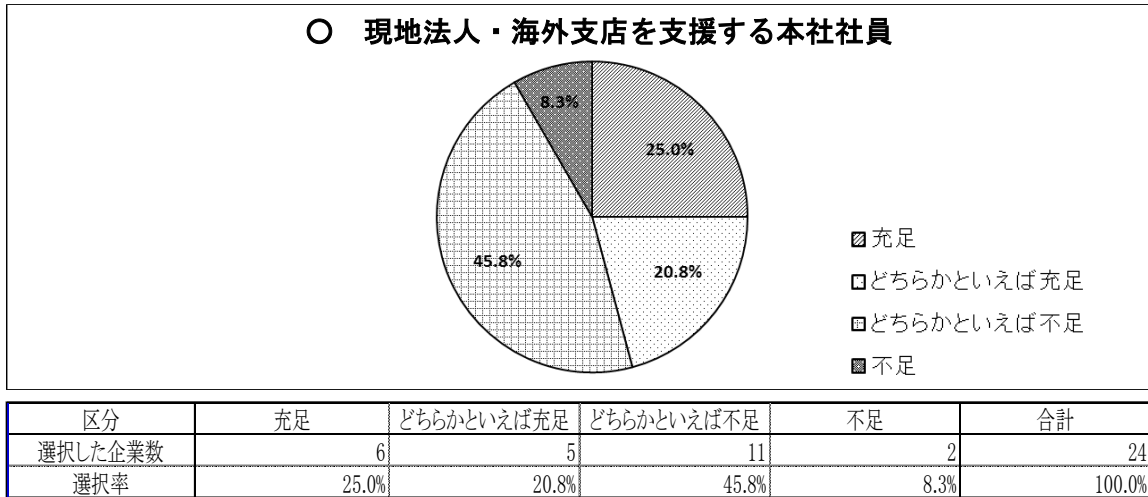


## iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員については、「不足」が2社（8.3%）、「どちらかといえば不足」が11社（45.8%）とな

っており、約5割の企業（13社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

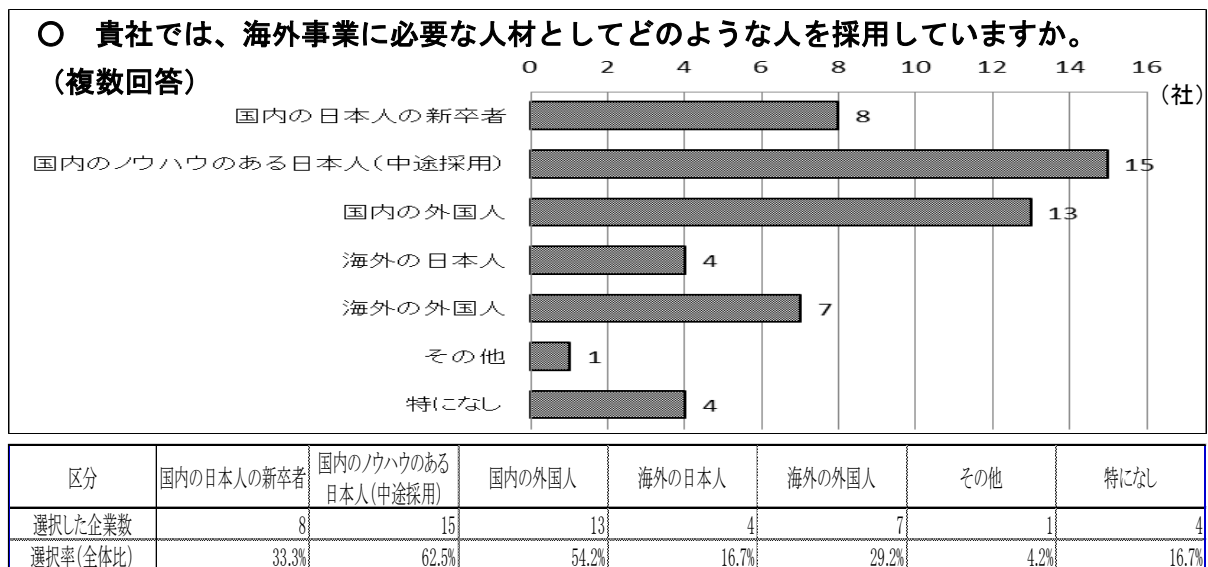
図表3-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員



③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が15社（62.5%）と最も多く、次いで、「国内の外国人」が13社（54.2%）、「国内の日本人の新卒者」が8社（33.3%）などとなっている。

図表3-③ 海外事業に必要な人材の採用状況



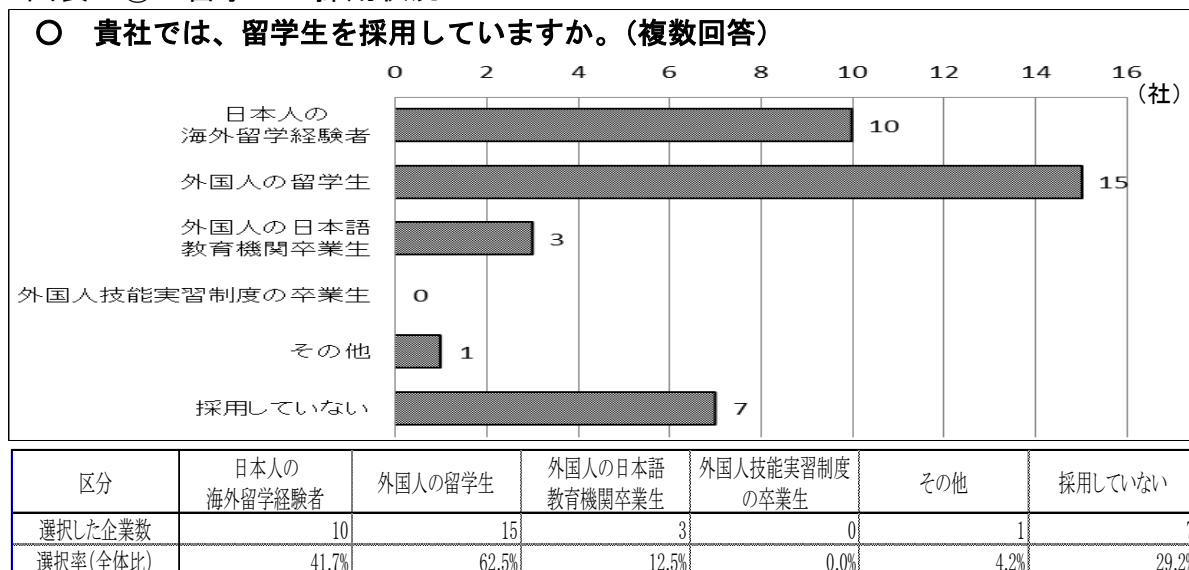
④ 留学生の採用状況（複数回答）

留学生の採用については、「外国人の留学生」が15社（62.5%）と最も多く、次いで、「日本人の海外留学経験者」が10社（41.7%）、「採用していない」が7社（29.2%）



などとなっている。

図表3-④ 留学生の採用状況

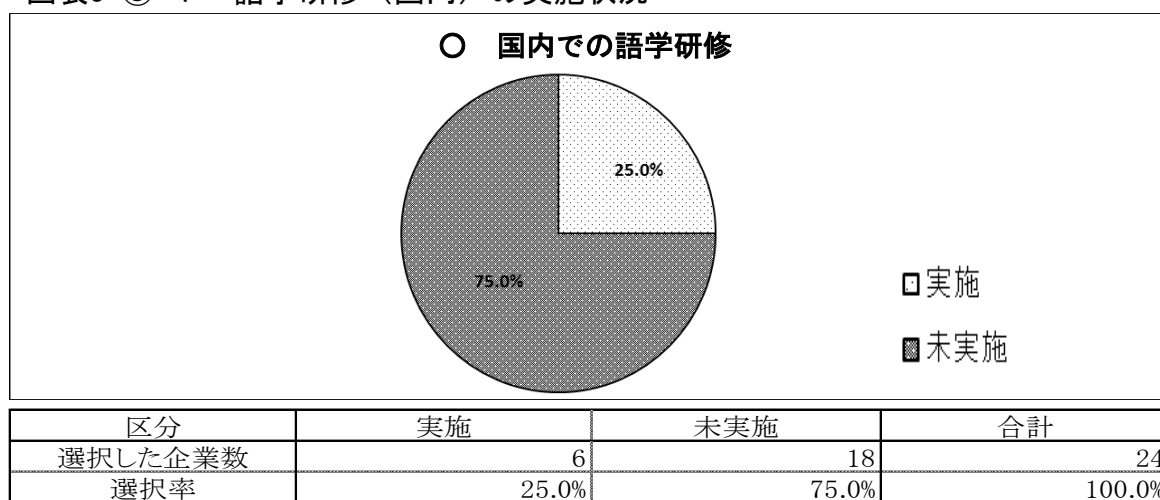


⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修(国内)

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が6社(25.0%)、実施していない企業が18社(75.0%)となっている。

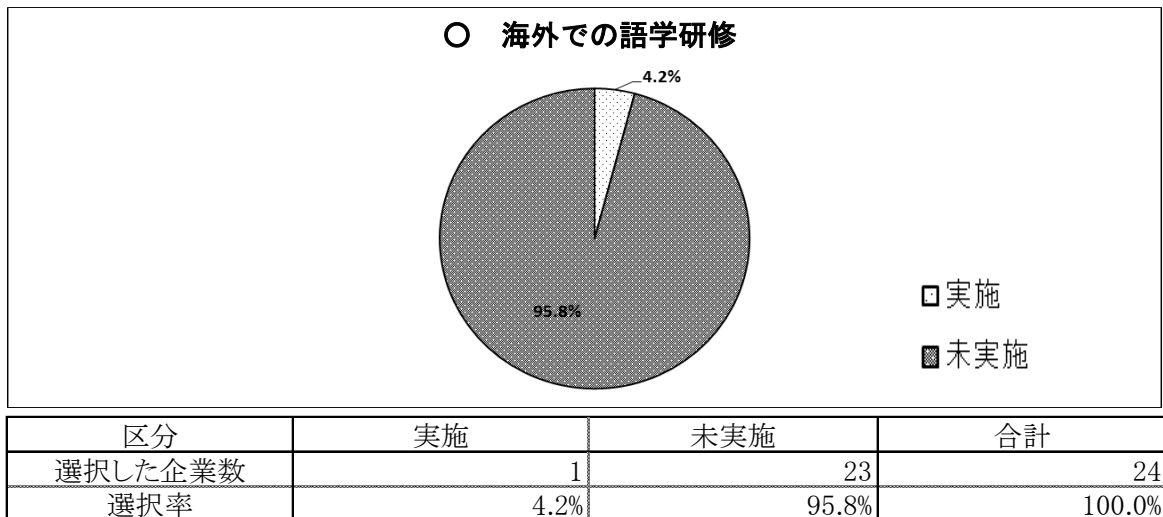
図表3-⑤-i 語学研修(国内)の実施状況



ii) 語学研修(海外)

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が1社(4.2%)、実施していない企業が23社(95.8%)となっている。

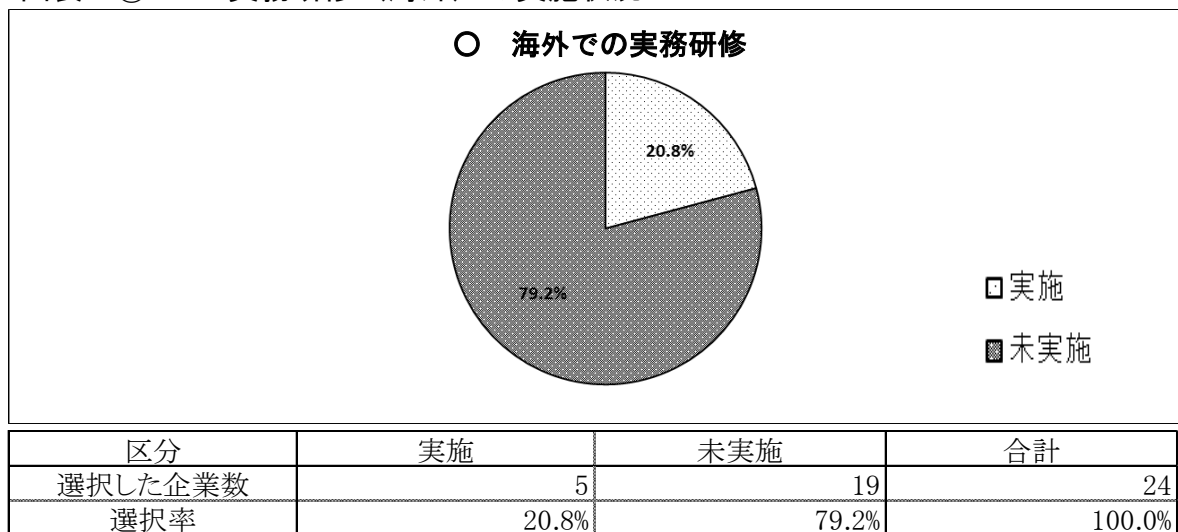
図表3-ウ-⑤-ii 語学研修（海外）の実施状況



iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が5社（20.8%）、実施していない企業が19社（79.2%）となっている。

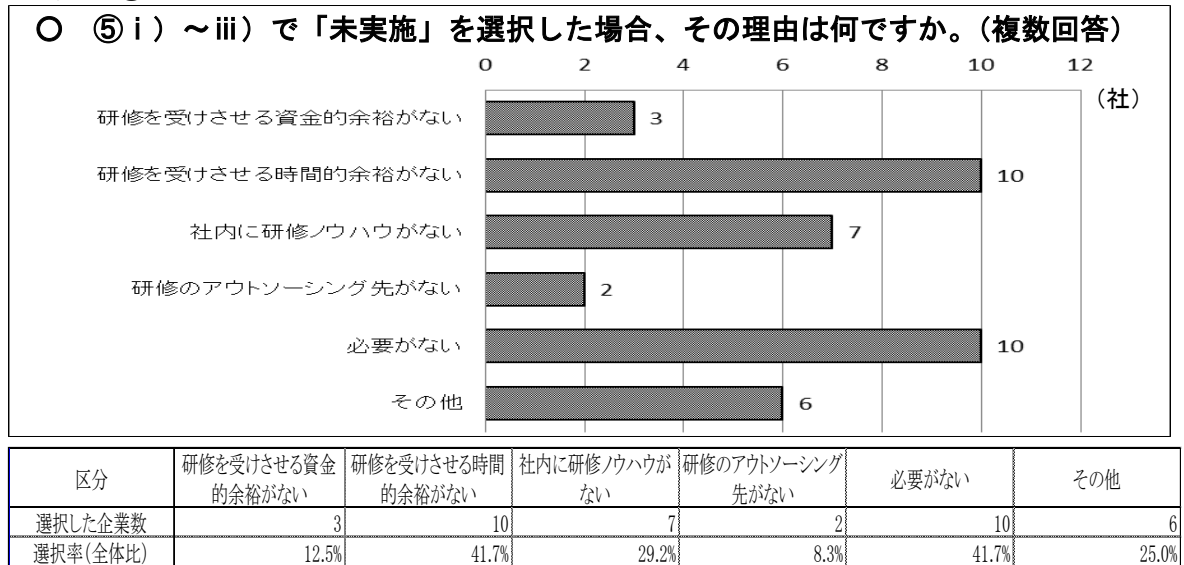
図表3-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況



iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「研修を受けさせる時間的余裕がない」及び「必要がない」がそれぞれ10社（41.7%）と最も多く、次いで、「社内に研修ノウハウがない」が7社（29.2%）などとなっている。

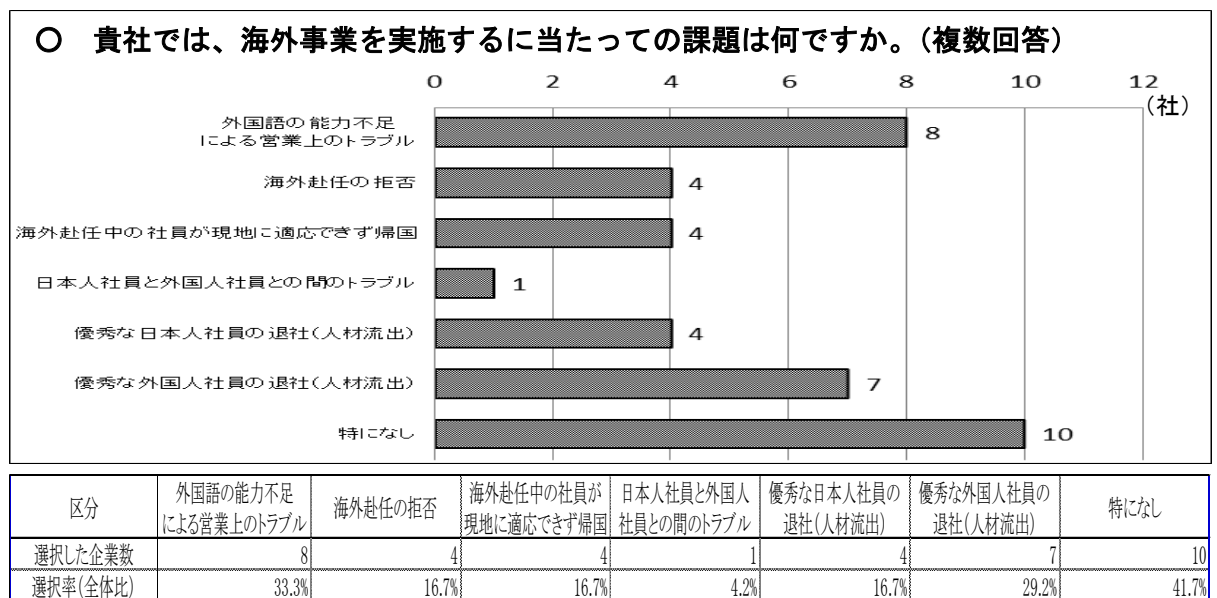
図表3-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由



⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題 (複数回答)

海外事業を実施するに当たっての課題については、「特になし」が10社(41.7%)と最も多くなっているが、課題として挙げられたものは、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」が8社(33.3%)、「優秀な外国人社員の退社(人材流出)」が7社(29.2%)などとなっている。

図表3-⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題

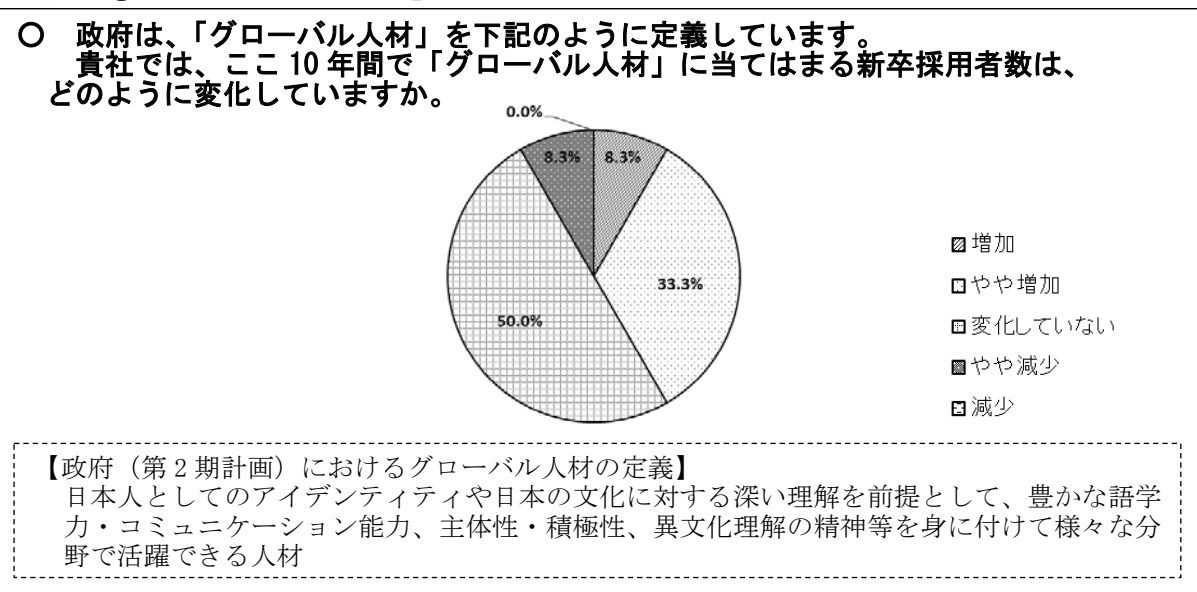


⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「やや減少」しているが2社(8.3%)、「変化していない」が12社(50.0%)となっており、

約6割の企業（14社）がやや減少又は変化していないと回答している。

図表3-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

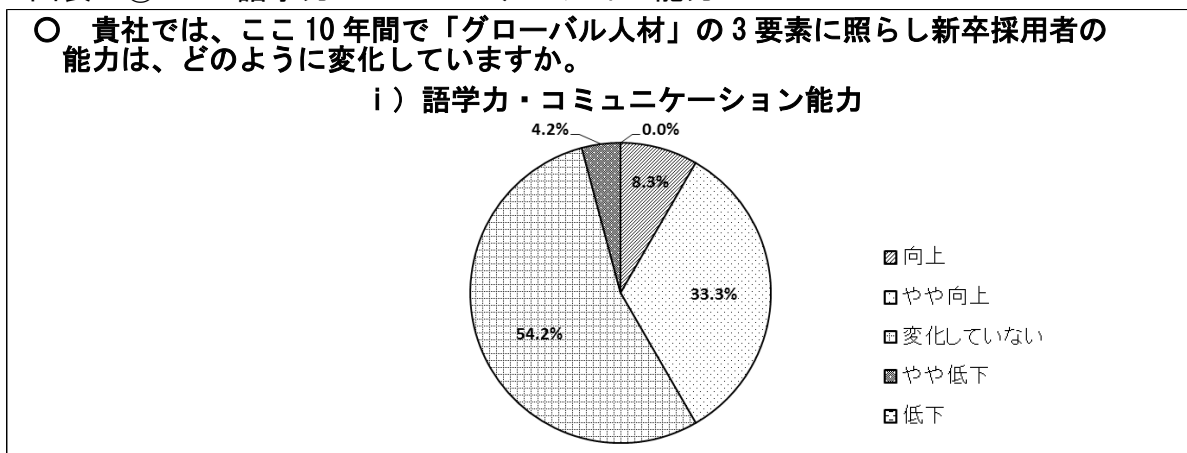


⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「やや低下」しているが1社（4.2%）、「変化していない」が13社（54.2%）となっており、約6割の企業（14社）がやや低下又は変化していないと回答している。

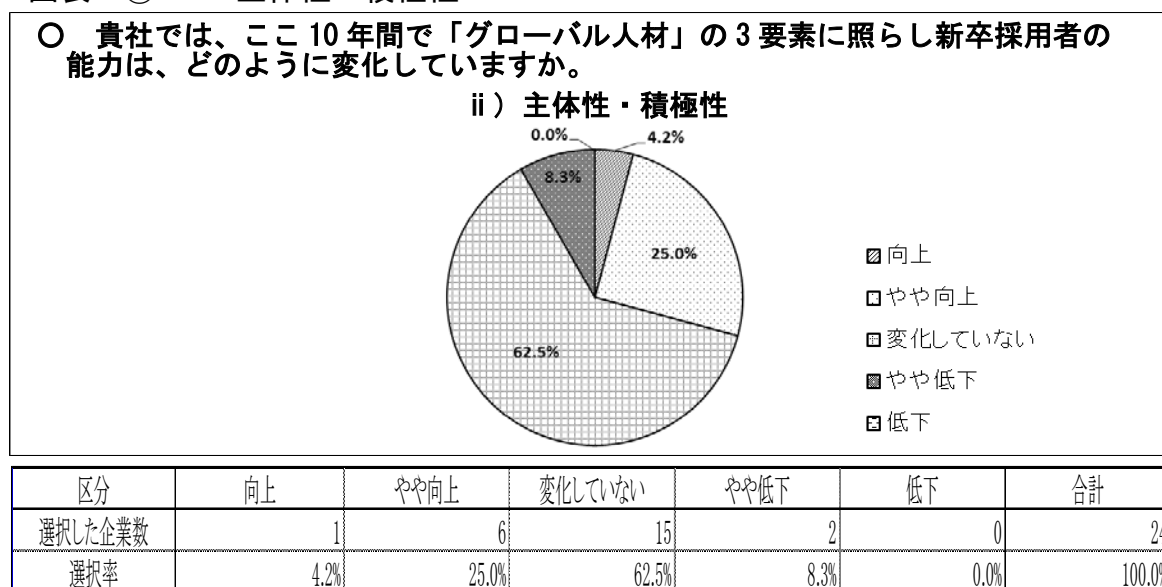
図表3-⑧- i 語学力・コミュニケーション能力



## ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「やや低下」しているが2社（8.3%）、「変化していない」が15社（62.5%）となっており、約7割の企業（17社）がやや低下又は変化していないと回答している。

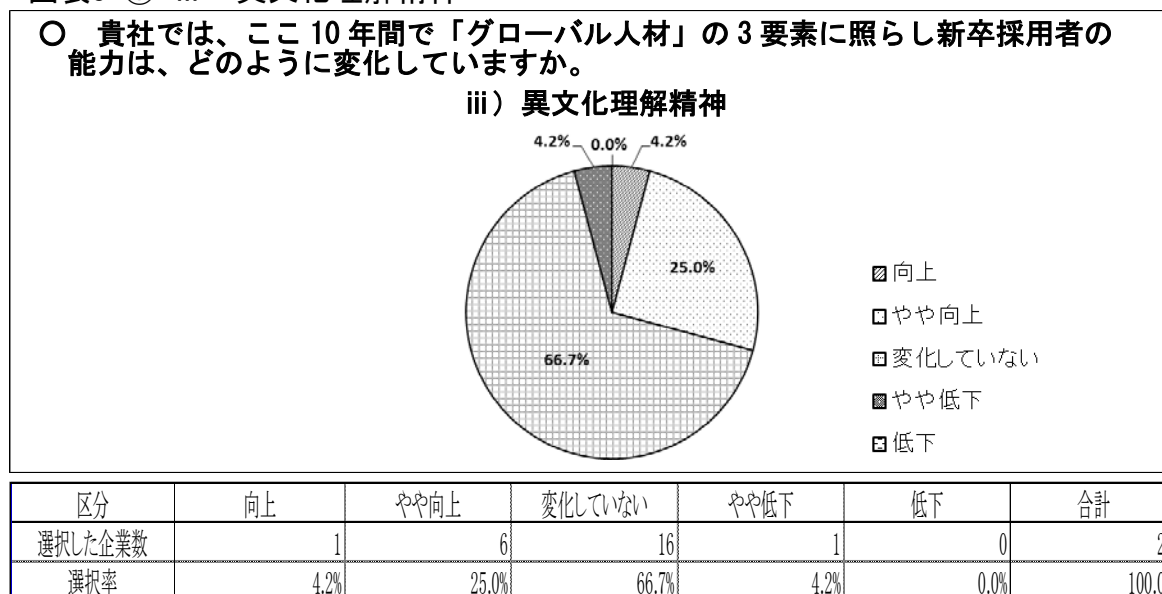
図表3-⑧-ii 主体性・積極性



## iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「やや低下」しているが1社（4.2%）、「変化していない」が16社（66.7%）となっており、約7割の企業（17社）がやや低下又は変化していないと回答している。

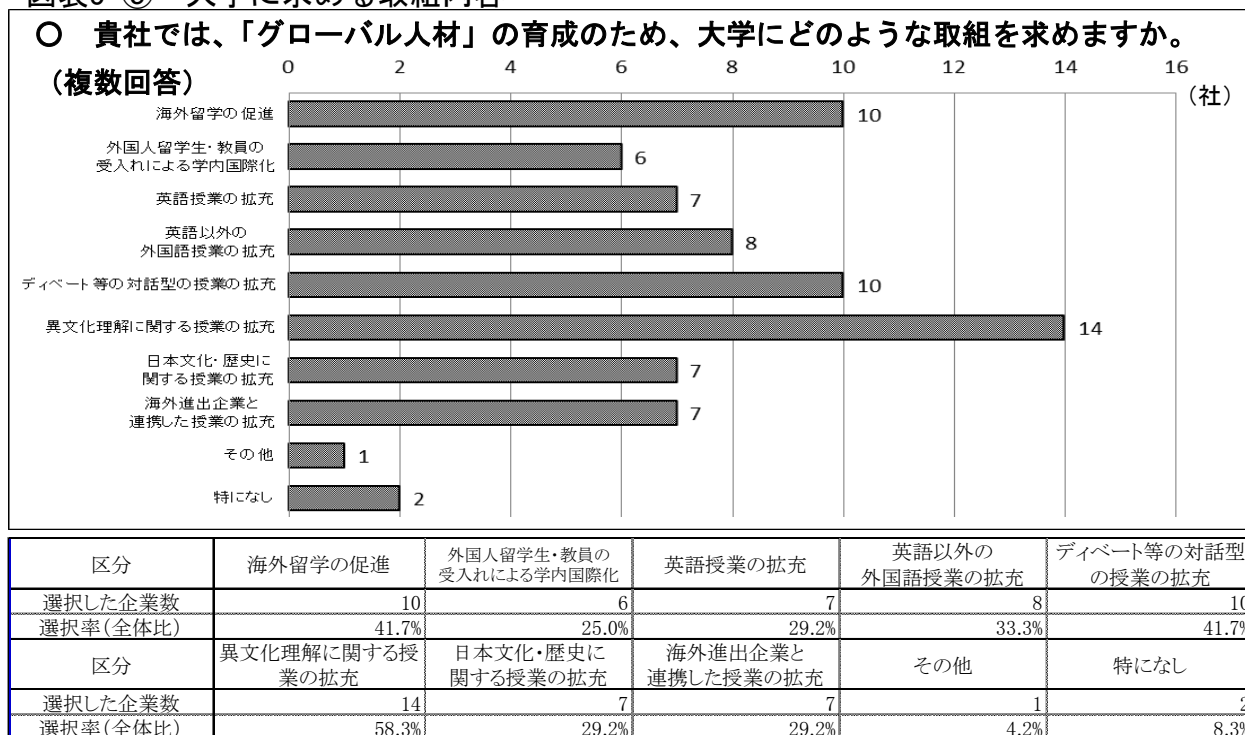
図表3-⑧-iii 異文化理解精神



⑨ 大学に求める取組内容（複数回答）

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「異文化理解に関する授業の拡充」が14社（58.3%）と最も多く、次いで、「海外留学の促進」及び「ディベート等の対話型の授業の拡充」がそれぞれ10社（41.7%）、「英語以外の外国語授業の拡充」が8社（33.3%）などとなっている。

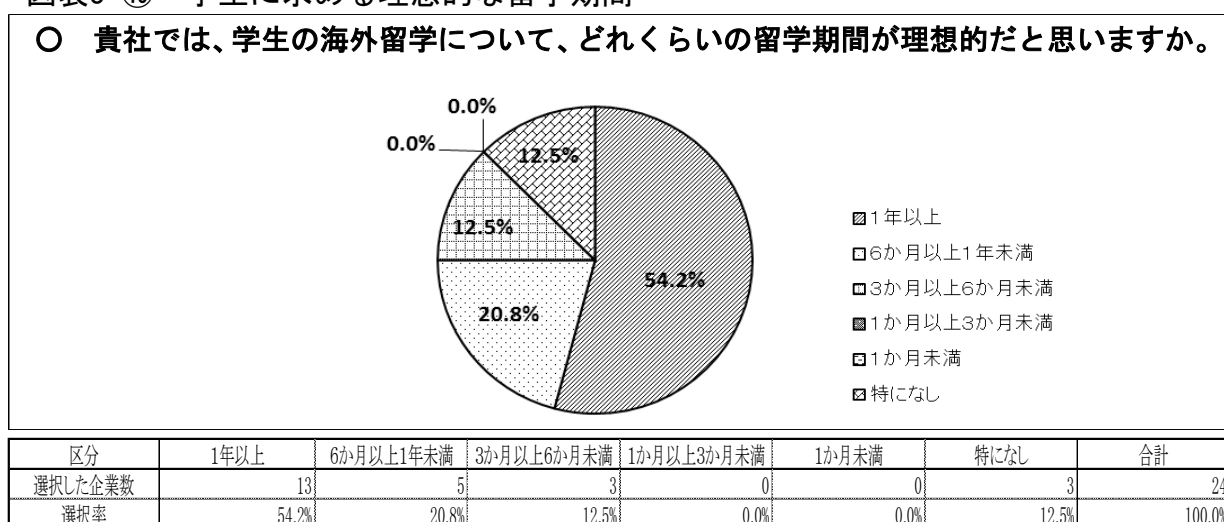
図表3-⑨ 大学に求める取組内容



⑩ 学生に求める理想的な留学期間

学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が13社（54.2%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が5社（20.8%）となっており、約8割の企業（18社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。

図表3-⑩ 学生に求める理想的な留学期間

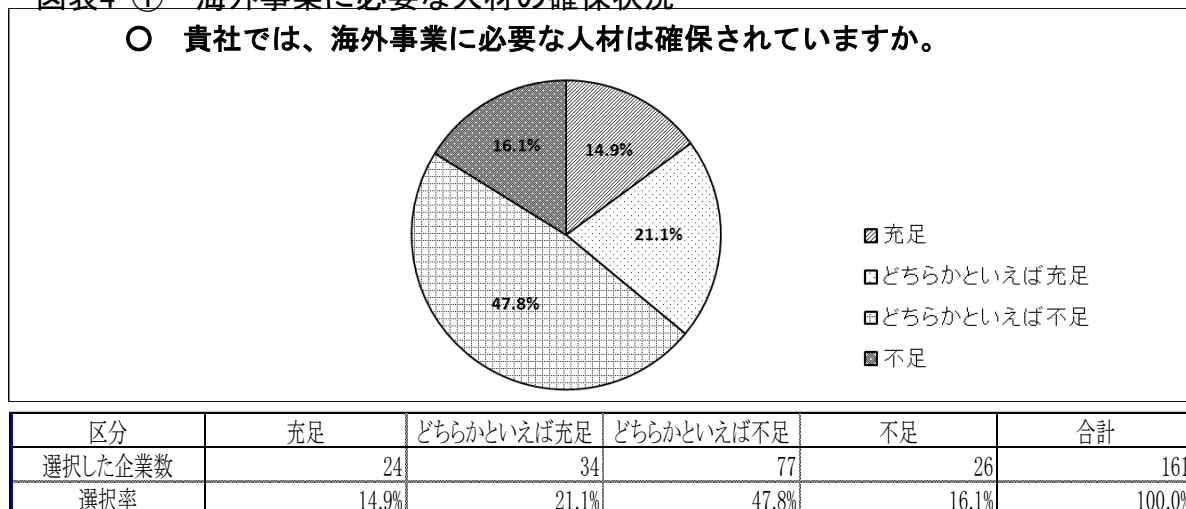


#### 4 サービス業（161社）

##### ① 海外事業に必要な人材の確保状況

海外事業に必要な人材については、「不足」が26社（16.1%）、「どちらかといえば不足」が77社（47.8%）となっており、約6割の企業（103社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表4-① 海外事業に必要な人材の確保状況

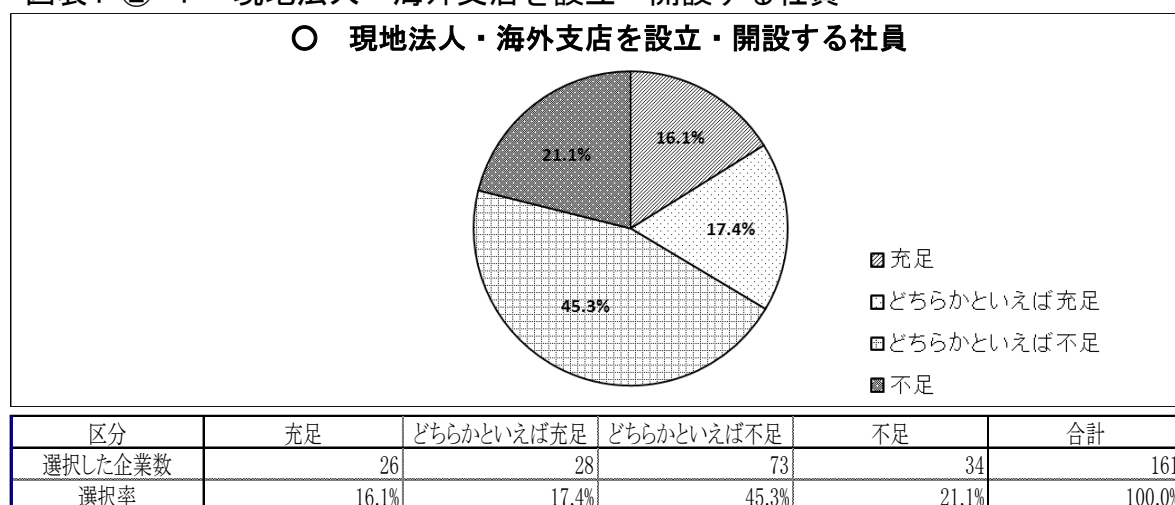


##### ② 海外事業に必要な人材の確保状況（職層別）

###### i) 現地法人・海外支店を設立・開設する社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を設立・開設する社員については、「不足」が34社（21.1%）、「どちらかといえば不足」が73社（45.3%）となっており、約7割の企業（107社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

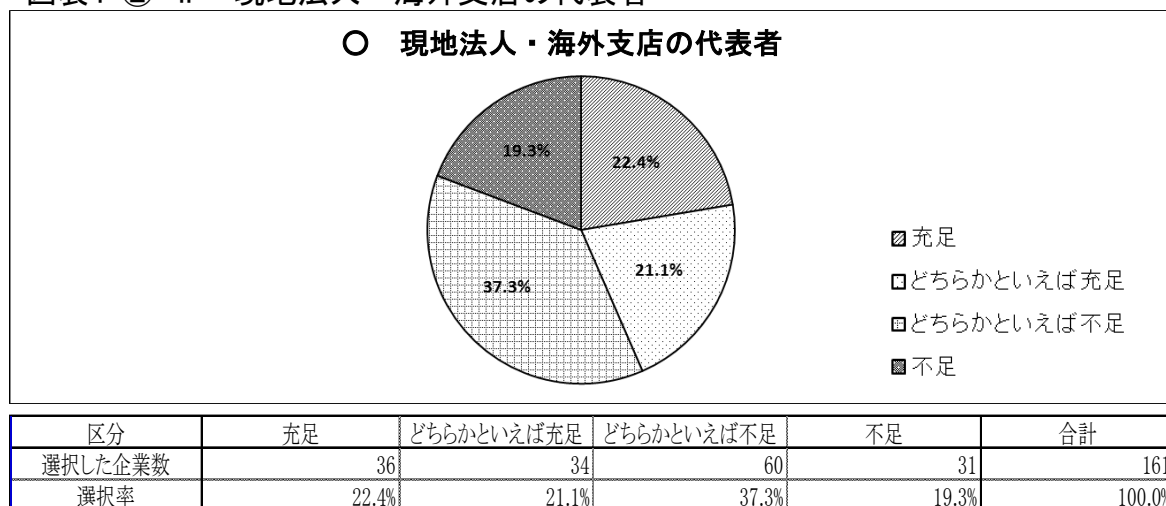
図表4-②-i 現地法人・海外支店を設立・開設する社員



## ii) 現地法人・海外支店の代表者

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の代表者については、「不足」が31社（19.3%）、「どちらかといえば不足」が60社（37.3%）となっており、約6割の企業（91社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

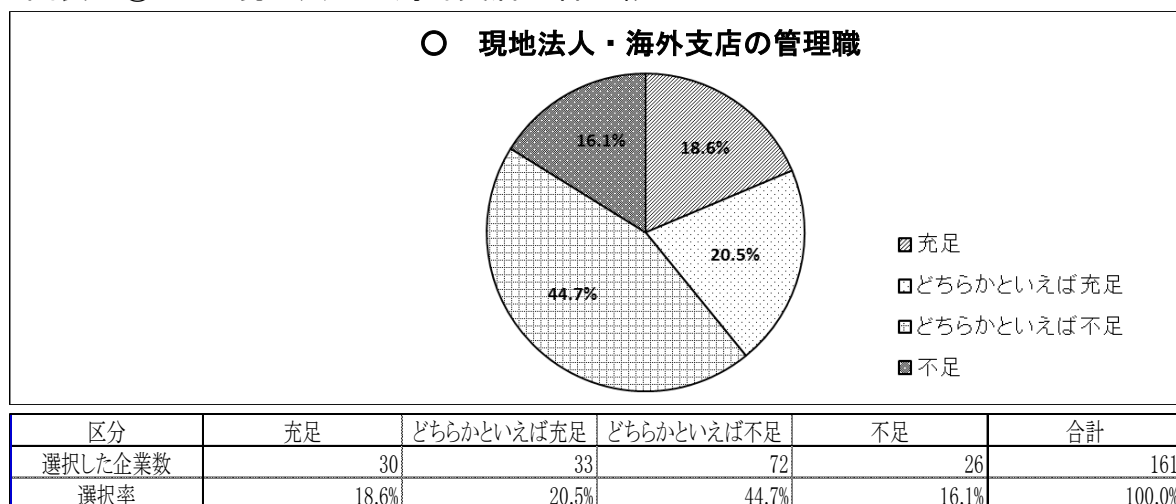
図表4-②-ii 現地法人・海外支店の代表者



## iii) 現地法人・海外支店の管理職

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店の管理職については、「不足」が26社（16.1%）、「どちらかといえば不足」が72社（44.7%）となっており、約6割の企業（98社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

図表4-②-iii 現地法人・海外支店の管理職



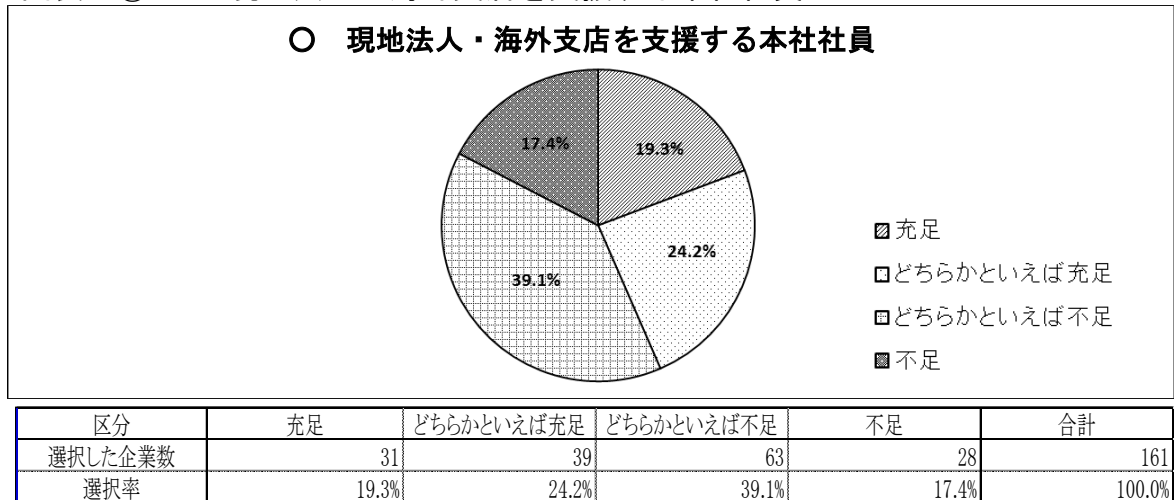
## iv) 現地法人・海外支店を支援する本社社員

海外事業に必要な人材のうち、現地法人・海外支店を支援する本社社員につい



では、「不足」が28社（17.4%）、「どちらかといえば不足」が63社（39.1%）となっており、約6割の企業（91社）が不足又はどちらかといえば不足していると回答している。

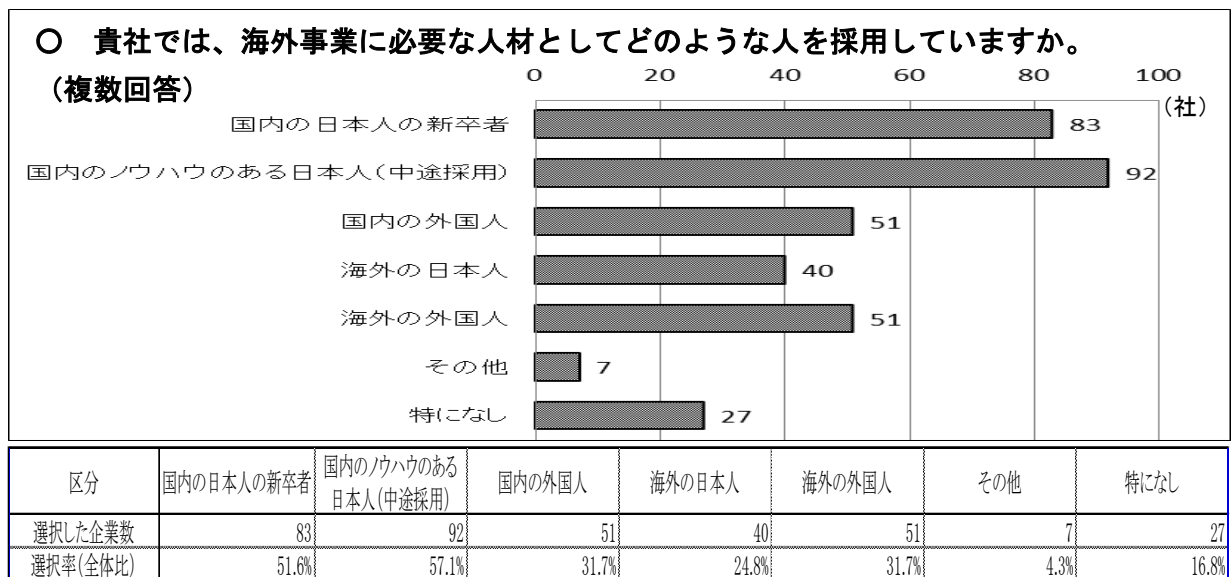
図表4-②-iv 現地法人・海外支店を支援する本社社員



③ 海外事業に必要な人材の採用状況（複数回答）

海外事業に必要な採用者の属性としては、「国内のノウハウのある日本人（中途採用）」が92社（57.1%）と最も多く、次いで、「国内の日本人の新卒者」が83社（51.6%）、「国内の外国人」及び「海外の外国人」がそれぞれ51社（31.7%）などとなっている。

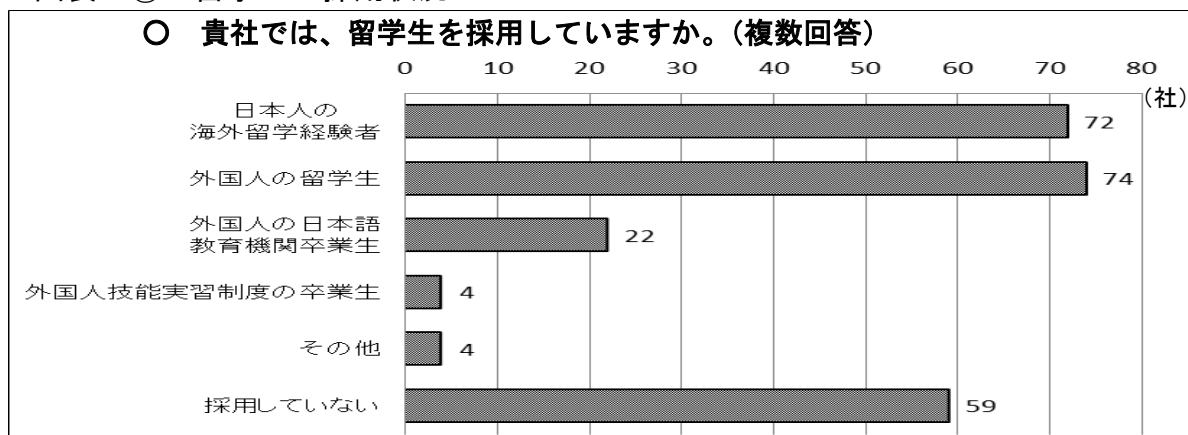
図表4-③ 海外事業に必要な人材の採用状況



④ 留学生の採用状況（複数回答）

留学生の採用については、「外国人の留学生」が74社（46.0%）と最も多く、次いで、「日本人の海外留学経験者」が72社（44.7%）、「採用していない」が59社（36.6%）などとなっている。

図表4-④ 留学生の採用状況



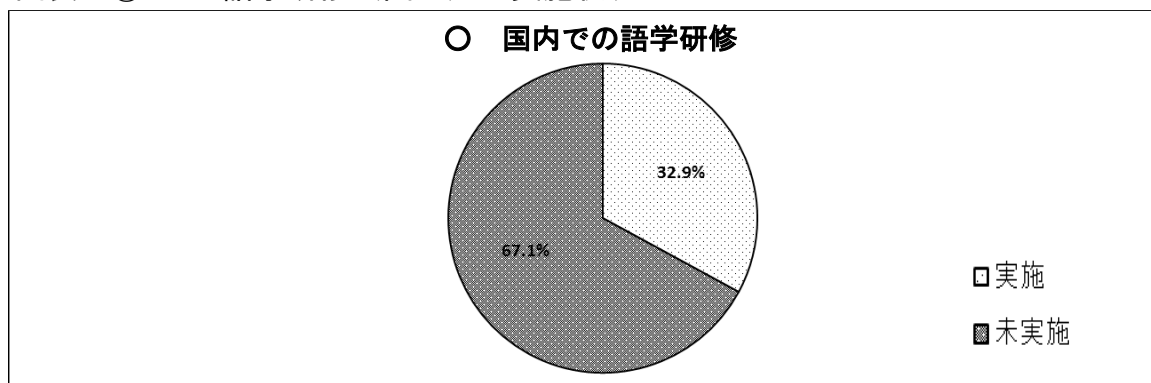
区分	日本人の海外留学経験者	外国人の留学生	外国人の日本語教育機関卒業生	外国人技能実習制度の卒業生	その他	採用していない
選択した企業数	72	74	22	4	4	59
選択率(全体比)	44.7%	46.0%	13.7%	2.5%	2.5%	36.6%

⑤ 新卒採用者に対する研修の実施状況

i) 語学研修（国内）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する国内での語学研修を実施している企業が53社（32.9%）、実施していない企業が108社（67.1%）となっている。

図表4-⑤- i 語学研修（国内）の実施状況

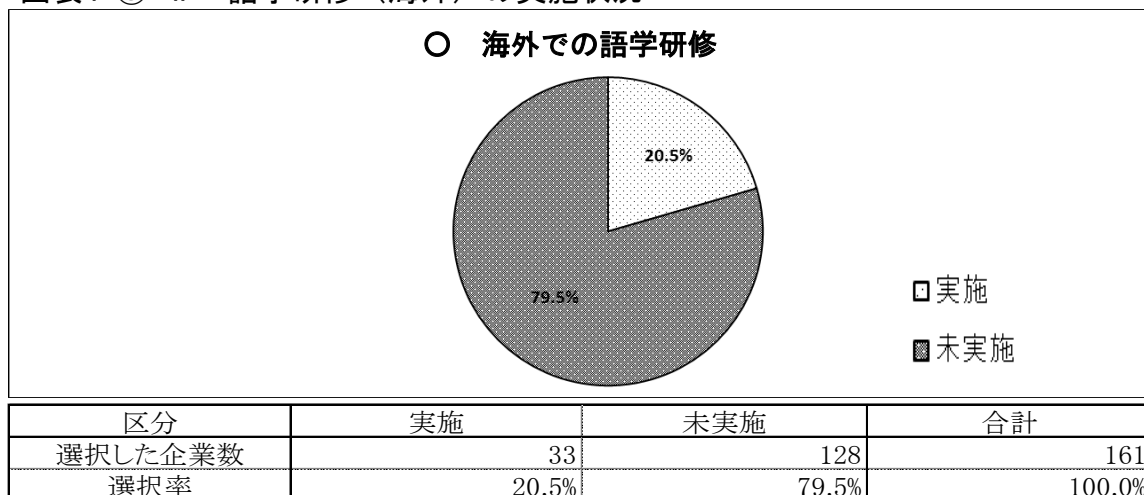


区分	実施	未実施	合計
選択した企業数	53	108	161
選択率	32.9%	67.1%	100.0%

## ii) 語学研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での語学研修を実施している企業が33社（20.5%）、実施していない企業が128社（79.5%）となっている。

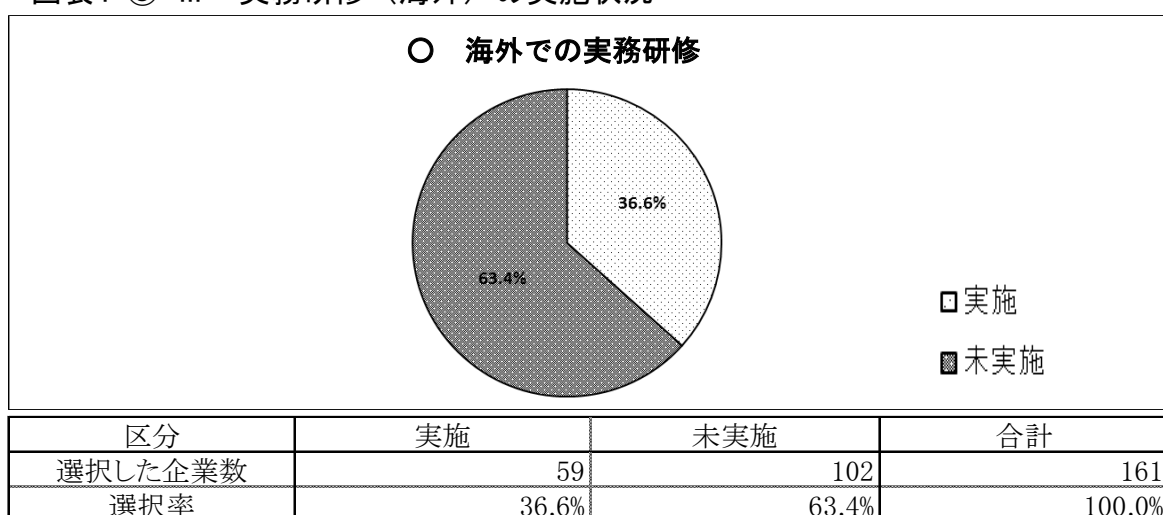
図表4-⑤-ii 語学研修（海外）の実施状況



## iii) 実務研修（海外）

海外事業に必要な人材として、新卒採用者に対する海外での実務研修を実施している企業が59社（36.6%）、実施していない企業が102社（63.4%）となっている。

図表4-⑤-iii 実務研修（海外）の実施状況

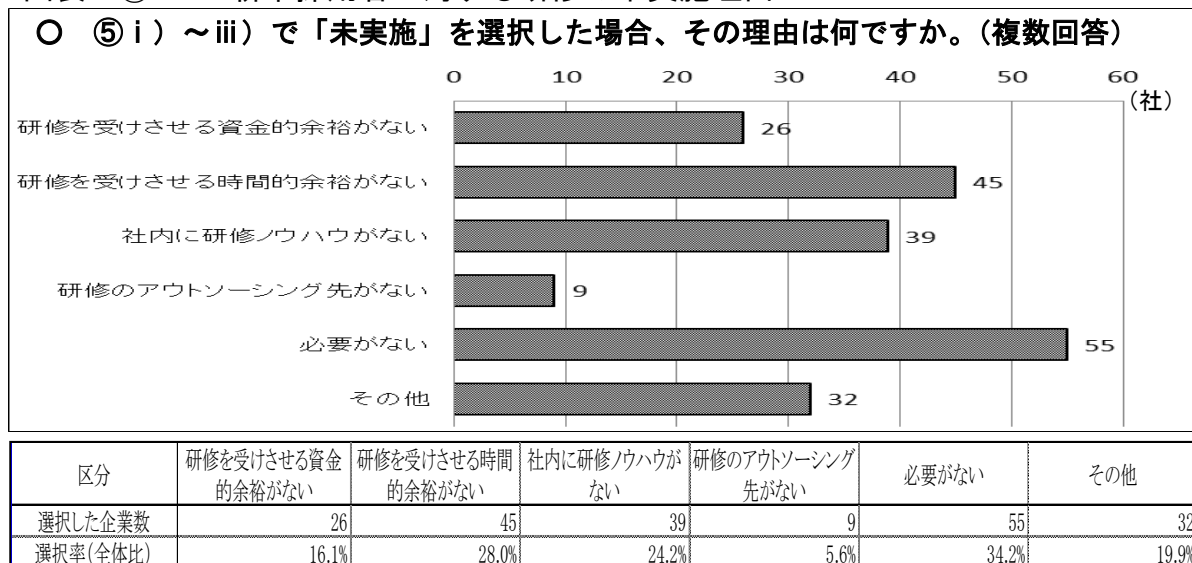


## iv) 研修の未実施理由（複数回答）

語学研修又は実務研修を実施していない理由については、「必要がない」が55社（34.2%）と最も多く、次いで、「研修を受けさせる時間的余裕がない」が45

社 (28.0%)、「社内に研修ノウハウがない」が39社 (24.2%) などとなっている。

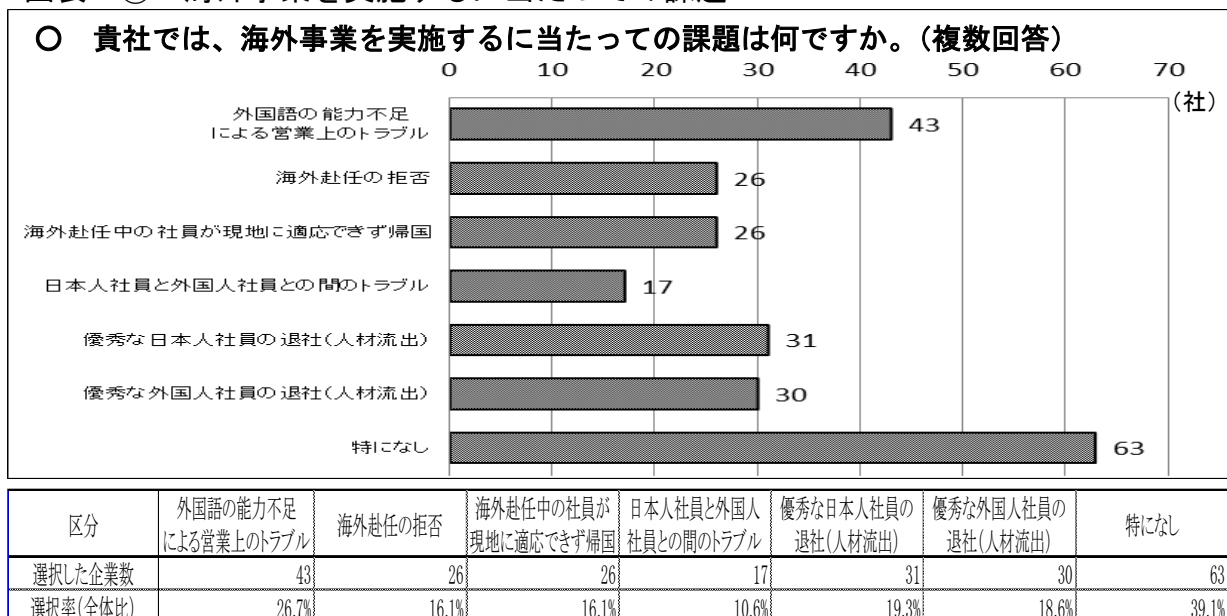
図表4-⑤-iv 新卒採用者に対する研修の未実施理由



⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題 (複数回答)

海外事業を実施するに当たっての課題については、「特になし」が63社 (39.1%) と最も多くなっているが、課題として挙げられたものは、「外国語の能力不足による営業上のトラブル」が43社 (26.7%)、「優秀な日本社員の退社 (人材流出)」が31社 (19.3%)、「優秀な外国人社員の退社 (人材流出)」が30社 (18.6%) などとなっている。

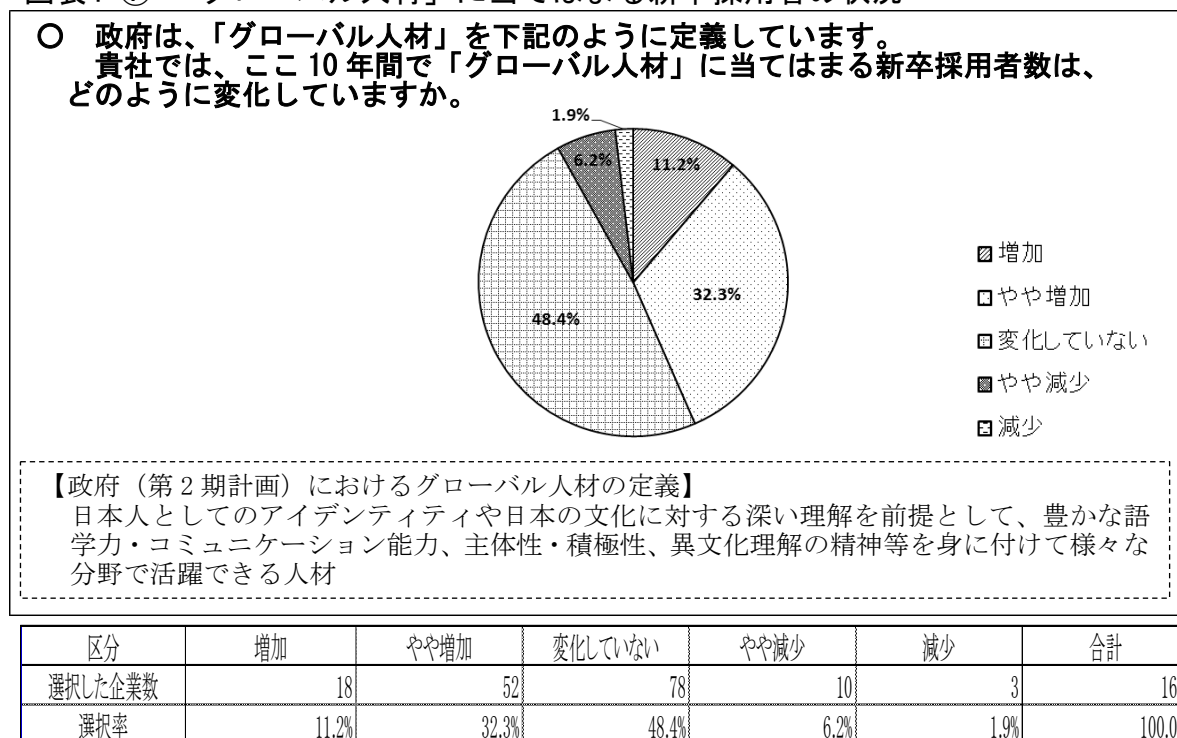
図表4-⑥ 海外事業を実施するに当たっての課題



⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者数については、ここ10年間で「減少」しているが3社（1.9%）、「やや減少」しているが10社（6.2%）、「変化していない」が78社（48.4%）となっており、約6割の企業（91社）が減少、やや減少又は変化していないと回答している。

図表4-⑦ 「グローバル人材」に当てはまる新卒採用者の状況

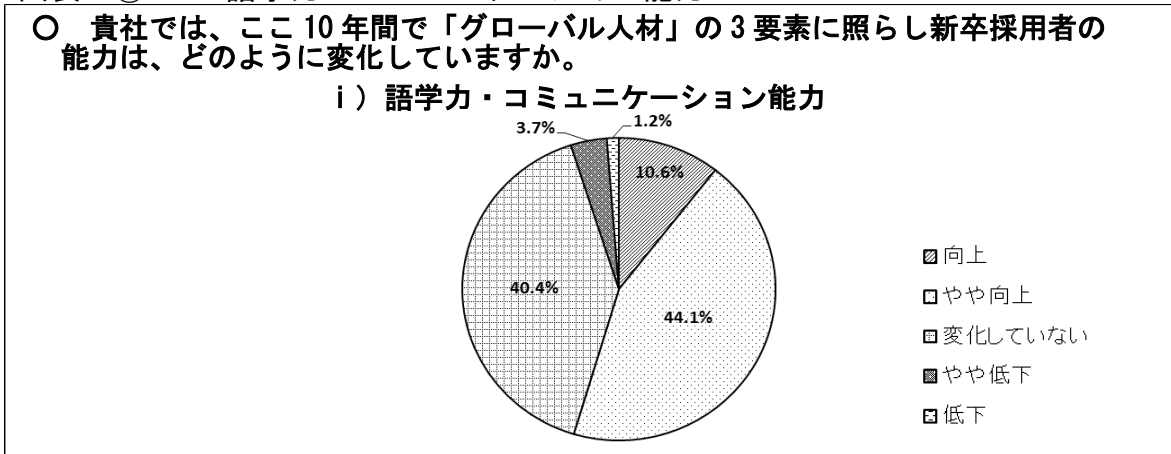


⑧ 「グローバル人材」の3要素に照らした新卒採用者の能力

i) 語学力・コミュニケーション能力

「グローバル人材」の3要素のうち、語学力・コミュニケーション能力については、ここ10年間で「向上」しているが17社（10.6%）、「やや向上」しているが71社（44.1%）となっており、約5割の企業（88社）が向上又はやや向上していると回答している。

図表4-⑧- i 語学力・コミュニケーション能力

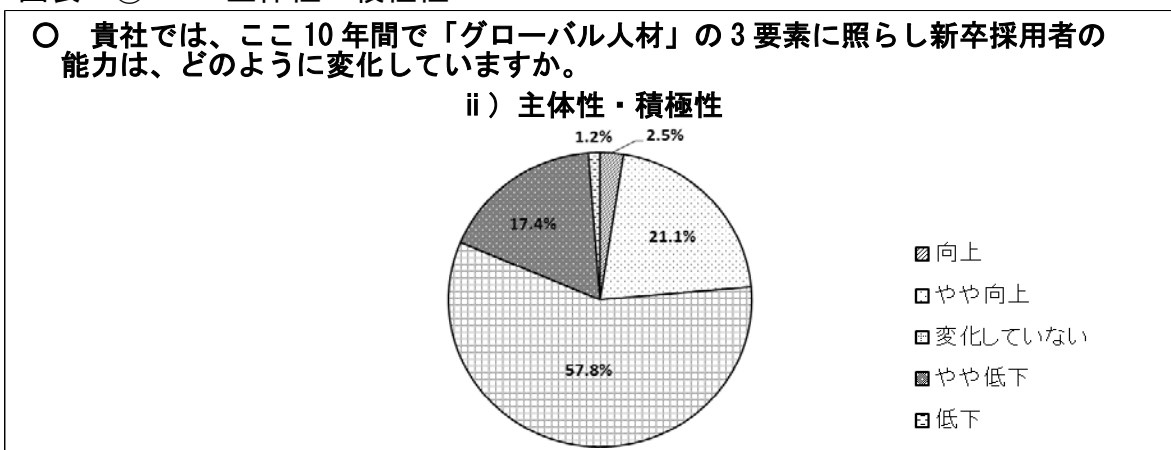


区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	17	71	65	6	2	161
選択率	10.6%	44.1%	40.4%	3.7%	1.2%	100.0%

ii) 主体性・積極性

「グローバル人材」の3要素のうち、主体性・積極性については、ここ10年間で「低下」しているが2社 (1.2%)、「やや低下」しているが28社 (17.4%)、「変化していない」が93社 (57.8%) となっており、約8割の企業 (123社) が低下、やや低下又は変化していないと回答している。

図表4-⑧- ii 主体性・積極性



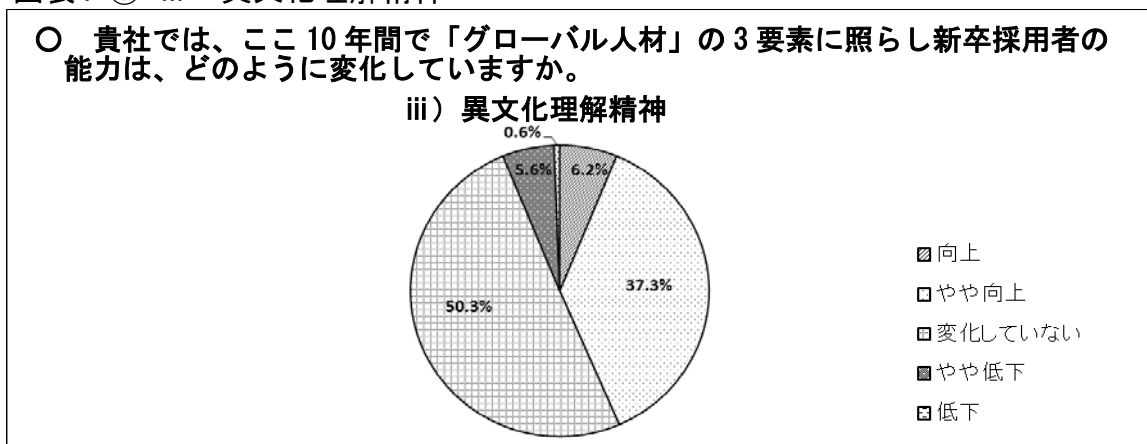
区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	4	34	93	28	2	161
選択率	2.5%	21.1%	57.8%	17.4%	1.2%	100.0%

iii) 異文化理解精神

「グローバル人材」の3要素のうち、異文化理解の精神については、ここ10年間で「低下」しているが1社 (0.6%)、「やや低下」しているが9社 (5.6%)、「変化していない」が81社 (50.3%) となっており、約6割の企業 (91社) が低下、

やや低下又は変化していないと回答している。

図表4-⑧-iii 異文化理解精神

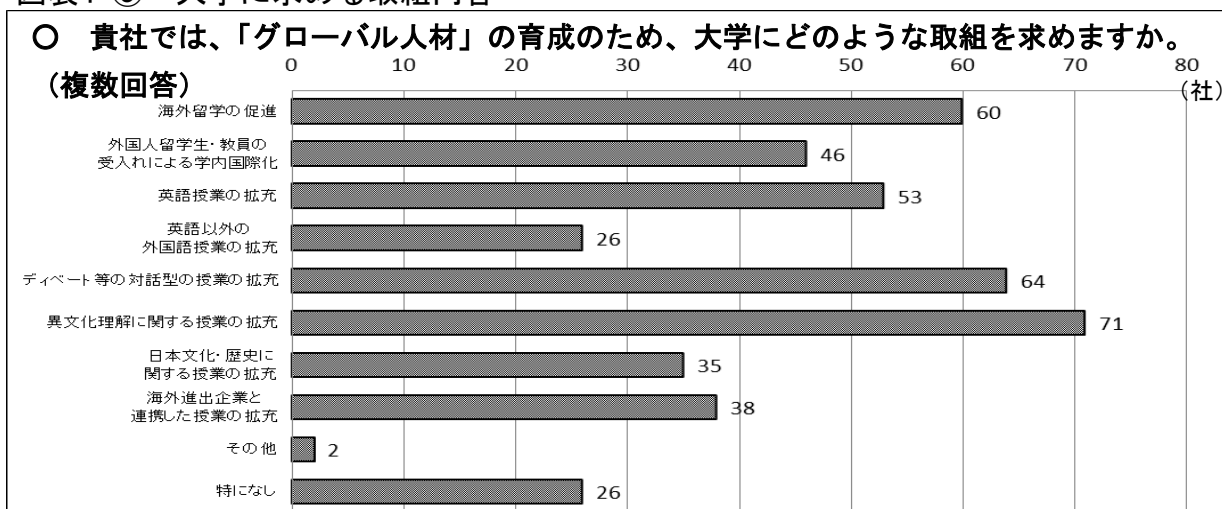


区分	向上	やや向上	変化していない	やや低下	低下	合計
選択した企業数	10	60	81	9	1	161
選択率	6.2%	37.3%	50.3%	5.6%	0.6%	100.0%

⑨ 大学に求める取組内容（複数回答）

「グローバル人材」の育成に係る大学に求める取組については、「異文化理解に関する授業の拡充」が71社（44.1%）と最も多く、次いで、「ディベート等の対話型の授業の拡充」が64社（39.8%）、「海外留学の促進」が60社（37.3%）、「英語授業の拡充」が53社（32.9%）、「外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化」が46社（28.6%）などとなっている。

図表4-⑨ 大学に求める取組内容

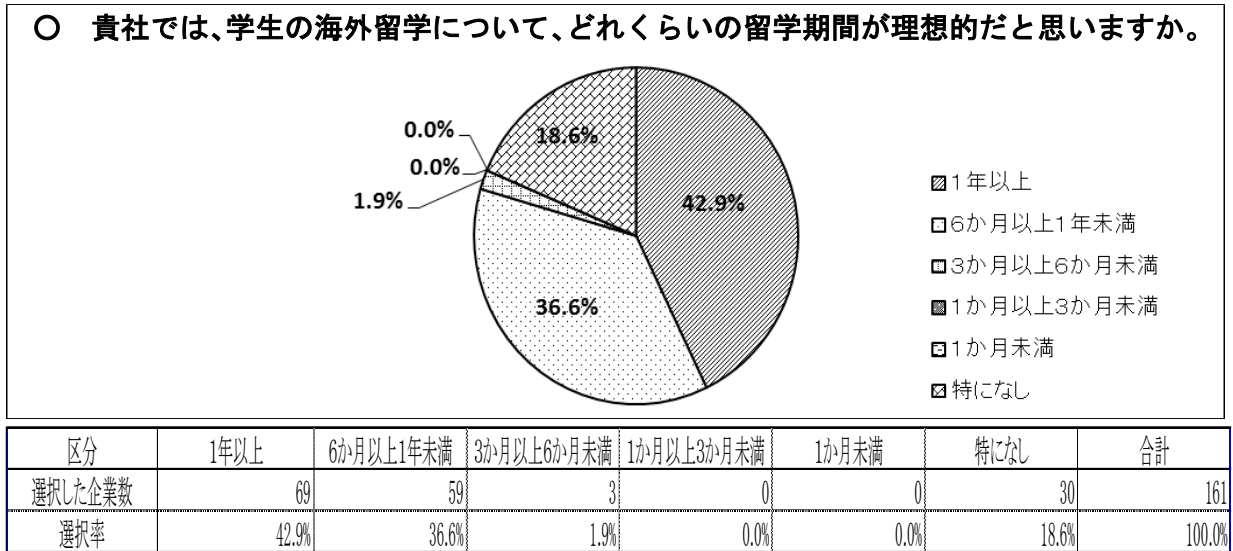


区分	海外留学の促進	外国人留学生・教員の受入れによる学内国際化	英語授業の拡充	英語以外の外国語授業の拡充	ディベート等の対話型の授業の拡充
選択した企業数	60	46	53	26	64
選択率(全体比)	37.3%	28.6%	32.9%	16.1%	39.8%
区分	異文化理解に関する授業の拡充	日本文化・歴史に関する授業の拡充	海外進出企業と連携した授業の拡充	その他	特になし
選択した企業数	71	35	38	2	26
選択率(全体比)	44.1%	21.7%	23.6%	1.2%	16.1%

⑩ 学生に求める理想的な留学期間

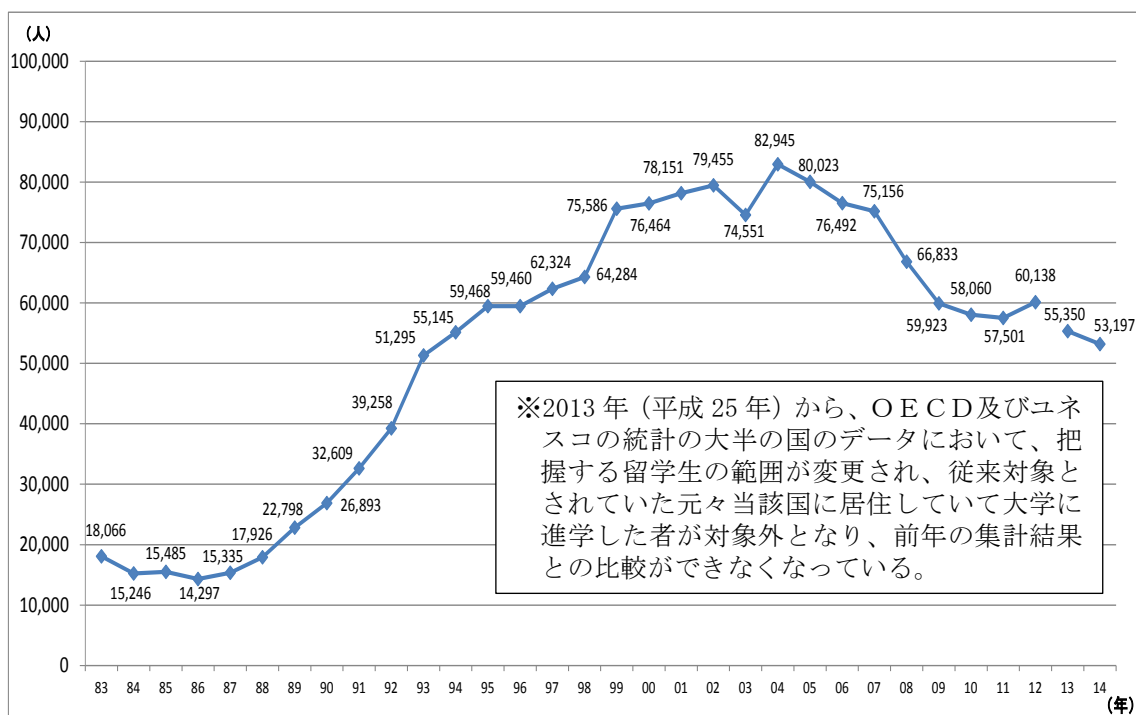
学生に求める理想的な留学期間については、「1年以上」が69社（42.9%）と最も多く、次いで、「6か月以上1年未満」が59社（36.6%）となっており、約8割の企業（128社）が6か月以上の留学期間が理想的であると回答している。

図表4-⑩ 学生に求める理想的な留学期間





日本人海外留学者数の推移（1983年（昭和58年）～2014年（平成26年））



(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

なお、各国の出典及び留学生の定義は次のとおりである。

① OECD「図表でみる教育 (Education at a Glance)」及びユネスコ統計局の統計

各国の高等教育機関に在籍する外国人留学生で、学位取得を目的とした留学をしている学生が対象であり、例えば、日本の大学等に在籍し交換留学等で短期留学する日本人海外留学生は含まない。

なお、2012年（平成24年）までは、把握対象が「外国人学生」（受入国の国籍を持たない者）であったため、元々当該国に居住して大学に進学した者を含んでいたが、2013年（平成25年）から、各国から提出されるデータの多くが、「外国人留学生」（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ者）となり、元々当該国に居住して大学に進学した者を含まない整理となった。

② IIE（米国国際教育研究所）の「Open Doors」

アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍しているアメリカ市民（永住権を有する者を含む。）以外の者

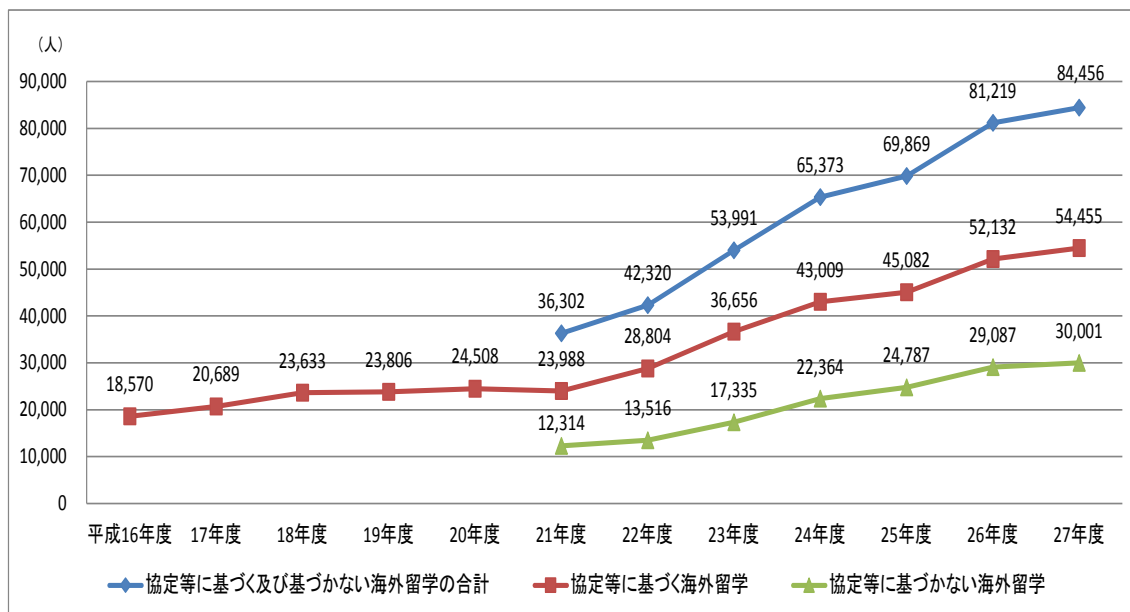
③ 中国大使館教育部の統計

学生ビザ（Xビザ（留学期間が180日以上）又は訪問ビザ（滞在180日未満）等で中国の大学に在学している外国人留学生

④ 台湾教育部の統計

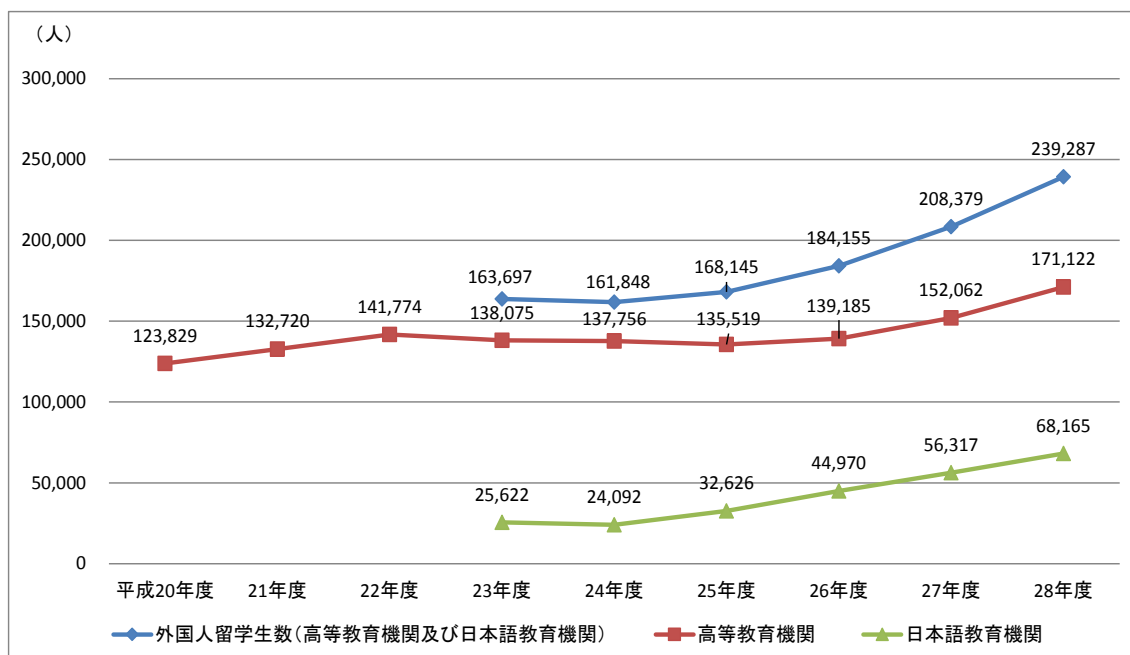
台湾の高等教育機関に在籍している外国人留学生（短期留学生を含む。）

「日本人学生留学状況調査」(JASSO)による海外留学生数の推移(平成16年度～27年度)



- (注) 1 「日本人学生留学状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。  
 2 「日本人学生留学状況調査」において、協定等に基づかない海外留学生数は平成21年度から把握されている。  
 3 「日本人学生留学状況調査」は、平成25年度から、従前までの大学(短期大学を含む。)に加え、高等専門学校及び専修学校(専門課程)も調査対象としている。  
 4 「日本人学生留学状況調査」における「協定等」とは、両大学長、学部長等の捺印又はサインを交わした正式文書だけではなく、正式文書としては両大学間で取り交わしていなくても、派遣に関わる事務文書が大学等に存在し、交流実績がある取り決め又は覚書等も含む。

外国人留学生数の推移（平成 20 年度～28 年度）



(注) 1 「外国人留学生在籍状況調査」(JASSO)に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、5月1日現在の数である。

3 高等教育機関の外国人留学生数は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び準備教育課程の合計数である。

4 日本語教育機関については、平成23年度から「外国人留学生在籍状況調査」において把握対象となった。これは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の改正(平成21年7月15日公布)により、22年7月1日付けで在留資格「留学」と「就学」が一本化され、日本語教育機関在籍者の在留資格が「就学」から「留学」となったことによるものである。

## スーパーグローバル採択 60 大学及び実地調査実施大学

No.	都道府県	大学名	国 公 私	GGJ (平成 24 年度～ 28 年度)	SGU (平成 26 年度～ 35 年度)
1	北海道	北海道大学	国	A	A
2	宮城	東北大学	国	A	A
3	秋田	国際教養大学	公	A	B
4	福島	会津大学	公		B
5	茨城	筑波大学	国	B	A
6	群馬	共愛学園前橋国際大学	私	B	
7	埼玉	埼玉大学	国	B	
8	千葉	千葉大学	国	A	B
9	千葉	神田外語大学	私	B	
10	東京	明治大学	私	B	B
11	東京	東京芸術大学	国		B
12	東京	東京大学	国		A
13	東京	東京工業大学	国	B	A
14	東京	中央大学	私	A	
15	東京	早稲田大学	私	A	A
16	東京	上智大学	私	B	B
17	東京	慶應義塾大学	私		A
18	東京	一橋大学	国	B	
19	東京	立教大学	私		B
20	東京	武蔵野美術大学	私	B	
21	東京	法政大学	私	B	B
22	東京	東洋大学	私	B	B
23	東京	東京海洋大学	国	B	
24	東京	東京外国語大学	国		B
25	東京	東京医科歯科大学	国	B	A
26	東京	創価大学	私	B	B
27	東京	昭和女子大学	私	B	
28	東京	芝浦工業大学	私	B	B
29	東京	国際基督教大学	私	A	B
30	東京	杏林大学	私	B	
31	東京	お茶の水女子大学	国	A	
32	東京	亜細亜大学	私	B	
33	新潟	新潟大学	国	B	
34	新潟	長岡技術科学大学	国		B
35	新潟	国際大学	私		B
36	石川	金沢大学	国		B
37	福井	福井大学	国	B	
38	愛知	名古屋大学	国		A
39	愛知	豊橋技術科学大学	国		B
40	愛知	愛知大学	私	B	
41	愛知	愛知県立大学	公	B	
42	京都	立命館大学	私	B	B
43	京都	同志社大学	私	A	

44	京都	京都大学	国		A
45	京都	京都工芸繊維大学	国		B
46	京都	京都産業大学	私	B	
47	大阪	大阪大学	国		A
48	兵庫	神戸大学	国	B	
49	兵庫	関西学院大学	私	A	B
50	奈良	奈良先端科学技術大学院大学	国		B
51	鳥取	鳥取大学	国	B	
52	岡山	岡山大学	国		B
53	広島	広島大学	国		A
54	山口	山口大学	国	B	
55	山口	山口県立大学	公	B	
56	福岡	九州大学	国	B	A
57	福岡	北九州市立大学	公	B	
58	長崎	長崎大学	国	B	
59	熊本	熊本大学	国		B
60	大分	立命館アジア太平洋大学	私	A	B
合 計				42	37

(注) 1 網掛けは、当省が実地調査した 39 大学を示す。

- 2 GGJでは、タイプA：全学推進型（大学全体で実施）11 大学、タイプB：特色型（学部・研究科等で実施）31 大学の計 42 大学が採択されている。
- 3 SGUでは、タイプA：トップ型（世界大学ランキングトップ100を目指す力のある、世界レベルの教育研究を行うトップ大学を対象）13 大学、タイプB：グローバル化牽引型（これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国の社会のグローバル化を牽引する大学を対象）24 大学の計 37 大学が採択されている。

## 大学におけるグローバル人材に関する定義、目標・指標等の設定状況

第 2 期教育振興基本計画においては、「グローバル人材」として、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材を育成することとされている。

一方、今回当省が調査したスーパーグローバル大学等事業に採択されている 39 大学では、以下のとおり、大学ごとに様々なグローバル人材に関する定義や目標・指標が設定されている。各大学においては、グローバル人材に関する定義や目標・指標について、それぞれ独自の教育方針や理念等に基づき設定しており、国による統一的な定義などは特段求めていない状況であった。

<b>北海道大学</b>
<p><b>【グローバル人材に関する定義】</b></p> <p>フロンティア精神を体現し、パラダイム転換が進行する世界の中で、時代の課題を引き受け、敢然と新しい道を切り開く、多様な人材（「Hokkaido ユニバーサルキャンパス・イニシアチブ」（以下「HUC I」という。））</p> <p>HUC I 下で実施している「新渡戸カレッジ」（注 1）ではフェロー（民間企業等において世界で活躍経験のある同窓生）が、「新渡戸スクール」（注 2）では同じくメンターが、学生のキャリア教育に携わっており、産業人材の育成を意識した教育を実施している。</p> <p>（注 1） 「新渡戸カレッジ」は、全 12 学部からの選抜学生を対象とし、1 セメスター以上の海外留学などを義務付けたグローバル人材育成のための学士課程特別教育プログラム。学士課程を対象として、グローバル人材を育成する特別教育プログラム（1 学年定員 200 人。所属は各学部。語学力で選抜）。平成 24 年度に採択されたグローバル人材育成推進事業（現「スーパーグローバル大学等事業－経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」）の一環として、開講したもの</p> <p>（注 2） 「新渡戸スクール」は、平成 27 年度から開始された大学院特別教育プログラム。平成 26 年度にスーパーグローバル大学等事業（スーパーグローバル大学創成支援）として採択された取組の一つ</p>
<p><b>【主な目標・指標の設定】</b></p> <p>HUC I において、2 つの指標（新渡戸カレッジの延べ修了者数、新渡戸スクールの延べ修了者数）を立て、平成 28 年度及び 35 年度の目標値を設定</p>
<b>東北大学</b>
<p><b>【グローバル人材に関する定義】</b></p> <p>高度で強固な「専門基礎力」を基盤として、「外国語能力」に優れ、自文化と異文化の理解を含む「国際教養力」を持ち、総合的な「コミュニケーション能力」に優</p>

れ、積極的に「海外に飛び出し研鑽を積む」経験を有し、主体性を持って行動でき、「世界に羽ばたき」、グローバルかつ予測困難な社会を牽引し産学官の様々な分野で新しい価値を創造できるような「指導的人材」

**【主な目標・指標の設定】**

- ① 卒業時の外国語力スタンダードの設定（TOEFL-iBT80）とこれを満たす学生数（平成28年度卒業（予定）者数に占める割合15.5%）
- ② 東北大学グローバル・リーダー認定証を授与された学生数（平成28年度卒業（予定）者数に占める割合8.1%）
- ③ 日本人学生の海外留学者数・全学生に対する比率（平成28年度全学生数に占める割合4.4%）
- ④ 外国人留学生数・全学生に対する比率（平成28年度全学生数に占める割合12.2%）
- ⑤ 外国語による授業の実施率（平成28年度全授業数に占める割合11.0%）
- ⑥ 外国人教員等比率（平成28年度総教員数に占める割合9.0%）
- ⑦ 教員の博士号取得率（平成28年度総教員数に占める割合91.4%）
- ⑧ 教員当たり学生数（平成28年度総教員数に占める割合6.0%）
- ⑨ 一定の外国語スタンダード（TOEIC700点）を満たす事務職員の割合（平成28年度事務系職員総数に占める割合8.4%）
- ⑩ 単位取得を伴う海外留学体験学生数（平成33年度に1,000人）

**国際教養大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

グローバル社会において、しっかりとした「個」を確立し、対話と相互理解を深め、リーダーシップを発揮し、自分の行動に責任をとれる人材

**【主な目標・指標の設定】**

平成28年4月1日から34年3月31日までの6年間に、国際教養教育の質を世界レベルに高めるとともに、地域研究を通して明らかになる課題の解決に向けた学修を拡充するなど、国際社会や地域社会において、グローバルな視野と地域の視点を併せ持ったリーダーとして活躍できる人材を育成することを基本的な目標としている。

**埼玉大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

多文化理解、日本理解を含む深い教養と実践的な課題解決能力を備えたグローバルに活躍できる人材

**【主な目標・指標の設定】**

No.	取組概要	目標の内容	目標値
1	海外インターンシップの促進	在学中に海外インターンシップで2単位以上認定された卒業生数	平成26年度 20人 27年度 30人 28年度 40人
2	アクティブ・ラーニング（海外研修等を取り入れた授業）の拡張	在学中に左記授業で単位を取得した卒業生数	平成26年度 40人 27年度 60人 28年度 80人
3	社会人基礎力の涵養	社会人基礎力測定で1学年(160人)の基礎力が全国平均を上回る学生数	平成26年度 50人 27年度 75人 28年度 100人

**東京大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

- ・ 世界に広く門戸を開いて世界の公共性に奉仕し、世界最高水準の教育研究を追求することで、広い視野を持つ市民的リーダー（スーパーグローバル大学創成支援）
- ・ 国際的な広い視野を有し、強靱な開拓者精神を持ちつつ、公共的な責任を自ら考え、行動するタフな人間（東京大学行動シナリオFOREST2015）

**【主な目標・指標の設定】**

- ① 教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合 40.0%
- ② 職員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任職員等の割合 12.5%
- ③ 教職員に占める女性の比率 50.0%
- ④ 全学生に占める外国人留学生の割合 24.7%
- ⑤ 日本人学生に占める留学経験者の割合 7.0%
- ⑥ 大学間協定に基づく日本人学生数の割合 4.9%
- ⑦ 外国語による授業科目数の割合 17.8%
- ⑧ 外国語のみで卒業できるコースの数等の割合 21.6%
- ⑨ 外国語力基準を満たす学生数 33.1%
- ⑩ ナンバリング実施授業の割合 100%
- ⑪ シラバスの英語化の割合 100%
- ⑫ 奨学金支給の入学許可時の伝達割合 60.0%
- ⑬ 混住型学生宿舎に入居している外国人留学生数 73.0%
- ⑭ 年俸制を適用している教員数の割合 44.8%
- ⑮ テニュアトラック対象者数の割合 3.9%



⑯ 外国語力基準を満たす専任職員数の割合 25.0%

⑰ 学生による評価実施授業の割合 56.3%

⑱ TOEFL等外部試験による入試の割合 8.1%

(注) 目標は、いずれも平成 35 年度

### 東京工業大学

#### 【グローバル人材に関する定義】

先進国のみならず新興国において社会基盤整備、ものづくり、環境、高等教育等の関連分野で活躍する能力を身に付け、海外で自らの専門性を基礎とした実践的経験を積みつつ本学の教育理念においても重視される高い見識と倫理観、専門学力、発想力、想像力を身に付けた者：「グローバル理工人」

#### 【主な目標・指標の設定】

No.	取組概要	目標の内容	目標値
1	グローバル理工人研修 超短期海外派遣プログラムの実施	左記プログラムへの参加者数	平成 26 年度 65 人 27 年度 70 人 28 年度 75 人
2	インターンシッププログラムの実施	左記プログラムへの参加者数	平成 26 年度 11 人 27 年度 13 人 28 年度 15 人
3	国際開発工学フィールドワーク	左記フィールドワークへの参加者数	平成 26 年度 12 人 27 年度 12 人 28 年度 12 人

### 一橋大学

#### 【グローバル人材に関する定義】

①アジェンダ・セッティング能力、②現実を踏まえた理論分析能力、③問題解決のための政策提言能力、④日本のシステムを改革できるイノベーション能力、⑤日本の仕組み・ルールを世界標準にしていく論理的展開力、⑥優れた語学力・コミュニケーション能力の 6 つの資質を有する人材

#### 【主な目標・指標の設定】

卒業時まで、①経営学・経済学の深い専門能力、②社会科学全体についての広い知識、③実践的な問題解決を提示できる応用力、④外国語能力、⑤国際的に議論展開できる能力、⑥グローバルリーダーシップ能力、⑦説得力の 7 つの能力を修得できるように目標を設定

### 東京外国語大学

#### 【グローバル人材に関する定義】

高度な言語運用能力と地域社会化時代を生きるために必要な基礎的教養及び専門知識を身に付け、国内外における言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する国際教養人、社会・政治・経済等の分野で活躍できる国際職業人

【主な目標・指標の設定】

言語ごとの達成指標、Joint Education Program、留学 200%（学生一人が最低 2 度の留学を行うこと）、本学学生の全世界的展開

早稲田大学

【グローバル人材に関する定義】

叡智、志、実行力を持ち、世界・そして日本のいかなる場所・場面（Global、Regional、National、Local）においても、グローバルな視点を持って課題の解決に貢献する人材

【主な目標・指標の設定】

取組概要	達成目標 (人)	達成目標の考え方
<b>1. 「産業人材の基礎力となる外国語能力の育成」</b> グローバル化する社会において、外国語能力は産業人材に基礎能力として求められる。英語のプレイスメントテスト(TOEFL, TOEIC等)を全学部生に課し、習熟度別クラス等で効果的な教育を施す等、一層の英語能力強化を行う。また、ドイツ語、フランス語、中国語等の多言語教育も強化する。	H26 2600人 H27 3200人 H28 3800人	各学部にて外国語能力スタンダードとして設定した、TOEFLやTOEIC等所定の外国語能力基準を満たした学生数を達成目標とする。
<b>2. 「現地日系企業や国際機関における海外インターンシッププログラムの拡充」</b> 長期留学や短期留学等と合わせる形態で、ドイツ・フランス・シンガポール・中国等で現在実施しているが、今後プログラムを一層拡大し、学生のキャリア形成を図る。	H26 100人 H27 200人 H28 250人	プログラム参加学生数。参加学生は意欲や計画性等の観点から学内選考にかけて選抜。
<b>3. 「経済やビジネスに特化した留学プログラムの拡充」</b> Asian Business Studies, Portland State University (Business Track)等、特に経済・ビジネスをテーマにしたプログラムの拡充を行い即戦力人材を育成する。	H26 100人 H27 150人 H28 200人	プログラム参加学生数。参加学生は成績や計画性の観点から学内選考にかけて選抜。
<b>4. 「農業、環境、教育等のテーマに基づくボランティアプログラムの拡充」</b> ケニア・ボルネオ・カンボジア等で上記テーマに基づく実地のプロジェクトを通じて、主体的に考え積極的に行動を起こすグローバル人材を育成する。	H26 1000人 H27 1200人 H28 1500人	プログラム参加学生数。参加学生は意欲や計画性等の観点から学内選考にかけて選抜。
<b>5. 「環境、ビジネス、教育、政治等の国際教育科目の拡充」</b> 外国人留学生と共に学び、ディスカッションやプレゼンテーションを主体とした授業の強化を図る。産業人材として学生に必要な素養を育成する。	H26 2500人 H27 2800人 H28 3000人	科目履修者数。各学部の学生が横断的に履修可能な科目を提供し、学内全体での履修者数で測る。

(注) 早稲田大学の資料による。

慶應義塾大学

【グローバル人材に関する定義】

- ・ 教育理念は、智徳ともにすぐれた「独立自尊」の人物を育成し、社会に送り出し、もって社会に貢献すること
- ・ グローバル人材に関する直接的な定義は設定されていないが、教育の理念・目的は、大学設立当初から世界で活躍できる人材の育成であり、現在の言葉に置き換えれば、グローバル人材の育成そのものである。

【主な目標・指標の設定】

「世界大学ランキング 100 位以内」を目指し、以下の取組指標を設定(最終目標：平成 35 年度)

- ① ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの合計件数 35 件

- ② 海外副指導教授 200 人
- ③ 海外研究連携拠点 5 倍増
- ④ 産学連携受託研究金額 2 倍増
- ⑤ 国内外特許登録件数 1,290 件 (倍増)
- ⑥ 国際経営人材排出 (数値目標なし)
- ⑦ 研究資金規模 20%増
- ⑧ 海外戦略広報強化・海外同窓会連携 (数値目標なし)

### 立教大学

#### 【グローバル人材に関する定義】

- ・ 「自ら考え (=思考力)、行動し (=変革力)、世界と共に生きる (=共感・協働力)」ことのできる「新しい」グローバルリーダー (スーパーグローバル大学創生支援)、専門性に立つグローバル教養人

#### 【主な目標・指標の設定】

- ① 海外留学を経験する学生数 50% (2019 年度)、100% (2024 年度)
- ② TOEIC730 点相当以上の英語力を有する学生数 50% (2019 年度)  
TOEIC600 点相当以上の英語力を有する学生数 100% (2019 年度)
- ③ 学部・学科の全学生が海外研修に参加するカリキュラム
- ④ 国際サービスマーケティングプログラムの拡充
- ⑤ 海外インターンシップの拡充 7 社 (2014 年度) から順次拡大
- ⑥ 日本人学生と留学生が集うグローバルラウンジを整備
- ⑦ 外国人留学生数 500 人 (2014 年度) から、1,000 人 (2019 年度)、2,000 人 (2024 年度)
- ⑧ 海外の大学との提携により、ダブル・ディグリー (DD)、ジョイント・ディグリー (JD) などの教育プログラムを共同開発
- ⑨ 国際機関拠出奨学金による大学院留学生受け入れ
- ⑩ 英語教授法を選考する大学院留学生受け入れ
- ⑪ 英語による学位授与コースの開設
- ⑫ 日本語及び日本に関する科目などの充実
- ⑬ 海外協定大学数 133 大学 (2014 年度) から 210 大学 (2019 年度)、300 大学 (2024 年度)
- ⑭ 海外拠点の設置  
韓国事務所、ロンドン事務所、ニューヨーク事務所を設置 (2014 年度)。今後、ASEAN事務所、中国事務所を開設予定
- ⑮ 「グローバル・リーダーシップ・プログラム (立教GLP)」
- ⑯ 「国際協力人材」育成プログラムの推進 100 人 (2015 年度)
- ⑰ 留学生支援環境の整備
- ⑱ 科目ナンバリング制度・4 学期制・GPA制度の導入 全学で実施 (2016 年度)

- ⑱ 外国人教員比率 14% (2014年度) から 20% (2024年度)  
外国人教員、外国での学位取得者、外国大学での講義・研究歴 (1年以上) を有する教員の比率 70% (2024年度)
- ⑳ 総長のリーダーシップによる国際化推進のためのガバナンスを強化
- ㉑ グローバル人材としての素養を持つ学生受け入れのための入試改革
- ㉒ 国際交流寮の拡充
- ㉓ 職員の国際化対応力の強化  
TOEIC730点以上を有する専任職員比率 20%以上 (2019年度)
- ㉔ グローバル企業や国際的な機関による外部評価

**東洋大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

「現場主義」に根ざし、異なる社会・文化・慣習を理解・尊重し、課題発見・問題解決することができる社会の中核を担う人材

**【主な目標・指標の設定】**

(全学共通)

1. 国際化	(1) 多様性	①外国人及び海外学位取得 教員 国際公募の徹底 180名→411名	2. ガバナンス改革関連	(1) 人事システム	①年俸制の導入 年俸制適用者数 88名→180名
		②外国人及び海外大学学位取得 職員 海外職員研修 1名→22名			②テニュアトラック制の導入 テニュアトラック対象者数 10名→21名
	③教職員に占める女性の比率 女子教育のバイオニア 31.3%→35.1%	③国際通用性を持った人事評価制度 「教員活動評価」を実施			
	④全学生に占める外国人留学生の割合 本取組で拡充 557名→2,720名	④国際通用性を見据えた採用と研修 外国人教員の採用 180名→411名			
	(2) 流動性	①日本人学生に占める留学経験者割合 本取組で拡充 490名→2,870名		(2) ガバナンス	①事務職員の高度化への取組 TOEIC800点 20名→65名
		②大学間協定に基づく交流数 本取組で拡充 565名→1,700名			②具体的ビジョン、中期計画等の策定 国際連携本部の設置
(3) 留学 支援体制	①日本人・留学支援体制 英語力別に数値目標設定	(3) 教育の質的転換 主体的学習	③迅速な意思決定を実現する工夫 学長ガバナンスのスキーム作成		
	②外国人留学生・支援体制 留学生支援室開設		④意思決定機関等への外国人の参画 女性教員、外国人教員の担当副学長		
(4) 語学力	①外国語による授業科目数・割合 107科目→1740科目 (15.4%)	(1) 教育の質的転換 主体的学習	⑤IR機能の強化・充実 H25に東洋大学IR室を設置		
	②外国語で卒業可能なコース 新学部・特区 4コース→17コース		①学生の実質的学びの時間の確保 IR室による全学調査とFD推進センター		
(5) 教務システムの 国際通用性	③日本語教育の充実 Language Exchange Partner 500名	3. 教育の改革的取り組み	②学生の主体的参加と大学運営への反映 授業評価実施数 4,605科目→5,165科目		
	④学生の語学レベルの測定・把握、向上 TOEFL550点相当 155名→1000名		③TA活用の実践 学生TAによるTGLキャンプの運営		
(6) 大学の国際開放度	①ナンバリング実施状況・割合 全学部実施 0科目→全14,100科目	(2) 入試改革	①TOEFL等外部試験の学部入試への活用 外部試験入試方式 428名→888名		
	②GPA導入状況 導入済み 卒業要件GPA2.0以上		②多面的入学者選抜の実施 バカロレアAO入試 全学部 0名→300名		
	③シラバスの英語化の状況・割合 順次拡大中 928科目→全9820科目	(3) 柔軟な アカデミックパス	①柔軟な転学科・転学部、Late Specialization 新学部入学定員100名+転部・編入50名		
	④教育プログラムの国際通用性と質保証 FCE (外国成績評価) 専門部署 設置		②早期卒業・入学、5年一貫制課程等 新学部大学院進学者の5割が5年で修士		
	⑤柔軟な学事暦の設定の有無 H32までに全14学部でクォーター制	4. その他	(1) 教育情報の徹底した公表	(1) 教育情報の徹底した公表 H26から大学ポータル参加	
	②入試における国際バカロレアの活用 バカロレア利用AO入試 0名→300名				
③渡日前入試、入学許可の実施等 渡日前入試合格者数 10→150名					
④奨学金支給の入学許可時の伝達 入学許可時の伝達 113→500名					
⑤混住型学生宿舎の有無 国際会館・混住型 0名→500名分					
⑥海外拠点の教及び概要 本取組で拡充 3カ所→10カ所					
⑦外国人留学生OBの積極的活用 本学海外広報官任命 10カ国 20名					
⑧外国語による情報発信等 Webサイト多言語化 4カ国→7カ国語					

(注) 東洋大学の資料による。

(国際地域学部)			
区分	取組内容	目標内容	目標値
1	多様な海外学習 (留学、インターンシップ、フィールドワークなど)の提供	在学時に次のいずれかのプログラムを履修し単位を取得した卒業生数の合計 ① 協定校などへの留学 ② 国連ユース・ボランティア ③ ワシントン・センターへの長期インターンシップ ④ 海外インターンシップ ⑤ 国際地域学研修 ⑥ ゼミ研修、ボランティア活動等	平成 26 年度 165 人 27 年度 190 人 28 年度 365 人
2	ランゲージセンターでの実践的英語力強化	TOEFL 550 点を超える卒業生数	平成 26 年度 127 人 27 年度 147 人 28 年度 168 人
3	副専攻(英語スペシャルプログラムESP)の創設と英語による専門科目修得の拡大	在学時にESPを履修した卒業生数	平成 26 年度 130 人 27 年度 155 人 28 年度 180 人
4	国際交流ポイント制度を活用した国際交流活動への参加促進	在学時に国際交流イベントへの参加等により獲得した国際交流ポイントが基準ポイントに達した卒業生数	平成 26 年度 250 人 27 年度 260 人 28 年度 270 人

(平成 26 年度以降の入学学生)

区分	取組内容	ゴールド・シルバー・ブロンズの認定要件 (次の 1~7 の全てを満たすこと)	目標値																				
1	英語力試験の成績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TOEIC</th> <th>TOEIC ITP</th> <th>TOEFL-iBT</th> <th>IELTS</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴールド</td> <td>730 点</td> <td>550 点</td> <td>79 点</td> <td>6.0 点</td> </tr> <tr> <td>シルバー</td> <td>590 点</td> <td>500 点</td> <td>61 点</td> <td>5.0 点</td> </tr> <tr> <td>ブロンズ</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		TOEIC	TOEIC ITP	TOEFL-iBT	IELTS	ゴールド	730 点	550 点	79 点	6.0 点	シルバー	590 点	500 点	61 点	5.0 点	ブロンズ	なし	なし	なし	なし	平成 28 年度 ゴールド なし シルバー 600 人 ブロンズ 1,200 人
	TOEIC	TOEIC ITP	TOEFL-iBT	IELTS																			
ゴールド	730 点	550 点	79 点	6.0 点																			
シルバー	590 点	500 点	61 点	5.0 点																			
ブロンズ	なし	なし	なし	なし																			
2	外国語による専門科目の修得	外国語による専門科目の修得単位数 ゴールド 40 単位 シルバー 20 単位 ブロンズ 10 単位	31 年度 ゴールド 460 人 シルバー 1,000 人 ブロンズ 2,500 人																				
3	英語による卒業論執筆	ゴールド 必須 シルバー 推奨 ブロンズ 推奨	35 年度 ゴールド 460 人 シルバー 1,000 人 ブロンズ 2,500 人																				
4	海外留学・	ゴールド 必須 シルバー 留学・アクティブビティのどちらか必須																					

	インターンシップ (3週間以上)	ブロンズ 推奨	
5	海外アクティビティ (1週間以上)	ゴールド 必須 シルバー 留学・アクティブビティのどちらか必須 ブロンズ 推奨	
6	東洋グローバルリーダーキャンプ	ゴールド 必須 (運営) シルバー 必須 (参加) ブロンズ 推奨 (参加)	
7	Toyo Global (TG) ポイント	ゴールド 30pt シルバー 20pt ブロンズ 10pt	

(注) 国際交流活動への参加によるポイント取得等により、ゴールド、シルバー、ブロンズに認定する独自の「東洋グローバルリーダー (TGL)」プログラムを創設

### 創価大学

#### 【グローバル人材に関する定義】

- ① グローバル化の進展する国際社会で活躍できる「知恵」を持つ人材
  - ・ グローバル化の進む国際社会における知の修得やコミュニケーション活動の基盤として、英語、その他の外国語を駆使できる。
  - ・ 自身が選択した学問分野において蓄積されてきた知識を体系的に理解できると同時に、自身の専門分野に偏ることなく人間や社会の在り方を総合的に理解することができる。
- ② 「人間のため」のグローバル化を先導する「勇気」を持つ人材
 

異なる言語・文化・宗教・価値観を有する人々や組織とのコミュニケーションを厭わず、自己との間に共通する考え方や共有する利益を提示し、共同作業を通じてネットワークを形成できる。
- ③ グローバル化のもたらす負の側面を見つめ解決する「慈悲」と人類視野を持つ人材
 

グローバル化の進展が、異なる主体や組織の間で極めて多様かつ多面的な影響をもたらすことを認識し、他者との連帯感を持ち、人類視野を持って、他者の利益と将来世代への負担を勘案してバランスのとれた判断ができる。
- ④ 世界の多様性及び多面性を理解し、共生の理念を持つ、真に国際社会の発展に寄与する「創造的人間」の輩出を目指し、外国語運用能力と深い専門性を持った国際性豊かな人材、深い理念に基づく実践力あるグローバル人材を養成する。

#### 【主な目標・指標の設定】

- ① 外国語能力 (TOEFL iBT80 相当)

- ② GPA3.5以上
- ③ 海外修学体験
- ④ 「大学科目」履修を全て達成する学生
- ⑤ 「海外インターンシッププログラム」  
(平成26年度：50人、27年度：70人、28年度：100人)
- ⑥ 「海外ボランティアプログラム」  
(平成26年度：50人、27年度：70人、28年度：100人)
- ⑦ 「グローバル企業採用者数の拡大」  
(平成26年度：90人、27年度：130人、28年度：150人)

#### 芝浦工業大学

##### 【グローバル人材に関する定義】

「社会（世界）に学び社会（世界）に貢献する技術者の育成」を達成するべく、コミュニケーション力、グローバル人間力、異文化理解力、課題解決能力を兼ね備えた人材

##### 【主な目標・指標の設定】

- ① 「グローバルPBL（課題解決型学習）プログラム」  
(平成26年度：90人、27年度：150人、28年度：180人)
- ② 「海外インターンシッププログラム」  
(平成26年度：25人、27年度：30人、28年度：35人)
- ③ 企業との共同研究等への学生の参画  
(平成26年度：440人、27年度：470人、28年度：500人)
- ④ 海外協定校への長期留学の実施  
(平成26年度：8人、27年度：10人、28年度：12人)

#### 国際基督教大学

##### 【グローバル人材に関する定義】

- ・ 国際的教養と民主的社会人としての良識とを有する良心的人材
- ・ 異質な他者との出会いにより、自他双方を見つめ直す機会を与えられて、新たな共存空間を創造することのできる者。自分の社会や文化の常識を当然視することなく、未知の価値や思想に接してこれと対話を重ね、他者との新たな関係の中に自己を再定位することのできる者
- ・ 以下のような資質を備え、地球市民として21世紀の世界を生き抜くことのできる人材
  - ① 個人の尊厳を重んじ、多様性を堅持する。
  - ② 地球全体の環境の中で個人や集団の活動を包括的に把握し、地球益（Global interest）に配慮しつつ、複合的な要因を持つテーマ（開発・人権・平和・生命等）に取り組む。
  - ③ あらゆる状況や問題の背景と本質を迅速に把握し、将来を見据えて判断する。

- ④ 情報を分かち合い、目的意識を共有することによって、協働する人々と緊密な関係を構築する。
- ⑤ 相手の心をつかむような効果的な手段を用いて、コミュニケーションを図る。
- ⑥ 異質な人々の意見を集約し、リーダーシップを発揮して集団をまとめる。

**【主な目標・指標の設定】**

- ① I E L T Sの総合点6.5 「英語運用能力のさらなる伸長」 (対象：全学)  
(指標・水準設定の考え方)

英語圏の大学における留学生受入れの条件

(達成する学生数設定の考え方)

E L A (注1) による英語教育を通じた英語学修ならびに交換留学経験者の増加とともに、語学カスタンダードを満たす学生が斬増する。卒業時までには I E L T S (注2) 総合点6.5相当の語学力を有する学生の割合を、平成25年度の39.2%から28年度までに46.9%に増加させる。

(注1) E L A : リベラルアーツ英語プログラム (English for Liberal Arts Program)。

学生の英語力を向上させると同時に、I C Uで効果的に学ぶための思考力と技術を養うリベラルアーツへの重要な導入プログラム。主に4月入学生 (主に、英語を母語としない日本の中等教育課程を修了した学生) が、1年次の大半を費やして集中的に受講する。習熟度に応じて課程 (Stream1～4) が決定され、各課程では約20人ずつの「セクション」と呼ばれる少人数のクラスに分かれ、週5コマから12コマの授業を履修

(注2) I E L T S : the International English Language Testing System (アイエルツ)。

英語圏への留学や就労を希望する方の英語の運用能力を測るために開発されたテスト

- ② 英語による卒業論文作成。「英語開講専門科目履修を通じた情報発信能力 (ライティング) の涵養」 (対象：全学)

(指標・水準設定の考え方)

英語圏の大学における留学生受入れの条件

(達成する学生数設定の考え方)

平成25年度時点で約1/3の学生が英語により論文を執筆しているところを40%まで引き上げる。

- ③ 学生が諸外国大学との協定による交換留学を通して学問に励み、所定の単位を取得すること。「教育目的達成の具体的検証としての単位取得を伴う海外留学」

(対象：全学)

(指標・水準設定の考え方)

海外英語研修プログラム (S E Aプログラム) 以外の各種留学プログラムに参加し、帰国後に単位認定を受けること。



(達成する学生数設定の考え方)

新規の短期留学プログラムを増設するとともに本学が交換留学生として協定校へ派遣可能な枠(約150人)の充足を目指し、最終年度(平成28年度)においては、全学生数のうち約1/4が目標に達する。

#### 千葉大学

##### 【グローバル人材に関する定義】

異文化の中で、他者と調和しつつ、自らを表現し、自己実現していく者で、「俯瞰力」+「発見力」+「実践力」の3つの力を有する「人間力」のある人材

##### 【主な目標・指標の設定】

- ① 英語による授業(700科目)
- ② 1,200人が毎年留学(学部入学定員50%)
- ③ 留学生の受入れ(3,000人)
- ④ 多様な入学試験(入学定員10%の240人選抜)

#### 神田外語大学

##### 【グローバル人材に関する定義】

わが国の伝統と文化を究明し、諸外国の文化を理解し、国際社会の一員として世界平和に貢献し得る、幅広くかつ能動的コミュニケーション力を備えた人材

##### 【主な目標・指標の設定】

- ① 「～ASEANにおける日系企業のローカリゼーションへの取り組みを学ぶ～  
Double Major Internship Program」  
英語及びプログラム派遣先国・地域の高度な言語運用能力とともに、「豊かなコミュニケーション能力」、「他国の伝統・文化を尊重する世界観」並びに、「ASEAN地域で生き抜くためのたくましさ」等を備えたグローバル人材の育成を目指し、タイ・ベトナム・インドネシア・マレーシア等において1か月間、日系企業(イオングループ、スターツグループ等)にてインターンシップを実施し、日系企業のローカリゼーションへの対応を学ぶ(平成26年度:15人、27年度:20人、28年度:30人)。
- ② 「経験価値創造型インターンシップ」  
「高度な英語運用能力」、「豊かなコミュニケーション能力」、「他国の伝統・文化を尊重する世界観」、「新しい価値観を創造し得る幅広い教養」及び「たくましさ」と品格」を備えたグローバル人材の育成を目指し、英国、ブルネイ等において数週間、現地企業(ヴァージンアトランティック航空(英国)、フレイミートラベル(ブルネイ))にてインターンシップを実施する(平成26年度:8人、27年度:12人、28年度:15人)。

#### 上智大学

##### 【グローバル人材の定義について】

- ・ 高度な外国語能力およびコミュニケーション能力、ならびに幅広い人間性と高

い倫理性に裏打ちされたグローバル・コンピテンシーを発揮し、そうした多様な世界において、“Men and Women for Others, with Others”の精神を実践できる人材

- ・ アジア・アフリカ諸国におけるフィールドワークやボランティアを通して世界の国・地域の事情を深く理解し、文化を受け入れ、円滑にコミュニケーションを図れる実行力と主体性、協調性を持った即戦力となる人材

#### 【主な目標・指標の設定】

(外国語学部)

- ① 卒業時の外国語力スタンダードの設定とこれを満たす学生数 (平成 28 年度 227 人)
- ② 卒業時における「単位取得を伴う海外留学経験者数」(平成 28 年度 314 人)
- ③ 卒業論文・卒業研究を提出し、外国語学部専門分野履修証明を取得した学生数 (平成 28 年度 97 人)
- ④ グローバル教育センター (平成 27 年度から全学組織化) が開講するグローバル・スタディーズ系英語科目や国際教養学部の英語による日本関係科目の履修者数 (平成 28 年度 299 人)
- ⑤ 卒業後、海外の教育機関に進学もしくは海外の機関、企業等に就職した学生数 (平成 28 年度 14 人)
- ⑥ グローバルリーダーシップ・プログラム  
フィールドワーク、討論、講演を通じ、異なる価値観に触れ各国の置かれた立場を踏まえながら、地球的問題に対し解決策を探る実践力のある人材養成を目指す (平成 28 年度 6 人)。
- ⑦ 国連ユースボランティア・プログラム  
国際社会への貢献を志す学生に国際支援の現場を知る機会を提供し、現地の抱える課題への理解を深め、洞察力を養える人材の育成を目指す (平成 28 年度 3 人)。
- ⑧ アフリカに学ぶーアフリカ中部の歴史と現代社会入門  
グローバル社会の中で今後アフリカ中部地域と日本とがどのような関係を構築していくことが望ましいかを考えることを目指し、中部アフリカの地域多様性を理解した人材の育成を目指す (平成 28 年度 10 人)。

(全学共通)

- ① 専任教職員における外国籍及び外国の大学で学位を取得した者の割合 (平成 35 年度 57.0%)
- ② 外国語における授業科目数・割合 (平成 35 年度 1,555 科目、22.8%)
- ③ 外国語のみで卒業できるコースの数 (平成 35 年度 14 コース)

### 法政大学

#### 【グローバル人材に関する定義】

社会の「自由と進歩」に絶えず挑戦する創造性を持ち、人間力豊かな社会のリーダーであり、持続可能な地球社会の構築に捧げることができる国際的人材。 具体

的には、以下に示す能力を備えた人材

- ① 積極性と使命感を有する人材である。それは、「進取の気象」に富み、「自由な発想」で考え、「新しい問題に積極的にチャレンジする自立型人材」である。自分の考えを明快に説明できる論理性、他者や多文化に対する理解と協調、課題の発見とそれを解決する能力を有すること
- ② グローバルな視点から情報を集め、発想ができる人材である。国際社会における諸議論の対立点や異なる主張を理解する上で重要となる暗黙の前提条件や制約条件を理解するためには、海外報道メディアやインターネットなどの直接情報を理解する必要がある、これらを使うことができるメディア・リテラシーを有すること
- ③ 異文化を理解し海外で生活ができる人材である。自分の文化と異なる習慣、民族、宗教などに対する知識と理解ができ、異なる文化環境においても生活でき、仕事ができる能力を有すること
- ④ 高い語学力とコミュニケーション能力を有する人材である。現在では、多くの国、地域でコミュニケーションをとるためには、現地の言葉だけでなく、英語が重要なコミュニケーション・ツールとなってきた。英語による会話、ディベート、プレゼンテーション、ネゴシエーション、論理的な文章作成ができる能力を有すること
- ⑤ 日本人としてのアイデンティティ、あわせて深遠な教養と専門能力を有する人材である。世界の中で活躍する場合に、母国に対する関心がさまざまな場面で寄せられる。母国の歴史、文化、社会、習慣などを適切に、論理的に説明することが求められる。母国の説明を通して、アイデンティティを確立し、そして異なる文化を理解する能力を有すること

(注) これらの能力のほか、学問的な専門性、職業人としての専門性も確立しなくてはならない。

#### 【主な目標・指標の設定】

##### ① 語学力達成度

全学部において習熟度別少人数のクラス編成を発展させる。また、語学教育を通じて、国際社会や異文化に対する理解力、思考力や判断力などを涵養し、学生が上級学年に進級しても、日常的に語学力を活用できるよう、英語による専門科目や関連科目を充実させることにより、平成 35 年度には、学部学生の 48.1% が CEFRL B1(TOEFLE®ITP 450 相当)以上を達成する。

GIS (グローバル教養学部) に所属する学生については、1 年次修了時における TOEFLE iBT のスコアを、1 学年平均で 80 (PBT/ITP 換算で 550 相当) 程度とする。その上で、近い将来、グローバル人材として活躍し得る一部の学生については、卒業時の到達すべきスコアを TOEFLE iBT90 以上とする。

英語以外の外国語に秀でた学生については、国際文化学部 の 諸外国語圏への S A 留学者では、卒業時における諸外国語運用能力の育成を次のように明確化する。

- ・ドイツ語 独検 2 級以上
- ・フランス語 TOF 200-299 以上
- ・スペイン語 DELE B2 以上
- ・ロシア語 ТРКИ基礎級以上
- ・中国語 新HSK5 級以上
- ・朝鮮語 ハングル能力検定試験準 2 級以上

② 学部生のグローバル・アクティビティ体験率

派遣留学制度人数の増加に加え、ASEAN地域の協定先大学を開拓し、学生の受入・派遣を実施する。その他、海外フィールドスタディなどの短期派遣プログラム、国際ボランティア・国際インターンシップの拡充や日本語教育・日本文化紹介インターンシップ等海外での取組を強化する。あわせて、「2020 東京オリンピック・パラリンピック」等の催しの機会を活用した国内におけるグローバル体験の場を積極的に拡大する。これにより全ての学生が何らかのグローバル・アクティビティ体験ができる環境を整備する。

明治大学

【グローバル人材に関する定義】

ダブルディグリープログラムを実施する米国・ノースイースタン大学の実践的教育プログラム「C o o p」プログラムへの参加や、明治大学の学士と米国・テンプル大学の修士を修得するデュアルディグリープログラム、「グローバル人材育成プログラム科目」の国連ユースボランティアへの参加等を通じて、長期的かつ持続的に良好な国際関係の維持に貢献する学生、また、国際組織と日本をつなぐ海外との折衝能力とネットワークを持ち、産業界や政府機関で即戦力となるような人材

【主な目標・指標の設定】

- ① ノースイースタン大学 (NU) ダブルディグリープログラム (達成目標:平成 28 年度5人)
- ② テンプル大学 (TU) デュアルディグリープログラム (達成目標:平成 28 年度5人)
- ③ 国連ユースボランティアプログラム (達成目標 (応募者):平成 28 年度 15 人)
- ④ ロッテルダム大学ビジネススクール協定留学 (達成目標:平成 28 年度 3 人)
- ⑤ イーストフィンランド大学協定留学 (達成目標:平成 28 年度 3 人)
- ⑥ 海外インターンシップの全学的な展開 (達成目標:平成 28 年度 30 人)
- ⑦ 卒業生の海外留学経験者数 (経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業取組部局達成目標:平成 28 年度 100 人)
- ⑧ TOEIC800 点以上のスコア保持者 (経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業取組部局達成目標:平成 28 年度 100 人)

## 名古屋大学

### 【グローバル人材に関する定義】

- ・ 現在の国際社会が異なる文化・宗教・民族の間の価値観の衝突から多くの問題が発生していることを踏まえ、異文化の多様性を理解し、将来グローバルに活躍できる人材
- ・ マイノリティーである民族、あるいはグループに対して敬意を持って対等な付き合いのできる人材
- ・ 激動する国際社会の政治と経済に関心を持ち、正しく理解してグローバルな仕事のできる人材
- ・ 自国の立場のみ考えるのではなく、世界の一員としての日本の責任と義務を理解し、行動ができる人材
- ・ 海外進出した企業の一員となった場合、進出先の国の政治・経済・文化を理解し、日本あるいは所属する企業だけでなく、進出先の国の経済的・文化的発展に貢献できる人材

### 【主な目標・指標の設定】

※ グローバル人材像に対応した教育目標及びその内容並びに大学が提供している手段等

#### ① 世界に目を向ける能力

海外の政治・経済・産業・学術研究動向に目を向け、自らの立ち位置や日本の状況などを意識する力を育むために、幅広い基礎科目を選択科目として提供しており、専門の研究活動やゼミなどを通じて世界を意識しながら学習する環境を整備している。現在進行中の国際プログラム群（G30、リーディング大学院、CampusAsia、ShortStay/ShortVisit など）を通じて、世界の現場を体験する機会を提供している。

また、新たな取組として、米国・カナダ・中国・韓国などの在名古屋領事館と協力して、各国の政治・経済・文化に関する講演会をシリーズ化し、学生の履修プログラムに組み入れる。

#### ② 困難に立ち向かう能力

目標を明確に持って学習や研究、課外活動等に取り組む姿勢を育むために、i) 担任・指導教員がミッションを明確にし、学習指導、ii) 卒論・修論・博士論文指導に際し、学生自身が達成目標を明確に定める事を重点事項に位置付け、iii) 研究活動では、測定機器の共同利用や、フィールドワーク、文献調査などで大勢の仲間と協力するチームワーク力を意識的に涵養、iv) 学習・研究・課外活動などで高い成果を上げた学生を評価し、顕彰する制度（総長顕彰）などの取組を行うことにより、こうした学生の意欲を高める施策を進めている。

#### ③ 課題を分析的に読み取り、解決の方向を提案・推し進める力

学部一年生に必修としている基礎セミナーは、問題解決型の基礎力を養う事を目指しており、様々な学習・研究あるいは課外活動などを通じて、実行力を培っ

ている。その土台の上に、学部レベルでは卒論研究（文系においてはゼミ）を、大学院では修士論文や博士論文の研究を研究課題を深く掘り下げる機会として位置付け、課題を深く読み解く意識的な指導を行っている。問題解決型の講義や研究室レベルの文献紹介セミナーなどで大勢の学生の発表を見聞きすることで、自分の見方とは異なる多様な視点の重要性を体験すると同時に、常に多面的で柔軟な思考が出来る訓練となっている。

また、英語による基礎セミナー「Leadership and Management」、「Career and Life Development」、「Relationships and Communication」を開講し、受講している学生が現場見学や、教員との討論を通じて問題点の把握を助ける実践型講義として設計されている。

④ 英語を中心とする使える語学力

英語教育の見直しによる英語新カリキュラム (Academic English) を導入し、習熟度に対応した履修コース制度、自立的学習体系を構築するカリキュラムにより英語力の強化を図っている。G30 で採用された外国人教員による G30 for J-students と呼ばれる英語講義を体験するプログラムを平成 23 年度から全学に提供（学部・大学院共通）している。

また、本学の海外事務所（上海、フライブルグ）が現地の同済大学、フライブルグ大学と協力して中国語・ドイツ語の研修プログラムをそれぞれ提供している。さらに、部局単位では、専門課程に即した英語によるライティングやプレゼンテーション力向上の授業を提供しているほか、G30 が提供している英語による国際コース群（数、物、化、生、自動車、経、法、文、言、医）の講義を、順次日本人学生の履修科目として開講しており、大学全体として多面的な語学学習の取組を進めている。

⑤ 多様な価値観などの多様性を理解し、世界の国々を尊重する精神

異文化理解を教育目標にした講義を多数開講しているが、グローバル人材育成の観点を学生に認識させ、積極的に受講を進める取組になっていないため、関連開講科目数の増加、留学生との交流を目的として設置する World Zone と一体的に活用するプログラムを充実する。さらに、基礎セミナーを通じて、課題に対するレビューと自分の考えを相互に批評し、様々な視点・考え方の存在を認識する力を育成している。

また、本学が設置している海外事務所（タシケント（ウズキスタン）、ウランバートル（モンゴル）、ハノイ・ホーチミン（ベトナム）、プノンペン（カンボジア）、上海（中国）、フライブルグ（独）、ノースカロライナ（米国））のミッションに、現地におけるインターンシップ・語学研修などのプログラム開発を加え、本学学生が世界の様々な地域で体験学習が可能な体制を整え、多様性と他国の歴史・文化などを尊重する精神の涵養を図る。

⑥ 自分の分野における高度な専門性に裏打ちされた自信

卒業研究、修士・博士論文を進める過程で、厳しい訓練が積み重ねられており、G-

COE等の様々なプログラムを通じて、研究成果を国内外の専門家と議論する機会を意識的に作るなど、自分の専門性を鍛える教育実践を徹底している。

⑦ 起業家精神の涵養

起業家精神の涵養は、本学の体系的な教育プログラムとして未だ確立していない分野であるため、起業家精神を育む取組として、「夢を実現するプロジェクト」を実施した。これは、本学卒業生がスポンサーになり、「夢を実現するとはどういう事なのか（起業）」についての4回の講義を実施し、受講した学生からの起業化提案を審査し、一定の経費を支援するプログラムである。

現在、本学の国際的な産学連携拠点としてノースカロライナのリサーチトライアングルに設置している事務所では、名古屋大学発の研究成果や特許を米国企業に紹介する活動を行っている。

**豊橋技術科学大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

- ・ グローバルコミュニケーション能力  
高い語学力、異文化包容力を持って、多様な価値観の中で理解し、発信する能力を有する。
- ・ 多様な価値観が存在する環境での課題解決能力  
高い技術力、科学的素養に裏付けされた、課題を把握・分析し、解決を構想・創造する能力を有する。
- ・ 世界に通用する人間力  
世界で通用する教養、チャレンジ精神、柔軟で寛容な協調性を備えたリーダーシップ力を有する。

**【主な目標・指標の設定】**

- ① 「グローバル技術科学アーキテクト養成」コースの設置
  - ② 多様な価値観の学生教職員が共生するグローバル寄宿舍「技術究創舎」の設置
  - ③ 重層的なグローバル人材循環の推進
- ※ これらを柱とした諸取組を進めており、大学の国際化等を測るため、スーパーグローバル大学創成支援事業採択大学が共通に設定する指標・目標及び大学独自の指標・目標を設定している。それら指標には、学生の語学レベルの測定等、シラバスの英語化等の教育面での指標とともに、外国人留学生の割合、日本人学生の留学経験者の割合、外国人等教員・職員の割合等、大学の国際化のための多岐にわたる指標・目標が設定されている。

**愛知県立大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

(外国語学部)

国際社会と地域社会の両方に関心を持ち、受動的姿勢ではなく、主体的に行動できる人材

【主な目標・指標の設定】

- ① 外国語学部学生の60%以上が単位認定留学
- ② 「留学前→留学中→留学後」のプロセスを、グローバル人材を育てる一貫した発展的教育課程としてとらえ、これらの各段階で必要な能力を育てる体系的なプログラムとして、「グローバル人材プログラム」を整備（平成25年度）  
 （グローバル人材プログラムの内容）
- 学部の専門の学修に加えて、海外留学を組み込み、留学前→留学中→留学後の各段階で、グローバル社会に必要とされる能力を養成する体系的な授業科目を提供し、語学力と共に主体的に行動する力を身に付けることを目標。卒業時に次のi)～iv)の要件を達成した学生を「グローバル人材プログラム」修了者として認定
- i) 卒業時に、各専攻言語及び第2外国語に関して到達目標レベルを満たしていること（下表参照）
  - ii) 指定科目から26単位を履修（海外留学が必修）
  - iii) i c o t o b a（多言語学習センター）開講科目を受講し、クラス修了試験に合格すること
  - iv) 指定講習会に出席し、指定の課題を提出

表 「グローバル人材プログラム」で定めた外国語の達成目標

区 分	専攻外国語	第2外国語
英語	TOEIC 800点以上	TOEIC 730点以上
フランス語	実用フランス語技能検定試験 準1級以上	実用フランス語技能検定試験3級以上
スペイン語	DELE B1以上	DELE A1以上
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験2級以上	ドイツ語技能検定試験4級以上
中国語	中国語検定試験2級以上	中国語検定試験3級以上
ポルトガル語	—	CIPLEまたは中級以上に相当する科目でA評価を4単位以上
ロシア語	—	ロシア語能力検定試験4級以上又は中級以上に相当する科目でA評価を4単位以上
韓国朝鮮語	—	ハングル能力検定試験3級以上又は韓国語能力試験3級以上
日本語	—	日本語能力検定試験N1合格



## 愛知大学

### 【グローバル人材に関する定義】

「語学力」、「人間力」、「異文化理解力」、「日本理解・発信力」、「協働力」の5つを併せ持つ人材

### 【主な目標・指標の設定】

- ① 「現地インターンシップ」  
本プログラムに参加の上、単位修得した学生数（留学中の参加学生も含む。）
- ② 「現地研究調査」  
本プログラムへ参加のほかに、単位修得が必要な科目（4科目・10単位以上）の履修と、終了後の報告書の提出をもって、単位認定がなされた学生数
- ③ 「昇竜道プロジェクト支援企画」  
全学において学生主体の本コンテスト等への参加を通じ、関連団体と共同してPBL型（課題解決型学習）の取組を展開しており、その参加者数
- ④ 「JICA等との連携講座、シンポジウムの開催」  
正課授業（共通教育科目）の中で、JICA等の海外駐在経験者である外部講師を招き、学生に国際社会における日本の位置付けや、グローバル人材に必要なとされる要素を考える機会を付与しており、この科目の履修者数

## 神戸大学

### 【グローバル人材に関する定義】

大学の教育理念「真摯・自由・協同」の精神に基づき、卓越した外国語能力と高度な専門性を持って、地球規模での現代的諸課題に立ち向かい、国際社会の持続可能な発展を可能とする「問題発見型リーダーシップ」を発揮できる人材

### 【主な目標・指標の設定】

- ① 学部ごとに卒業時の外国語力スタンダードの基準（TOEIC760又はTOEFL-iBT80などの基準点）及び同基準を満たす学生数
- ② 卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数
- ③ 日本人学生の海外留学生者数・全学生に対する比率
- ④ 外国人留学生・全学生に対する比率
- ⑤ 外国語による授業の実施率
- ⑥ 外国人教員等比率
- ⑦ 教員の博士号取得率
- ⑧ 教員当たり学生数
- ⑨ 一定の外国語スタンダード（TOEIC800点等）を満たす事務職員の割合

## 関西学院大学

### 【グローバル人材に関する定義】

- ・ スクールモットー“Mastery for Service（奉仕のための練達）”は、「隣人・社会・世界に仕えるため、自らを鍛える」という関学人のあり方を示しており、

こうした人材を「世界市民」と定義

- ・ 世界を視野におさめ、他者への思いやりと社会変革への気概を持ち、高い識見と倫理観を備えて自己を確立し、自らの大きな志をもって行動力を発揮する人
- ・ 「確立した個人」を基礎に「国際的知識・技能」、「専門的知識・技能」、「マネジメント知識・技能」の3つの知識・技能を備えた人材（経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援）
- ・ 世界市民のコンピテンシーを「主体性」、「タフネス」、「多様性への理解」と定義（スーパーグローバル大学創成支援）

**【主な目標・指標の設定】**

① KGポートフォリオの中で評価を行う仕組みを整備

実践型“世界市民”育成プログラムでの育成目標に挙げた各能力や技能について、その到達度を計り学生へ随時フィードバックを行うポートフォリオシステム（KGポートフォリオ）である。同システムでは、学生の成績データと育成能力の関連を示すのみならず、卒業後の目標とそこへ到達するための計画、学期ごとの振り返りを学修計画と結び付けて検討し記入することができる機能を学生へ提供

② 「ダブルチャレンジ制度」の導入

全学生が自身の所属する学部や専攻に加え、異なる分野へ挑戦する制度で、  
i) 留学等の国際交流プログラムに参加する「インターナショナル」、ii) 社会での実践型学習を伴う「ハンズオン・ラーニング」、iii) 他学部の体系的なカリキュラムを履修する「副専攻」の3プログラム

**大阪大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

- ・ 世界に通用する高度な専門性と深い学識を有する
- ・ 人類の遺産としての豊かな教養を有する
- ・ 問題を発見し、解決の道筋を創るデザイン力を有する
- ・ 領域を超えるコミュニケーションを介した国際性を有する

**【主な目標・指標の設定】**

- ① 留学生の受入れを平成32年度までに全学生の15%に増加
- ② 学生の海外派遣を平成32年度までに全学生の8%に増加

**京都大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

- ・ 多様な専門分野を俯瞰し、創造的に課題解決にあたる人材、および、コミュニケーション力と国際性を備えてグローバルに活躍する人材（博士課程教育リーディングプログラム構想調書）
- ・ 世界に開かれた大学として、21世紀を特徴づけるグローバル社会にふさわしい

多様で豊かな国際交流を通じて、ワールドクラスの優れた研究者及び高度の専門能力を持つ人材（京都大学ジャパンゲートウェイ構想調書）

**【主な目標・指標の設定について】**

（定性的目標）

- ① ワールドプレミアム高等教育ネットワークの構築を介した次世代卓越人材育成の推進
- ② ワールドプレミアム高等教育ネットワークのジャパンゲートウェイにふさわしい全学教育研究環境・インフラの整備
- ③ 国際化に伴う危機管理共同体制の確立と整備－international allianceの拡充
- ④ 同窓会の世界戦略展開
- ⑤ 国際化戦略推進 産学官オープンイノベーション教育組織の整備

（独自の定量的成果指標）

- ① Times Higher Education 世界大学ランキングの TOP10（2023 年）
- ② 学生の国際共著論文数倍増（2023 年 400 本）
- ③ 学生の海外派遣数倍増（2023 年 250 人）
- ④ 国際インターンシップ経験学生数倍増（2023 年 300 人）
- ⑤ MOOCs 及び SPOC 等 ICT を活用した国際共同実施科目数倍増（2023 年 110 科目）

（注）京都大学ジャパンゲートウェイ構想調書における大学独自の成果指標と達成目標

**京都工芸繊維大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

専門分野の確固たる知識・技能を有し、積極性・コミュニケーション力・統率力といったリーダーシップ、自己のオリジナリティーのよりどころとなる文化的アイデンティティ、外国語運用能力を備え、国内外でのプロジェクトを成功に導くことができる人材

**【主な目標・指標の設定】**

上記人材の育成のために必要なカリキュラムを構築し、当該カリキュラム（専門性、リーダーシップ、外国語運用能力、文化的アイデンティティの項目に考慮した指標を策定）を修了した学生数

**京都産業大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

グローバル人材像を「グローバル社会で活躍する理系産業人」と定義し、このグローバル人材が有すべき 4 つの資質を、①確かな語学力と異文化受容力を持つ若者、②自らの存在と母国に自信と誇りを持つ若者、③チャレンジ精神と主体性を持つ若者、④専門領域に関する確かな知識を持つ若者としている。

**【主な目標・指標の設定】**

※ グローバル人材が有すべき4つの資質ごとに目標・指標を設定

1 確かな語学力と異文化受容力を持つ若者

- ① 実用的英語運用能力の獲得を重視した全学共通英語プログラム (8単位必修)
- ② 外国語学部と理系3学部が連携し開講している特別英語プログラム
- ③ 多領域の内容を全て英語で学ぶグローバル・ジャパン・プログラム
- ④ その集大成としての海外留学といった4層構造からなる英語力向上プログラム

(注) 外国語学部及び理系3学部には、卒業時のTOEICスコア及び海外留学経験者数に数値目標を設定

2 自らの存在と母国に自信と誇りを持つ若者

- ① 本学と京都との関わりや建学の精神を学ぶ自校(KSU)科目
- ② グローバル社会の今日的諸問題に関する理解を深める社会問題科目
- ③ ポータル科目「自己発見と大学生活」

3 チャレンジ精神と主体性を持つ若者

チャレンジ精神と主体性には、特に、海外留学とインターンシップを中心課題として位置付け、独自に開発したルーブリックを用いて目標となる指標を具体的に例示

4 専門領域に関する確かな知識を持つ若者

- ① 先端分野に触れる知識・技能を習得することが出来るカリキュラムを編成(理系3学部)
- ② 海外招聘教授による集中講義などを専門カリキュラムの中に導入
- ③ グローバル・サイエンス・コースでは、グローバル人材の4つの資質の育成と現行の大学および各学部の3つのポリシーとの関係性を整理し、英語力、豊かな教養、学外・海外での学びを取り入れた要求水準の高い3つのポリシーを策定

同志社大学

【グローバル人材に関する定義】

創業者新島襄の建学の精神に基づき、「キリスト教主義」、「自由主義」、「国際主義」の3つの教育理念の実現に向けて、高度な外国語運用能力を基礎的資質としつつも、キリスト教の徳育に基づき、自由でのびやかな進取の気性に溢れ、「良心を手腕に運用する」ことのできる、「考動する」人材

【主な目標・指標の設定】

- ① TOEFL-iBT79点(TOEFL-PBT550点、TOEIC730点)を基本標準とする高度な外国語運用能力
- ② 日本と世界の近現代史及び世界の諸宗教についての十分な理解力
- ③ 専門教育によって培われる専門領域の知識
- ④ 他者を理解し、他者に配慮できる、バランス感覚に優れた感性と品性

- ⑤ グローバル社会における「公正」と「正義」の実現を求める高度な倫理性  
(注) 卒業時まで学生が修得すべき具体的能力

立命館大学

【グローバル人材に関する定義】

(2016年度から2020年度の学園ビジョン)

- ・ 世界を洞察し、変革していくために必要となる豊かな教養と確かな専門的素養、そして総合的人間力を兼ね備えた人間
- ・ 世界をフィールドとして、高い志やチャレンジ精神を持ち、どんな困難があっても果敢に乗り越えようとする強い意志と逞しさを備え、主体的かつ責任をもって創造的に問題解決を図ることのできる人間。そのために異なる文化や価値観、立場の人々ともお互いに尊重し、理解し合い、協働することのできる能力や行動特性・感性を持った地球市民
- ・ アジア太平洋地域に位置する学園として、アジアの言語や多文化を理解し、アジアを中心とした国際社会の中で協働して創造性を発揮し、イノベーションを創出する人間
- ・ 地域社会との共生の中で発展してきた私立総合学園で学ぶことを自覚し、より一層、各キャンパス・学校の教育の特長を活かした地域社会との連携・共創・貢献に、主体的に参画できる感性・行動力を備えた人間

(グローバル人材育成推進事業)

- 1 グローバル社会に必要な基礎的・実践的技能を備えたグローバルIT人材  
(学士課程修了時)

英語の文書の理解や執筆、英語での会話やプレゼンテーションに必要な英語基礎能力を身に付けるとともに、専門的事柄を正確に相手に伝える社会人基礎力(コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力)を身に付けていること。また、専門的な事項に対する英語によるプレゼンテーション能力・ドキュメンテーション能力、さらには、外国人と協力して課題の設定や解決を行うための英語によるグループワーク能力を身に付けていること。また、国や文化、人種の枠を超えて様々な人々と協力することのできる異文化理解力(多文化間リーダーシップ力)を持っていること。

- 2 グローバル社会に必要な創造的技能を備えたグローバルIT人材(大学院博士課程前期課程修了時)

自らの研究成果を論文や国際学術会議などで発表できる英語による研究発表能力を持っているとともに、他者の協力を得ながらリーダーシップを発揮して研究開発プロジェクトを運営するプロジェクト運営・リーダーシップ能力を身に付けていること。

## 【主な目標・指標の設定】

(グローバル人材育成推進事業)

### ① 第1ステップ (大学1・2年次)

- 英語基礎能力：4技能（リスニング・スピーキング・リーディング・ライティング）の獲得
  - ・ 音声英語による相手との意思疎通や情報交換に応ずることができる
  - ・ 英語の書籍、Webサイト、Eメール等を読むことができ、その要点を理解することができる
  - ・ 英語でエッセイ課題やスピーチの原稿を書くことができる
- 社会人基礎力：技術者に要求されるコミュニケーション能力・プレゼンテーション能力の獲得
  - ・ 自らの考えを明確かつ論理的に組み立て意見交換できる
  - ・ 自らの研究成果を論文や報告書にわかりやすくまとめることができる
  - ・ 学習・研究の成果を一定時間内に正確に発表できる
  - ・ 科学技術英文を理解できる
  - ・ 他者の意見をよく聞き、尊重することができる
- 異文化理解力：多様な文化や価値観の理解、日本・日本人に関する再認識
  - ・ 日本や日本人について再認識し、外国人に対して、きちんと説明できる力を身に付ける
  - ・ 外国の文化や考え方・価値観を理解する

### ② 第2ステップ (大学3・4年次)

- 英語によるプレゼンテーション能力・ドキュメンテーション能力
  - ・ 科学技術分野のテーマについて、英語によるプレゼンテーションやレポートの執筆ができる
  - ・ 英語による専門科目の講義の要点を聞き取ることができる
  - ・ 英語で書かれた専門科目の教科書の内容を理解することができる
- 英語によるグループワーク能力
  - ・ 集団における各構成員の役割を把握できる
  - ・ 適切な解決策を見つけ、集団内での合意をとることができる
  - ・ 合意に基づいて自主的かつ協調的に行動できる
  - ・ 他の学生と英語を用いてグループワークを進めることができる
- 異文化理解力：国・人種・文化等の枠を超えて行動できる力の獲得
  - ・ 異文化を理解した上で、外国人とともに学習や行動ができる
  - ・ ボーダーレスに研究を進めることができる
  - ・ 異文化を力に変えることができる、異文化による相乗効果を生み出すことができる

③ 第3ステップ（大学院・前期課程）

- 英語による研究発表能力：英語による専門的知識と実践的な英語能力の修得
  - ・ 国際的な研究の場で通用する英語力を身に付ける
  - ・ 研究内容を日英両言語で論理的に表現できる能力を身に付ける
  - ・ 英語による専門分野の講義や研究発表について、内容を十分に理解することができる
  - ・ 英語で書かれた専門分野の教科書や学術論文の内容を十分に理解することができる
  - ・ 自分の研究テーマについて、英語による論文執筆や研究発表を行うことができる
- プロジェクト運営・リーダーシップ能力：グローバルな環境で創造性を発揮できる能力の獲得
  - ・ グローバルな環境下において、構成員が協力してプロジェクトの運営や課題解決を行うことができる
  - ・ 外国人や学部学生も交えたグループでリーダーシップを発揮し、プロジェクトの運営を先導することができる

広島大学

【グローバル人材に関する定義】

人類が現在直面しているまた将来直面するであろう「常に変動し予測不能な種々の課題」を解決することのできる人材

【主な目標・指標の設定】

（スーパーグローバル大学創成支援事業）

今後 10 年以内に、教育力強化と研究力強化を両輪とした大学改革により、グローバル人材を持続的に輩出し、知を創造する世界トップ 100 の総合研究大学に変貌することを目指すとしており、その目標達成のため、41 項目にわたって成果指標及び達成目標を設定（18 項目は数値目標）

- ① 教員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合
- ② 職員に占める外国人及び外国の大学で学位を取得した専任職員等の割合
- ③ 教職員に占める女性の比率
- ④ 全学年に占める外国人留学生の割合
- ⑤ 日本人学生に占める留学経験者の割合
- ⑥ 大学間協定に基づく交流数（派遣日本人学生、受入外国人留学生）
- ⑦ 外国語による授業科目数・割合
- ⑧ 外国語のみで卒業できるコースの数等
- ⑨ 学生の語学レベルの測定・把握、向上のための取組
- ⑩ ナンバリング実施状況・割合
- ⑪ シラバスの英語化の状況・割合

- ⑫ 奨学金支給の入学許可時の伝達
- ⑬ 混住型学生宿舎の有無（混住型学生宿舎に入居している外国人留学生数、留学生宿舎に入居している外国人留学生数に占める割合、混住型学生宿舎に入居している日本人学生数、全日本人学生数に占める割合）
- ⑭ 年俸制の導入（教員、職員）
- ⑮ テニユアトラック制の導入
- ⑯ 事務職員の高度化への取組
- ⑰ 学生の主体的参加と大学運営への反映の促進
- ⑱ T O E F L 等外部試験の学部入試への活用

### 山口大学

**【グローバル人材に関する定義】**

（グローバル人材育成推進事業）

- ・ 教育内容の国際化と教職員のグローバル教育力強化を図り、東南アジア・東アジア地域で活躍する技術系人材
- ・ 異文化を理解し、海外で働く自覚を持つ人材（学部卒業時）
- ・ 国際技術者としての基礎力と海外企業で働く自信を持つ人材（大学院修了時）

**【主な目標・指標の設定】**

※ 設定したグローバル人材像を踏まえ、卒業・修了時に学生が修得すべき具体的な能力の明確化として、8つの具体的な能力（i 専門分野の知識と技能、ii 問題発見・解決能力、iii コミュニケーション能力、iv チームワーク力、v 語学力、vi 国際的視点、vii 自己研鑽、viii 日本人及び山口大学生としての自覚と誇り）について、定性的・定量的目標を設定

- ① 研修プログラム参加学生のうち、単位取得を伴う研修への参加者（卒業時における「単位取得を伴う海外留学経験者数」）  
（平成26年度：45人、27年度：60人、28年度：80人）
- ② 学部卒業時にT O E I Cスコア650点以上の学生数  
（平成26年度：15人、27年度：35人、28年度：55人）
- ③ キャリア教育科目「知の広場（国際化対応）」の受講者  
（平成26年度：50人、27年度：100人、28年度：100人）

### 山口県立大学

**【グローバル人材に関する定義】**

- ・ 地域とグローバル社会の架け橋となり、地域課題の解決に取り組み、かつ地域が有する資源を世界に売り込める「Inter-local 人材」
- ・ 世界と日本の地域をつなげて課題解決に向かう姿勢と地域の歴史的、文化的、自然的、人間的な資源の価値や可能性に着目し、世界に売り込める力を有する人材



**【主な目標・指標の設定】**

- ① 卒業時の外国語力スタンダード（国際文化学部）
  - i) 国際文化学科 TOEIC700点、中国語検定試験2級、ハングル能力検定試験準2級、スペイン語技能検定試験3級のいずれか
  - ii) 文化創造学科 TOEIC550点、スペイン語技能検定試験3級のいずれか
- ② 海外留学経験者数（国際文化学部）
- ③ 「Inter-local人材」の認定者数
- ④ 日本人学生の海外留学者数・全学生に対する比率
- ⑤ 全学部の1年生の50%以上がTOEIC450点以上

**九州大学**

**【グローバル人材に関する定義】**

（グローバル人材育成推進事業「国際的視野を持ったアグリバイオリーダーの育成プログラム」）

農学部学生が次世代農学の広範な基礎知識と各々の専門分野の高度な知識及び先端的な技術を習得し、農学を取り巻く地域・地球規模の課題を俯瞰的に把握し解決する国際的リーダーシップを発揮できる人材

（九州大学教育憲章）

「日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く全世界で活躍する人材を輩出し、日本及び世界の発展に貢献すること」と定め、これを達成するために、「人間性の原則」、「社会性の原則」、「国際性の原則」、「専門性の原則」、「一体性の原則」を打ち出している。

**【主な目標・指標の設定】**

（農学部学生を対象としたプログラム）

- ① 「グローバル展開汎用技能プログラム -ALEP, E-PAL-」（派遣期間：約4～5週間）

TOEFL-iBT60程度の学生を対象とした語学研修プログラムとして、農学問題解決に国際的リーダーシップを発揮できる産業人材育成を目的とし、平成25年夏期はアメリカ・サンノゼ州立大学において、26年度夏期からは豪州ニューサウスウェールズ大学において、Agribio Leader English Study Program (ALEP) を実施。英語の授業に加え、大学内研究施設や環境教育施設へのサイトビジットを行い、特にJETRO現地オフィスにおいては、日本と豪州間の農産品貿易動向を理解するとともに、これからの産業人材に必要な点について受講。

また、英語力上級者（TOEFL-iBT80程度）の学生を対象とした語学研修プログラムを、平成25年夏期からアメリカ・カリフォルニア大学デービス校において実施

- 指標：プログラムに参加し、単位取得した学生数（ALEP、E-PAL）  
（達成目標：平成26年度40人、27年度40人、28年度40人）

② 「問題解決の科学プログラム」(派遣期間：約2～3週間)

現場実践型・現地交流型プログラムとして、アジア・環太平洋を取り巻く農学実問題の現場を学生が実際に見ることにより、日本の国際貢献の重要性を直接認識し、農学を取り巻く地域・地球規模の課題を解決する人材育成を目的とし、平成25年夏期からASEAN諸国(ベトナム、フィリピン)及び米国において実施

○ 指標：プログラムに参加し、単位取得した学生数

(達成目標：平成26年度20人、27年度20人、28年度20人)

北九州市立大学

【グローバル人材に関する定義】

- ・ 「開拓精神に溢れる人材の育成」という理念のもと、「地域に根差し、時代をリードする人材の育成と知の創造」という教育目標を果たすため、優れた語学力に加え、多様性を受入れる柔軟性や卓越したコミュニケーション能力、さらに高いモチベーションを持ち、世界の舞台で活躍できる人材
- ・ 高度な語学力に裏付けられたコミュニケーション能力の高い人材  
基礎能力としての語学力を高いレベル(TOEIC730点以上(英米学科は800点及びIELTS6.0))で持ち、国際的なコミュニケーションを通じてチームとして協働できる人材
- ・ 世界中で活躍できるモチベーションを持つ人材  
本学の理念である「開拓精神に溢れる人材」として、働く場所等を問わず、グローバルな視野に立って積極性・チャレンジ精神を持つ、外向き志向でモチベーションの高い人材
- ・ 多様な価値観を理解尊重し、自国の歴史・文化や地域の強みを発信できる人材  
多様なバックグラウンドを持つ相手に対して、理解と尊重を示すことができ、かつ自国(日本)の歴史・文化を相手に説明できる文化発信の素養を持つ人材
- ・ 自分の意見をしっかり持ち、国際的な舞台でも主張・議論ができる人材  
自らの意見をしっかりと持ち、国際的な舞台においても、相手に流されることなく、意見と感情を混同せずに自分の考えを説明し、議論等ができる人材
- ・ 自らの志とリーダーシップを持って、国際的に活動できる実践力のある人材  
国内外問わずに、主体的に活動できる志を持ち、知識だけではなく、実践的な活動経験の積み上げにより、ビジネス等の現場においても、自分の力を発揮でき、かつ国を超えてパートナーが持つ力を結集できる外向きのリーダーシップを持ってプロジェクトが遂行できる人材

【主な目標・指標の設定】

海外インターンシップの開発及び実施(研修期間は2～4週間)

(達成目標：平成26年度20人、27年度30人、28年度30人)

## 立命館アジア太平洋大学

### 【グローバル人材に関する定義】

- ・ 相互理解の立場で様々な国・地域の人々と協力できる国際感覚と国際的視野を身に付けた日本人
- ・ 日本と諸外国の間の友好信頼関係の構築と各国・地域の将来の社会・経済の発展に寄与する人材

(APU2030 ビジョン)

立命館アジア太平洋大学で育成する学生（世界を変える人）

- ・ 他者と協働し、対話を軸に対立を乗り越え、社会に影響を与えることができる
- ・ 異なる文化との衝突や遭遇したことの無い困難への耐性がある
- ・ 多様な視点やアイデアから、新しい価値を創造することができる
- ・ 自分自身のゴールを描き、生涯学び成長し続けることができる

### 【主な目標・指標の設定】

- ① 卒業時に10か国以上の友人がいる学生の割合：20%（平成28年度目標）
- ② 卒業時の母語以外の運用能力（日本人3言語、留学生4言語）を有する学生の割合：日本人26%、留学生18%（平成28年度目標）
- ③ 卒業時の日本人学生の海外経験率：50%（平成28年度目標）
- ④ 卒業後に母国以外で就業・進学する留学生の割合：30%（平成28年度目標）

## 長崎大学

### 【グローバル人材に関する定義】

(国立大学法人長崎大学中期目標)

地域の課題を掘り下げる能力と多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた人材

### 【主な目標・指標の設定】

- ※ 「長崎大学の国際戦略」（平成25年4月策定）及び「国立大学法人長崎大学中期計画」（平成28年3月31日文科科学大臣認可）におけるグローバル人材に関する目標・指標

区分	国際戦略		中期計画
目標・指標	日本人学生の海外留学者数 (注3)	901人	日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の値である学部2.9%、大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上
	全学生に対する比率	10.1%	
	外国人留学生数(注4)	902人	留学生の割合(5月1日時点及び年度通年)を平成25年5月1日現在の4.5%及び25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上
	全学生に対する比率	10.1%	
	外国語による授業の実施回数	454回	学術交流協定に基づく単位互換の活用、外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%から倍増
	全授業に対する実施率	5.0%	
	外国人教員等の人数(注5)	295人	外国人教員等の割合を30%に増加
	全教員に対する割合	27.6%	
	語学力(TOEIC 800点等)を有する事務職員数	45人	海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上
	全事務職員に対する割合	10.0%	
外国語力スタンダード(TOEIC 750点、TOEFL 550点)を備える卒業生の全卒業生に対する比率	20%以上	—	

- (注)1 国際戦略の目標・指標は、平成28年度における目標・指標  
2 中期計画の目標・指標は、平成33年度における目標・指標  
3 博士課程及び修士課程在籍者を含む。  
4 博士課程及び修士課程在籍者、短期生並びに研究生を含む。  
5 海外大学での学位取得又は通年1年以上の教育研究に従事した日本人教員を含む。  
6 中期計画における目標・指標は、平成26年度に「スーパーグローバル大学創生事業」に申請した際の目標・指標を他大学のものと比較・分析し、大学の予算等を勘案して設定

(注) 当省の調査結果による。